

宜 議 第 5 7 5 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石 川 慶

委員会審査結果について（報告）

閉会中において、本委員会で案件の審査をいたしましたので、案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 1 1 月 5 日	令 和 6 年 1 1 月 5 日	認定第1号
令 和 6 年 1 1 月 6 日	令 和 6 年 1 1 月 6 日	認定第1号
令 和 6 年 1 1 月 7 日	令 和 6 年 1 1 月 7 日	認定第1号
令 和 6 年 1 1 月 8 日	令 和 6 年 1 1 月 8 日	認定第1号
会議日数 4日間		

2. 審査結果

議 案 番 号	件 名	付 託 月 日	議 決 月 日	結 果
認 定 第 1 号	令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について	令 和 6 年 1 0 月 3 日	令 和 6 年 1 1 月 8 日	認 定 (賛成多数)

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年11月5日（火） 1日目

午前10時05分 開会

午後 3時00分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

総務部次長	多和田 眞満
市民経済部次長	本永 貴也
こども政策担当次長	浜里 郁子
建設部次長	城間 勝也
教育部次長	真鳥 かおり
消防次長	島袋 保

企画部次長	伊佐 真
福祉担当次長	香月 直子
健康推進部次長	米須 之訓
基地政策部次長	津波古 良幸
指導部次長	津島 美智子
財政課長	比嘉 隼也

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年11月5日（火）第1日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時05分）

【議題】

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、当局より説明をお願いいたします。企画部次長。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。細くなるかもしれませんが、質疑は駄目ですか。資料請求……

○石川慶 委員長 質疑も大丈夫なのですが、まずは資料請求から皆さんやってもらって、その後時間あったら、またお願いします。

○宮城政司 委員 では、よろしく申し上げます。まず80ページ、2款1項1目一般管理費のところなのですが、こういう聞き方をしているのか分からないのですけれども、説明欄で、自治会育成補助事業が21番と22番にあるのですけれども、こういった補助事業をされて、こういった成果があるかというのを資料でいただきたいのですけれども、これは自治会に関連する補助とか、支援とか、もっとたくさんあると思うのですけれども、それが全部僕は探し切れないのですけれども、要は令和5年度の自治会に対する支援がこういったものがあって、こういった補助をやって、それでこういった成果が出てきたかというのを知りたいのです。なので、この21番、22番だけではないかもしれないのですけれども、その辺りまとめて資料として出していただけないかなというお願いですけれども、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。令和5年度で自治会へ支援した、この21番、22番以外のものを含めて市民協働課が主管ですけれども、その支援内容でこういった効果があったのかも含めて資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いて、81ページの、これはちょっと質疑になるかもしれないのですけれども、資料があったらいただきたいのですけれども、2款1項1目一般管理費、81ページで28番の訴訟代理委任事業というのがあって、こちら概要が分かる、こういった結果だったのか、成果が分かる資料提出をお願いします。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらのほうの概要の資料を提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、90ページです。2款1項5目財産管理費の、これはちょっと番号がなくて、右側の備考欄、デマンド監視業務委託料というのが、ちょっと言葉の定義が分からなくて、デマンド監視というのはどういったものか、こちらも概要を資料でいただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

90ページの2款1項5目で、庁舎維持管理事業という4番が、89ページ、前のページになるのですけれども、その中のデマンド監視業務委託料というのが、庁舎を監視する一環だと思うのですけれども、デマンドというと、ネーミングもちょっと気になったのですけれども。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちらに関しましては、先ほど言いましたように電気料の上限というのを定めておりますので、その辺の内容のものとデマンドの意味も含めた資料も提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、92ページの2款1項6目企画費です。こちらはちょっと確認した上で、もし該当すれば資料をいただきたいのですけれども、備考欄3の土地利用規制等対策事業というのがあります。こちらって重要土地等調査法と関連するものなのか、全然違うものだよということだったら要らないのですけれども、もし関連するのであれば、概要と成果を資料でいただきたいのです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 宮城政司委員の御質疑、92ページの企画費、説明欄03、土地利用規制等対策事業につきましては、大規模な土地売買がある際に届出が必要になってくるのですけれども、こちらは国土利用計画法に基づく届出ということで、従前からある業務になってございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、重要土地等調査法とは別ということですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、ありがとうございます。大丈夫です。

続いて、105ページをお願いします。こちらも2款1項6目企画費なののですけれども、番号でいうと備考欄40番、宜野湾市火葬料等負担軽減事業について、実際何名程度が、この令和5年度で利用補助を受けられたのか。申請があつて、結果、どれぐらい利用があつたかというところと、もしやっていたら教えてほしいのですが、アンケートとか取られていますか、実際。この利用者は、何をもってこの制度を知ったかという、そういったものがあるといいなと思ったのですが、ごめんなさい。それはなければいいです。この事業の利用者、申請者数と成果が分かる資料をお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。成果説明書を御用意いただきたいと思います。

11ページの左側です。よろしいでしょうか。

○宮城政司 委員 人数が書いてありますね。

○市民経済部次長 2款1項6目の宜野湾市火葬料等負担軽減事業でございます。3番目の事業内容、実績のほうで、火葬料補助金交付として、補助対象者に対して補助金交付を行った。令和5年度補助実績としては、630人に945万円、補助額は1件当たり1万5,000円の補助を行っております。

アンケート、意向調査的なところについては、まだ取っていないと思いますが、また担当課に確認して、調査しているのかも含めて、後ほど答弁したいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。お願いしていた数字はあったのですが、これって、せっくなので伺いますけれども、実際630人の方から申請がされたのか。もっといたけれども、何かの事情で、申請内容に不備があったりでキャンセルというか、対応できなかったのがあったのか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。令和5年度につきましては、申請件数が634件ありまして、先ほど申し上げました630件の4件の差につきましては、重複申請、御家族のどなたかが別々に申請していたとかというものがありまして、4件が交付対象外、先に交付しているので、重複申請があったということです。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続けて、107ページの2款1項8目市民会館費とあるのですが、令和5年度は工事が始まっていますよね。その工事の影響というのはあった上での予算に対して決算の額なのかなというところが、この工事の影響ってどのくらいあったのかというのを伺いたい。

あと、具体的に例えば1番、市民会館管理運営費の中の市民会館専用駐車場使用料がすごい大きな額があるのですが、これってどういった使用料なのか。ちょっと分かるような資料を提供していただけたら助かります。どうでしょうか。

(「3年分ぐらいもらったほうがいい」という者あり)

○宮城政司 委員 そうですね。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。市民会館につきましては、令和5年8月から休館しているところでございますけれども、全体的に工事はしておりましたけれども、管理運営費についての、中身の大きな変化はございません。ただ、市民会館専用駐車場というのは、上下水道局と消防署が後ろにある市民会館の専用駐車場につきましては、防衛のほうから許可を得まして毎年お支払いしている金額になります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この費用って防衛に払っている費用ですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。では、資料は大丈夫です。また、今後質疑させていただきます。

続いて、110ページをお願いします。2款1項9目電子計算費のところになりますけれども、備考欄の2で

行政情報化整備事業、この中で、例えばシステム運用支援委託料とか入っています。導入に関しては、何となく見えているのですけれども、運用支援の委託料、一方、３番でシステム運用管理費とか、総合保守管理委託料とか、この辺が、恐らく実際利用されている方々からしたら、具体的に何が、すみ分けというのですか、分かると思うのですけれども、ちょっとこの資料、決算書からだけでは分からないので、その辺りは明確にして、もう少し分かりやすく内容を資料でいただきたいのですけれども、お願いしてもいいですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいま御質疑の決算書110ページ、説明欄02、行政情報化整備事業の中の各種委託料の中でシステム運用支援が、どのような業務内容になっているかというのと、下の３番のシステム運用管理費、こちらの業務内容、併せてそれぞれどういう業務内容になっているかという中身が分かるような資料ということではよろしいでしょうか。

○宮城政司 委員 はい。

○企画部次長 提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

続いて、その次の111ページで、同じく電子計算費なののですけれども、備考欄５番の情報セキュリティ強化対策事業についてなののですけれども、この事業を導入することで、実際セキュリティ事故、インシデントというのですけれども、が発生したかどうか。発生したのであれば何件あったかということと、逆にこの事業をやることで、防げた、これがあったから事故に至らなかったという効果があればすごくいいと思うのですけれども、その辺りを事業内容の成果として資料でいただきたいです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 決算書111ページの説明欄５の情報セキュリティ強化対策事業、こちらに係る、これまでの取組の中で、そういった事故等の実際というか、もしくは事故を防げたのかどうかの対策が機能しているのかどうか、その辺の分かる資料ではよろしいでしょうか。

○宮城政司 委員 はい。

○企画部次長 提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 続いて、その下の６番の行政サービスデジタル化整備事業のＣＩＯ補佐官等報酬で、具体的にこのＣＩＯはどういったことをされているかが分かる資料とどういった勤務体系なのか、分かる資料でいただきたいです。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 同じく111ページの説明欄06の行政サービスデジタル化整備事業の中のＣＩＯ補佐官の業務内容と勤務体系についての資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。あと、電子計算費は最後なののですけれども、その次の112ページの備考欄７番のＤＸ推進事業、こちらの事業概要は、委託されているのですよね。この委託内容と成果が分かる資料をいただきたいです。お願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 112ページ、説明欄、備考欄7のDX推進事業のDX推進計画関連業務委託料の内容と成果についての資料を提出してまいります。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。

○石川慶 委員長 1回交代してよろしいですか。

○宮城政司 委員 はい。

○石川慶 委員長 ほかに。宮城克委員。

○宮城克 委員 資料請求しましょうね。令和5年度決算に係る主要施策の成果説明書の2ページ、2款1項1目野嵩3区公民館建設補助事業なのですけれども、この事業の内容が分かるような資料をいただきたいと思いますが、ここに書かれているのですけれども、一般的、一般的と言ったらおかしいのですけれども、通常の学供とは違う形での今回の事業だったと思いますので、その経緯と事業の最終的なもの、どんなふうになったのか。これは実際どうでしたか。これは竣工を迎えましたか。どんなだったのかなと。その辺どんな感じになっているのか。もともとこういった公民館が、こうなりましたなど。もし途中であれば、こんな完成図があるとか、資料をいただきたいのですけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。成果説明書2ページ、野嵩3区公民館建設補助事業につきまして、事業内容といいますか、現時点での状況とか、それに至った経緯とか含めて資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 よろしくお願ひします。あと、次に3ページの2款1項6目中国厦門理工学院留学生派遣事業、取りあえず改めて毎回なのですけれども、なぜここだったのかというのを、この事業が、中国って相当広いではないですか。なぜここだったのかというのを改めてなのですけれども、たまたま先日、録画していた報道特集を全部整理していくと、何か韓国とずっと何十年間もやり取りして、砲撃がどんどん飛んでくる場所のそばに地図があったものですから、あれっと思って、一旦もう一回、ちゃんとこっちで整理しますけれども、もう一回改めて、この厦門、なぜここだったのか。その資料をいただきたいと思います。

委員長、すみません。1個ずつ確認しますか、内容を。連続で全部言わないで、1個ずつ1個ずつ、資料請求なのですけれども、出せるか出せないか確認しながら。続けてもいいですか。

○石川慶 委員長 大丈夫です。

○宮城克 委員 時間かかりそうですね、すみません。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。中国厦門理工学院留学生派遣事業につきましては、そもそもなぜ中国厦門だったのかも含めた資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解です。では、続いて8ページ、2款1項6目の宜野湾市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立事業なのですけれども、毎回なのですけれども、改めてです、令和5年度のものなので。内容が分かるような資料、基金の積立でですね。

取りあえずこの基金の積立での状況と、あと確認の上で、この事業の目的と事業の効果がありますよね。例えばこの基金、活用して、どのようなことをしたという実績、その辺があれば総括を含めて資料をいただ

きたいのですけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 宮城克委員御質疑の宜野湾市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立事業、9条調整交付金をいただいて、それを積立している事業でございますが、こちらの実績等含めて、これは令和5年度分になりますか、それとも何年分か。

○宮城克 委員 可能であれば、時間がかかりそうだったらよろしいのですけれども。

○企画部次長 3年分とか。

○宮城克 委員 対比できるような。

○企画部次長 資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 続いて11ページ、2款1項6目、宜野湾市火葬料等負担軽減事業、ただいま火葬場の建設も進んでいる中でございますが、それに対してだと思いますが、いわゆる負担料の軽減をするための事業だと思います。事業実績が分かるような資料をいただきたいと思います。

それで、そのまま隣の2款1項7目、防犯灯電気代高騰分補助事業とあります。その事業の内容を見ると、令和5年6月からということで、電気料の値上げ分の、その差額分とありますけれども、これがどのぐらいあったのか。これがずっと続いていくのか。どのぐらいの見通しになるのか。もし可能であれば資料をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 2点ございました。2款1項6目宜野湾市火葬料等負担軽減事業と防犯灯電気代高騰分補助事業でございます。

まず、火葬料等負担軽減事業につきましては、こちらのほうに目的と効果等ございますが、それ以外の何か資料というところでいうと。

○宮城克 委員 要は実績です。どのぐらいの負担の軽減をしていったのか。市民負担分を軽減するための事業ですよね。どのぐらいの実績、何人ぐらいに対して、宜野湾市は、そこに対して補助、補助というか、バックアップしていったのかというのが分かるような資料をいただきたい。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この資料にございます事業内容、実績のほうに、一応令和5年度実績ということで、945万円、630人に1万5,000円を補助したということでありますが、それではいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 事業のものが分かれば、そのときまた質疑しますので、一旦たたき台ではないけれども、何ってものが見えていないので、僕の中では。それがいただければいいです。出せるものでいいです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。例えば要綱とか、そういった補助金交付要綱等ございまして、そういうものがありますので。

○宮城克 委員 確認したいです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 例えば防犯灯電気代高騰分補助事業につきましては、差額がどのぐらいあったのか。そ

の見通しも含めて資料を提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、続けます。12ページ、2款1項8目の市民会館施設整備事業、市民会館のイメージとして、ずっと工事しているなという感じがします。この資料から3の事業内容、実績とあります。令和元年度からトイレの改修であったり、令和2年度は何をやったか。令和5年、令和6年で空調とかあるのですけれども、やはり予算を支出していますから、例えば何がどう変わったかというのが分かるようなもの、特に写真とか、そういったもの、例えば施工前、施工後、これをこういうふうに変えましたよというのが分かれば、なお一層、議会としても後押しできるのかなと。その予算が事業目的に対してどのように使われたかというのが分かるような資料をいただけますか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 資料のほうは提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では続けて、14ページ、2款1項11目の野球場施設整備事業というところで、事業の内容、実績、令和4年度は繰越して、野球場の散水設備、よく分かりません。この施設の整備事業ということで、これを見ると、事業の効果の中で、スコアボードの電光掲示板への移行であったり、バックネットの強化とかあるのですけれども、相当古い球場だと思います。特に今回、先日横浜DeNAベイスターズが優勝しました。そうすると、来年以降のキャンプのときから、またいろいろと球団側からの要望もたくさん来るのかなと。多目的、いわゆる室内練習場も設置して、球場も手動式から、人間が全部替えていたものを電光式にして、いろいろラバークッションだったり、いろいろ替えていっていますけれども、今後の見通しも踏まえて、まずは現在までに、この球場というのは、どのようなものを主に整備してきたのか。今後例えば想定できる、何か施設の整備だとか、あと球場の、正直最初に思ったのは、建て替えするべきなのかなと思ったのですけれども、これだけ補助を入れて、いろいろと整備をしているということは、そのまま全面的な改修はないという考え方だと思いますので、現在までにどのような整備をしてきて、今後どのような見通しがあるかが分かるような、そのような資料をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えいたします。成果説明書14ページ、2款1項11目、野球場施設整備事業について、今までの概要と今後の見通しについて資料をまとめて提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 よろしくお願ひします。では続いて、15ページの2款1項11目、市立グラウンド施設改修等整備事業、それからそのお隣の市立体育館改修事業、双方とも、市立グラウンドに関しては、全面の改修というふうな報告も受けております。市立体育館は、また改修が終わってというところで、見た目もコンベンションセンターと同じような模様だったのが、外観も、ペンキも塗り替えられて、改修工事はもう済んだのかなというふうに思っていますが、その辺のものが、例えば何がどう変わった、例えばさっき言われたように体育館だったら、施工前、こんな感じだったのが、施工後、こういうふうに変わりましたよというのが分かるような写真とかがあったら丁寧なのかなと。事業内容も、こういうふうに変えて、どのようにいわゆる利便性が向上したのかというのが分かるような資料をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 成果説明書15ページ、2件ございました。左側の2款1項11目、宜野湾市立グラウンド施設改修等整備事業と右側、2款1項11目、宜野湾市立体育館改修事業の経緯とか、今後の概要等はまとめて提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ラスト、21ページ、3款2項1目のDV・女性保護対策事業ということで、事業の目的、事業の効果、それから事業の内容、実績ということで、ここに書かれていますけれども、この事業、改めてですけれども、後で質疑はしますけれども、この事業の内容と実績を見ていると、あくまでも、例えばこのタイトルですよ。DV・女性保護対策事業、対策事業というくらいですから、以前から言っていますけれども、例えばDV被害であったり、その保護を求めてきたときに、例えば宜野湾市としてシェルターとか、そういった一時保護するようなものがなくて、窓口に行ったときにも、その姿勢が見受けられなくて、これを見ても、あくまでもそれに対してアドバイスをするとか、何するとかというものしか見えないのです。その辺をもう少し掘り下げたいと思うので、その中身が分かる資料をいただきたいと思います。

これを見ていると、その事業の内容、実績は、あくまでも助言とか、指導とか、そんな感じのものしか書かれていないのです。あとは、支援員を九州の何かの大会へ派遣するとか書かれていますけれども、果たしてその対策事業と言えるには、どのぐらいの女性や被害に遭った人たちをどのような形で守ってきたのかというのが見えるような資料がいただきたいと思うのですけれども、これは出せますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 成果説明書21ページの左側のDV・女性保護対策事業なのですけれども、こちらの事業の令和5年度の件数とその支援の内容の詳しいことまでは、ちょっと説明するのは難しいかと思いますので、こちらのほうは担当課と確認をしながら、提出できる資料の形を検討してまいりたいと思います。

○宮城克 委員 了解です。

○石川慶 委員長 はい。交代します。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 成果説明書の23ページの保育士就労促進支援事業、これは当初300万円の予定、30名の確保予定だったと思うのですけれども、これが16名になっていると思うのですけれども、なぜ16名になってしまったのか、それを資料でいただきたいと思います。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 成果説明書23ページ、右側の保育士就労促進支援事業のほうなのですけれども、令和5年度の事業開始となっておりますが、当初30名の予定で予算を計上しておりましたが、16名という実績になりました。半年を超えてからの申請になります。今年度の周知等を含めた形の実績、内容をまとめて提出したいと思います。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。今年度470万円計上しているものですから、これは多分47名ということですよ。この辺も含めてよろしくお願ひします。

あと、31ページ、地域キャリア教育支援事業、この事業、これは委託をされているのかどうか、まずここからお聞きします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 知念秀明委員の御質疑にお答えします。地域キャリア教育支援事業につきましては、31ペ

ージの3番、事業内容、実績のほうで、主な歳出項目にもございますが、委託でやっております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 委託事業ということは、講師を派遣したり、この企業のスタッフが、その場において教育されたりとかするはずなのですけれども、その報告書というのは、これは毎年上がってくるのですか。これは平成27年からやっている事業だと思うのですけれども、この委託業者から市に対して、こういう事業をやってきました。このスタッフが、この学校に何名行って、どういう事業をしてきましたよ。そういった報告書は上がってきていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。ちょっと手元に資料がないので、お答えできませんが、ちょっと持ち帰って御答弁いたしたいと思います。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 553万2,000円という予算を使って、今回は553万1,900円、100円違いなのですけれども、中身、例えば交通費が出たり、講師の講演料とか違ってくると思うのです。ですから、この予算を使ってどういう講演をして、詳細、交通費だとか、講演料の予算、こういったものを含めて、それも資料提出をお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。地域キャリア教育支援事業につきましては、事業者から実績報告も含めて、あとは委託した事業内容の内訳といいますか、そこら辺も含めて資料提供してまいります。

○知念秀明 委員 以上です。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。質疑のある委員、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしく申し上げます。では、決算書からお願いしたいと思います。

78ページの2款1項1目備考欄16の労働安全衛生管理事業の中で、これも毎年予算計上されるのですけれども、産業医報酬とそれから臨床心理士報酬、それから労働安全衛生管理委託料というのがあるのですけれども、それについてどういった活動をなさっているのか。多分職員の衛生管理に関することだと思うのですけれども、相談を受けた年間の件数ですね、できれば3年分お願いしたい。

それと、もう一つは、衛生管理ですから、職員の病休とか、あるいは産休、育児休暇等、分かるような資料を、できればこれも3年分出していただきたいと思うのですけれども、大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 決算書78ページの2款1項1目、備考16の労働安全衛生管理事業の中の労働安全衛生管理委託料についての内容、あと労働安全衛生に絡んでだと思いますけれども、復職絡みなのでしょうか。事業としては復職支援プログラムがございますので、そこでの件数等分かるような資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、ページは別ですけれども、事業が一通り済んでいるわけですから、各基金があると思うのですけれども、本市には。その基金残高の調書を、これも3年分がいいので、出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。今要求のございました、基金残高調書、3年分ということで、令和3年度からそれぞれの年度末残高の基金残高調書を提出してまいりたいと思います。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 重複するかなと思うのですけれども、教育委員会のほうにも、先ほどの労働安全衛生事業というのがありまして、275ページですけれども、先ほどと同じように教育委員会のほうでも資料として出させていただきたいのですけれども、大丈夫でしょうか。275ページの10款1項2目です。⑧の教育委員会労働安全衛生管理事業とそれから同じように職員の労働安全についての事業だと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○**石川慶 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 教育委員会労働安全衛生事業、こちら病休、育休、相談件数ということでよろしいですか。

○**我如古盛英 委員** はい。先ほどと同じように相談件数とかあれば。昨年までは本庁だけの分しかいただいていたような気がするのですけれども、今回教育委員会のほうもよろしく願いいたします。

○**石川慶 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 提供いたします。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** お願いします。次に、115ページです。これまで皆さんの市の対応がどういうふうになっているかなということで、期待もある中での宜野湾市地域公共交通推進事業費なののですけれども、2款1項12目です。これは予算額しか書かれていなくて、令和5年度ですか、その事業として、進捗した事業として成果物等ができていのかと思って、もしそういった資料ができておれば提出していただきたいと思うのですけれども。

○**石川慶 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 決算書115ページ、2款1項12目、説明欄1、宜野湾市地域公共交通推進事業について概要でよろしいでしょうか、成果物も含めて提出してまいります。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、172ページです。3款2項2目児童措置費になるのですけれども、⑬の施設型給付等事業の中に児童措置費県負担金返還金等いろいろあるのですが、国庫負担金もそうですけれども、これは説明を受けたのですけれども、ライオンの子保育園関係の返還金も入っているのかなと思うのですけれども、それに入っているのでしょうか。

○**石川慶 委員長** こども政策担当次長。

○**こども政策担当次長** 172ページの備考欄13番、施設型給付等事業でございますが、この国庫補助金返還金と県負担金返還金であります、こちらのほうにはライオンの子保育園は入ってございません。

○**我如古盛英 委員** 入っている。

○**こども政策担当次長** 入っておりません。

(「入っていない」という者あり)

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** では、入っているのだしたら、その内訳が分かる……

(「入っていない」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 入っていない。では、この返還金は通常の交付された分が、余った分を返還するという形の返還金になるのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 この返還金のほうなのですけれども、施設型給付費といいまして、認可保育園等に補助金を支出しているのですけれども、そちらの対応は事業費を精算した後に、返還金が発生した場合、毎年度返還する形を取っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、これまで皆さんが説明した、認可保育園で不正交付に関する返還金の件に関しては、この資料には入っていないのかな、今回の決算には。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 そらみライオンの子保育園の返還に関しては、これから返還金、精査中ですので、次年度以降、令和6年度の返還金になります。

すみません。先ほど私、「国庫補助金返還金」と申し上げましたが、「国庫負担金返還金」でございます。申し訳ございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これに関しては、資料からすると、令和4年からずっと続けて、そういった不正行為があるという、不正交付金があるということで説明を受けたのですけれども、その精算とか、いろいろな調査が、まだ済んでいないということになるのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 今、令和3年度から令和5年度までの精査は終わったのですけれども、現在令和元年度の精査をしております。それをまとめて返還金の額を提示する形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それができたときに、また資料をいただくということになりますので。

それから、次は222ページ、5款2項1目のシルバー人材センター事業についてなのですが、いつも市の、そういった事業に対する支援がなければ、やはりシルバー人材センターというのは成り立たないと思いますので、このシルバー人材センター事業費の5年間の経緯が分かる資料をお願いしたいと思うのですが、これはシルバー人材センター補助金に関して資料をお願いしたいと思うのですが、増えたのか、増減の分かる資料が欲しいのですけれども。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員の御質疑にお答えします。決算書222ページの5款2項1目の備考3、シルバー人材センター事業の中の下段のほうですね、宜野湾市シルバー人材センター補助金の推移……。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 補助金と公共施設管理業務委託料、この2点です。推移が分かる。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 我如古委員の御質疑にお答えします。シルバー人材センター事業の内訳にある公共施設

管理業務委託料と宜野湾市シルバー人材センター補助金の決算額の5年分の推移でよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○市民経済部次長 資料を提出してまいります。

(「まだ大丈夫ですかね」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 253ページ、8款3項5目の公園施設管理運営事業ですね、②の。この中で宜野湾市のほうは施設の指定管理をして、各公園をちゃんと管理運営しているのですけれども、その中ぐらいに委託料というのが2億8,000万円、これが指定管理の委託料だと思うのですけれども、この委託料が多分管理を受けた会社のほうが収支決算等を出していると思いますので、その資料を今年も出していただければ、その内容をどういうふうにして管理して、どういった人数で管理しているか分かりやすいので、その説明ができる資料をいただけたらと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書253ページ、8款3項5目の備考欄2、公園施設管理運営事業の委託料2億8,138万1,142円の内容について資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次に、257ページです。8款3項5目の⑫、宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業、この工事は第1期工事だと思うのですけれども、もう既に完成しているわけですから、どういった形で工事が完成しているか。分かる内容の資料をいただきたいのですけれども、どういったふうな工事で、どういったところに、基礎工事だと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。257ページです。8款3項5目、備考欄の12、宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業の工事内容については、分かる資料を提出してまいります。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 我如古委員、そろそろ1回休憩を。

○我如古盛英 委員 はい。

○石川慶 委員長 後もありますので。

皆さん、もう1時間以上たっていますので、一旦10分間休憩を入れたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時08分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時18分)

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、認定第1号に対する質疑を行ってまいります。

その前に、先ほど答弁保留がありましたので、答弁をお願いいたします。市民経済部次長。

○市民経済部次長 先ほど宮城政司委員の御質疑に対しまして、火葬料等負担軽減事業の中で、アンケート調査ということなのですが、担当課に確認してまいりましたところ、具体的なアンケートは取っておりませんが、申請者が窓口で交付手続する際にいろいろ御意見を伺っているところでした。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、質疑がありましたらお願いします。

(「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。先ほど宮城政司委員から資料要求がありました、決算書112ページ、備考欄7のD X推進事業につきましては、成果説明書の13ページ、右側に事業の内容と実績がございます。こちらは令和5年度に宜野湾市のD X推進基本計画の策定を行ってございます。こちらを含めた事業者への委託料等の実績となっておりますので、資料のほうはよろしいでしょうか。

(「大丈夫です」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めましょうね。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 1件だけお願いします。決算書の82ページの備考欄32、自治会育成事業、その備品購入費があるのですけれども、340万円余り。どういった備品なのか。

それと、この事業は毎年行われている事業なのかどうか。どういった備品に使われたのか。これも資料のほうでよろしく願いいたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 知念委員の御質疑にお答えします。決算書82ページ、2款1項1目、備考32、自治会育成事業でございます。この343万2,000円の備品購入につきましては、A E Dの購入となっております。これは資料で出したほうがいいですか。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 自治会に対してA E Dを設置した事業だと思うのですけれども、幾らの予算とかがあってあると思うので、その辺も資料でお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 知念委員の御質疑にお答えします。こちら購入実績等を含めてございますので、その辺過去3年分とかでよろしかったですか。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 決算書の28ページをお願いします。14款1項6目教育使用料なのですけれども、当初予算より減額になっています。この減額になっている事業が分かる資料をお願いいたします。

もう一点、同じ使用料なのですけれども、行政財産目的外使用料（学校施設駐車使用料）のインセンティブの配分、方針ですね、根拠等を含めて、令和5年度どのように配分したのかが分かる資料提出をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。教育使用料のどの部分というのはありますか。

○上里広幸 委員 全体的に、当初2,776万8,000円の当初予算があって172万1,000円減額ということになっていますよね。

○教育部次長 こちらの使用料につきましては、学校開放事業とか、市民経済部とかにそれぞれ分かれている事業になるのです。それぞれのものでよろしいですか。

○上里広幸 委員 減額になっている理由が分かればいいです。

○教育部次長 かしこまりました。その資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 学校施設駐車使用料も。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 決算書29ページの行政財産目的外使用料（学校施設駐車使用料）でしょうか。

○上里広幸 委員 はい。

○指導部次長 こちらの配分の根拠など、状況について資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 決算書の57ページをお願いします。21款4項4目の真栄原11号道路整備事業4,094万4,800円が過年度収入として入ってきているのです。この事業は16款2項7目の沖縄振興公共投資交付金事業費と別で入っているのですけれども、その内訳が、内訳というか、収入の根拠。そして、この4,000万円がどこで支出したのか分かる資料の提出をお願いします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書21款4項4目の備考欄、真栄原11号道路整備事業の4,094万4,800円の資料について提出いたします。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点お願いします。14款予備費なのですけれども、当初予算が6,000万円、3,014万6,000円が補正増となっていて、充当が5,859万8,000円となっているのですけれども、この充当の一覧をよろしく願います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。今要求いただきました、予備費がどういった事業に充当していったかというところ……

○上里広幸 委員 どの事業に充当しているのか、日付も分かれば。

○財政課長 分かりました。それでは、日付とどういった事業に幾ら充当しているかの一覧を提出してまいります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは決算書にはないのですけれども、教育委員会のほうなのですけれども、当初の令和5年度の予算の中で、学校給食費収納管理システム導入事業が1,402万2,000円、当初は予算で組まれてあったのですけれども、令和5年度の最終補正で全額減額されているのです。行革とかで進められていて、令和5年度、令和6年度までに、このシステムを導入する計画を皆さんは行っていると思うのです。その全額補正減した理由、根拠、今後の行革の計画、その辺も含めて提出をお願いします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。給食費管理システムのほうですね、令和5年度予算計上しておりましたけれども、全額、給食費の助成事業が入ってまいりましたので、1年間先送りして、令和6年度に繰り越すというか、令和6年度の予算にまた計上しているところでございます。この経緯ということでよろしいでしょうか。資料のほうは作成してまいります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 あと、固定資産税の納付書を送ると思うのですが、その名前は伏せていいのですが、納付書のコピー等があれば提出していただきたいのですが、例えば固定資産税が確定しました。納付書を送ります。3月でしたかね、期間の間に、金額に対して不満があればお声がけしてくださいねという文章が記載されていると思うのですが、これをちょっと確認させていただきたい。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 固定資産税の当初納税の際に、いろいろ書類を入れているところですが、今、委員おっしゃられる、異議申立てというか、確認の記載が分かる資料があれば提出してまいりたいと思います。

○上里広幸 委員 以上です。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 資料を幾つか要求をさせてください。その前に、ちょっと考え方を聞かせてもらいたい。毎年その時期が来たら、財政の収支見通し計画というのを立てる。そして、10月に予算編成方針というのを立てるわけ。予算編成方針に基づいて、それぞれの課は財政に事業の要求、予算の要求をしていくわけ。そして、当初予算に計上されていくわけですね。そして、出納期間終了後に決算監査が実施をされるわけ。そして、今回上がってきて、議会の認定という流れになってくるわけ。

皆さん方、行政評価制度とはどうなっていますか。要するに今、議会で認定やっているでしょう。議案なのね。その前に行政評価制度が導入されていた時期があったと思うのだけれども、それは廃止をしたということか。その行政評価制度はどうなっているのかというのをまず確認させてください。

(何事かいう者あり)

○上地安之 委員 財政課長、時間がかかるようだったら、これは資料として出してください。いつから実施をしたのか。廃止をされたのは、なぜ廃止をされたのか、それも含めて。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員御質疑の行政評価制度の状況ですね、確認して資料提供したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予算編成方針というのを立てるよね。そして、予算を計上していく。そして、今、決算という流れなのだけれども、その中に幾つか方針に沿って予算が計上される。実績はどうなのか。本来だったら、これも具体的に皆さん方独自で評価できるはずだよ。これは議会だけ、どのようないきさつで廃止になったのか分からないけれども、それをちょっと後で資料としてください。

それでは、資料の要求をさせてください。まず、市税については、歳入歳出それぞれ減額になっているのだけれども、特に3年分ぐらいの、これは決算の意見書の中にも対前年度比というのはあるのだけれども、そこで不納欠損、収入未済額、大きいもので結構ですから、理由を含めて資料としてお願いできますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。市税の中でも税は幾つかあるのですが……

(「ちょっと待って。説明するから」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 たくさんあるからね。その中でもう一度、市民税、個人、法人、固定資産税等の向こう3年間の理由を含めた資料を提出いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今御質疑ございました、市民税、固定資産税の不納欠損の処分理由等、それと件数、額についての3年分、あとは収入未済でしたかね。収入未済についても同じように準備して提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 せっかくですから、不用額、それをお願いできますか。それとまた、繰越明許もされていますよね。それも資料としてお願いできますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。不用額のほうですが、こちら資料のほうを提出してまいりたいと思います。金額についても……。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 全てというのは大変だから、一定の線を引いてください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 例えば去年ですと、1,000万円以上という形でお出ししておりますので、こういう形でよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 はい。これ雑入はどうなのかな。雑入についても不用額、あるいは未済額は発生しているのでしょうか。それも含めてお願いします。それ金額は1,000万円となると、それは該当しないはずだから、そこ辺は配慮、考慮してください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、ちょっと確認なのですが、不用額のほうは1,000万円以上で、雑入については、こちらのほうは1,000万円といわず、提出してまいりたいと思います。

また、すみません。先ほどの繰越しの件なのですが、繰越しのほうは、現在の状況でよろしいでしょうか。金額ということでよろしいですか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その理由を知りたい。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、繰越しの理由等一覧を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基金残高調書については、3年分の要求がありましたから、それはいいです。

決算カード、ここ3年分ぐらいお願いできますか。

それから、予備費流用についても、どこかで線を引いてください。毎年出されているような金額の範囲内で結構ですから、お願いいたします。

ちょっとまとめていいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 財政健全化判断比率、これは5年分お願いできますか。

それから、県内11市の財政状況比較、これは実質公債費比率、経常収支比率、職員数、ラスパイレス指数、

それと人件費等の11市の比較。

○石川慶 委員長 以上ですか、一旦。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 確認させてください。財政健全化判断比率について5年分ですね、健全化の指標ということで。

11市の財政指標については、経常収支比率と公債費負担比率、実質公債費比率とラスパイレス指数と人件費。

○上地安之 委員 財政力指数も。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 もう一点なのですが、予備費のほうは上里委員のほうから一覧の提出の依頼がありましたので、こちらで提出させていただきます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 104ページをお願いします。ふるさと納税について、それは資料としてお願いしたいのは、普天間未来基金、企業型ふるさと納税、クラウドファンディング、その3つを今走らせているわけ。その納税額、歳入として入れている額、それを向こう何年か出していただきたい。

それから、委託料というのがありますよね。この委託契約内容を出していただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員御質疑の決算書104ページの備考欄36、宜野湾市ふるさと応援寄附推進事業につきまして、委託料の委託内容が分かる資料の提出と、あと歳入のほうのふるさと納税、個人のものと企業からのふるさと納税と、あとクラウドファンディングの納税額が分かる資料、普天間未来基金も含めて資料を提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、返礼品についても、何がどのようになって返礼品として送られているのか、それをお願いできますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ただいま上地委員の御質疑のふるさと納税返礼品の実績、上位一覧みたいな実績のものでよろしいでしょうか。

○上地安之 委員 いいです。

○企画部次長 提出をしてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 199ページ、生活保護事業44億5,700万円、生活保護の中の扶助費が計上されていますけれども、実績として上がっているのだけでも、それもあれですか。それぞれの事業で何名ぐらい、そこに関わってきたのか、その資料を出せますか。できたら、これは対前年度比。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。決算書201ページ……

(何事かいう者あり)

○福祉担当次長 失礼しました。199ページ、3款3項2目生活保護事業44億5,700万円につきまして、生活

扶助費、住宅扶助費、次のページ以降に介護扶助費まで続いておりますが、生活扶助費と住宅扶助費まででよろしいでしょうか。

○上地安之 委員 いいですよ。

○福祉担当次長 生活扶助費と住宅扶助費、この2つにつきまして、前年度と今年度の人数が分かるものでよろしかったでしょうか。提出してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それと179ページ、保育士の負担軽減、保育士確保事業、これは国、県の補助金を活用して、かなりの事業を展開してきているのだけれども、それは体制強化事業、あるいは産休代替、あるいはまたこれは182ページ、産休代替、それと保育士就労促進等の事業が実施をされているのだけれども、保育士確保のための保育士試験だとか、雇い上げだとか、幾つもやっていますよね。その事業の実績内容、そして保育士として勤務された実績、内容をお願いできますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 保育士確保対策として令和5年度10事業実施しております。その中で、それぞれの事業の内容と保育士として採用された人数等の資料提出してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、認可保育園の現状、施設数、それとそれぞれの保育の定員数、それと実数との乖離があるわけよ。かなり乖離があるわけ。それを出していただけますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 宜野湾市内の認可保育園の施設数、定員数と実数の資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 138ページの生活保護に陥る前のセーフティネット事業、それは必須事業であり、任意事業なのだけれども、宜野湾市も必須事業、あるいは任意事業もそうだけれども、ちょっと分からないのだけれども、その事業の実績、内容というか、何名そこに関わってきたのか、どういった事業を展開したのか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。生活保護に陥る前、陥らないようにするための事業、生活困窮に対する事業ということで、それに関連する事業の実績内容について提出したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、基地政策部の土地の先行取得事業、今年度も補正でかなり高額な予算を計上して、取得事業を進めていますが、その取得状況が分かる資料を出してもらいたい。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 決算書の98ページ、2款1項6目、説明欄の20番、基地返還跡地転用推進事業の土地の購入の実績の資料、令和5年度に取得した土地、または令和5年度までに取得した土地でしょうか。令和5年度までの取得。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは令和5年度ね。そして、令和6年度でも補正に上がったではないですか。それも併せて令和5年度で幾ら払った、令和6年度で幾ら払った。よって、用地がいくら確保されるか。そして、その予定取得用地にどういった施設が入ってくるのか。よって、あとどれだけ用地の確保が必要か、財源の確

保が必要か、それが分かるような資料下さい。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和5年度までに所得をした土地の面積と、あと令和6年度に取得見込みの普天間飛行場の見込みの面積と、あと特定事業の見通し、その残りの面積と必要な予算額についての資料を提出いたします。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、決算書の93ページ、2款1項6目の中の備考で08のところですか。委託料が記入されていますが、どういうふうに使われているかということの資料を出していただきたいと思います。

あと、99ページの2款1項6目企画費の備考欄が24、災害支援事業で、ハワイ・マウイ島、能登半島を支援しておりますが、これまでの過去3年間の実績というか、どういう支援しているかを出していただきたい。

続きまして、決算書の105ページ、2款1項6目企画費、備考が38になります。ウクライナ避難民支援事業ですが、これはいつから始まり、いつまで継続する予定で、今どのぐらい、どのように支援して、何人ぐらい支援できているかという実績をお願いします。

159ページ、3款2項1目児童福祉総務費の備考欄が3です。ひとり親家庭自立支援対策事業ということで、成果のほうも20ページのほうに出ていますが、この支援は子供とその親に対してなのですけれども、親に対する就労はどのぐらいの実績をあげたのかとか、それから子供の支援で、進学とか、いろいろなもので何か成果は出たのかということをお教えいただきたい。資料を出していただきたいです。

そして、決算書218ページ、4款1項3目環境衛生費です。備考2、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進事業、これがどのような事業だったかということの資料を出していただきたいです。

次は、238ページ、8款1項1目土木総務費、05です。宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業で、成果表にも出ていましたが、このアスベストが何件ぐらいやって、それから優先的な建造物からやっているということなのですけれども、どのような基準で、どのようなところを優先してやっているのかということと、来年も継続してやるのかということの資料をお願いします。

それから、255ページで、8款3項5目公園費の備考7になります。てい一ちが一公園整備事業ですが、どこに委託をしていて、そしてどのような工事がなされているのか。来年、再来年も続いていくのかということの資料をお願いいたします。

あと、281ページの10款1項3目教育指導費なのですが、備考10です。中学校部活動指導員配置事業、今ほとんど地域へと移っているところなのですが、この成果表を見たら、55ページに書かれているのですが、普天間中学校が未配置になったり、その状況の資料を出していただきたいです。

そして、最後なのですけれども、ちょっと探せなかったのですけれども、決算書で。岩国市と姉妹都市を結んで、視察とか、それから文化交流、スポーツ、マラソン、そういうことが行われていると思うのですが、それがどこにあるのかということと、その詳しい、どういうふうに使われたかということの資料を出していただきたいです。以上です。

○石川慶 委員長 幾つかあったのですけれども、順を追ってお願いしましょうね。市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。まず最初にありました、平和市民啓発事業の委託料の内訳は資料を提出してまいります。

105ページのウクライナ避難民支援事業についても実績を含めて提出してまいります。

218ページの地球温暖化対策実行計画推進事業につきましては、主要施策の成果説明書の30ページの左側をちょっと開いていただきたいですが、左側に宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進事業というのがございます。この中に目的及び効果で、今年度にやった内容の実績等記載しておりますので、資料に代わるものなのかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 見落としていました。ありがとうございます。分かりました。

○市民経済部次長 あと1つ、岩国市の件でございますが、こちらのほうは生活安全課の市民生活事務運営費のところに旅費等が含まれておりますので、この旅費に関して、いつ交流があったのかというところの資料でよろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○市民経済部次長 こちらは決算書の79ページです。すみません。79ページの備考欄20、市民生活事務運営費の中の特別旅費の中に、事業自体は、岩国市に2度ほど行っていますので、その特別旅費に含まれているというところです。この内容を踏まえた資料ということでよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。確認です。その旅費の中にふれあい交流マラソンでしたか、そういうマラソンに参加した職員の旅費も含まれていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。令和5年度に岩国市との姉妹都市締結の視察を行った実績を資料として提出します。以上です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 決算書99ページ、2款1項6目企画費の備考24、災害支援事業ということで、ここには2件記載されておりますが、令和3年、令和4年、令和5年ということで、ほかにそういった義援金、支援金を充てたということで、その実績のほうを確認して資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書238ページ、8款1項1目土木総務費の備考欄5、宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業の件数と内容について、併せて資料を提出してまいります。

あと、決算書の255ページ、8款3項5目公園費の備考欄7、ていーちがー公園整備事業の委託業者と工事内容の分かる資料を併せて提出してまいります。以上です。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 決算書281ページ、成果説明書55ページになります。中学校部活動指導員配置事業につきましてはですが、委員、こちらのほうに令和5年度の3校配置と、あと未配置の普天間中学校ということで、内容のほうございますけれども、この件については、理由等とかの資料でしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 移行の途中で、いろいろ要望が多い中で、未配置になっているということの理由や、現状として成果と問題点とかなかったかなということで。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 配置までの問題点とか、配置後の成果とか、未配置の理由など、また現状も併せた資料を作

成して提出してまいります。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 決算書159ページ、備考欄3のひとり親家庭自立支援対策事業でございます。母子父子自立支援員がひとり親家庭の支援を行っておりますが、親に対する就労の実績というのがございましたので、自立支援、職業訓練、資格を取得支援する、資格を取得してどういった就労に結び付いたかの実績ということでよろしいでしょうか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○こども政策担当次長 あと1つ、子供に対する支援ということで、先ほど進学の実績のお話がありましたが、沖縄県母子寡婦福祉連合会のほうの貸付けも母子父子自立支援のほうでやっているのですけれども、その実績でよろしいでしょうか。それともこの事業で沖国の学生と一緒に学習支援という形でやっていて、その高校進学だとかいろいろあるのですが、その効果もあるのですけれども、こちら両方提供してまいります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 アスベストのところなのですけれども、成果のところにも優先順位をつけてやっているというところの、その基準みたいなものがもしありましたら、資料を出してほしいです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書238ページ、8款1項1目、備考欄の5、宜野湾市既存民間建築物アスベスト対策事業の基準、優先が分かる資料を提出してまいります。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、お昼時間になっているのですが、まだ質疑たくさんありますよね、まだやっていない方もいらっしゃいますし、午後に回したほうがよろしいのではないですかね、12時になっていますから。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 1人だったらいいのですけれども、まだやっていない方も何名かいるようですけれども。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 お昼時間をちょっと過ぎて終われるようであれば、そのまま続けてもいいと思うのですけれども。

(「委員長、俺もある」という者あり)

○石川慶 委員長 ありますよね。これは午後に回したほうがいいのかなと思うのですけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 それでは、そのように進めましょうね。

(「何時」という者あり)

○石川慶 委員長 午後1時半です。よろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 明日からの審査のため、資料請求はしっかりやったほうがいいと思いますので、そのように進めたいと思います。

では、午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後

0時02分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号に対する質疑を許します。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしく申し上げます。あと6点ぐらいです。決算書の270ページの9款1項3目です。消防施設費なのですけれども、大丈夫かな。

○石川慶 委員長 大丈夫ですよ。

○我如古盛英 委員 令和5年度の事業が完了したということで、基本計画策定まで行うということですが、その基本計画が出来上がったものを資料として提出してほしいのですが、さっきみたいに全部言ってからやるか、1個1個やるか。

○石川慶 委員長 どっちがいいですか、1個1個やりますか。消防次長。

○消防次長 決算書270ページ、9款1項3目消防施設費ですが、説明の備考5、消防本部庁舎増築・改修事業についての委託料、そちらについての資料を提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 お願いします。次は、258ページ、8款3項5目公園費の備考17、わかたけ公園水質改善事業についてですが、当初予算が600万円余の委託料として計上されていたのですが、その委託料が減った理由とか、今現在どういうふうに稼働しているかについても知りたいですので、よく分かる資料として提出できたらありがたいです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書258ページの8款3項5目公園費……

○我如古盛英 委員 ⑰です。

○建設部次長 わかたけ公園水質改善事業の委託料の減額理由、現在の状況をまとめて提出します。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それから、285ページです。令和5年度から始められたと思うのですが、学校管理費で各小中学校、あるいは幼稚園も含めてタクシーチケットと、それから公用車ですか、それが各学校のほうに配置されているということですが、そのまとめられたものがあればお願いしたいのですが、特にタクシーチケットの使用状況を知りたいものですから、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。タクシーチケット使用状況、また公用車の配車状況等の資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 次は、351ページです。10款6項1目の備考欄5です。フッ化物洗口推進事業について、これは何回も一般質問等でも皆さん意思表示、あるいはその資料もいただいているのですが、もう一

度、その事業は終わっているわけですから、その実施状況と、それからできたら大謝名小学校の職員構成も資料としていただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えします。まず、フッ化物洗口推進事業の実施状況、令和5年度の部分で大丈夫でしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○指導部次長 あと、大謝名小学校の配置状況という……

○我如古盛英 委員 職員の人数とか、あるいはフッ化物洗口に関わる、手伝いする人がいるのかどうかも入れて、ちょっと知りたいものですから。あるいは職員が、臨時職員ですか、正職員の代わりになさっている方もいるのか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 フッ化物洗口実施に関わっている職員の状況ということでよろしいでしょうか。まず、全体の、大謝名小学校の職員の配置状況と、またフッ化物洗口の実施に際して関わっている職員ということでよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○指導部次長 提出してまいります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 あと2つあります。355ページの、今度は給食費の件なのですけれども、10款6項3目給食センター費に関してなののですけれども、委託料、はごろも学校給食センター、あるいは宜野湾給食センター、両方とも委託してあるわけですね。その委託費について、内訳が分かる資料というのが提出できるかどうか、お伺いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。まず、給食センターごとの委託費の内容ということでよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい。

○指導部次長 委託費と、あと……

○我如古盛英 委員 委託費の内容だけでよろしいです。それと同時に、各給食センターで、何人分というのでしょうか、何食分作っているのかも含めてですね。

それから、給食に出した残り物というのが出てくると思うのです。全食食べていただければありがたいと思うのですけれども、その食べ残りがどういうふうに処理されているのかも、ちょっと付け加えて。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、それぞれの給食センターの委託費の内容、内訳、あと食数ですね、何食分、これは年間の。

○我如古盛英 委員 そうです。年間分でいいです。

○指導部次長 あと、残量のほうの、これは処分方法のみでよろしいですか、数量……

○我如古盛英 委員 詳しく数量も分かればありがたいのですけれども。

○指導部次長 これは令和5年分でよろしいですか。

- 我如古盛英 委員 はい。
- 指導部次長 確認して提出してまいります。
- 石川慶 委員長 我如古盛英委員。
- 我如古盛英 委員 あと1件です。218ページなのですけれども、ちょっと前に戻ります。火葬場建設の件なのですけれども、4款1項3目に火葬場建設等検討調査事業として48万円余が実績として挙がっているのですけれども、この火葬場建設というのは、令和5年度が新規事業だったのか、ちょっと覚えはないのですけれども、新規事業から令和5年まで費用がかかったものを資料として出していただきたいのですけれども、できたらその内容まで分かればありがたいですけれども。
- 石川慶 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 我如古委員御質疑の火葬場建設等検討調査事業、成果説明書の31ページのほうになります。左側に記載がございます。以前、広域でやられていたのですが、今回、昨年度から新たにスタートしてございます。資料としましては、こちらの内容、委託業務の内容を追加した資料ということでよろしいですか。
- 石川慶 委員長 我如古盛英委員。
- 我如古盛英 委員 資料として出していただきたいのですけれども、この事業は令和5年からの新規事業でした。企画部のほうで何か案をつくっていたような気もするのですけれども。
- 石川慶 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 昨年度から環境対策課と企画部のほうでプロジェクトチームも立ち上げて、昨年度は、この事業と、あと火葬料の市民負担軽減の事業、そちらを環境対策課のほうで実施、スタートしてございます。令和6年度からプロジェクト推進室のほうに業務を移管しております。プロジェクトチーム自体は、環境対策課のメンバーと企画部のメンバー、そのままチーム編成して取り組んでございます。
- 石川慶 委員長 我如古盛英委員。
- 我如古盛英 委員 火葬場建設等検討調査事業として取り組んだときからの予算をできたら資料としていただきたいのですけれども、よろしくお願いします。
- 石川慶 委員長 企画部次長。
- 企画部次長 令和5年度からスタートしてございますので。
- 我如古盛英 委員 そうでした。分かりました。資料として出していただきたい。
- 企画部次長 資料を提供してまいりたいと思います。
- 我如古盛英 委員 以上です、委員長。
- 石川慶 委員長 替わりましょうね。平安座武志委員。
- 平安座武志 委員 何点か資料をお願いいたします。まず、45ページの土木費県補助金、沖縄振興公共投資交付金を活用した、毎年度もらっていますけれども、沖縄振興公共投資交付金を活用した道路整備事業と公園事業、これらの当初予算と決算額の比率、あと執行率等を一覧にした資料をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。
- 石川慶 委員長 建設部次長。
- 建設部次長 決算書45ページ、16款2項7目土木費県補助金、沖縄振興公共投資交付金の交付状況が分かる資料を提出してまいります。
- 石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お問い合わせします。続きまして、ちょっと何ページにもわたるのですけれども、この成果説明書でいいますと、2ページの野嵩3区公民館建設補助事業について、何ページかにわたっていろいろ予算が書かれておりますが、これについて、まずコミュニティ助成事業250万円が、これは多分民間団体が要請して抽せんという形で当たるものだと思っているのですけれども、前も1回聞いたことがあるのですが、もう一度、なぜ行政の予算書の中に250万円が入ってきているのかというのを分かりやすく教えていただきたいのと、この250万円、これは毎年度抽せんで行っていくものだと私は思っていたのですが、予約みたいな形でできるものなのか。要するに前年度から、これは前の年度の予定のときから250万円と入っていたのですけれども、それで今回250万円が野嵩3区公民館に使われたと思うのですけれども、前年度からもある程度、今年度はこっちに回ってきますよというのが分かっていたのかどうなのか分かる資料をいただきたいなと思っております。

もう一点、この野嵩3区に関して、令和5年度の決算によれば、これは建設費に対する、実施設計に対する補助を行っていて、令和6年度は建設費に関する補助等もやっています。中身を見ますと、令和5年度の決算でも一般財源と地方債が充当されていると思うのですけれども、もう一度確認したいのですけれども、公共施設、我々が公共施設でない建物に対する補助としての地方債が充当できる根拠をもう一度詳しく書かれている資料をいただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。成果説明書の2ページ、野嵩3区公民館建設補助事業においてコミュニティ助成事業を活用してというところですが、この内容について、なぜ行政の予算書にこれが入っているのか。この充当のされ方ですね、予約制なのか、抽せんなのかということも含めて資料を提供してまいります。

あと、地方債の件につきましても、併せて民間施設に補助できる資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 地方債に関しては、例えば前例があるのであれば、民間への補助としての地方債を充当した、前例がないのであれば、そこまでちょっと一緒に教えていただきたいなと思っております。

次ですけれども、94ページのはごろもぷらん実施事業についてですけれども、このはごろもぷらん実施事業に関して委託料が339万9,000円というふうに出ております。そちらの委託料、いろいろなものを多分民間のほうに投げて、そういったものを行っていると思うのですけれども、この委託料の内訳ですね、どういった事業を行っているのか。やった事業に対する中身をちょっと知りたいので、そちらのほうを御提示いただきたいなと思っております。

もう一つ、このはごろもぷらん実施事業の概要版みたいなものがあれば、そちらもいただきたいな。はごろもぷらん、多分これは男女共同参画とかという意味合いのはごろもぷらん実施計画か何かをつくっていると思うのですが、その概要版があれば見比べてみたいのです。この実施計画に基づいて本当に委託料でどういった事業を行っているのかというのをちょっと比べてみたいと思いますので、そちらが分かる資料、ちょっといただきたいなと思っております。大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。予算書94ページ、2款1項6目、備考欄の10、はごろもぷらん実施事業の中の委託料の内訳ですね、中身が分かる資料を提供してまいります。

あと、はごろもぷらん実施計画の概要版も併せて提供してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。140ページの災害時避難行動要支援者事務事業208万円、会計年度任用職員報酬として180万円計上されていたのですが、この避難行動要支援者事務事業というのは、どういったものなのか、分かる資料をいただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 平安座委員より御質疑ございました、災害時避難行動要支援者事務事業についての資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。続きまして、210ページをお願いいたします。健康診査事業、こちら9,400万円の中で、がん検診等委託料3,896万円余りがあるのですが、こちらで私が知りたいのは、令和5年度から胃がん検診の受診間隔の変更を行っていると思うのですが、その胃がん検診の受診間隔を変更して、どれだけ歳出が削減、皆さんは歳出の削減とは言っていないのですが、歳出が削減されたのかというのをちょっと知りたいので、過去5年分ぐらいの、分かるようなやつですね、令和5年度胃がん検診の受診間隔の変更、あるいはその前にも年齢等の変更をして、受診間隔補助をだんだん狭めてきているのが、今の宜野湾市の現状なのなのですが、その内容がちょっと知りたいので、令和5年度決算の中で胃がん検診の推移等が分かる資料を提出いただきたい。令和5年度は、この胃がん検診の受診間隔の変更をしたと思うのですが、その前の段階で、皆さん40歳以上から受診間隔をだんだん狭めていると思います。過去5年分の資料を出すときに、5年前に40歳以上の方に受診勧奨を実施したとかというのであれば、そこも記載していただいて、資料をいただければと思います。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの平安座委員の御質疑にお答えいたします。決算書の210ページから211ページにかけて、211ページにあります、がん検診等委託料についての資料要求ですが、内容を確認させていただきます。過去5年分の歳出の推移と、あてこの5年間の中で補助の内容が変わった部分を記載した形で資料を提供していきたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 あと1点です。令和5年度から胃がん検診のほうを受診間隔を変更したはずなのですが、前に一般質問したときは、令和5年度に始めたばかりで、令和5年度の、どれだけ削減ではないですが、予算的に縮められたかというのが出ていなかったのもう令和5年度は終わっていますから、この胃がん検診の受診間隔を変更して、どれぐらい予算が、胃がん検診に関してはですね。圧縮されたのかというのをちょっと確認したいなと思いますので、胃がん検診に関しては、そこも出してください。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいま平安座委員からありました、胃がん検診の令和5年度の歳出の費用額について資料のほうに記載して提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。あと、次に240ページ、道路維持管理事業の内容について、ちょっと。管理事業について、まず資料を請求する前に、道路維持管理事業というのは、どのような事業なのか。例え

ば市道の穴ぼこ等を埋めるだけの事業なのか。補修等も全部やっていっての事業なのか、確認したいなと思います。道路維持管理事業委託料として1億5,000万円ぐらい令和5年度も払っているのですが、こういった事業内容になっているのか。まず、お答えいただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書240ページ、8款2項1目道路維持費の備考欄5、道路維持管理事業につきましては、市内一円を3業者に割り振って事業を行っています。主に道路の補修とかを主にやっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 道路の補修というのは、要するに今いろいろな物損事故等が起きたり、ああいったものの補修とか、例えば市道上に大きな穴が空いたりとか、そういったものの補修に使う予算ということではないのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 市道、市が管理している道路の側溝であったり、道路が凸凹してわだちになっているとか、そういったものの補修として計上しています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、3業者に振り分けて道路維持管理業務委託をしているという話でしたが、この計画というのはあるのですか。例えば当初予算を組むときに大体どれぐらい必要だとか、前年度のあれを見ながらだと思うのですが、計画はある程度持って予算をやって、この3業者へ維持管理ということで補修をさせているのか、それとも何かあった場合の対処としての予算なのかが知りたいのです。

ですから、穴がいつ空くというのは分からないではないですか。ですから、この道路は、もう古くなっているなというのを、一定程度の計画性を持って、今年度はここの古くなった道路を整備していきたいなということをやっているものなのかどうかまで、ちょっとお答えできますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 平安座委員御指摘のとおり、通報があって補修する部分と、あとは市の職員がパトロールして、補修しなくてはいけないというのが分かった時点で、通常の維持管理というのは大体決まっておりますが、その維持管理とは別で、道路の補修が必要という場合は予算要求して行っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、一定程度の計画を持っているという考えでいいのですか。要するに令和6年度も予算が組まれています。次年度も組んでいくでしょう。だから、緊急的なものに対してはやっていくけれども、次はどの道路を補修していこうという一定程度の計画はあるということと理解していいのですか。それとも予算を組んだ後に、今年度はこれぐらい使えそうだなということで、ではここをやるかと決めているのか、ちょっとそこを知りたいのです。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど申し上げたとおり維持管理、穴ぼことか、ちょっとした補修は道路維持管理事業で行うのですが、パトロールを行ったり、通報があったときに、この路線が穴ぼこが多い場所は優先的にやらないといけないと分かった時点で予算要求して、その都度計画を持ってやっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 計画は一定程度持っている、ありがとうございます。その道路維持管理事業の中で、

これは市が管理しているものなので、市道等かと思うのですけれども、その中に補償金というのがあるのですけれども、補償金というのとはどういう意味の補償になるのですか。用地取得するわけではないので、補償金が発生するのかと、今ちょっと疑問に思っているのですけれども、800万円余りの補償金というのは、道路維持管理事業の中に入っているのですけれども、その補償金の説明をちょっといただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補償金ですか。

○平安座武志 委員 すみません。240ページです。道路維持管理事業の中に補償金というのが830万7,980円ついているのですけれども、この補償金とは何なのか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算の資料では、補償金については宇地泊第二土地区画整理事業清算金とあるのですが、ちょっと理由が確認できないので、調べてから答弁いたします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。お願いします。

次ですけれども、ごめんなさい。戻ります。この道路管理業務委託料の内訳って出せますか。膨大なあれになるのですか。内訳が出せるのであれば、内訳を資料でいただきたいなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 令和5年度に行った維持管理費の内訳ですね。提出してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。その中で補償金の説明も後からいただければなと思っております。

最後ですけれども、令和5年度地方創生臨時交付金を活用して小中学校給食費全額助成事業を行ったと思います。3億2,500万円余りですけれども、これをやったときに1年間限定ということで、喜ばれる事業ではあるのですが、その後令和6年度から普通に徴収をしていっているはずなのですが、徴収率に変動はなかったか。

要するに最初に危惧したのが、令和5年度でやめてしまうと、継続していかないと、また払い出すときに払いたくないというか、そういった変動が出るのではないかと危惧された部分が我々もあったのですけれども、徴収率に差はなかったのかどうか、ちょっと聞きたいなと思うのですけれども、もし答えられないのであれば、何か資料で提出してもらってもいいですし。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。令和5年度に全額助成は行って、令和6年度からは通常の小学校は半額、中学校は全額保護者に出していただいているところがございますが、徴収率に関しましては、私会計になっておりまして、ちょっと確認できませんので、まだ令和6年も現在続いている状況なのですけれども、これに関して……

○平安座武志 委員 把握が難しいですか。

○指導部次長 そうですね。令和4年度、令和6年度の比較になるかなと思うのですけれども、令和5年度は徴収していないので。今の時点では、ちょっと比較が、なかなか……

○平安座武志 委員 難しい。

○指導部次長 途中なので、申し訳ないです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。比較が難しいのであればいいです。ちょっと危惧する部分があったので、払う方が少なくなっているのではないかなという部分もあったので、確認させてもらいましたけれども、それにプラス学校給食食材支援事業補助1,200万円は、これは4か月分という理解でいいのですか、この令和5年度の決算に関していえば。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。食材支援事業につきましては、令和6年1月から3月までの3か月、令和5年度につきましては。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。3か月分が1,200万円ということですね。

最後にもう一つですけれども、令和6年度は5,500万円余りの食材費支援事業補助金を計上していますけれども、それプラス給食費全額助成事業3億9,000万円、これとこれを足したぐらいが完全無償化の金額と考えていいのか、もし完全に無償化にするのであれば、何が聞きたいかといいますと、令和5年度は、これぐらいかかっています。令和6年度も予算計上はしています。ただ、その後も物価高騰、いろいろな食べ物と食材費等が上がっています。単純にこれをプラスしただけでは、今の食材費、給食費は補えないです。もっと上がっていますよなのか、単純に今無償化するにしても、これぐらいの金額がかかるのかというのが把握しているのか、教えていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。完全無償化に係る財源なのですが、これは354ページの備考5のほうから続いていくのですが、下のほうに下りていきまして、宜野湾市立小学校給食費補助、まずこちら小学校の半額補助のほうがありまして、こちらの金額に8番の令和5年度小中学校給食費全額助成事業、こちらを足すと、小学校のものとやっていた分にそれ以外の分をやりますよと足したのが、この補助金であります。さらに、物価高騰分として学校給食食材支援事業として5,200万円程度、令和6年度は計上させていただいております。そこに、さらに物価高騰の分が幾らあるかというところが、今試算をして給食費の改定について取り組んでいるところでありますので、ここを全部足して、さらに若干また数千万円が出てくるのかなというところは考えられることでございます。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。ちょっとそこが知りたかったのですが、これプラス小中学校の半額助成分を足して、それプラス物価高騰分が加わってくると。大体約5億円近くはかかりそうだなということで理解しておきます。分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしく申し上げます。まず、決算に係る主要施策の成果説明書からお願いします。58ページ、中学生語学研修派遣事業、これ令和4年ですから、まだ2回しかやっていないということで、理解したいのですけれども、この令和4年度と令和5年度、また令和6年度、今、今年の予算で計上されている3年分、実績というか、出してもらいたい。本市中学生なので、どこの中学校というところまでお願いできたらいいなと。令和4年度、令和5年度、これは令和5年度決算だけれども、令和6年度予算、そこをまずお願いしたいなと思います。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。成果説明書の58ページ、中学生語学研修派遣事業の令和4年度、令和5年度、令和6年度の3年度分の実績とどこの学校の生徒が参加したか分かる資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 お願いします。56ページ、学校敷地保全対策事業、ブロック塀等の改修を計画されて取り組まれています、事業期間が平成30年度から令和7年度までで迫ってきていますが、もう全て終わっているのか、それと事業、どことどこをやったかというのを向こう5年ぐらいの計画、事業の結果報告みたいなやつありますか、5年分。今年があれば、今年もどこをやりますよという、これもお願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 成果説明資料56ページの学校敷地保全対策事業なのですが、この事業は令和8年頃まで続ける予定なのですが、過去に整備しました学校の状況の資料につきましては提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 なぜこれを聞いたかという、学校敷地という言葉を使っているのだけれども、なかなか国道330号の宜野湾小学校の前の歩道橋が、触らず、そのまま置いている状態がずっと続いていて、本当に国道を、多分この業者の方が交通安全されているのだろうと思って、朝7時半から8時20分ぐらいまで。これは毎日やっているわけなのですが、そういうのも、これには入るのですか。それともこれは歩道橋とかは入らないですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらで今事業をしているものは学校敷地内のブロック塀の改修になりますので、歩道橋につきましては工事の範疇外となります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 歩道橋に関しては、また別にお聞きをします。

あと次、219ページ、説明3、資源ごみ収集事業で8,000万円、シルバーさん等へ今お願いしているものかなと思うのですが、それと令和5年度の予算を見てみたいので、今いろいろとごみも多様化しているのですが、これもちょっと資料を要求したいと思います。

あと、下の一気に6億円余りが出てくるのですが、倉浜衛生施設組合処理負担金事業6億2,200万円を超えているので、これも5年分の推移をちょっと見せてもらいたい。結局物価高騰しているので、燃料費高騰とかも、これでどうなっているのかなと思って、今年の予算までついでに。とにかく止まらない、上がりっ放しだなと。ごみも出っ放しだと。また、ごみのその裏を見てもらえますか。裏にごみ減量対策事業とあるのですが、基本的にはごみ袋を作ることですよね。あとは印刷製本がメインになるのですが、なかなか減量化の現状が、どういったものでやっているのか。ちょっとチラシ、パンフレットでやってますよだけなのか、そういうのは担当部局としてのごみの減量対策事業は、どういったことをやってますよという資料があれば、また成果が出ているかも分からないものですから、その点も資料として、これも5年分のごみ減量対策をお願いします。

あと、下のほうの2番、ごみ処理委託料、これは委託業者がごみを回収していただいていますけれども、この分も同じく5年分の。これも燃料費が相当上がっていくのだけれども、人件費も上がってきているのだ

ろうなというがあるので、今年の予算も一緒に載せてもらっていいですか。結局予算は上げないで頑張れということなのか分からぬものですから、それも載せて、今回の決算を見ながら、また審議していきたいと思います。

それから、35ページの宜野湾市特産品等販路拡大支援事業というのがあります。大変いい事業をしています。内容等を見ますと、40万円でどんな販路拡大をしないと、議員を説得するには40万円もあればと見ているのか、しっかり予算をかけなくても自立していると見ているのか。これも平成29年度からの実施状況、どこのお店とありますよね。これを見ますと、宜野湾市特産品推奨認定審査会において市長賞を授与した業者がと書いてあるので、市長賞を取らないと無理ですかという形かなというふうに思っているの、宜野湾市内の事業所が市長賞を取って、どこに行ったのかを。県外へ行ったのか、県内のお祭りに行ったのか分からないものですから、ぜひこれも資料を5年分程度、特にコロナにおいては設けなかったはずなのですが、出せる分だけお願いします。

まずは委員長、お願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 伊波一男委員の御質疑に関しまして、まず予算書の219ページ、資源ごみ収集事業の8,000万円余りの予算について、これは5年分の決算状況について……

○伊波一男 委員 令和6年度は予算で。

○市民経済部次長 分かりました。今いただいているもの、5年分というのは、倉浜衛生施設組合処理負担金もそうですし、ごみ減量対策事業もそうですし、特産品等販路拡大支援事業も含めて、過年度分は決算、令和6年度当初予算も含めて資料を提出してまいります。

○伊波一男 委員 お願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 220ページのごみ処理委託事業、これも委託料の分について資料提供してまいります。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○伊波一男 委員 はい。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ございますか。上地安之委員。

○上地安之 委員 予算計上する前にプロセス、そして予算を執行して決算、そして事業効果、予算効果がどうなっているのかというのが非常に気になる場所なのですけれども、そういった視点で、まず大枠、編成方針においては予算の過不足が指摘されているのです。令和7年度が30億円の予算不足、シミュレーションを立てているわけ。そして、令和5年度が、たしか18億円だったという記憶をしております。財調の取崩し、そして公共施設整備基金を取り崩して充てた、それでも足りないわけ。ところが、決算を開けてみると、決算剰余金が14億円出ているわけ。それをどう捉えたらいいのですか、まずは。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。令和5年度当初予算のほうで財政調整基金17.1億円と公共施設整備基金2億を取り崩して当初予算を編成して執行していったという形になりますが、令和5年度の、まず歳入のほうのお話なのですが、地方交付税のほうで、かなり上振れをしまして、追加交付のほうもございました。

そして、一番大きいのはたばこ税12億円以上の増額となりました。ここで一気に財政調整基金の取崩しのほうが、取崩し予定だったものを基金の取崩しのほうが、取り崩してから、取崩し予定だったものを繰り戻したという状況がございます。これが12月補正のほうで、令和5年度12月補正。たばこ税の影響がかなり大きかったです。これがなければ、やはり10億円以上は、財政調整基金の取崩しは余儀なくされていた状況だと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 たばこ税の納付が見込み以上にあった。よって、基金の取崩しを抑えることができた。そして、決算剰余金も14億円、そして2分の1を下らない範囲内、翌年度へ7億円余りを入れていったという流れですね。分かりました。

それから、これも予算編成方針の中で毎年言われている、まず1つが、それは資料の要求も含めてお願いしたいのですが、残業に伴う手当、それは10%縮減を目標に掲げているのですよ。それと経常事業、同じく。その経常事業の10%軽減目標、あるいはまた残業手当における、それも目標に掲げている。当時は25%目標に掲げた時代があったのです。ところが、今は10%、それが一体どうなっているかというのを見せてもらいたいのです。つまり、経常事業、これは物件費も、何がどう縮減されたのかというのを資料として出していきたい。

それと、先ほどの残業についての手当についても、その成果がどうなっているのかというのを資料として出してもらえませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、上地安之委員の御質疑にお答えいたします。今要求いただいた資料ですが、提出してまいりたいと思います。期間なのですが、時期といいますか、何年から何年辺りの決算の増減があったという形でお示しただけかもしれませんでしょうか。

○上地安之 委員 今、令和5年度決算審査ですから、令和5年度に伴う、そして今日まで、今令和6年度だから、令和4年度、令和5年度、令和6年度辺りで。令和6年度はまだあれですか、その前の3年度分ぐらいで……。

○財政課長 令和3年度、令和4年度、令和5年度の決算額。

○上地安之 委員 はい。これは経常事業も含めていますよ。経常事業の中の、特に物件費も含めて。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 経常事業、物件費等と時間外勤務手当の令和3年度、令和4年度、令和5年度の決算額の資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、職員定数条例、これ期間は3年ですか。条例改正をした、これは3年の期間。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 職員定数条例、12月議会に上程予定の条例については、期間の定めはないです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、条例改正を今日まで数回の実績というのかな、経緯があると思うのだけれども、その直近で構いませんので、それが部局ごとの定数枠、そして実数、つまり何をここで見たいかというのと、事業は高くなって、予算もかなり増大しているわけ。そして、職員の残業手当も、なかなかうまく進んでい

ないわけよ。そして、職員定数条例の在り方については、どうなっているのだろうかと見たいわけ。全ての人件費等が含まれているわけ。それを資料として見せていただきたいと思います。これは総務ではないですか。

それから、せっかくだから、職員定数と同時に、これは令和5年度から退職職員の継続というか採用というのが、これはスタートしましたよね。それと併せて、また比較検討もしたいから、その推移が、動向がどうなっているのか。と同時に、会計年度任用職員についても資料として出していただけませんか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、上地委員から御質疑ありました、再任用職員の数と、あと会計年度任用職員の数、これも先ほど3年度分とおっしゃっていましたので、推移ですから、3年度分、令和3年度、令和4年度、令和5年度で示して資料を提出したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、補助金と分担金の在り方、それも強く指摘されてきているわけ。ずっと継続してきているわけ。財政が厳しいよ、補助金、負担金。それを精査するに当たっての決算で剰余金が発生している団体が存在するのか、それをまず資料として。そして、誰がこれを精査するのか。そのプロセスについても資料で出していただけませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、育成団体等の補助金、負担金等について、令和5年度決算の段階で各団体剰余金が出ているところがあったのかの資料のお調べをさせていただいて、提出をしてまいりたいと思います。また、その精査の、精査というのは、この団体に補助金を幾ら支出するのかという予算組みの中で、そういった審査であったり、こちらのほうも資料を提出してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは、決算書の101ページの備考欄29番、宜野湾市西海岸地域開発事業の委託料、この委託内容についての資料をお願いいたします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員御質疑の決算書101ページの備考欄29、宜野湾市西海岸地域開発事業の委託料275万円の委託内容の資料を提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 同じくページ数は一緒で、100ページにまたがりますけれども、普天間飛行場周辺まちづくり事業、これは普天間と真栄原、その事業の事業計画、予算の計画、それと最終的な完成の分かる図面というのかな、それを出していただけますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 100ページ、備考欄27、普天間飛行場周辺まちづくり事業の事業計画、これはスケジュールみたいなものでよろしいでしょうか。あと、完成予想図、こちらを資料提供してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次に、成果説明資料23ページ、ごめんなさい。決算書でしましょうね。3款1項1目の沖縄子ども貧困緊急対策事業、139ページです。補助金がありますでしょう。これは団体に対する補助金だと思うのだけれども、140ページ、補助金ね。その補助金を支出していますから、どこの団体に幾ら、これを向

こう3年分ぐらいで、これは令和5年度だけではありませんよね。継続している事業ですよ。向こう3年分ぐらいの補助団体、そして補助金額、支出が見える。そして、何に対する補助なのかというのが分かるような資料を出していただけないか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。決算書139ページ、沖縄子どもの貧困緊急対策事業の補助金につきまして、過去3か年分ですよろしいでしょうか。3か年分の補助団体と額が分かる資料を提供したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 93ページ、地域づくり推進事業助成金199万2,000円、それも団体に対する50万円を上限とした事業だと思うのだけれども、これも向こう3年分ぐらいの、こういった団体、こういった事業、あるいは団体数等も、これは毎年4団体のみの補助をされておりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。最大4団体で予算は取っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 毎回4団体に交付されているのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。令和5年度につきましては、6団体の応募に対して上限最大50万円ですけれども、予算の範囲内で5団体に助成しているということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、団体から応募があつて、4団体を決定して、4団体に上限50万円を支出していくような事業ですよ。

○市民経済部次長 はい。

○上地安之 委員 それでは、交付をするに当たっての交付要綱を出していただけないか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上地委員の御質疑にお答えします。交付要綱等を提出してまいります。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。先ほど3年分の団体とか、事業名を申し上げ、これも含めて提出してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 107ページの備考1、市民会館専用駐車場使用料891万5,474円、これはあれですか、共同使用手続、米軍基地等の賃料支払いですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。先ほど市民会館専用駐車場使用料につきましては、防衛局の一時許可を受けまして、防衛局のほうに賃借料として891万5,474円を毎年度支払っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 共同使用手続の契約の内容をお願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちら防衛局との協定書でよろしいですか。資料を提出いたします。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それ以外には共同使用手続の箇所というのは存在しますか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 普天間飛行場の土地の一部を、一時使用に伴う米軍と防衛局と農協と宜野湾市の4者で同意している協定書というのがございまして、こちらのほうを併せて提供していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それ以外にも存在しますか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらだけになります。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 大丈夫ですね。上地安之委員。

○上地安之 委員 90ページです。備考4、庁舎維持管理事業の庁舎敷地借上料、その事業内容というのは、恐らくその庁舎内に民地の一部が入っている、それに対する賃料だと思うのです。これは行政財産に民地が存在するというのは、これもあり得ない話ではないかなと思うわけ。まず、その説明をください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、上地委員から御質疑がありました、庁舎維持管理事業の中の庁舎敷地借上料、御指摘のとおり民地の敷地、本庁舎の中に7筆ございまして、それに係る賃料の代金でございます。御指摘のように庁舎ですので、買上げ等もあるのですが、地主の意向も踏まえましての借り上げ、今は賃貸借契約という形を取っているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは資料をまずはください。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 では、資料として7筆、今答弁いたしましたけれども、面積等分かる資料を出したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それ以外に行政財産に民地が含まれている箇所というのは、どちらにあるのですか、庁舎以外に。行政財産の、つまり土地の取得が完全に完備されていない行政財産に含まれている民地というのは。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。決算書の296ページにございます、備考欄11番、公立小学校用地賃借事業としまして、現在普天間第二小学校と宜野湾小学校、はごろも小学校のほうで民地がございまして、賃借料としてこちらでお支払いしている事業でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それも資料としてお願いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 資料のほうは大きさ等でよろしいですか。賃借料の金額と坪数ですか。それでよろしいでし

ようか。

○上地安之 委員 はい。

○教育部次長 提供してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、予算の組み方なのだけれども、流用がかなりあるでしょう。これは款をまたがることは、これは違法行為、目節については認められているわけ。ところが、項についても場合によっては認められるというような仕組みであるわけ。しかし、予算を組んで、その事業に充てると、予算を組んで開けてみると、別の事業に流用されているというのは、これは提案するときに、我々はこれしか見えないわけ。しかし、実際に使われている予算は、別事業に使われているわけよ。本来は、できないというわけではないけれども、最終的なものとして計画を立てる上では、これはやはりふさわしい行為ではないと思うわけ。

ちなみにこの流用というのは、どのぐらいあるの。これは建設部が多いの。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。ごめんなさい。件数というのは、ちょっと今把握ができていないぐらいの件数があるのです。必ずしも建設部がということではなくて、どうしてもお金が足りなくて、いろいろ各部から、そこは出てきている状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基本的に予算を組む、それに対して予算を組んでいるわけでしょう、当初予算というのは。その事業が停滞した、いろいろな理由がある中で、それは別事業に振り向けているわけよ。ある意味、予備費と一緒にだよ。ここに款に、項に予備費が存在するみたいなものだよ、そうすると。これはよくないですよ。これは、また後日、明日もあさってもあるから、具体的な部分に入っていきますけれども、それはぜひとも最初からそれを認めた上で、あるいはまたそれを予算要求して、後ほどそれを流用するような安易な考えでは、本来の計画ではないと思うから、これはまた後ほどゆっくり審議させていただきます。取りあえず以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。閉めてよろしいですか。

(「資料請求していい、ごめん」という者あり)

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すぐ終わります。決算に関わる主要施策成果説明書の29ページ、重複していたらごめんなさい。4款1項2目PCR検査会場費、今もうやってはないのですけれども、当時は市民会館の駐車場でできたというところで、すごく画期的だったと思います。その事業の改めでの概要と、あとは実績、どのぐらいの人たちがこれを利用したのか、相当評価の声がありましたので、最終的にどうなったのかというのを資料でいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいま宮城克委員からありました質疑についてですが、29ページのPCR検査会場運営事業ですが、こちら実績は令和5年度だけではなくて、その前も含めてということよろしいでしょうか。

○宮城克 委員 はい。トータル的に。

○健康推進部次長 資料のほうを提出いたします。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 2つに絞ります。34ページの、これは毎回なのですけれども、空き店舗対策事業の、これも今回は令和5年度の決算ですので、過去3年ぐらいの実績、統計というか、推移が分かるような、実際毎回見ているのですけれども、その内容、あと実績の分かるやつをいただきたいと思います。

そのまま関連というか、一緒だと思いますので、次の36ページの琉球海炎祭支援事業、ちょっと前々からクエスチョンなのですけれども、いわゆる事業効果の中に経済効果につながるとあるのですけれども、皆さん、これは毎年予算を支出していますけれども、僕、実はこれを見たこともないので、これはどういったものなのかも分からないのですけれども、どのように評価しているのかな。その経済効果というのをどのように見ているのか、この効果が出ているなというふうに評価して予算の支出、いつもお願いしているのかなというの分からないので、どのように皆さんは総括して、これをまた次年度も予算を出してくるのかなと思うのですけれども、その辺の根拠が全然見えないので、それを資料として出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。まず、成果説明書34ページ、空き店舗対策事業の過去3年分の実績、推移が分かる資料を提供してまいります。

あわせまして、36ページ、琉球海炎祭支援事業、経済効果をどのように評価しているのか。総括した資料等を提供してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 51ページ、住宅リフォーム支援事業、これも毎年議員のほうから資料請求があると思うのですけれども、今回も言われたのですけれども、これは募集期間というものが限定されていて、募集が始まったと思ったら、すぐに予算に到達したので、終わりましたというのが多いらしいのです。そのぐらい、この事業というのが評価されているのかなというふうに思いますので、改めてですけれども、3年ぐらい、推移が見られるような、また応募期間が短いというふうによく聞くのですけれども、その応募時期と選定というものが、どのように皆さんは考えられているかというのが分かるような資料をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。成果説明書51ページ、左側、住宅リフォーム支援事業の過去3年の内容が分かる資料を提供してまいります。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。ラストです。決算書の351ページです。10款6項1目、備考の4番です。スポーツ少年団派遣補助事業、これも毎年資料請求は出ていると思います。毎回ですけれども、やはり事業費、今回も決算額として1,135万6,444円、支出のほうがされていますが、やはりスポーツ関連からの声としては、もっといただきたいと、使い勝手がいいようにできませんかというのがありますので、改めてですけれども、事業概要、要綱と実績、3年ぐらい、その推移が、その統計が見られるような資料をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ラストです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 決算書351ページ、10款6項1目、備考のスポーツ少年団派遣補助事業の要綱と実績、過去3年分を提供してまいります。

○宮城克 委員 以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。決算書172ページの3款2項2目児童措置費に関してなのですが、先ほどは答弁の中で、市内保育所のライオンの子保育園の問題が起きているのですけれども、今回は不正受給のものはないということでしたけれども、それでは施設型給付等事業の予算の市内の保育園に対する、これは分配するわけですね。その認可保育園に、どの保育園に措置費が行くということが分かる資料を出していただけないでしょうか。140保育所でしたっけ、認可保育園、大分ありましたよね。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 172ページ、備考欄13番の施設型給付等事業なのですが、給付費として認可保育園に給付している給付費のほうになります。市内の認可保育園、認定こども園、小規模事業者等あるので、それぞれの園に幾らというのは、ちょっと出せるのかどうか、こちらを確認しながら出していきたいと思ひます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう給付済みになっているわけですね。そうであれば分かるのではないかなと思ひます。できるだけ資料をお願いいたします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 ちょっと担当課に確認しながら、もしできなければ平均が幾らという形で。

○我如古盛英 委員 平均とそれから保育所が何園あるかも入れて、保育所名も入れてもらったらいと思ひますので。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 認可園の児童数や職員数によっても若干違ってきますので、どういった形で出せるか、ちょっと担当課と確認しながら提供してまいります。

○我如古盛英 委員 できるだけ分かりやすいように。以上です。お願ひします。

○石川慶 委員長 皆さん、ほかにありますか。よろしいですか。

(「はい」「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 資料請求だったら、今日のうちにできればやっていただきたいと思ひますので。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 決算書253ページ、公園費です。公園施設管理運営事業の、これは指定管理の予算と言う事で、この中でモニタリング検査を毎年行っていると思ひますので、そのモニタリングの令和3年度、令和4年度、令和5年度分のモニタリングの資料をお願いいたします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書253ページ、8款3項5目公園費の備考欄2、公園施設管理運営事業の過去3年間のモニタリングの資料を提出してまいります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一点お願ひします。255ページです。都市公園遊具施設等整備事業なのですが、佐真下公園の遊具を交換したかと思うのですが、どういった遊具に替えたのか、分かる資料のほうをお願いいたします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 決算書255ページ、8款3項5目公園費の備考欄8、都市公園遊具施設等整備事業の内容をまとめた資料を提出してまいります。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、ほかにございますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

それでは、審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時00分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年11月6日（水） 2日目

午前10時00分 開議

午後 5時11分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（34名）

総務部次長	多和田 眞満
納税課長	金城 美千代
防災危機管理室長	宮城 真也
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
プロジェクト推進 担当技幹	望月 利晋
秘書広報課長	吉村 純
行政経営担当主査	中村 誠
市民経済部次長	本永 貴也
環境対策課長	當山 大和
基地政策部次長	津波 古良幸
基地跡地推進課長	仲泊 嗣典
こども政策 担当次長	浜里 郁子
障がい福祉課長	島袋 尚
児童家庭課長	玉代 勢桂
子育て支援課長	山城 隼人
介護長寿担当主幹	志良 堂孝
健康増進課長	山口 久美子

税務課長	大道 優
人事課長	上地 章弘
企画部次長	伊佐 真
プロジェクト推進 室長	玉元 智
財政課長	比嘉 隼也
行政経営室長	多和田 真也
デジタル推進課長	宮城 竜次
市民協働課長	喜友名 和佳子
市民課長	宮良 弘美
基地渉外課長	平良 康博
福祉担当次長	香月 直子
認定こども園 担当主幹	又吉 時生
保護課長	比嘉 洋
児童家庭担当主幹	垣花 浅枝
健康推進部次長	米須 之訓
国民健康保険課長	川満 勤子
健康増進担当主幹	池原 史真子

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年11月6日（水）第2日目

○石川慶 委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。

税関係等の歳入、財産に関する調書についても、この時間で質疑をお願いいたします。

それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

（「委員長、休憩」という者あり）

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今みんな資料をもらって、今並べていて、ちょっとだけ時間。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時09分）

○石川慶 委員長 それでは、2款、質疑のある方、挙手にてお願いをいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願ひします。資料をたくさんありがとうございます。

まず、成果説明書の3ページの2款1項6目の中国厦門理工学院留学生派遣事業なのですが、これは3番目の事業内容のところなのですが、令和5年取りやめになったと、ビザ申請の関係で。これ留学生は決まっていたのでしょうかということと、ちょっとその辺の経過を説明していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。成果説明書3ページ、中国厦門理工学院留学生派遣事業につきましては、令和5年度は派遣する留学生は決まっておりませんでした。こちらにも書かれておりますとおり、この事業内容の3ボツ目、令和5年度は随行職員と留学生のビザ申請のために、中国駐福岡総領事館に行く必要があったというところがあって、福岡県までの往復旅費やビザ申請の予算措置、申請許可を取得する日数にいとまがなかったことから、このビザ申請はなかったのですが、令和5年度から領事館にビザ申請する必要があったということになってしまったものですから、その予算内でできなかったために派遣を中止したところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今までは要らなかったことが、急に変わっていったのが、直前に分かったということですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。そのとおりでございます。今年度も派遣をしましたが、今年度も領事館に行って、このビザを取って中国に派遣しているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 コロナはあったとしても、ずっと続いてきた事業なので、すごくもったいないなと思ったのですけれども、途中で留学とかもありますよね。このときちょっと遅れても、そういうことは考えられなかったのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。途中での入学というのも可能性としてはあると思うのですけれども、大学側のスケジュールとか、授業のカリキュラムの関係で、どうしてもやはり8月末から9月の間に授業を滞りなく始めるためにも令和5年度は中止とさせていただきました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 了解しました。続けていいですか。

○石川慶 委員長 はい、どうぞ。

○プリティ宮城ちえ 委員 同じ3ページの右側の2款1項6目平和市民啓発事業の資料も出ていて、資料番号16になりますが、ありがとうございます。詳しい日程を載せていただいたのですけれども、この委託料というのは、講師の方たちでしょうか。団体にやったのか、そういうことを聞いていいですか、委託料の。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。質疑のありました委託料の件ですが、ひとつの業者と入札をしまして契約しているところです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その委託しているところの名前を聞いてもよろしいですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。令和5年度はS I T Y株式会社というところに委託してございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。もう一つ、今のところですが、今年度も引き続きS I T Y株式会社に委託なさっているということですか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 今年度も事業を行っているのですが、今年度はまた別の業者になりまして、うなゑ株式会社という業者になりました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。続いて、成果説明書の4ページの右側で、2款1項6目、普天間飛行場返還促進対策事業のほうです。ここで聞きたいのは事業の効果で、どんどん発信をしていくことで、早期返還の必要性を訴えるということなののですけれども、3番目の事業内容、実績で、パンフレット等を活用しということがあるので、パンフレット以外にもDVDなど、あるいはSNSの発信などやったのかどうか、教えてください。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えいたします。周知の方法なのですが、パンフレットのほかに市のホームページでありましたり、市報のほうで基地被害110番の呼びかけであったりとか、あと全国の市議の方々の視察受け入れ、あと学生などが基地について視察依頼等あった場合には適宜対応させていただいております。そういった形での周知を図っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 これは平成13年度からの継続事業で、来年も続けていくと思うのですが、23年もたっているんで、これまでの23年間の実績とか、振り返りとかは、評価などはしておりますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 基地問題については非常に政治的な絡みもありますので、その事業を通して実際返還にどれだけの効果があったかというところの部分については、難しい部分ではあるのですが、いずれにしても本市としましては、宜野湾市の置かれている現状を広く発信することで一日も早い閉鎖・返還、また今現在、返還は合意されておりますけれども、返還期日ですね。こちらの早期確定を求めているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当に重要なお仕事だと思うので、もっともっと幅広く広げていって、SNSとか、DVDを作ったりとか、それも必要かなというふうに感じました。ありがとうございます。

次に、6ページのほうなのですが、右側の2款1項6目市民協働推進事業の地域リーダー等養成講座について質疑いたします。15名が修了したとあるのですが、内容はすばらしい効果を上げていますが、少ないように感じます。募集は何人だったのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。今回地域リーダー等養成講座を開催しておりますが、当初の募集要項は30名程度を予定しておりました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 事業内容の評価を見ると、相当高い事業で、すばらしいと思うので、もっとたくさんの方に周知したらいいなというふうに感じております。ありがとうございます。

次に、7ページのほうなのですが、2款1項6目の7ページの右側です。このほうで3番目の事業内容、実績で事例調査や条件設定、企画提案書などの作成を実施したということが書いてありますが、西海岸の特性であるサンゴの調査なども行われているのでしょうか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 おはようございます。お答えいたします。この事業でサンゴの調査等を行っているかという御質疑だと思いますが、サンゴの調査は行っておりません。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すごい好評価を得ている、サンゴ調査もしてほしいなと思います、継続事業なので。

では、続いて10ページの右側です。2款1項6目多文化共生推進事業ですが、この事業効果で地域参加促進による地域活性化を図ることが効果になっていますが、この効果は出たのでしょうか。具体的にお

願いいたします。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 御質疑にお答えいたします。多文化共生推進事業の効果についてですが、今、宜野湾市は在住外国人も増えているところですので、担当課としても在住外国人に向けて支援を行っていこうと思っていますところ。昨年度は、事業としましては、ウクライナからの避難民を受け入れているのですが、この方が料理人ということで、その方を講師に招いてウクライナの料理を市民講座としてやっているところ。まだまだ私たち在住外国人に向けて、もっともっとこれから支援していくところなのですが、またいろいろな事業をやりたいと思っていますところ。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。すばらしいと思います。

13ページをお願いいたします。13ページの左側の2款1項9目、行政サービスデジタル化整備事業ですが、オンラインの促進によってオンライン申請が増えて窓口は減っている、そういう数値が出ているのでしょうか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時28分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時28分）

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 行政サービスデジタル化整備事業でございますが、マイナンバーカードの利活用を通じた行政サービスのデジタル化を進め、市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化につなげていくという事業でございます。新型コロナウイルス感染症が流行しまして、令和3年2月に証明書コンビニ交付ができる、キオスク端末というものを市役所の本庁舎に設置していました。

御質疑のオンラインで行えるサービスですが、現在きちんとした数字は今持ち合わせていないのですが、確かに20業務以上、オンラインで申請してできている状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その13ページの2款1項9目、左と右、両方にまたがるのですけれども、委託をしているのですが、その委託先を教えてくださいませんか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 様々な委託業務を行っておりまして、コンビニ交付システムの利用料であったり、オンライン申請のサービス使用料、4業務ほど委託しているのです。すみません。こちらも今資料を持ち合わせていませんので、後ほど資料で提出いたします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、委託料が両方出ているのですけれども、委託先は複数にわたるということですか。

（何事かいう者あり）

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しますね。宮城克委員。

○宮城克 委員 では、すみません。資料をいただいているので、連続ではやりませんから。資料44番、中国厦門理工学院留学生派遣事業についてです。この件は初めて質疑するのですが、よろしくお願いします。まず、資料を御覧になっていますか。交流のきっかけ。昭和61年11月に本市職員で構成する野球チームが厦門市を訪問し、友好親善試合を行ったことをきっかけとしてとあるのですが、何で職員は厦門市に訪問して友好親善試合、これは何かあったのですか。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えいたします。ちょっとすみません。1986年当時のきっかけ、役所の野球チームがどういったいきさつで、それが始まったかというのは、ちょっと持ち合わせがありませんので、また後ほど回答させてください。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 そうですね。ここでつまづいているので、これにはお金は出せないかと、今後。そういうことなのかもしれませんが、そのまま続けましょうね。

あと、この事業目的、中国に対する理解を深めるとともに国際的視野を持った人材の育成、今までに18名派遣をしていますけれども、中国に対する理解と国際的視野を持った人材の育成というのは、具体的にどのようなことを言っているのですか、皆さん、これは要綱の中で、これはどういうふううたっているのかなと。なぜそうなのかというところですが、その辺は答弁できますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。資料の事業の成果のところでございますが、中国厦門市に派遣した後、帰国後には厦門市代表団が来沖した際の通訳や手交文書の翻訳、また留学経験を生かした本市商工会のインバウンド事業アシスタントマネジャーとして活躍していただいているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 成果のほうに飛んだのですが、厦門市の代表団が来沖したとありますけれども、これは毎年来ているのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 周年で代表団というのが訪れていまして、市制50周年とか、周年の時点で厦門市の方が訪れています。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 来ていると。逆にこちらから向こうに訪れるというのは、行政の方々が。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 提携20周年のときに宜野湾市から厦門市へ代表団が訪れています。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 そういうことですね。改めてお聞きしますけれども、こちらから留学生も送って受け入れていただいていると。向こうからも留学生とか来ているのですか、宜野湾市で受け入れているとかありますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。厦門市からの受入れはございません。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 改めてここも聞きます。周年で双方を行き来して交流とありますけれども、その前に、ごめんなさいね。僕の読み方が間違えているかもしれません。事業目的のところで、1行目の友好合作、何と読

むのか。

(「ゆうこうがっさく」という者あり)

○宮城克 委員 友好合作都市ってどういう意味なのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。意味合いとしましては、お互いに交流を深めていきながら、関係性をつくっていきましょう的な意味合いです。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明のとおりでいけば、その割には何か毎年交流をしているものではないような答弁があるのですけれども、今の説明と合っているのかなという、すごい違和感を感じるのです。これはあくまでも個人の感想、違和感を感じます。あくまでも担当課としての取扱いだと思うのですけれども、向こうから留学生もない。向こうとの、友好都市と言っているけれども、いわゆる何か交流しているわけでもない。

それで、事業の成果の中では、インバウンド事業アシスタントマネジャーへの実績があると言っていますけれども、これは18名、向こうから帰ってきた全員18名がどのような職に就いて、どのように留学して得た経験、全てが例えば中国語を学んだから、全てそこにいきなさいということではなく、一つのいわゆる経験として生かすということだと思うのですけれども、この18名は現在どのような職に就いて、どのような貢献をしていっているのかというのは、皆さんは、これは追跡できているのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。この18名につきましては、追跡調査というのは、やってはいませんが、戻ってきたばかりの方々とか、交流も深めて、全体的な交流メンバーではないのですけれども、うちの交流のメンバーも含めて、いろいろ話合いとかはしているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 これは決算なので、すごくきつく当たるかもしれませんが、予算支出するわけですよ。費用対効果、なんでもそうではないですか、予算を出すからには。あくまでもこれは国税、血税です。公金です。だから、やはり市民漏れなく誰一人から説明されても納得のいくような事業でなければいけないと思うのです。皆さんだってそうですよ。

なので、こちらも聞き方は間違いないように、責めているわけでも、いじめているわけでもないのです。僕の口調が、こうなるのです。なので、その辺も踏まえて、今、質疑ではあったのですけれども、やはりどうしてもなかなか見えないところがあると、その予算というのは、僕ら簡単に異議なしで通すわけにいかないというのがあるので、差し支えなければ、さっきの最初に質疑した内容とかが分かるようなものが、別にペーパーでなくてもいいですし、皆さんの興味があるのでしたら、なぜ交流が始まったかの、いま一度、ちょっと戻って、もう一回整理してもいいのかなと思います。

それは差し支えない範囲、手が空くときにやっていただきたいと思います。次の機会にまだやりましょう。中身が分からないから、留学しているからいいですねと簡単には言えないのですよ。それはまた、こっちもしっかりと興味を持って、どういうものなのかなと調べていなかったことの反省として、もう一回振り返ってみます。これはまた次にやりたいと思います。よろしくお願いします。

次に、46番の火葬料等負担軽減事業についてですけれども、資料も添付していただいていますので、補助金交付要綱ですね。3の2をめくった次のページの第3条、補助金の額は、1回当たり1万5,000円とすると

ありますけれども、この1万5,000円というのは、どのような設定で、この1万5,000円になったのかをちょっと知りたいなと。これは答弁できますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城克委員の御質疑にお答えします。この1万5,000円の設定の金額につきましては、県外の他市町村といたしますか、そこで同じような火葬料の軽減をしている事例を参考に設定させていただいた金額でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 全てがそうだねと。大体1万5,000円と、調べてやったと。例えば人口規模だったり、何だったり、だったらこのぐらいだなという。あくまでも参考です。確かに人のお悔やみですから、なかなか金額というのも安易に決められないので、別に先進地とか、実例があるのだったら、それを参考にしてという設定は悪くないと思います。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料番号63番からいきましょかね。決算書は83ページを開いていただけますか。昨日資料請求して、地縁団体が設立する建物について、行政側が地方債を発行する根拠となる資料をいただきたいということで、この63番が出ていますけれども、この書き方で読むと、説明いただけますか。できるという資料を出してきたのか。ちょっと読み方によって、どう捉えていいのか分からない部分があるので、皆さんは、これはできるという資料として提出してきたのか、まずはちょっと回答をいただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。こちら63番の資料についてですが、まず地方財政法を適用しまして、地方債のほうが充てられるかどうかという一番根本のところなのですが、地方財政法第5条第5号にて公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る負担、または助成に要する経費は地方債を財源とできるということが地方財政法で定められております。

次に、公共的団体というのが、どういったところなのかということで、こちらは令和5年度地方債についての質疑応答集ということで、総務省から発せられたものがありますが、こちらのほうで、所有者が認可地縁団体であり、公共施設に該当する場合で、区域外の住民の利用が認められる場合ということで、ここにおいての公共施設に該当する場合は、そういったことですよという定義がされておりますので、そういった場合には適債性が認められております。

続きまして、野嵩3区自治会及び公民館のほうで、こういった1番、2番に当たるのかというところでございますが、野嵩3区自治会は市長の許可を受けた認可地縁団体であります。また、この野嵩3区公民館については、区域外の者に対する利用制限をしておりませんので、これは区域外の住民の利用が認められるという形になりますので、ここでいう公共施設に該当するということになりますので、そういったものをもって県と協議を行って地方債の同意が得られている状況でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、ちょっと確認していきます。まず、1番のほうで公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係るという部分がありますけれども、まず自治会は公共的団体になるのかどうなのか、お伺いいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○**財政課長** お答えいたします。公共的団体の件なのですが、こちら地方自治法第260条にて定められている市町村の許可を受けた地縁団体ということで、位置づけがされておりますので、公共的団体であるというように認識をしております。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** ありがとうございます。公共的団体ということですね。

では、次の文言で、公共施設の建設事業とありますけれども、野嵩3区公民館は公共施設になるのか、確認したいと思います。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** それでは、御質疑にお答えいたします。野嵩3区公民館のほうが公共施設であるかどうかというところでございますが、こちらでいう、あくまで地方債の適債性に対する総務省のほうでの判断の中では、公共施設に該当するということで、区域外の住民の利用が認められる場合としておりますので、野嵩3区公民館については、区域外の者に対する利用制限をしていないことから、区域外の住民の利用が可能ということになっておりますので、ここでいう公共施設に該当する場合ということで判断してございます。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 公共施設となるという回答であります。では公共財産に入っているのですか、野嵩3区公民館は。確認させていただきます。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** すみません。公共財産ということではなくて、あくまでも地方債の適用ができるかどうかということでの判断での公共施設に該当する、公共施設ということではなく、公共施設に該当する場合という形で総務省のほうから質疑応答集が出ておりますので、それをもって県のほうも適債性があるというような判断をしているものだと考えております。

○**平安座武志 委員** 総務省からの回答というか、これには載っていないのですよね。どこかに載っていますか。

○**財政課長** 下の線の中なのですが、こちらに法令と総務省の質疑応答集を載せておりますが、その2番目のQ4—10。

○**平安座武志 委員** 資料は63ですか。

○**財政課長** 63です。後半のほうに、下の段のほうに括弧書きで令和5年度地方債についての質疑応答集、あと地方自治法を載せておりまして、令和5年度地方債についての質疑応答集の中で、こちら総務省が回答したものでございます。各団体から様々な質疑が来ることに對しての質疑応答集ということの一例でございます。

○**石川慶 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** これはあくまでも質疑応答集であって、総務省が回答したものになっているのですか。総務省が回答した質疑応答集と理解していいですか。公共施設というもの、いろいろな書類を見ても、国や地方公共団体が整備、運営している施設としか出てこないもので、ですから公共施設なのかどうなのかというところが、この地方債が使えるか使えないかというところの一番大きな部分だと思うのですけれども、私、前も言いましたが、野嵩3区に係る、地方債が使えるのだったら使ってあげて、住民の負担、自治会の負担を減らすことは良いことだと思うのですが、ですから私予算にも賛成して進んでいるのですけれども、ただ

あまり説明がなかったので、改めて確認したいわけですが、ということは、皆さん、今度は資料からしたら、地方債というのは、地縁団体が造る建物とか、そういったものに対しても使えるということでもいいわけですね、今後も。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらについては、そのような認識がございまして、昨日、過去の事例についても確認をいただいておりますが、公民館というところについては、ちょっと私のほうでは確認ができなかったのですが、同じ公共的団体であるというふうに国が整理しております、社会福祉法人が整備する保育所に対して市が支出する補助金の財源に地方債を充当していることは、平成29年……保育所に対しての補助金に対する財源に地方債を充当している実例がございます。こちら県と国の同意を得て地方債を発行しているものでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、この社会福祉法人に対する補助、地方債を充てたというのが今あるのであればお聞かせいただきたい。どれぐらいの地方債を充てたのか、建設事業に対する地方債をどれだけ充てて補助したのかが分かるのであれば、後で教えていただきたいのと、あと上のほうの2番のほうで、公共的団体が設置する公共施設について、公共施設に対する認識は、ちょっと私と違うのですけれども、皆さんが公共施設と言うから公共施設なのでしょう。公共施設に該当する場合、区域外の住民の利用が認められる場合ということがあります、こちらは前の質疑のときでは、そういった、しっかりと自治会側との維持管理に対する要綱というか、規則は結ばれていなかったと思うのですけれども、これ学習等供用施設は別ですよ、公民館に対してね。結ばれていなかったと思うのですけれども、この区域外の住民の利用が認められる場合という担保は取りましたか、あれからしばらくたちましたが。確認いたします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 手元に資料がございませんので、後ほど回答いたします。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 お願いします。学習等供用施設の場合は、いろいろ設置管理規則、要綱等がつくられていると思うのですけれども、公民館に限ってはなかったと私前回質疑したときに、そういうふうに聞いていたので、私は、今、皆さんから資料が出されているところ、区域外の住民の利用が認められる場合は使えると言っていますけれども、ではその担保は取りましたかということなのです。公共施設と言っていますが、市の公共財産、行政財産に入っていないわけで、これだけの補助をしていくのに担保を取らずにやっていいのですかという私の前の質疑だったので、しっかり担保を取ってくださいねという話を投げました。それをやったかどうか、後で教えてください。お願いいたします。

私が一番聞きたかったのは、早く一緒にしてくださいよと。皆さんが言いたいのは、学供も公民館建設も一緒ですよという考えで多分やっていると思うのです。ただ、法律の問題とか、いろいろな問題があって、今回はこれぐらいの物すごい市の補助金として総事業費7,500万円に対して4,500万円の補助をしていくわけですよ。学供を建て替える場合、皆さんが補助していく割合、いろいろ要綱改正して、行政財産にはならない建物と学供は行政財産になる建物で、行政財産にならない建物に、なぜ学供、皆さんの財産になるものより、皆さんで払うのが多いかという疑問も出てくるわけですね、住民、市民に説明する場合。だから、合わせなさいよと。一緒という考えであれば、早く合わせなさいよと。公民館も要するに市民全体が使えるよう

な規則、要綱とか、ちゃんと結ばれたかというのも1つにすればできるではないですか、今でも。何でばらばらに意味が分からないようにするの。これはどうやって住民に説明するのという話なのです。よく聞かれます。野嵩3区公民館って市の施設じゃないのだよね。何であんなに補助出たの。ある学供は、これは市のものなのだよね。何で我々がこんなにたくさんお金を払わなくちゃならないの。早く整理しなさいよというのが市民の意見なのです。よろしくお願いします。

だから、コミュニティの助成のほうも議論がいろいろあったのですけれども、これも多いです。250万円のコミュニティ助成が入っているのですけれども、何で市のものに入ったのかということです。だから、説明ができないのですよ。要するに市の施設ではないものに対して、市がこれだけいろいろなことをやる。やるのはいいのですよ。ただ、学供との差って何なのという不満が出ていますので、これは決算なので、皆さん、だからこれから始まったのですよ、この令和5年度の予算から。要するに設計をやるものに市債を入れたり、単費を入れたりしていく。自分は、そこから疑問を投げかけているのですけれども、今回は、令和6年度はもっと大きな額をやりましたよね。

だから、これを例えば学供でやっている公民館の自治会長等にも説明できるような、説明するのが難しいのです。だから、本当は1つにしなさいと、同じような考えでやるというのだったら。ただ、防衛補助が入るか、入らないかの違いですと、皆さんの答弁でも何回かやっているのです、議場でも。だったら、1つのものにまとめて分かりやすくしてくださいよ。補助の割合もしっかり皆さんの学供より、行政財産にならないものに大きな補助を与えていくというのは説明できないでしょう。しっかりやっていただきたい。これは決算なので、もう進んでいるものなので、いいですけれども、そこをまとめていただきたい。だから、費用対効果がどうなのということも聞きたいのですけれども、だから皆さん、野嵩3区公民館が出来上がった後に地域住民が使えるようになっていないのであれば、費用対効果どころではないですよ。ある一部の地域でしか使えない建物を、これだけの補助をやっていたという形になるので、そうですよね。

しかも、地方債まで充てて、だからしっかりそこはやって整理していってくださいと何度も私は前の松川市長のときも言っていますし、和田副市長にも言っています。皆さんともやっていますし、それから長らくたってもなかなか進まないの、説明できないのですよ。ぜひそこをやってください。決算なので、令和6年度も過ぎています。令和6年度、本年度完成予定ですが、だから今言ったような市全域の皆さんが使えるような建物として、向こうがちゃんと認識するように文書を交わすような形を取らないと、ある一地域のためだけ、これだけの補助をやっていくというのはおかしい話ですので、地方債を使って。そこはしっかりやっていただきたいなと思っております。以上です。

あと1つあるのですけれども、後に回します。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。次、質疑のある方。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料59、よろしくお願いします。資料をいただいたのですけれども、この事業、委託していると伺いましたのですけれども、これは年単位ですか、それとも複数年の委託契約なのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 5款なのですけれども。

○石川慶 委員長 すみません。2款です。

○知念秀明 委員 ごめんなさい。後で。

○石川慶 委員長 明日ですね。

○知念秀明 委員 ごめんなさい。

○石川慶 委員長 続きありますか。

○知念秀明 委員 ないです。

○石川慶 委員長 では、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。28ページの資料番号11と8と9番なのですけれども、資料ありがとうございました。

そこで、まず1つ、名前が間違いやすいのですけれども、両方とも私の名前が盛英の英が違っているのです。これは当選当初からあって、そのとききつく言ったほうがよかったかなと思うのですけれども、なぜこういう間違いが出るのかなと、それだけ。総務のほうですよ、それも。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 資料番号8、9ということで、今、資料をお出ししておりますが、タイトルが「労働安全衛生管理委託料の内容」及び「復興支援プログラムの実績」についてということで、資料を出しております。申し訳ございません。我如古盛英委員のお名前が誤っておりました。おわび申し上げます。

○石川慶 委員長 気をつけてくださいね。

○人事課長 失礼しました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 議会のほうでは、質疑とか、名前の間違いというのは厳しく私たちも言われているので、自分のものが、こういった形で出ているのは、ちょっといかがなものかなと思いますので、気をつけてください。

では、質疑に入ります。資料ありがとうございます。78ページなのですけれども、これについて労働安全衛生管理委託に関してですけれども、教育委員会のほうにも同じ予算項目が出ていて、両方出ていて、内容が同じということで、教育委員会の方に聞いたら、総務部のほうでも管理しているということで、一緒に出たのだと思いますので、これは2つやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 教育委員会に関しては……

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 我如古委員、総務部のほうだけでお願いしましうね。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 まず、先ほどの名前もそうでしたけれども、私が要求したのは、病休、それから産休・育休、それから長期療養者などが分かりやすいようにということで、それから退職者の数も、人数も入れてほしいという質疑だったと思うのですけれども、これについては出ていないのですけれども、もしよければ、追加して、後でまた資料として出していただきたいと思いますが、これは出せないでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 昨日の質疑のやり取りの中で、このように資料を出したということで、御理解いただきたいなと思っております。今2款1項1目の労働安全衛生管理事業において退職者等は事業に関わるわけではないので、別建てで退職者数は出したいと思ひます。あと、長期休職数というところでもありますので、長期について報告でも可能です。資料で長期……

○我如古盛英 委員 長期療養中の人数ということですからけれども……

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料の中の病気休職者人数で、1週間以上というところで、記載しているところはありませんけれども、それ以外で何か。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料としては、では先ほど出していただくということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。質疑の中で、この労働安全衛生管理事業の中でも退職というところは、事業としては当然ないのですけれども、別で退職者の人数の推移という形になると思いますけれども、その資料を別建てでという形でよろしいですか。

○我如古盛英 委員 はい。

○総務部次長 では、用意します。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それで、全体的に下の病気休職者人数から見ると、少なくともなっていないですね。やはりこういった職務量が多くなるというのでしょうか、前回からありましたけれども、繰越明許が年々多くなっているという状況で、職員の皆さんが日々の業務に本当に追われているのではないのかなということで、ずっとこういった資料を提供していただいているのですけれども、少なくとも中で、皆様方、やはり職員の健康状況というのは、やはり日頃気をつけて仕事に専念していただかないといけないと思うのですけれども、この状況というのは、どういうふうに皆さんは職場環境の改善に関しては、これを生かしていくのかなというのがあるのですけれども、どういうふうに生かしているか、何か対策等は取られていますか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。今、提出しております、資料に沿った形で少し御答弁申し上げてもよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 はい、どうぞ。資料も出ているわけですから。

○人事課長 労働安全衛生管理委託料というところで、職場健診を行ったり、あと個別に大腸がん検診であったりとか、ストレスチェックというような事業も行っております。その下の枠のほうに病気休職者については令和3年度から令和5年度まで43人、58人、57人というような数字になってきているところであります。上記にあるような委託料でもって職員の健康管理に努めているところではあるのですけれども、例えば病気休職者、1週間以上の診断が出た場合には、職員の主治医、あと我々がお願いしております産業医の先生、それから人事課に配置しております保健師スタッフと連携を取って、本人たちの健康管理に努めております。

それから、その資料要求の一番下のほうに復職支援プログラムというのがございます。これは休職した職員に対して復職を促すような、支援するような形の対応を行っておりますけれども、例えば3か月の診断が出た場合に、残りの1か月の休職中の期間に試し出勤計画というのを1か月程度立てて、段階的に勤務時間を増やしていった、職員が円滑に職場復帰できるようにというような形で、職員の支援に努めてきているところであります。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その中で復職支援プログラムの実績ということで、今書かれているのですけれども、先ほど説明もありましたけれども、これに関しては、78ページの中にある臨床心理士さんが、それを担当して仕事をなさるのでしょうか。どなたが復職支援プログラムの実施に関しては担当するのでしょうか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 休職している職員の休職状況は、それぞれでございまして、もちろんメンタルの方が多いのですが、内科的な部分もございまして、産業医は内科スタッフで一人お願いしておりまして、精神科の先生は3名、それから臨床心理士の先生は一人です。そういうような形で、その休職している職員の状況に合わせて支援に取り組んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その復職支援プログラムの実績として、令和5年には11名から12名、多くはなっているのですが、現在は復職されているということで理解していいのでしょうか、その人数に対して。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 令和5年度は12名おりますけれども、この12名のうち令和6年度に何名いるかというのは、ちょっと確認はしておりませんが、引き続いて年度をまたいで休職している方も、この中にはいると考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それと、もう一つだけお聞きしたいのですが、この中には長期療養者というのは入っていないわけですね、復職支援プログラムには。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 復職支援プログラムの中での長期療養者、おおむね3か月以上を長期療養者というふうに捉えておりますけれども、例えば令和5年度12名の中には長期療養者は入っておりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 12名以外にも精神的なもの、あるいは病的なもので休職なされている方がいらっしゃるかと理解していいわけですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 これは復職支援プログラムを活用した人数でありますので、活用せずに、例えば復職される方も中にはおります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 3か月以上休職されている方は、資料はありますか、令和3年から令和5年までの。この資料にはないですが、長期。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 すみません。今、手持ちに数字を持ち合わせておりませんので、3か月以上の療養者の人数ということで、資料を提出したいと思います。では、令和3年から令和5年までの3か年分ということで、資料を提出したいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 こういった形で労働安全衛生管理は行われているということですが、資料をもう一回見ながらやっていきたいと思いますので、くれぐれもそういった職員の皆さんの労働安全衛生管理に関しては、やはり神経を使ったほうが、その職場内での活発な動き、あるいは精神的なゆとりというのが出てきて、仕事がかどるのではないかなと思いますので、ぜひこういったものに関しては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。資料、後でまた出てきますので、次……。

○石川慶 委員長 1点だけ。ちょっと2款ではないですけども、市民経済部に資料請求したいということですので、知念秀明議員。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 地域キャリアの資料なのですけども、この委託料の内訳の、これは令和5年度ですよね。
(「はい」という者あり)

○知念秀明 委員 令和4年度も令和3年度も。それと、当初予算と決算で……
(「令和3年度、令和4年度、令和5年度」という者あり)

○知念秀明 委員 令和3年度、令和4年度、令和5年度は持っているのですけれども、令和元年度、令和2年度、一緒に令和4年度までください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 知念秀明委員の御質疑にお答えします。今おっしゃった地域キャリアの委託料の部分だけでよろしいでしょうか。

○知念秀明 委員 はい。

○市民経済部次長 令和元年度から令和4年度までの当初予算と決算の表を提出してまいります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この委託内容、これはもらっていますけれども、これは令和5年度ですから、令和4年度、令和3年度、令和2年度でいただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 了解しました。そのようにいたします。

○知念秀明 委員 お願いします。

○石川慶 委員長 それでは、皆さん、1時間過ぎていますので、10分間休憩して、その後また進めていきましょうね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時13分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時23分)

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、認定第1号、2款に関する質疑を許します。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。資料をたくさん作成していただき、ありがとうございました。資料を読んで納得できる部分もあったのですけれども、その中で資料番号1番、自治会育成に関する支援概要について、ありがとうございます。複数の課にまたいだ内容で調整もしていただいたと思います。ありがとうございます。

伺いたいのは、この自治会に関する補助としては、1番から8番まで全てということによろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。基本的には市民経済部の市民協働課で自治会に対する支援は行っておりまして、その中で1から7番までは市民経済部で見えています。あと、8番目、福

祉振興基金事業ということで、これは福祉総務課のほうで自治会に対する支援ということでございます。

昨日の段階で、ちょっと聞き取りをやったのですけれども、我々で把握できるのは、この8件でした。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと8番は別かもしれないですけれども、この補助に関しての根拠というのは、法律だったり、条例だったりとかあると思うのですが、1つではなく、それぞれ複数の条例だったりしますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。事業それぞれで交付要綱等設置しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。逆に言うと、そのほかの支援はできない根拠はないというふうに、今の現状として、状況なのでしょう。要は、この後聞けたらと思いますが、例えば自治会長会の皆さん方とコミュニケーションを取って、こういった支援があると助かるなとかという声って届くのではないかなと思っているのです。届いてほしいのですけれども、そういったものがあつたとしても、今の現状としては、法令であつたり、法律では、この支援は、それに当てはまらないから、できないよというふうな状況になっているのかなというところを伺いたいです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。この資料の7番、防犯灯電気代高騰分補助事業というのがありまして、令和5年度に走っている事業ですが、こちらにつきましては、やはり自治会側からの要請といいましか、相談を踏まえて、新たに補助事業として設定しておりますので、自治会長会とかの要請を踏まえながら、できる支援をやっていこうと思っています。以上です。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そういう臨機応変というか、スムーズな対応、とても素晴らしいと思うのですけれども、これは今回資料を出していただいたのは、あくまでも自治会に対する補助だと思うのですけれども、現状の課題としても加入率の低さというのがあって、この資料とは別で、この決算書の81ページの2款1項1目の備考欄29に自治会加入促進事業があるのです。

以前の議会で、予算審議だとか、令和6年度の予算審議ではなかったのですけれども、もっと前の予算審議のときに議会で自治会加入促進事業の費用としては、現状に関しては、ちょっと少ないのではないですかという質疑をした記憶があるのですけれども、それに対しては、この加入促進事業以外にも様々な補助で自治会に対してフォローしているよという回答があつたと思っているのですけれども、なので、この育成に関する補助についてはこういったものがあるというのは分かったのですけれども、この自治会加入促進事業73万7,713円で、時間外勤務手当と消耗品費と印刷製本費でほぼ全てだと思うのですけれども、もっと何かできるものって何かないのかなと私としても考えてはいるのですけれども、市としては、これが現状できる全部なのかどうか、伺いたいです。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。令和5年度までは、自治会加入促進月間ということで、毎年6月をその月間と位置づけまして、市内一周パレードとかはやっていました。一階の市民ギャラリーに自治会

活動を紹介するパネルとかも展示していたのですが、今年度、令和6年度につきましては、加入促進のチラシを自治会ごとに全戸配布をいたしまして、その加入促進につなげる、新しい取組といいますか、そういったのは行っているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。令和5年度だけで見たときに自治会加入世帯の増減というのは分かりますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。まず、令和5年度と令和4年を比較して加入世帯は699世帯減っています。世帯数は減って、加入率はマイナス0.63%ということでございます。訂正していいですか。ごめんなさい。加入世帯の減少は、令和4年と令和5年の減少は、すみません。訂正します。138世帯です。すみません。世帯数は、先ほど言った数字で600ぐらい伸びているのですけれども、全体の。ただ、加入世帯は減っているということです。宜野湾市全体の世帯数は増えていますが、自治会に加入する世帯数は減っているということです。すみません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。トータルで138減ということだと思うのですけれども、実際は減った数はもっとあって、プラスの数も合わせて138になっていますよね。プラスの数は何件分か分かりますか。

（「休憩よろしいですか」という者あり）

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前11時30分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時31分）

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 手元に資料がございませんので、後ほど令和4年から令和5年で増えた世帯、逆に加入した世帯数の数字は後でお示ししたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そのプラスの部分というのは、恐らくこの事業に対する効果が出た部分と言えるのかなと思うので、そこがより多くなるようにしていければいいのではないかなと。令和5年度の決算なので、それはそこでしっかり反省する部分とか、次に生かせる部分を見ていただいて、令和6年度以降の加入促進につなげていただきたいなと思います。よろしくお願いします。後でまた数字だけ、口頭でも、個別でも教えていただいて構いません。お願いします。ありがとうございます。

続きます。いただいた資料の2番目の2款1項1目の訴訟代理委任事業についてお伺いいたします。資料をつくっていただき、ありがとうございます。ただ、もう少しちょっと分かりやすく伺いたくて、採用試験に係る調停申立事件ということなのですから、採用試験に、恐らくなのですから、残念ながら通らなかった方が、それを不服として調停を申し立てたというような内容でしょうか。そこは言える範囲でお願いします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えいたします。提出しております資料ナンバー2、訴訟代理委任事業の概要等に

ついてというタイトルでございますけれども、内容については、委員おっしゃるように採用試験によるものとなっております、令和4年度の採用試験に関して受験者の方から申立てがあった事件についてのものになってございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この申立てというのは1名ですか、複数名ですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 受験生お一人ではあるのですが、このお一人の申立てについては、連名で申立てがされています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この連名というのは、例えば受験者と、例えば御家族とかの連名なのか、受験者と別の受験者、複数の受験者からの違いが分かれば。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 少し内容が、ちょっと個人のプライバシーであったりとか、ちょっと個人情報とかあったりするのですが、今、委員おっしゃるような形で、親の形になっています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。伺いたかったのは、受験者が複数の受験者なのかどうかのところだったので、ありがとうございます。理解できました。過去に同じような事例ってありましたか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 御質疑にお答えします。過去にはございません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分これはまだ調停不成立ということで、まだ続いているのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 調停に関しては、今年度に入って、令和6年4月に沖縄簡易裁判所において調停が行われまして、即日決定なされたのですが、不成立ということで終了しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。ここの費用が33万円というふうにあるのですが、これの根拠というか、内訳はどういった費用なのか、伺います。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。こちらのほうは顧問弁護士に委託しておりまして、こちらの弁護士の報酬規定に基づいて捻出しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。予算書の76ページ、2款1項1目一般管理費、備考欄11、顧問弁護士事業ということで97万1,000円、これは顧問弁護士の年間の契約料だと思うのですが、ちょっと分かりにくかったのですが、ここはあくまで顧問料という料金で、実際弁護士が対応する費用は別途支払うというような仕組みなのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 顧問弁護士との業務に関する契約をしております。今のように問題とかの法律相談も含めて、訴訟事件に関するものも顧問弁護士に依頼ができると。その中で、また条文立てをしております、こういう訴訟事件が発生した場合には代理として行っていただくというのも契約の中で入れていますので、76ページにあるのは、あくまでも報酬のものが入ってしまっていて、先ほどの、また訴訟は別なので、別料金で、別で行っているということになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと変な質疑かもしれないのですが、こういうふうに契約することで、実際そういう訴訟というか、裁判があったときの対応、代理人とか、少し安くしていただくとか、そういうのはないのですか。これは法律で決まった金額みたいなものですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほどの訴訟に関する手続は、この事務所の規定に基づいて私たちのほうも捻出しているところでありまして、安いのか、高いのかというのは、ちょっとほかの事務所がどのような金額を出してくるか、ちょっと分からないのですが、顧問弁護士と契約をしておりますので、まずはそこに依頼をするという形にはなります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質疑に移らせていただきます。資料番号6番をお願いします。2款1項9目電子計算費の情報セキュリティ強化対策事業について、資料ありがとうございました。いただいた資料を見ると、今回は令和5年度の決算なのですが、令和3年度から令和4年度まで遡って見ていただいて、令和3年度から令和4年度にかけては被害を4件受けたということなのですが、では令和5年度はゼロという理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 2款1項9目電子計算費の情報セキュリティ強化対策事業の御質疑にお答えします。令和5年度以降は、そういった被害の案件はございません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、この令和3年度から令和4年度にあった4件というのは、もう少し具体的にどういった被害だったのか、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 宮城政司委員の御質疑にお答えします。この情報セキュリティ強化対策事業において、日頃使っております、全庁的な住民サービス関係システムとか、庁内ネットワーク、職員のPC環境、そういうもののセキュリティを行っておりますが、この令和3年度から令和4年度にマルウェアの4件の被害を受けた際には、民間とのメールのやり取りであったり、またはホームページからのダウンロード、そういったものが、被害を受けたサーバーがあったものですから、残ったサーバーでやり取りをするためにダウンロードが大変時間がかかったり、またはメールに連記されているファイルが開くまでに1時間ぐらいかかったとか、そういった業務の遅延という被害でございました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今、課長がおっしゃった、サーバーが、このマルウェアによる感

染というのか、被害を受けたということだと思うのですけれども、その被害を受けるのを止めるのがセキュリティ強化なのかなと思っているのですけれども、これは令和3年度から令和4年度で対象外のものなのですけれども、そこはできなかったということですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 このマルウェアに関しましては、標的型ウイルスというような言い方をしております、やはりどんなに気をつけていても、メールが添付されているファイルを不用心に開いてしまったり等、こういったもので、やはり感染してしまった。いわゆるメールを受信すること自体は、実際にしなければならぬのですが、それが相手先を十分に確認しないまま開いてしまって、そういった被害に遭ったという報告を受けております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。おっしゃったとおりで、そこって人の話になってくる部分だと思うのです。ソフトウェアで全て解決できるものではないと思っています。そうしたときに備考欄5番の情報セキュリティ強化対策事業の中のシステム料とか、システム保守とか、項目であるのですけれども、職員への啓発であったりとか、そういったものは、ここに含まれていますか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 職員に啓発を行っているかという御質疑ですが、この案件から様々な対策を施しましたが、やはり職員の情報セキュリティに対する姿勢、または思い、こういったものを、やはり一緒に教育していくということも含めて、それから毎年必ず情報セキュリティの研修というものを全職員受講するようにということは、これまでも行ってきました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これまでも同じような質疑をして、それなりの取組をされているのは把握できているのですけれども、その対応されている費用は、このシステム保守に含まれているのですか。それとも別の事業で対応されているのですか。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今お話のあったセキュリティ研修ということですが、総務省、またはJ-LIS、そこからの負担金というものを宜野湾市は払っておりまして、そういった負担金で受講できる、そういった研修メニューの一つになっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、この決算書に出てくるものではなくて、負担金の、ごめんなさい。負担金はどこかにあるかもしれないのですけれども、そこで対応できているということですね。分かりました。要は2の1の9の備考欄5の費用ではないよということですね。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 こちらには入っておりません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この5番の事業の対象をもう少し確認したいのですけれども、先ほども言ったように、やはり最終的に人の部分があると思っています。以前、ちょっと年度は覚えていないのですが、あったのですけれども、画面に表示された情報を、例えば個人情報を手書きで書いて流出してし

まったりするとかあると、それらに対応できない部分もあるのかなと思うのですけれども、そういった事故もありましたか、特に令和5年度に関しては。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 令和5年度に関しては、そういった案件は1件もございませんでした。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 こちらの事業では、そこは対象になりますか、そういった流出とかは。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 今、宮城政司委員のおっしゃった、職員の画面を写したりとか、または職員の適正な権限によって印刷された書類であったり、そういったものをセキュリティとして、そういった我々のシステム側で止めることはできません。職員の倫理観にもよるのですが、この辺りは、やはり情報セキュリティ研修であったり、そういった職員研修の中で、個人情報の保護の徹底であったり、そういったことで、情報共有していくものになるのかなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 多分今後ももっともっとマルウェアとかも複雑化していくと思いますので、ぜひ職員への啓発とかも継続して、事故が起きないように、よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 ちょっと20分たっているので、また再度お願いします。

○宮城政司 委員 ごめんなさい。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いします。まず初めに85番の資料でお願いしたい。それは昨日も申し上げたのけれども、毎年予算編成方針で位置づけられて、予算を計上して、そして決算をされる。そして、認定という手続されていくのけれども、その数字を見てみると、時間外勤務手当10%減、それから経常事業10%減、どのような内容になっていますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、上地安之委員の御質疑にお答えいたします。資料85番のほうで経常経費における時間外勤務手当及び物件費決算額の推移というものを用意させていただいておりますが、令和3年度から令和5年度の決算額でございますが、まず時間外勤務手当でございますが、令和3年度から令和4年度、今年度とプラス決算になってきている状況でございます。こちらどうしても補正等で、また要求が上がってきて、決算額としては、どんどん上がっているというような状況でございます。

また、物件費についてなのですが、令和3年度については、やはりコロナの影響はあると思いますが、旅費のほうは少し抑えられていたのが、また令和4年、令和5年、伸びてきている状況、また需用費、印刷製本費だったり、光熱費、消耗品費と委託料については、やはり物価高騰の影響が、ここは影響してきているとは思いますが、やはり令和4年、令和5年と上がっているような状況になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 要するに評価をする、目標掲げる、施政方針掲げる、それで予算を組む、結果的には反しているわけよ。その数字を組むときに予算編成方針に全く沿っていない。これ理由は幾つもありますよ。これはいろいろな理由があると思う、確かに。

そこで、定数条例のお話もした。あるいはまた、予算額の増大の話もした。どこに対応すべきかというの

は、課題があるから、それはこの短い時間だから、細かいことはやらないけれども、定数との関わりもあるわけよ。

これは皆さん方の定数条例の、現定数は、あるいは資料も出してもらったのだけれども、そののやはり対策を取るべきですよ。施政方針の中で、ずっとこういった結果しか出ていないわけ。これは放置しては駄目だよ。それなりの理由があれば、現数に、定数に、これは思い切ってやらないと駄目ですよ。だって、予算規模も増えているし、業務も増大をする中で、一方は下がらないで、ここばかり追いかけるなんて、これは検討してください。答弁は要りませんけれども、ぜひとも検討してもらいたいなと。その数字だけ見たら、何なのと、毎年ですよ。こんな予算編成方針を掲げる必要もない、全く。削除すべきですよ、そうだったら。と言いたくなるわけ。あれほど予算編成方針に掲げていながら、上がってきた実績については反しているわけ。

では、どこに課題があるかと。それは原課の思いもたくさんあるはずですよ。業務量、では業務量に対する定数、適正か。そこもやはり検討してもらいたいなと思います。それはまた、明日、あさってもちょっとやりますので、歳出部門に入りましょうね。

それも資料要求をしました。決算書90ページの4番、庁舎の賃借料、これは基本的には行政財産というのは、買い上げないといけないのではないの。これはいつから賃貸契約をされているのか。そして、基本的な考え方はどうなのか。それを説明ください。資料は93番です。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 資料番号93、決算書90ページ、2款1項5目庁舎維持管理事業に係ります庁舎敷地借上料についてでございます。昨日の説明で7筆民地があるという説明をいたしました。その7筆の資料を提示しているところです。

今、委員おっしゃられるように庁舎の敷地に民地がまだございますけれども、地主の意向もあって買い上げができていない、借りている状況が続いているということでございますので、ただこの辺も購入に向けて、今後どのようにしていくかは、関係部署との協議もしながら進めていきたいとは思っております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、基本的には行政財産の土地の取得の在り方というのは、本当は賃借ではないのですよ、買い取る。これは監査でも指摘されていますでしょう。かなり指摘されていますよ。行政財産の土地の取得については、そういった形ではないのですよ。これもぜひとも、それはいろいろな理由があるとは思うのだけれども、やはり取得ができるように、行政財産を保有するに当たって、将来不具合が発生しないような形を取るというのは大事なことから、それはぜひともお願いしたいと思います。総務次長、ぜひとも頑張って、そのまま放置しては駄目ですよ。早くお願いします。

次は、93ページの地域づくり推進事業助成金、実績等の資料91番、いただきましたけれども、基本的には4事業ですよ。50万円を限度とした助成をするような事業なのだけれども、昨日もあったように応募事業者が6事業者あった。しかし、予算の都合上、4事業者に絞られたという話があったと思うのだけれども、それ原資は地域づくり推進基金が充てられていると思うのだけれども、これも検討してみたらどうかと思うのですよ。

つまり、4事業以外の応募があるにもかかわらず、それが使えない。これまでも50万円を限度だとして進めてきたとは思っているのだけれども、どうなのですか、それは。今後の、やはり地域の活性化、あるいはまたそ

れぞれの個人や団体等が、あらゆる企画をしながら提案して事業を実施していくというようなことからすると、50万円はありがたい話かもしれないけれども、応募されて外れるケースもあるのですよ。それは検討の余地はないかなと思いますけれども、どうですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上地委員の御質疑にお答えします。この地域づくり推進事業につきましては、資料番号91で交付要綱をつけてございます。平成25年8月に、この要綱が走っているということで、要綱からいくと10年ぐらいたっているということもありまして、委員おっしゃられるように10年間で、こういった50万円の金額につきましては、同じような運営をしてきたのですが、そこら辺は応募事業者を含めて、今後改善の余地はあるかなというふうには思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今のお話は、非常に希望が持てたと思うのだけれども、エントリーしたいところはたくさんあるということで、活性化につながるから、しかも限度額は50万円だから、全て50万円の予算措置ではないわけ。だから、その辺は財政的な措置をしながら、皆さんの行いがよければ、審査をする中でよければ、ぜひとも予算措置の対応も今後検討してください。

それから、これは先ほども言ったのだけれども、基金です。基金に対する運用益そのものというのは何ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。利子でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 しかし、これは利子だけでは、それだけの予算は確保できないでしょう。だから、その要綱の在り方についても、これを見た限りでは、利子を一つの原因として要綱にうたわれているわけ。そうではなくて、基金そのものも活用されているから、その表記については検討してもいいのではないかなと思いますよ。どうですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 上地委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり、この基金につきましては、取り崩しをしながら、利子が入ってはくるのですけれども、運用益として入ってくるのですけれども、取崩しをしながら事業を実施しているところでございます。おっしゃるとおり、10年たって、事業費も含めて、その辺は先ほどと同じ答弁になりますが、市民のニーズとかも含めて検討してまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 原資の話もしましたが、ぜひとも応募事業者、そして事業内容を精査した上で評価の高いものについては、ぜひとも限定は今日までやってきたかもしれないけれども、もう少し幅を広げて検討することは必要だと思いますので、ぜひとも前向きに事業を促進してください。

時間はあまりないけれども、まだいいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 それでは、決算書101ページの備考29の資料を提出していただいた、88番、宜野湾市西海岸地域開発事業について、委託料、委託をされたと思うのだけれども、この委託内容を、細かくは結構です。概略で結構ですから、どのような委託内容であったのか、委託内容を少し説明ください。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。仮設避難港地区の陸域部につきまして、国有財産、県が管理しているところでございますが、国のほうで地区計画活用型一般競争入札と二段階一般競争入札の併用で国有地を売却する予定でございます。その地区計画を定めるに当たりまして、当該業務委託を実施しているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 委託内容は、地区計画の決定をする上での、いろいろな法律を含めての、その委託内容というのかな、つまりは、これは国有地の土地取得を、今後取得に向けて対応してというようなことですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。この土地ですね、まずこちらを都市計画編入いたしまして、その後地区計画を定める予定となっております。その後、国のほうで売却をしていくというところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 宜野湾市がその土地を取得するということですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 今のところ、宜野湾市がというところではなくて、宜野湾市で地区計画を定めまして、民間のほうに売却をしていくという方向で今進めております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに令和6年度事業というのは、どのように進みましたか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 お答えいたします。令和6年度事業につきましては、老朽化した栈橋がございます。その撤去費用の今見積りをしようと思っているのですが、まだ発注はしておりません。理由といたしましては、ちょっと海域部の使用方法が、まだ定まっていないことから、今その見積りをするのが早いかなということで、今事業を止めております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 栈橋というのがどこなのか、ちょっと分かりづらいのだけれども、その整備をした後に、それは民間企業に宜野湾市は土地を含めての企業誘致に対応する公募をかけるということですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。宜野湾市が公募するのではなくて、宜野湾市は地区計画を定め、宜野湾市として、こういった形の企業に来てほしいとかということで、建物を建てるための地区計画を定めるのですけれども、それを国のほうでプロポーザルをしていただいて、売却をしていくというところで、今、国と県と調整を進めているところです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明からすると、国が公募をかけるということですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 この公募の時期は、いつ頃ですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。今のところの予定では、令和9年度を予定しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは陸地部分のみを対象とした公募をかけていくということですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。今、国有財産は陸域部になっておりますので、陸域部のみとなります。海域部のほうを使用したいという事業者さんが現れば、その調整がちょっと出てくるのかなと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 陸域部部分の民地分だけではなくて、今言われているのは、海域部部分、それもやはり具体的に考えてもらいたいなと要望なのです。それだけではない、それは新・沖縄21世紀ビジョンの中で、2022年、今まで振興計画が5次にわたってきて、2022年から新たなビジョンがスタートしましたでしょう。これは一般質問でも言ったのだけれども、オーシャンフロント構想に位置づけをされているわけ。それも視野に入れた対応であればいいのだけれども、それが陸地部分だけになると、これはまた分断を招くおそれは十分あるから、1つの点だけではなくて、面を含めての、その上位計画に合った進め方をしないと、また取り残されてしまう可能性があるから、それについてはどうなのですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。やはり21世紀ビジョンに示されたオーシャンフロント・リゾート地域に位置するということで、我々も21世紀ビジョンでうたわれている以上、それは念頭に置いて整備をしていかないといけないと思っていますし、委員から一般質問もございましたとおり、西海岸側、やはり面で捉えないといけないというところもございますので、業務委託を生かしながら、こういった開発が望ましいのかというところを今調整している段階でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは土地の部分については、主導は国かもしれない。しかし、その一帯の将来像については、宜野湾市だから、これはしっかり形をつくった上で、その計画を公募の中に取り入れてもらえるようにしないと、また取り残されてしまうから、大事な時期ですよ、それは。ぜひともその委託を、令和5年度に委託、令和6年度の事業で今継続していると思うのだけれども、今後ぜひともそれを視野に入れて対応してください。点だけ求めようとしたところで、分断ですよ、もう明らかですよ、それは。ぜひとも進めてもらいたいなと思います。

委員長、もう12時になっているけれども、どうしますか。

○石川慶 委員長 続けて大丈夫ですよ。ただ、最終日に再度できますので。

○上地安之 委員 そうしますか。

(「資料をもらったのだけれども、最終日にやるなら、それまでにちょっと内容が不十分なので、ちょっと伝えるだけ」という者あり)

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。64番の資料、市民協働課、はごろもぷらん実施事業の委託料の内訳の資料をいただいたのですが、委託の内訳を2項目に分けて291万5,000円が基礎調査業務委託で、あとイベント運営管理業務委託が48万4,000円と出ていますけれども、ですからどういうイベントをしましたか。48万4,000円の中でイベントを打っているのならば、どういうイベントをしましたか。あと、291万5,000円の業務委託、国、県の動向、上位関連計画等の情報収集及び整理だけではなくて、例えば知念委員が地域キャリア教育支援事業の市民経済部から出していただいた委託内容等の、59番の資料みたいな形で、この業務委託の291万5,000円の内訳を出していただきたい。4日目に2款の時間があるけれども、それまでに用意していただければと思いますけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。イベントの48万4,000円は、どういったイベントをいつやったところの内容を提供します。

あとは、業務委託につきましては、先ほど情報整理とか、情報収集とか、知念秀明委員の資料みたいな形で、どういった項目で、幾らかかったというところで、それは意識調査も含めて作成してまいります。

○石川慶 委員長 大丈夫ですか。

○平安座武志 委員 はい。

○石川慶 委員長 皆さん、最終日、また総括質疑ということで、皆さんが質疑できなかった部分に関してはできますので、また対応のほうをお願いしたいと思います。

では、午前の会議はこれで終わり、午後は1時半から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時5分）

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号、3款民生費、4款衛生費の一部、10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 3款について。決算書の175ページの3款2項2目児童措置費のほうで、備考20の待機児童対策特別事業補助金についてお尋ねします。待機児童対策については、保育園の補助の給付金の支給について説明してもらえたらと思います。また、資料も過去5年間、お願いできますか。

○石川慶 委員長 こども次長。

○こども担当次長 決算書175ページ、備考欄20、認可外保育施設保育サービス向上事業、こちらは認可外保育施設の認可化促進、保育所入所待機児童の適切な保護及び認可外保育施設入所児童の処遇向上を図ることを目的として、認可外保育施設のほうに補助金を支給しております。令和5年度は666万2,000円ということで、こちらは18施設に交付しております。過去5年分の内容ということで、資料のほうを提供いたします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしく願いいたします。2つ目です。令和5年度におけるライオンの子保育

園そらみ及びブンバァへの本市からの給付金の額を知りたい。これはどこに入っているか、ちょっと探せなかったのですけれども、どの項目か教えていただけますか。

○石川慶 委員長 こども担当次長。

○こども担当次長 そらみライオンの子保育園に係る給付事業に関しましては、決算書172ページ、備考欄13番の施設型給付等事業から支出しております。ブンバァのほうなのですけれども、こちらは決算書175ページ、備考欄22、地域型保育給付事業、こちらのほうから支出をいたしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。そらみライオンの子保育園とブンバァのほうへの給付金の額について教えていただけますか。

○石川慶 委員長 こども担当次長。

○こども担当次長 給付金の額のほうなのですけれども、園の状況にもよりまして、公表することはできませんので、我如古委員要求の資料のほうにもございますが、施設型給付等事業の市内保育園等への補助について、平均額を記載しております。申し訳ございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

（「まだ出ていないですよ。出してある、資料にある、出ていますか」
という者あり）

○こども担当次長 出ています。84番のほうに。

○石川慶 委員長 続けてください。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。では、個別のものは出せないということで、理解いたしました。1つ加えてですが、そらみライオンの子保育園とブンバァのほうの役員、理事の名簿というのはいただけませんか。

○石川慶 委員長 こども担当次長。

○こども担当次長 今御質疑をいただきました名簿とかないのですが、ホームページ等確認いたします。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、交代しますね。質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料番号65から質疑させていただきます。決算書140ページ、災害時避難行動要支援者事務事業についての資料、ありがとうございます。令和5年度の取組等も書かれております。まず、その前に、避難行動要支援者登録件数、対象者が1,636名になっておりますが、対象者の見直しが行われたと理解してよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。避難行動要支援者の対象者の数についてですが、一般質問等でも御答弁いたしました。今年度、協議会を開催して、後期高齢者の数の見直しを行っておりまして、以前よりも少ない、大幅に減った人数となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ですから、対象者の見直しを行って、この数になったという理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 おっしゃるとおり、見直しを行いまして……

○平安座武志 委員 見直しをしたということですね。

○福祉担当次長 はい。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。ありがとうございました。これは多分令和6年10月30日現在で1,636名の対象者となっているということは、これは令和5年度の決算の審査なので、令和5年度の段階では6,000名ぐらいでしたか、多分対象者がいたと思うのですが、その方々に令和5年度の実組としてされたというふうな私は認識ですが、それで理解していいですか。令和5年度の実組、その時点では、対象者はもっといましたよね、6,000名余り。その方々の人数に、この令和5年度の実組という内容をやったというふうに理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 おっしゃるとおり、令和5年度は見直し前でしたので、見直し前の対象の方々に対する実組となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。それで確認したいのですが、結局は令和5年度の実組をした後に、我々も提言いたしましたけれども、対象者の見直しをしたほうがいいですよ。そして、今1,600名余りにされていますけれども、令和5年度の実組の内容確認としては、本当にやったのですか、これは名簿の作成等も。6,000名余りの対象者の名簿をつくったというふうに書いていますけれども、それはやったのですか。やって、令和6年度に提言等があって、名簿の人数は絞りましたと。ということは、令和5年度の事業としての実組は無駄になったというか、また改めて同じことを令和6年度にやったという形になると思うのですが、そのような形になったというふうに理解していいのですか。令和6年度に6,000名余りの名簿をつくったり、要するに6,000名から同意を得る作業をやったけれども、改めてまた令和5年度に、この1,600名余りの対象人数に対して同じことをやるという作業が今も続いているというふうに理解していいのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。避難行動要支援者の名簿につきましては、障がい者で高齢の方とかを対象にしております、毎年見直しを行っております。亡くなられる方とか、状況が変化して、対象から外れる方とかもいらっしゃいますので、また転入転出等による移動もございますので、毎年1回見直して、その見直した名簿で対象地域を絞り、名簿提供への同意と個別避難計画作成について、その対象地域の方々に通知しているところです。ですので、前回6,000名余りの名簿がありましたが、名簿をつくる際には、高齢者を所管する部署と障害の部署のほうに情報提供をお願いしまして、そこから情報を抽出して名簿を作成していきます。名簿提供の同意を取った対象の方々、伊佐地区で行っておりますので、その伊佐地区の方々に對して、この名簿から伊佐地区の方々を抜き出して通知して、そこからまた戻ってきたものをこちらで管理して、支援団体等にお渡ししているというような形になっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 令和5年度の決算書によれば、災害時避難行動要支援者事務事業費208万円のうち180万円が会計年度任用職員の報酬になるというのですが、これは会計年度任用職員1人の方が、例えば今、

令和5年度に取組、名簿の作成、あとは情報提供の同意を取ったり、その同意を取った名簿を作成して、関係機関へ情報提供する手続を取ったりというのは、会計年度任用職員の1人の方でやっていたという認識でいいのでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。災害時避難行動要支援者事務事業につきましては、会計年度任用職員1名の方を任命して事業を行っておりますが、この係のほうに係長と担当職員がおり、係長を主として、会計年度任用職員は補助的な業務として追記事項、また郵送業務に当たっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、会計年度任用職員の方が補助的な役割についての報酬が、ここに事業費の中に入っているということなのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この会計年度任用職員の方は、この業務の手伝いをしていると思うのですが、そういった災害対策基本法とか、避難行動要支援者にある程度の知識のある方なのかどうか。それとも別に知識とは関係なく、1人の方を補助として入れて、この事業を行ってきたのか、そこを確認していいですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 この補助に当たっている会計年度任用職員につきましては、資格等はなく、一般事務での任用となっています。メインは、係長のほうが、社会福祉士の資格を持っている職員になります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。別に資格がある方ではないということですね。では、係長が中心となってやっているということですね。分かりました。

では、令和5年度で取り組んだ中に、4番で、庁内、関係機関、地域団体、福祉事業所等との連携体制の構築をしたというふうに取り組状況であるのですけれども、これはされていますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 資料の令和5年度の実績で4番の下の方に記載しているのですけれども、令和5年度に宜野湾市避難行動要支援者支援計画推進協議会というものを立ち上げておまして、令和4年度に宜野湾市の支援計画のほうを策定して、このときの委員の方々とかを、そのままスライドして協議会の委員になっていただいておりますけれども、その中に市の職員の防災担当ですとか、障がい福祉の担当ですとか、そういった関連した関連部署のメンバーを委員に入れて協議会のほうで検討を行っているところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この協議会を立ち上げたのは、計画をつくるときに多分最初立ち上げたものだと私認識しているのですけれども、ですからその取組で書かれているように計画は皆さんつくっています。計画は、実行するために、これで書かれているのを読むと、庁内、関係機関、地域団体、福祉事業所等との連携体制の構築を図りましたと令和5年度の実績に書かれているので、ですから協議会を立ち上げましたではなくて、関係機関はたくさんありますよね。この庁舎内にも皆さん方の部署だけではなく。消防等も含め、防

災の部署も含め、関係機関というのは、例えば皆さんは計画の中で、自治会やら地域民生委員の方に避難行動計画を作成して市に上げてくださいという今計画を持っていますので、要するにそういった方々との関係構築というのは、令和5年度でやったと書かれているのですね。やりましたかというのを確認したいのです。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 連携体制の構築の一環として協議会を立ち上げて、そこからスタートしているということになるかと思うのですが、特にまた先ほどの名簿の対象者が課題でしたので、そういった課題のほうを協議会で共有しながら、今回見直しを行って、また次の課題等もありますので、今後連携を深めて強化していきたいというのが現状になります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 いろいろ一般質問でもやっているのですが、取りあえずは、まだ計画を見直していきましようと言言をずっとさせていただいていたので、まずは対象人数も絞ってきたと、今年度絞っているということで、またこれから改めて避難行動計画策定に向けてやっていかないといけないと思うのですが、改めて今同意した方々の名簿自体も関係団体に渡っていないところがあるのです。ありますよね、まだ。これも前回の松田議員も一般質問でやっておりましたが、同意した方々の名簿も関係団体に情報提供できない状況というのは、これはどうにか解決しないといけないわけですね。これは市民との意見交換会の中で、医療的ケア児のいる親御さんからの意見が出てきたわけです。名簿の提供に同意したのだけでも、これで安心していただけだけでも、これが地域の自治会と関係団体に渡っていない。どうなっているのというクレームがあって、松田議員の一般質問につながったと思いますけれども、予算がこれだけしかかかっていないというのは、やはりマンパワーも不足しているのかなと私も思ったりするのです。

今、会計年度任用職員1人ということなので、もうちょっと早めに避難行動計画までつくれるような体制構築はしていくべきではないかなと私は思うのです。これは災害対策基本法で、計画までは一応努力義務でしかなくてはいないのですが、やらないといけないのではないですか、努力義務でも。今は、皆さんのやり方としては、この計画のものを本人に文書を送って、例えば避難行動要支援者の方々が自ら書いたものを市に送ってくる。そこには前回もありましたけれども、未記入があったり、本当に避難行動の順路になっているかどうかチェックできていないと。こういう状況ではおかしいではないですか。

これは皆さんの努力義務になっているのです。皆さんが避難行動要支援者の避難計画をつくる努力義務になっているのが災害対策基本法なのですよ。ですよ。

(「はい」という者あり)

○平安座武志 委員 地域の皆さんにつくりなさいという法律になっているわけではないですよ。だから、マンパワーが足りないのであれば、そこはやはり増やしていきながら、知識のある方を入れるとか、協力を求めるとかやっていきながら、早めにつくっていかないといけないのではないのでしょうか。どのように感じますか。

令和5年度の取組を見ても、地域団体との連携構築というのは、できていないのだろうと私は今思っているのですけれども、令和6年度は進んでいます。どのくらい進んでいるかは、今日はお聞きしなないのですが、やはりちゃんとした体制をつくって、名簿を情報提供できる仕組みをつくる、名簿は皆さんのところに上がってきますので、それを本来であれば、いや、絶対載せないでくださいという以外の名簿というのは、関係機関に情報提供できる仕組みをまずつくる。それに伴って関係機関と連携しながら、その

方々の避難行動計画をつくっていく。急いでやるべきではないですか。

それにはマンパワーが足りないというのであれば、会計年度任用職員を増やすなり、もっと知識のある方を入れるなり、業務提携なりなんなり、この民間の方々と連携しながらやっていくなり、やはり何かのやり方でやっていかないと一向に進まないような気がするのですけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。おっしゃるとおり、今、名簿の提供に同意している方々が164名いらっしゃるのですけれども、あと自治会においては、まだ7か所しか名簿のほうは受け取っていません。それは課題と認識していますので、地域の支え合い活動委員会も毎月開かれますが、昨年度と今年度も各自治会にお邪魔して、この避難計画の受け取りについての周知ですとか、ふだんの見守りに活用できる方法を確認しながら周知を行っているところなのですけれども、なかなか一度に広がらないというところが課題かなと。おっしゃるとおり、やはり本来でしたら、市全域に一度にというのが望ましいとは思いますが、昨年度も津波の危険度が高い西海岸地域の伊佐地区に対して通知を行ったのですけれども、やはりおっしゃるとおり早急に進めるべきものと認識していますので、今後また検討してまいります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よろしくお願ひしますね。なかなか理解が進まないかというのは、もっと早い段階で、関係団体の方々とかに、もっと話し合いを持って、こういう法律ができましたと、国のほうで。要するに災害があった場合には、高齢者とか、要支援者の方々が、まず被害に遭っている状況がありますと。それをどうにかやるために行政にこういったものが出ていますという説明からまず始めて、理解を得ながら計画をつくっていけばよかったのではないかなと思っていて、自治会であれば、皆さんの、関係団体の方に説明等も行わずに計画をつくって、それを投げてしまったために、自治会のほうでは、我々がこんなまで持たないといけないのと言っていらっしゃる方々もいますし、なぜこれをやらないといけないかと理解していない方々もいますし、だから順番を間違ったのではないかなと思っていて、だからぜひこの関係団体の方々には、令和5年度でもやっているとは書かれていますけれども、もっと詳しく説明していただいて、理解が得られないと言っていますけれども、理解が得られるような形を取っていただいて、早めに行えるような形を取っていただきたい。これは県外のほうでは相当進んでいるのですよ。沖縄県は相当遅れているらしいです、この計画策定に当たっては。ぜひやっていただきたいと思うのです。ですから、マンパワーが足りないのであれば、もうちょっと強化するとか、その部分のことを。よろしくお願ひいたします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。先ほど委員から理解が得られるようなやり方を早急に進めてもらいたいという御提言がございましたので、こちらでも担当課内でも協議して進めてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 まだ続けて大丈夫ですか。

○石川慶 委員長 はい。

○平安座武志 委員 すみません。あと1個。資料をもらっていますので、資料番号66番、がん検診で、決算書が210ページです。健康診査事業の中のがん検診等委託料について、ちょっと確認させていただきたいのですけれども。

(「すみません。4款なので、次の時間で」という者あり)

○石川慶 委員長 3款ですね、今。

○平安座武志 委員 保健衛生費はまだ入っていないの。

(「3、4、10」という者あり)

○平安座武志 委員 3款、4款、10款ではないの。

○石川慶 委員長 4款の中でも、次の時間帯でこの部分についてはお願いします。

○平安座武志 委員 分かりました。すみません。

○石川慶 委員長 では、どうしますか。1回替わりますか。

○平安座武志 委員 替わります。

○石川慶 委員長 次の時間で。では、替わりましょうね。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、資料をいただきまして、教育委員会からも資料11番が出ているのですけれども、よろしいでしょうか。

その中で教育委員会病気休職者人数の中で、教育委員会も8名ということで、資料に載っていますね、令和3年10名、令和4年12名、令和5年8名ということで。これは教育委員会の中の本所から行っている職員のことではないのですか。

○石川慶 委員長 我如古委員、申し訳ないけれども、10款のほうは幼稚園費のほうになっているので、担当課いないですよ、今。教育委員会の部分なのですから、タイムスケジュールのほうを見ていただくと分かると思いますので、御協力をよろしくお願いします。別のからお願いしましょうね。オレンジの部分の。

○我如古盛英 委員 172ページの3款2項のほうで行きたいと思います。施設型給付金の件ですけれども、先ほどプリティ宮城ちえ委員が言っていましたけれども、ライオンの子保育園関係もあるということで、改めてその資料を出していただいたのですけれども、これについて少し説明していただければありがたいのですけれども。

○石川慶 委員長 我如古委員、資料番号は。

○我如古盛英 委員 84番です。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 資料番号84番について、簡単にちょっと御説明させていただきます。施設型給付等事業とあるのですけれども、簡単に言うと認可保育園、認定こども園に対する施設型給付金を支払うようになっております。

施設型給付金の仕組みをちょっと簡単に示したのが上の部分なのですから、地域区分や定員区分、年齢区分、保育必要量区分によって区分される基本分単価というものがあるのですけれども、基本の単価プラス各種加算及び減算を足したものに毎月、月初日の児童数を掛けて出てきた値を給付費月額として各施設にお支払いするという仕組みになっております。

簡単に言うと、そうなのですから、その下の給付費算定のイメージの四角の部分を見ていただきたいのですけれども、この基本分単価は、先ほど言いましたように年齢によっても単価が異なっておりますので、標準時間認定と短時間認定とも違いますので、それぞれの区分に応じて単価に月初日人数を掛けて各年齢ごとに給付費を計算していきます。そのトータルを毎月施設に対して給付費の月額として支払っていくという仕組みになっています。標準単価もそうなのですから、各種加算・減算についても種類がたくさんありまして、今少ししか書かれていないのですけれども、20ぐらい、加算・減算の種類があるので、ちょっと紙

1枚で説明するのは難しくて、簡単に今説明させていただきました。

2つ目の米印が基本分単価の例として挙げさせていただいているのですが、地域区分・その他というのは、沖縄県が該当する部分で、定員区分で利用定員が101名から110名の区分、保育必要量区分が標準時間認定の場合の基本計算を例に挙げていますが、4歳以上児の単価が3万4,770円、3歳児が4万1,810円、1、2歳児が9万9,690円、乳児、これはゼロ歳児です。ゼロ歳児が17万150円というふうに年齢で標準単価が大きく変わっております。なので、そういう単価の違いもありますので、ちょっと一概には言えないのですけれども、その下の令和5年度実績のほうに各施設区分の内訳を載せております。

認可保育所が公立を除いて令和5年度は18カ所、認定こども園は12カ所、その他（市外園）は、市内の子で市外の認定こども園とか、認可保育所に通われている場合です。市内の子供に関しては、宜野湾市から給付費は支払うことになっているので、市外園が33カ所あります。年間延べ児童数があって、施設型給付費の年額、これがお支払いした金額になります。右側に月平均1施設当たりと児童1人当たりということで載せてあります。先ほど次長からも説明があったように個別に給付費を算定することが難しいので、平均を記載しておりますが、大体認可保育所ですと、1施設当たり1,000万円程度、児童1人当たり9万8,000円というふうに出ております。なので、児童数が100名いれば1人当たり9万8,000円ですので、単純計算しまして、980万円程度の給付費が支払われるという形になります。ちょっと駆け足でしたが、説明は以上でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりやすいです。ほかの皆さんは研究して分かっていたかもしれませんが、私のほうは保育に関係する質疑というのは、あまりやっていないものですから、よく分かりました。本当に資料として、こういう形で分かりやすいなということで、資料の取り方がまずかったかなと思いますので、これが分かりやすい。

それでは、内容について、ちょっとお聞きしますけれども、施設型給付費の仕組みということで、基本分単価とか、各種加算・減算、いろいろあるのですけれども、後ろのほうの給付費の月額というのがあって、その給付額を保育所のほうに振り込みするとき、その月の請求書が市のほうに来るのか、あるいは4月では入所することがちゃんと決まっているわけですね。それについて、皆さんが月ごとに給付するのか、それはどういう形で取られているのでしょうか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ここにあるように月初日児童数を掛けることになっていますので、基本的には毎月施設から請求書が届いて、その請求書に基づいて支払いをしております。ただ、毎月毎月払っていくのですけれども、どうしても年度末に精算というのがあり、そこで過不足が出てきたりするので、その過不足分を172ページの備考欄の13番、施設型給付等事業に説明が3つあるのですけれども、1番上が施設にお支払いした金額で、2つ目が精算でもって、もらい過ぎていたものを国に返す……

○我如古盛英 委員 返還金ということで。

○子育て支援課長 返還金。3つ目が県に返す分というふうになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。先ほどありましたけれども、新聞紙上で今1つの重要な出来事として起きている、ライオンの子保育園ブンバアとそれからそらみライオンの子保育園の件ですけれども、そういった施設にも、そのような方法で給付金というのは、ずっと支給されているわけですね。それが県とそれ

から連合会の皆さんとの監査で、これまでそういった形のものであったということで、全員協議会で説明がされたとおりのことなのですけれども、そういったことが起こっていることが分かったわけですから、それは事実として認めていただけるわけですね。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今のところ、決算書に載っているのは令和5年度分の給付費なので、一旦はそらみさん含めお支払いはしているので、今後不正受給があった分に関しては、計算し直して、これから返還を求めて、一旦払われているので、これから算定し直して返還を求めていくことになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 実際に当局も、あるいは当事者も認めていることですから、やはりこういった、令和5年度の予算内に入っているか、入っていないかというのは別として取り上げないといけない事柄だということで、資料も求めて、今の答弁を聞きましたので、これからしっかりと対応していただければと思います。あと、資料等は、それで大丈夫だと思います。以上、これについては終わります。

あとは、資料が出ていないので。

○石川慶 委員長 では、交代しますね。宮城克委員。

○宮城克 委員 では、資料の52番、いただいておりますので、3款2項1目のDV・女性保護対策事業の支援内容についてということで出ています。

今回は決算でございます。695万5,130円の支出をしたものに対する、その内容の確認をお願いしたいと思います。答弁いただきたいと思います。まず、1の事業概要というところで、いろいろ説明が書かれていますが、1行目の右、女性相談員を配置していると。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談員を配置している。改めて確認させてください。この女性相談員は何名いて、この方はどういう資格を持った人か、答弁できますか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。児童家庭課に女性相談員を現在2名配置しております。資格等は、特にございませんが、これまでも同様の女性相談員の業務経験等がある者を配置しております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明で、資格等はないと言っているのですけれども、なぜこの2人だったのですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 1名は県の関連の相談センターでの経験がございましたので、任用している状況でございます。もう一名も社会福祉の勉強をしていて、福祉士の資格等取得に向けて励んでいる方でしたので、採用しております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。それでは、今の説明で分かりました。1人は経験者、1人は勉強中ということで、そこに携わっているところからの多分皆さんの判断だということですが、これは例えば県とか、国、今回は本市のことなので、県とか、国とか、私は分からないのですけれども、要するに本市以外のところでも、やはり同様な感じで、特にこういう相談を受ける方々というのは、特に資格とかはなくてもいいという考え方、例えば先ほど県のほうで経験があると言っていましたけれども、多分県のほうでの経験が初めてだった場合は、何の資格も何の経験もないまま、ここに従事したという考え方にな

と思うのですけれども、特にこれは市外、県外、国、県、各市町村においても、特に資格はない者で、特に問題はないという考え方でよろしいですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 特に資格を要件は設けられておりませんが、もちろん社会福祉士等の資格を所持していたら、とてもよいかと思うのですけれども、女性相談は様々な問題を受けますので、福祉の領域だけではなくて、これまでの人生経験とかも大事になってくるかなと考えております。この方の人格とか、そういったものを含めまして任用している状況です。全国においても、特に福祉の資格を有していない方を相談員として任用している自治体も多いというふうに伺っています。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 了解しました。今の説明で、即答をされているということで、すみませんね。ちょっとやはり分からないので、こういったものって、大体勝手に決めつけるのは駄目なのですから、どういう職業とか、どういう役柄でも、大体何か有識者とか、有資格者とか、よく出てくるものですから、やはりそういうふうな配置されている方というのは、それ相応の資格を持っている人でないといけないのかなと思っていたものですから、今その確認ができて、さらにその内容、例えばこうこうこうというのを今説明いただけたので、ここはすごい理解できたので、ありがとうございます。

では、そのまま続けますが、先ほども言ったように今回は決算ですので、これは総事業費として決算額695万5,130円ということで、支出の項目で報酬が400万円というのは、先ほど説明されたお二方の相談員の報酬ということで、間違いないでしょうか。いいです。間違いありませんね。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員 了解しました。いろいろと本員の経験も含めてですので、これは再確認をしながらではあるのですけれども、この説明の中で、例えば今の事業概要の2番、女性相談件数が255件、結構こんなにあるのだなと。令和5年の実績で年間255件もあって、そのうちDVの相談が最も多く、全体の56%、143件を占めているという、ここに資料の中での報告だと思うのですけれども、それを踏まえてみたときに、下の3の支援についての2番のところのシェルターですか、要するに県の女性相談所への入所であったり、民間シェルターへの入所であったり、ここに挙がってくる数字が、あまりにもこの発生件数から比較すると、件数がゼロ件だったり、1件だったりというふうに、ここが少なく感じるのですが、そこに違和感を感じるのです。

だから、相談内容と、例えば緊急性とかも加味して、この数字になっている、この数字が全てだと思うのですけれども、女性相談件数255件、DV相談が143件あるにもかかわらずというところで、例えば令和5年は県の女性相談所1件、民間シェルターへの入所が1件ということなのですから、これというのは、例えば相談を受ける段階で解決ができているということなのですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。相談を受けた時点、既に緊急性が高くて、すぐにでも一時保護が必要と判断される場合には県の女性相談支援センターというところと連携しまして、一時保護に向けて動きます。

この多くの相談者の場合には、一時保護を要するというケースは、すごく少ない状況でして、ほとんどが今後の離婚に向けての手續のこととか、家庭裁判所の手續の件とか、またはDVに関して接見禁止の手續についてとか、そういったものの助言を求めるケースが多い状況です。

また、私たちが一時保護が必要ではないかというふうに考えても、対象者が、そのシェルターのルールですとか、規律も大変厳しい状況でございますので、そういったところへの避難を希望しない場合もやはりあります。その場合は、その方の親族とか、友人の中で、そういった頼れる方がいるのか、あとは御本人さんの仕事の状況に応じて民間のホテル等に宿泊を勧めたりとか、そういう支援をしております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今回の説明で、その数字の根拠は分かりました。いろいろ相談を受ける側の都合であったり、いろいろ様々な状況があるという今の説明だと思うのですが、例えばその相談を受けてお話を聞かれます。この説明の資料の内容を見る限りで、いわゆる女性相談員が対応する相談内容というのは、社会福祉や警察関係、消防関係、教育関係等多くの領域にわたることから、関係機関とのいわゆる厳密な連携を図りながら、相談者を中心したネットワークを構築して、自ら解決していく力を引き出す役割を担っているというふうに資料には書かれているのですが、まず少し流れを聞きたいのですが、例えば電話が来ます。実は、こういう相談で暴力を受けていますという形、電話で対応しますよね。窓口へ駆け込んできた場合、実はこうこうで毎日殴られています。これ以上はもう耐えられませんかあったときの、そこからの流れはどうなるのですか。

要するに最終的に判断をすると言ったのですが、どのようなメンバーで、それもネットワークを構築してとあるのですが、例えば先ほど言われた2人の相談員を配置していますという説明がありましたが、要は、この相談員をもって最終的に判断していくのか。今言ったように緊急性を感じるとか、緊急な対応を必要とするという、その判断は、最終的にもその相談員2人で全部やってしまうのか。それとも最終的な決裁というのは何かあるのか。緊急性を感じたときというのは、ネットワークを構築とあるのですが、例えばその場に警察だったり、そういった関係者というのを集めた上での、例えば会議的な相談ができるような、その場を設けてやるのか、そこが見えなくて、今この資料の中からは、女性相談員を配置するというがあるので、僕の頭の中では、窓口で、こんにち。どうぞ。そうですか。大変ですね。こうですねというイメージしかないものですから、これはどういう形になっているのか、その流れというのを説明できますか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 答えいたします。まず、電話や来所で相談を受け付けた場合には、女性相談員が対応しますが、その内容に応じて、緊急性が高い場合には女性相談員をバックアップする、社会福祉士の職員が主事1名、担当主査1名おります。私も含めて緊急の判断の話し合いをその場で持つこともございます。その状況に応じて警察への通報が必要だと判断した場合には警察への連絡を職員、もしくは私のほうで行います。また、県のほうに一時保護の必要がある場合は、職員から電話等で打診をして行います。時間的にゆとりがある場合には、また後日、関係者を集めて支援方針等について会議を行うこともございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、その判断をした上で、必要な人たちを集めて会議を行うこともあるというような説明で、これで理解していいですね。分かりました。あまりまた深くやるのもあれなのですが、12月、もしくは3月、一般質問でも出していいかなと思って、過去にも何回かやっていますので。

最後に1点、確認させてください。これは3年前にも窓口で経験したことで、一般質問でもお話しさせてもらった内容なので、今ここで改めて確認させていただきたいのですが、3年前に、とある家族を保

護しました。私も専門家ではないので、やはり窓口に連れて行って、そこで助けてもらうのが一番だと思います。

それで、連絡をして、なかなか普通に外を歩ける状態ではなかったので、いろいろな意味合いで、当時、担当窓口がこの話をしたら、いや、窓口にそのまま来るのがルールだから、必ず窓口に来てくださいということだったので、そのときにけんかにはなったのですけれども、結局そのとき、こうなったのです。最終的に、これは金曜日の夕方だったのです。4時頃、4時ということは、あと1時間ちょいしかありませんよね。

結局、どうにかこうにかお願いして、非常階段から相談者を上げて、ある担当窓口のある部屋で話を聞いてもらえるように説得というか、お願いして、そこでやったのですけれども、最終的に、いわゆる終業15分前、20分前ぐらい、5時ちょい前ぐらいでした。最終的に今いる場所、逃げているのです。家族から逃げているのですよ、緊急に。

だけれども、今現在いる場所が、たまたま逃げている場所が北谷町だったのです。本人たちを宜野湾市内の某所から逃げ出してきているのですけれども、今たまたま滞在しているのが、緊急で滞在している場所が北谷町だったのですけれども、当時担当窓口は、では北谷町にいるのだったら、北谷町役場に行ってくださいといって僕は返されたのです。この形は今でも変わりませんか。

相談者が来て、現在いるところって断言されたのですよ。今、ナウです。現在。住民票を移す時間もなければ、着の身着のまま、財布と携帯だけ持って飛び出して、家族を連れて飛び出して、たまたま知り合いが北谷町にいるからということで、一旦北谷町に滞在。窓口で相談しに来たのは、今、家を出て北谷町にいるのだったら、北谷町役場に行ってくださいと言われたのです。今でもそれは変わりませんか。確認です。どんなですか。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 当時の状況は存じ上げていないのですけれども、まずは個々の状況にもよりますので、今一概にはお答えできないのですけれども、御本人さんが住民票とは別で今いるところで、現在いるところで相談されるという場合も実際はございます。だけれども、その緊急性とか、周りの支援者の状況等にもよって、ここに行く余裕がない場合、精神的なゆとりがない場合もございますので、相談者がこちらに来られているのであれば、こちらのほうで最善の方法をまずは検討するということになるのかなと考えています。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明はですけれども、私が言っているのは、何時間前までに普通に宜野湾市内で暮らしていた。緊急性、命の危険を感じたから、何時間前に北谷町に逃げた。北谷町にしか知り合いがいなかったから、連絡が取れたのが。というだけだったのですけれども、いや、北谷町に行ってくださいと。終業10分前に市役所を出されたのですよ、当時。

ちょっと今、脱線ぎみだったのですけれども、最後に聞かせてください。当時もだったのですけれども、これは今の資料を見てもそうなのですから、やはり宜野湾市内に一時的に保護するような、シェルター的な居住する場所、一時的に。そういう場所って今もないのですか。これを見ると、民間のシェルターと県の女性相談所とあるのですけれども、やはり現時点でも、これは確認です。宜野湾市内で一時的に、これだったらまずいねと。これは外に出したら、さすがに身の危険があるね。これは一時的に本当に保護しないといけないねという場合でも、宜野湾市内で保護するような環境というか、それが今ないのかなと。最悪本当にやばいと思ったら、やはり県とか、民間団体にすぐ連絡をするというやり方なのか。宜野湾市内ですぐ

保護できるような環境があるのか、これだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。本当に緊急性が高い場合には、その加害者との距離を離れたほうがいい場合もありますので、その場合は必ず県の一時保護所へまずは相談します。そうでない場合は、市内には公式なのですけれども、民間シェルターが1か所ございまして、そちらのほうに受入れの相談を行っている状況ですけれども、そちらのほうもやはり各市町村からの避難者も受け入れている状況ですので、常に満床な状況にあります。

ですので、今の課題としましては、先ほどもお話ししましたが、相談者の状況が本当に多様な状況にございますので、それぞれの状況に応じた、そういった受入れ先の形態を少し増やしていくというのが、今後検討も必要かなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ラスト1点、この件で。何百件という相談があるわけですね。最終的に、この収まりを見ると、途中で解決しているものもあるのですけれども、例えば相談内容は多様だと思います。だけれども、やはり宜野湾市に助けてくれというメッセージ、相談しているではないですか。皆さん、例えば相談後というのは、どうですか。1回相談、電話が来て、こうこうこうですと終わったら、その後というのは、特にこの方々に対する、例えば言い方は適切でなかったら指摘してください。例えば大丈夫なのか、生きているのか、今安全なのかとかの確認みたいなものは追跡しますか、その後。

○石川慶 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭担当主幹 お答えいたします。全ケースではないのですけれども、リスクが高いケースについては、後日また状況確認をしたり、特に子供がいる世帯等については注意深く行っております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 オーケーです。分かりました。取りあえずこの程度にとどめます。

○石川慶 委員長 では、次替わりましょうね。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 資料ありがとうございます。資料番号58番、保育士就労促進支援事業なのですけれども、まず令和5年度の説明、もう一度お願いします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 資料番号58番の保育士就労促進支援事業になります。この事業に関しましては、新たに市内認可保育施設に保育士等として就職する方や、保育士資格を持ちながら1年以上保育士として勤務をしていなかった方が保育士として復職するに当たり、就労促進支援金10万円を交付する事業として令和5年度より実施いたしております。

資料のほうに戻りますが、令和5年度は当初30名を予定しておりました。この積算根拠に関しましては、令和4年度の保育士不足数が32名ということもございましたので、これを参考に設定いたしました。その後、令和5年度の実績といたしまして16名となっております。これは資料の下のほうにもございますように申請要件が①から⑩までございます。それに該当する方が申請対象となりますので、また申請要件の④にありますように採用の日から同一の保育所等で常勤職員の保育士等として6か月以上継続して勤務している者であることとあるので、半年以上たった10月以降の申請のほうがスタートになっております。そのため、令和5年度は実績の16名にとどまっております。

また、令和6年度のほうにも、この事業は予算化しておりますので、その際には保育施設のほうから要望調査を行っておりまして、47名という数字がございましたので、47名ということで設定をいたしております。今現在なのですけれども、令和6年10月1日現在で14名の方に支給を行っております。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。この実績の16名ですが、新卒が何名で、潜在的が何名とかというのは分かりますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 お答えいたします。手元に新規が何名という資料を持っていませんので、後日報告したいと思います。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ちょっとこれが知りたかったのですが、ただこの備考の中にある、採用の日から同一の保育所等で常勤職員の保育士等として6か月以上継続して勤務している者とあるのですが、この要件の中に、なぜそういう要件を出したのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 質疑にお答えいたします。6か月以上という要件を設けましたのは、途中で辞めてしまう場合もあるかもしれないということを危惧しまして、設定した次第であります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 途中で辞めるというのは、最初に10万円を支給して、すぐ辞める可能性もあるということの意味でしょうか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 おっしゃるとおりで、最初のほうで申請を受けて1年間働きますということで、申請した場合でも途中で辞めてしまう方もいらっしゃるのかなと思いましたが、6か月以上ということで設定させていただきました。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、6か月で給付をもらって、7か月後に辞めた場合にはどうなりますか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 たしか月割りで何かあったような気もしますが、申し訳ございません。手元ないので、後ほどこちらも回答したいと思います。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ちょっとこの条件、6か月以上というのは、新卒の保育士の専門学校から出て、すぐに宜野湾市内の民間保育園で働くと10万円もらえるとかなった場合には、やはり新卒としてはうれしいと思うのです。この辺はもう一度、どう考えているか、お聞きします。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 やはり新卒で働き始める中で、いろいろ準備とか必要になってくる中で、10万円がもらえるというのは、保育士になることに当たっては、とても安心材料かなというふうに思います。まだこの制度は始めたばかりですが、徐々に浸透してきたと思いますので、新卒だけに限らず、潜在的に、保育士をお休みにいられて復帰される方も該当する事業でございますので、こちらのほうも含めて新規の保育士の

確保を目指していきたいと思います。

○知念秀明 委員 以上です。

○石川慶 委員長 大分時間たっていますので、一旦休憩を入れてから、それからまた進めましょうね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時35分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時45分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、3款民生費、4款衛生費の一部、10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。決算書135ページの3款1項1目社会福祉総務費の説明欄10番、災害見舞金事業の22万9,200円に関してなのですけれども、この内訳の災害見舞金6万円の内容の御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。見舞金の内容につきましては、災害に対する見舞金でよろしかったでしょうか。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。この3款1項1目社会福祉総務費の中の備考欄です。10番です。災害見舞金事業というのがあって、その中の内訳で災害見舞金6万円ってあるのですけれども、この災害見舞金の内訳を教えてください。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。3款1項1目社会福祉総務費、備考欄10番、災害見舞金事業の災害見舞金6万円につきましては、令和5年度の家屋の全焼の2件となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。家屋の全焼というのは、2件あったということですよ。これは別のタイミングで、関連するものなのか、隣り合わせの2件が、2棟に災害があったのか、その原因とかも含めて伺っていいですか。個人情報にならない範囲で。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 関連する2件かどうかは、詳細はちょっと分からないのですけれども、後ほど報告してもよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。確認なのですけれども、全焼ということは火事ですよ。要は台風とか、地震とか、そういうわけではなく、火事、恐らくですね。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 火災によるものとなっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。後で、この2棟が連続したものかどうか、全く別の話かというの

は教えていただけるということなのですけれども、すみません。ちょっとイメージが湧かなくて、全焼というと、割と大きな火事に思えるのです。近隣の住宅とかへの影響はなかったのかなと。そうしたときに、何を聞きたいかという、この災害見舞金って令和6年3月議会で改正があったと思っているのですけれども、この令和5年度というのは、前の規定で判断されているものだと思うのですけれども、それにしても周りの住宅とかに影響があったと想像できて、ないかもしれないのですけれども、そういった方々にも案内というか、声かけみたいなものができる制度とか、仕組みとか、実際やったかどうか分かりますか。あくまで申請があった。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えします。給付の対象というものはございますが、宜野湾市に居住している者で、家屋が災害等を受けたものとなっておりまして、影響があった建物が、家屋の全焼など、全壊もしくは半焼、半壊というものが見舞金支給の基準になっておりますので、その程度の損害になる場合には支給対象ということになっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この条例改正後だと、恐らく現場に行って確認とかいろいろな説明を受けたと思うのですけれども、条例改正前のときも、実際現場に行って担当の職員が確認はやられたのではないかなと思うのですけれども、そのときに周りというのは見えないかなと思うのですけれども、そこまでは確認はしていますか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 すみません。先ほどの連続した火災かどうか含めて一緒に報告いたします。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。ほかに質疑ある方、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料19番の3款2項1目ひとり親家庭自立支援対策事業についてお伺いします。資料ありがとうございます。この中で親への支援というところで、1番目、ひとり親からの相談に応じて支援を行っているということなのですが、令和5年度のケースが出ておりますが、父子家庭がとても少なく思うのですが、母体が多分母子家庭より少ないとは思いますが、窓口、電話、メール、どのようにして相談を受けているのでしょうか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。資料19番のひとり親家庭自立支援対策事業の実績についての中での親への支援、令和5年度の実績で父子家庭23件となっておりますが、こちらは基本的には電話でも相談を受けますし、窓口にいらせてもらっても相談を受けるという形になります。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 窓口ということは、5時までの対応ですね、月曜日から金曜日まで。父子家庭もかなり厳しい状況にあるというのを聞いていて、やはり相談の受け方で、もっといいのではないかなと思います。

それと、2番目、給付事業で3人の方が受けているということと、3番目、高等職業訓練促進給付金等事業、6人が修了したということですが、これは女性か、男性か。お父さんか、お母さんかということをお教え

ていただけますか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。資料19番の②の自立支援教育訓練給付金事業、また③の高等職業訓練促進給付金等事業、実績がございますが、こちらはいずれも母親の方になっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 お父さんのほうがこぼれ落ちていないかなと感じていて、前にも父子家庭の方から相談を受けたことがあるのですけれども、もっと聞けるような形の相談が必要かなというふうに感じています。

あと、子供への支援のところも質疑したいと思います。1番目の参加延べ子供数が660人となっているのですが、大体の数でいいのですけれども、ひとり親家庭で大体子供たちはどのぐらい、大体の数でいて、延べではなくて、大体どのぐらい、何%が支援を受けられたか、学習支援という数はつかめていますか、難しいでしょうか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。資料19番の2番、子供への支援の①、ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業ですが、特に支援が必要な、所得が一定程度以下の世帯、ひとり親に関しては福祉保健の概要の4の5ページをお願いいたします。

4の5ページの母子及び父子家庭等医療費助成制度、こちらを皆さん利用していらっしゃるかなと思います。令和5年度の保護者の数が1,617人おりますので、これはきょうだい等を含めまして、大体2,000人程度はひとり親の家庭、医療費助成制度を利用している方がいらっしゃるかなと思います。

そのうち資料19番のひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の参加延べ子供数660人なのですが、実際登録している中学生の数は31人でございました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 とても物価高で厳しい状況の中で、本当に大切な支援だし、すばらしいと思いますが、実績を出す中で、これだけの予算では足りないとか、そういう課題は感じましたか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。この事業が、まず大学生のボランティアの方へ支援をお願いしているものでございますので、大学生の人数が集まらないことには、協力してくれる方が増えないと、事業の実施のほうも厳しいものでございますので、額を増やせばいいかなとか、回数を増やせばいいかなとか、市のほうも考えますけれども、その前に、大学生のボランティアの数が、学業が本業でございますので、なかなかお願いしづらいところもございまして、今は週2回、沖縄国際大学と新城児童センターのほうで開催をしているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。最後に1つ、大学生のボランティアが活躍しているということで、ボランティアに交通費は出せるような状況ですか。

○石川慶 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 お答え申し上げます。大学生には1回当たり2時間から3時間程度の沖縄県の最低賃金と同額の謝礼金をお支払いはしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いいたします。決算書の177ページから178ページ以降も含めて保育士の確保事業、それと保育士の処遇改善事業、10本の事業が実施をされておりますね。そして、資料の要求をしたところ、番号が39番、成果等が出されておまして、この資料からもよく頑張っているなどというのが見えてくるのです。この事業は、10本とも実施スタートはいつ頃からスタートしたのですか。そして、今回資料として提出してもらったのですが、それはその計画どおり、その人員の確保、あるいはまた措置等については計画どおり進んでいるというふうに理解していいですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。保育士確保施策と保育士処遇改善・離職防止施策、合計10本行っておりますが、開始年度のほうは、それぞれ違うのですけれども、すみません。後で……。

○上地安之 委員 それはいいですよ。

○こども政策担当次長 計画どおりに進んでいるかとおっしゃいますと、やはりこちらとしては、1人でも多くの保育士を確保したいという思いで計画は立てているのですけれども、やはり保育士施設側の協力をいただかないと、こちらの事業も成り立たないこともありますので、少し計画どおりいくのもあればいいかなというものもあります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても、ゴールそのものが、待機児童の解消がゴールなのです。その待機児童の解消のために、その10本の事業を継続して、新たに保育士を確保していく。それと既に従事をされている保育士を継続的に勤務してもらうというような事業内容なのです。つまり現在、待機児童というのは何名ですか。改善されていますか。

○石川慶 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 御質疑にお答えいたします。令和6年4月1日時点の宜野湾市の待機児童は35名となっております。令和5年度が32名でしたので、若干増えたという状況になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これまで令和5年度の結果資料なのだけれども、成果は上がっていることからすると、待機児童は解消していくのかなと思うのです。待機児童解消が35名存在して、それは令和6年度で35名、令和5年度は32名だったですよ。逆に数名だけれども、増加しているわけ。その増加理由は何ですか。つまり、これだけの事業成果は出ているのに、鋭意皆さん頑張っておられるのに。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 待機児童の状況なのですけれども、引き続き厳しい状況でございます。待機児童については35名となっておりますけれども、その裏の部分で、潜在待機児童、そちらも140名ほどいますので、なかなか入所できないお子さんがたくさんいる実情でございます。やはり保育士不足が大きな要因にもなっておりますし、一番待機児童の多い1、2歳児、そちらのほうが入所できていない状況でございます。1、2歳児については、保育士の配置が6対1ということになりますので、かなり人員が必要な年齢になってい

ますので、そこが課題かなと。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 なかなかこれだけ大がかりな事業を展開していきながら、そして成果も出ているにもかかわらず、待機児童が改善しない。逆に多くなっている。潜在待機児童、それは待機児童の換算の定義というのは、それは最終的には35名というふうに報告しているのだけれども、現実には、実際には潜在的待機児童は140何名でしたっけ。つまり、申込みはしているのだけれども、常にこの段階で入れないのが140名存在しているわけ。

ところが、最終的に認可外に行く、自ら預かるというような、いろいろな整備をしながら35名という数字になっているわけ。ですから、捉え方ではあるのだけれども、かなりいるのです。それからすると、まだまだ頑張らないといけないというのが見えますね。ぜひとも引き続き、これは国庫補助金等を活用しての事業ですから、それは継続して頑張ってもらいたいと思います。

それから、定員変更、これは法的には、定員変更については、申出がある場合については、拒むことができないというルールになっているのです。その影響もやはりありますか。

○石川慶 委員長 認定こども園担当主幹。

○認定こども園担当主幹 定員変更について、認可定員と利用定員がございまして、認可定員は簡単に申し上げると箱の話になって、利用定員は実際預かる子供たちの定員数になって、認可定員を下回って利用定員を設定している施設は宜野湾市内には3施設ございます。その影響というところは、やはり若干ございますが、ただ経営とか、定員どおりに埋まらない施設については、要望があれば柔軟に変更を行っているところであります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 なかなか難しいですね、その捉え方は。法的には拒めないですよ、これは。申出があった際には。ところが、改修する段階では、床面積を含めての定員枠というのがはっきりしているわけ。ところが、その後に定員変更していく。それは非常に難しい。いずれにしても確保であり、処遇改善、それはさらにもっと充実させる必要があると思いますので、それぞれ対応してください。

それから、返還金も少し目立つわけ。181ページの備考40、これは加配配置に伴う事業ですか。まず、それから確認させてください。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 決算書181ページ、備考欄40番、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業でよろしいでしょうか。

○上地安之 委員 はい。

○こども政策担当次長 この事業になるのですが、幼稚園教諭、保育教諭の処遇改善のために収入を3%程度引き上げるために令和4年2月から令和5年9月分まで補助をしたものでございます。令和3年度分は賃金改定部分のみ行っておりまして、令和4年度は賃金改定部分と国家公務員給与改定対応分も行っております。令和4年10月以降に関しましては、公定価格に反映されているのですけれども、令和4年9月分までのものを処遇改善交付金として給付したのですけれども、実績がでましたので、それに対する返還金、そういうことになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それもどんな仕組みか、ちょっと今の答弁の中では、なかなかつかみづらいところもあるのだけれども、これは国庫補助金でしょう。しかも、処遇改善ですよ。ざっと保育士に対する、あるいは幼稚園教諭に対する9,000円の、それは加配なのですよ。ですから、それが行き届かなかったというのは、返納というのは処遇されなかったということだから、それはいろいろな理由があると思うのだけれども、せっかく処遇を改善するための加配の、おおよそ9,000円ですよ、これは1月。ですから、そういったものも、やはりそれだけではなくて、今後はちょっと目を通して、せっかくの交付金ですから、対応していただきたいと思います。

182ページ、産休代替、それは令和5年度スタートでしたっけ。令和4年度スタートだったのかな。保育士産休等代替職員配置支援事業。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 令和4年度から実施いたしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは令和4年度から2か年、令和6年度を入れたら3年で、ある意味新しい施策としての事業なのだけれども、その後順調にいつているようですから、実績についても資料をいただきましたけれども、これもやはり取りこぼしのないように、これは非常にいい制度ですよ。支給される方々、本人、あるいは園に対しても非常にいい。ですから、処遇の継続については、これはやはり継続的に保育士の確保のための事業になり得ますので、引き続き対応をお願いいたします。

それから、その下、保育士就労促進支援事業、よろしいですか、182ページ。これも市単独の独自施策として保育士の確保、よう頑張っているなという感じもしますが、これは予算額と実績額の乖離はないのか。それと対象人数は何名なのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 資料番号58、知念秀明委員の要求資料のほうで説明させていただきたいと思います。令和5年度の当初予算の積算いたしましては、令和4年度の保育士不足数が32名でございましたので、これを参考に令和5年度の当初は30名ということで設定いたしました。実績といたしましては、16名となっております。こちら先ほど申し上げましたが、6か月を経過した者が申請できるということでもありますので、初年度に関しましては、ちょっと半年を超えてから申請開始になりますので、この人数となっております。

令和6年度に関しては、保育施設からの事前要望調査によって47名設定いたしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それの残りについては不用額に落としたのですか。

○石川慶 委員長 こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 申請を3月末まで受けられるように不用額に。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それはちょっと提起しますけれども、1人10万円なのですよ。非常にいい制度、そして実績も上がってきている。そして、保育士確保に対しても確実に一歩進んだ成果も出されております。実は、それも以前に提起をしてきましたけれども、沖縄県社協においても同じような制度が存在しているのです。それは単なる金を支給する制度ではなくて、保育士として働いた場合の、その準備資金貸付制度なのです。それから、保育士の子供の保育料、何年間勤めたら、全て返済しなくてもいいという制度があるのです。こ

れは前にも提起しましたがけれども、その10万円と県の制度を抱き合わせて、さらに確保に向けて、あるいはまた処遇改善に向けて対応したらどうかと。その実績なんかありますか。

○石川慶 委員長 　こども政策担当次長。

○こども政策担当次長 　県の社協のほうで実施しています、貸付けの制度と子供の保育料の貸与制度がございいますが、実績は県のほうで把握しているので、私たちは実際に何名かというのは、確認はしていないのですけれども、委員おっしゃられたように、とてもいい制度だと思いますので、周知は、昨年も委員から御提言がありましたように民間保育園のほうには周知いたしております。今後も引き続き、この保育士就労促進支援事業のほうも一緒に兼ねて、こちらの社協の御案内をしていきたいと思っております。

○石川慶 委員長 　上地安之委員。

○上地安之 委員 　ちょっと残念なのは、実績がないというのが、少し残念でありますけれども、せっかく市と同じような制度が県のほうにもありますから、これは保育料を免除して、貸付けをして、何年間か勤務すると支払いしなくてもいいというような制度ですよ。あるいはまた、そこで就職、保育士として就労に就いたら車購入に対する資金、移動に対する資金だとか、そういった優遇制度もあるから、ぜひともそれと抱き合わせることによって、目指す方向は一緒ですから、保育士の処遇改善と優遇と、そして確保ですから、又吉主幹、これはやってよ。そうすると、これは本当に喜ばれる。確保につながりますよ。抱き合わせでお願いいたします。何かありますか。何もないですね。

（「頑張ります」という者あり）

○石川慶 委員長 　上地安之委員。

○上地安之 委員 　199ページ、生活保護の事業費をいろいろと目を通させてもらいました。これも年々上昇ですよ。軽減どころではない。上昇ですね。というのが、その概要を見ても見えてくるのだけれども、44億5,700万円の、その事業費が計上されているのだけれども、これは国庫、県、市ですよ。市の負担額というのは幾らなのですか。

○石川慶 委員長 　福祉担当次長。

○福祉担当次長 　お答えいたします。市の負担額は扶助費の4分の1となっております。

○石川慶 委員長 　上地安之委員。

○上地安之 委員 　となると、44億円の4分の1となると概算で幾らですか。

○石川慶 委員長 　福祉担当次長。

○福祉担当次長 　約11億5,000万円となります。

○石川慶 委員長 　上地安之委員。

○上地安之 委員 　それは義務的経費ですよ。生活保護費というのは義務的経費ですよ。毎年上昇されているのだけれども、本題に入る前に、もう一つ、200ページ、返還金があるでしょう。1億1,200万円、その返還金というのは、いろいろな見方ができると思うのだけれども、まず見込み違い、そして皆さん方の努力と言われているのだけれども、その返還金というのは、御説明いただけますか。

○石川慶 委員長 　福祉担当次長。

○福祉担当次長 　お答えいたします。決算書の200ページの3款3項2目、備考欄の生活保護費国庫負担金返還金につきましては、主に生活保護を受けている方の、生活保護法の条項によって、第63条の返還金、また第78条の生活保護費徴収金等ございますが、資力があるにもかかわらず保護を実施した場合の返還金、例え

ば年金受給等に伴う返還金と不正受給などなのですけれども、収入があるにもかかわらず申告を行わなかったり、虚偽の申請に基づき受給した方についての返還金、主にそのような内容となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは誰が精査するのですか。精査は誰がやりますか。もちろん、職員ですよ。もちろん、職員がやっていますよね。そうですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今、受給世帯が2,000世帯ですよ。それを皆さん、その課で何名配置されていますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今現在、ケースワーカー、正職員23名配置されております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 1人で何世帯を見えていますか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今現在、1人当たり約80世帯を見えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは適正ですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 国の基準に基づいて見ると、ちょうど80名になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 国の基準というのは、配置基準というのは、法的なものではないのですよ。1つの目安、70から80だと言われているのです。しかし、実際の業務というのは、これは多岐にわたっているわけ。返還金だとか、多くの事業を実施する上で、ケースワーカーの存在というのは非常に大きいわけ。これは80では、一つの目安はクリアされているというふうに思ったりするかもしれないけれども、業務そのものは、これは難渋しているわけ。

そして、本来ケースワーカーの業務そのものというのは、多岐にわたっているものだから、その返還金の精査についても、あるいは申請、訪問、それから見込数からすると、今後さらに大変な作業が待ち受けているのではないかなと思うわけ。

それから、ケースワーカーというのは、この近年、増員をされたということですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 令和4年度は正職2名増、令和5年度は1名増となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっとそれぞれ見えないところで、ケースワーカーの過重な業務増というのが、今の返還金だとか、あるいはまた伸び率からしても適正かなというような思いがあったから、その質疑をさせてもらっているのだけれども、今後はさらに検討すべきだと思います。これは1つの目安として、確かにクリアされているかもしれない。しかし、これは実際には、まだまだ現場の声ですよ。これは宜野湾市だけではない。軽減すべきだと。家庭訪問ができないようなケースさえ出ているわけよ。それはどうぞ適正も含めて、伸び率も含めて、見込みも含めて、今後さらにそれは検討してください。お願いします。

財政課長、業務というのは、こっちのほうも見たのだけれども、職員の定数の問題についても、ラスパイレス指数についても、宜野湾市は11市の中でもいいほうなわけよ。財政力についても悪いほうでもない。人口1,000人規模の職員数からしても下のほうなのですよ。業務が拡大するというのは、やはり対応していくというのは職員、職員定数、実数、それは検討すべきだと思いますよ。

さらには、これは午前中も言いましたけれども、時間外勤務手当、経常事業、逆行になっていますよ。ですから、そういったところには、やはり目を向けた上で、現場というのは著しく今動いていますよ。それも含めて検討してください。実際にサービスを受けられないケースというのが、多々そういった声も上がっているから、検討していただけないか、検討すべきだと思いますけれども。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 土地委員の御質疑について、昨日ですか、職員定数条例の見直しにつきましても12月議会に上程する準備もしてございます。正職員数については、やはり少し増やしていく必要があるだろうというふうには検討してございますので、財政状況も踏まえながらではございますが、その辺りは、また検討していく予定にしておりますので、次年度以降、反映できるように取り組んでいきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 私のほうからも答弁いたします。委員御指摘のとおり、宜野湾市の財政状況でございますが、令和2年度あたりから令和5年度までの決算状況も悪くない状況で、財政力指数も上がってきておりまして、決算剰余金も結構な額出て、財政調整基金への積立も行っている状況ということで、令和5年度は過去最大基金を積めた状況でございます。確かに決算額のほうも悪くない状況でございますので、それに比して人が足りないという声もいろいろなところから聞いておりまして、今からさらに行政需要のほうで、さらに旺盛になっていくということで、人のほうも足りない、不足していくであろうということも見据えて検討して、定数のほうも増やしていく必要というのは、こちら認識しておりますので、今後こちらのほうは取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 生活保護の中から定数の話をさせてもらったのだけれども、もうぎりぎりですよ。どうにかクリアされているようなラインですよ。課長が、1人が見ているのが80名と言ったのだけれども、70から80がふさわしいと言われているわけ。どうにかそれはクリアできているのだけれども、現場そのものは大変ですよ。しかも、時間外勤務手当10%減らしましょうよと言いながら、3%、4%、毎年増えているわけ、経常事業についても。何が原因なのかと、いろいろな理由があるかもしれないけれども、それはやはり業務増に関係する職員の適正というのは、そこにやはり視点を置いたほうがいいと思う。

ただし、財政状況を鑑みて対応しなくてはならないけれども、財政状況そのものも11市の中では、まだ大丈夫。ですから、それが生活保護から入ってきましたけれども、生活保護の方も含めて、さらに増になっていくのだから、これは義務的経費ですよ。その対応をひとつ行政経営室としっかり調整して、12月、期待しています。お願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 先ほど伊波一男委員も手を挙げていたので、伊波一男委員まではやりましょう。ちょっと時間は過ぎていますが、伊波一男委員までお願いしましょうね。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 200ページの3款4項1目災害救助費とありますね。これは費目存置だったのが、予算が補正でついています。よく中身を見ますと、事務運営費、消耗品、工事請負費、災害救助費等負担金とあり

ます。この御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えいたします。この災害救助費につきましては、昨年8月台風6号の被害に関しての費用になっております。当初は費目存置の1,000円だけ置いていたのですが、台風6号の際に沖縄県全体に災害救助法が適用されまして、それに係る費用が出ております。

内容としましては、災害救助対策消耗品費、これは罹災証明を発行する業務に係る消耗品費になっております。工事請負費に関しましては、罹災証明を発行する際に準半壊という認定が1件だけありましたので、その分の工事費になっております。それから、災害救助費等負担金につきましては、宜野湾市から上下水道局への負担金、補助金の支出になっております。これは宜野湾市内多くの地域で断水がありましたので、その分の緊急用の飲料水、水の袋、6,000袋を上下水道局で確保しておりますので、その分に係る費用になっております。あとは、上下水道局の職員の時間外になっております。それが今回の312万3,375円となっております。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。あと、この災害救助費を費目存置にしている理由は何ですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 当初予算の際には、どのような災害が起こるかというところが、ちょっと見込めない部分がありますので、取りあえず1,000円の費目存置として置いて、そういった被害があった場合には予備費等での対応を流用等をお願いしております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回このように出動したというか、予算等を得たというか、流用からこちらのほうに回したというのが発生しているので、災害はどこで起きるか分からない。予算は、その都度予備費から回せば議会は通らないでいいのだろうなと思うのですけれども、本当はしっかりと、ちゃんとした科目が、もうそろそろ持っておいてもいいのかなと思うところがあるのですけれども、では災害防災の予算は幾らですかといったら、いや、費目存置です。何かあったら予備費からですというのが現状かなと思うのですが、理解しました。ありがとうございました。以上です。

○石川慶 委員長 では、皆さん、時間のほうもちょっとオーバーしておりますので、まだ質疑したい方はいると思いますけれども、その辺は最終日ということで、お願いしましょうね。では、職員の入替えがありますので、休憩したいと思います。45分から始めましょうね。お願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時40分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時45分）

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

先ほどの答弁に答弁保留があったということですので、こちらのほうに先に再開しましょうね。こども政

策担当次長。

○**子ども政策担当次長** 先ほど知念秀明委員の資料58のほうで回答保留にさせていただいた部分がありますので、その部分を答弁いたしたいと思います。

資料58の令和5年度の実績16名に関してですが、新卒のほうが何名だったかという質疑ですが、新卒のほうは16名中の11名でございます。あと、残り保育補助から保育士試験に合格して、こちらに申請があった方は3名、残り2名のほうが別の業種から採用されたという方が2名おりましたので、合計11名、この方たちが申請している形になっております。

先ほどございましたように申請要件の4番で6か月以上継続して勤務している者とありますが、申請要件の5番のほうで、継続して1年を超えて従事する者であることと設定してございます。1年を超えて従事する者が6か月以上継続して勤務された場合に支援金を申請することができることとなっております。例えば6か月を超えて申請いたしました。それから10か月後ぐらいに都合によってお辞めになる場合には、申請要件から外れる形になりますので、返還金が生じることになっております。以上です。

○**石川慶 委員長** 続いて、福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 先ほど宮城政司委員に御質疑いただきました決算書135ページ、災害見舞金について答弁を保留した件、回答いたします。

火災のほうなのですが、先ほど2件の火事で全焼ということで申し上げたのですが、大変申し訳ございません。こちら全焼が1件、半焼が2件、合計3件の火事となっております。この火災が起きた期日が9月と10月と12月となっております。関連する火災ではないということでした。また、この火事が起こった家屋の近隣で被害が出ている場合に災害見舞金の申請をやっているかという御質疑だったかと思えますけれども、私たちのほうで直接現場を確認するということはしていなくて、ホームページ等で災害見舞金についての周知を行っているところでございます。

○**宮城政司 委員** 分かりました。

○**石川慶 委員長** 福祉担当次長。

○**福祉担当次長** 決算書の200ページ、土地委員から御質疑いただいた生活保護費国庫負担金返還金1億1,200万円余りの答弁について訂正申し上げます。

大変申し訳ございませんが、こちら第63条返還、または第78条返還ということで、返還金という形でお答えしたところなのですが、実際には生活保護費、令和5年度の事業費に係る実績報告に伴う返還金となっております。訂正しておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○**石川慶 委員長** 以上ですか。

○**福祉担当次長** はい。

○**石川慶 委員長** もし続けるのであれば、今次長しかいませんので、最終日にまた質疑のほうをお願いしたいと思います。

(「はい」という者あり)

○**石川慶 委員長** お疲れさまでした。

では、続きまして、4款衛生費について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 資料をありがとうございます。資料番号66番、決算書210、211ページの健康診査事業に

についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、健康診査事業9,448万1,000円余りの決算額になっておりますが、こちらの予算が、これはどのように活用されている予算なのか、確認、まずお願いします。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちら決算書210ページ、211ページ、4款1項2目予防費の備考3番、健康診査事業9,448万1,453円の事業です。こちらは疾病の発症及び重症化の予防など、市民の健康増進に向けた健康診査の実施と早期発見、早期治療を行うことにより、がんでお亡くなりになる方を減少させることを目的に、がん検診等を実施している事業となります。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 予算は何が使われているのですか。国の補助があるのか、単費なのか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらがん検診につきましては、地方交付税措置となっております、一部がん検診の精密検査とか、そういったことがあった際の勧奨に対する補助金というのが、決算書36ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金の4節疾病予防対策事業費等補助金の中の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金6万3,000円というのが、精密検査が必要になった方々に再勧奨する郵送費等に補助している補助金、それと県補助金としまして健康診査と、44ページ、16款2項3目衛生費県補助金、8節健康増進費、備考3番目の健康診査費347万5,000円が、主に生活保護受給者の方々とか、非課税世帯の方々の無料受診に関して、そういう補助金が充てられて、がん検診の通常のものに交付税措置されているような状況です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。基本的には、普通交付税措置をされて、単費から出すというふうな流れになっていると私は思っているのですが、それで資料いただいたので、ちょっと確認させていただきたいのですが、皆さんは、令和5年度の決算を見て、委託料として約3,900万円になっておりますけれども、これは令和4年度から、資料にもありますとおり、皆さんは受診間隔の変更をして、ある意味、がん検診をどんどん受けられる対象者を狭めていっているというのが現状なのです。間違いありませんか。

これを見ても分かるとおり、令和4年度に、まず胃がん、大腸がんを令和3年までは16歳以上から受けられていたものを令和4年度から40歳以上に対象年齢を変更しております。胃カメラに関しては、令和4年度に内視鏡カメラを受けた方は、令和5年度からはどちらも補助、内視鏡、バリウムを含めて、どちらも補助を受けられないという形で受診間隔の変更をしていると思うのですが、一般財源から出しているということで、私は、だから何が見たかったかというのは、皆さんががん検診の受診間隔を変更して対象者を減らして、どれぐらいの一般財源が縮小できたのかというのを私は知りたかったのですが、これをいただいたのですけれども、令和2年と令和3年はコロナ禍だったので、あまり参考にならないのかなと思うので、令和元年と比べますと、まず16歳から40歳に受診間隔を変更して、大体約500万円余りの歳出の削減をしたのが見られるのかなと思っておりまして、令和4年度から令和5年度の胃がん検診に関する受診間隔の変更で約800万円ぐらいの歳出の削減が見られるのかなと思ったのですけれども、そこをまずは聞きたいのです。

皆さんは、これは基本的には歳出の削減とは皆さんおっしゃっていないのですが、交付税措置されて一般財源から出せるということは、歳出の削減のためにやっているという意味合いも含まれていますよね。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 見直しについては、国の指針を参考に見直した経緯もございますが、議員おっしゃるように、そういった歳出削減というのも結果的には含んでおります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ですから、何が言いたいかといいますと、基準財政需要額に算定されて、普通交付税として措置されると。そして、一般財源から、このように出していくと。一般財源というのは使途が自由なので、削減すれば、ほかの財源に使えるというものだと私は思っているのですが、なぜですから、今、がん検診というのが、3人に2人ががんで死亡すると言われる時代の中で、がん検診に対する受診間隔を、まず16歳から40歳に受診間隔を変更いたしました。

それで、胃カメラに関しても、胃カメラをした後は、次年度、バリウムも胃カメラも補助はいたしませんとなぜやったのですかと。単に歳出の削減と国の指針が変わったからというだけでは、ちょっと説明がつかないと思っていて、結構な額、削減されたのかなと思ったら、800万円ぐらいしか削減されていないではないですか。

それでいて、県内11市の状況を聞いても、うるま市と宜野湾市以外は、ほかはみんな毎年度受けられるようになっていますし、県外に対しても、国の指針が変わったからといって、このように宜野湾市とうるま市と同じようにやっているところというのは、全体の38%ぐらいしかないと私前に言いましたけれども、ですからこれは戻すべきではないのですかというのが私の意見だったのですが、これだけしか削減されていないのですよ、結局、皆さんが受診間隔を変更しても。他市より先駆けてやっている、これはどんなのですか。

これは一般市民から、なぜ宜野湾市は、こうなったのかという、これから私は、この質疑が始まったのですけれども、おかしくないですか。浦添市とか、要するに他市のところは、毎年度受けられるのに宜野湾市だけが、ちゃんとした周知もされず、いきなりこのような形になっているというのは、ちょっとおかしくないですか。歳出削減するにしても800万円しか変わっていないのですよと。結局、令和4年と令和5年の胃がん検診の受診間隔を変更しても。これは他に先駆けて、他の市町村より先駆けてやる必要はあったのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほども申し上げましたが、国のほうの指針を参考にやった内容については、国のほうも胃カメラをすることでの、機械を体の中に入れるということで、内膜を傷つけるとか、そういったリスクとあるということと、また通常はバリウムをするということで、胃カメラ検査というのは、どちらかというと、精密検査というような意味合いということがあるので、それを毎年受ける必要は、研究の中でも必要はないのではないかと指針はあるのかなと思います。なので、健康な方が健診を受けることで、もしかしたら、そういった健康被害があるのかなというのは、担当課としても思っておりまして、また加えて胃カメラ検査については、見直しと同時に、胃がん検診の二重読影というのを併せて中部地区医師会のほうに委託を本年度から実施しています。

これは胃カメラを病院のほうで受けた際に、2人の医師が内容を見て、がんの見落としとか、不要な精密検査を防止するというので、通常は2人の医師でがん検診の結果を見るというのがなるのですけれども、病院のほうでは、1人の医師しかいない場合には、あと1人診るために中部地区医師会のほうに委託して、データを共有して、中部地区医師会で診て、ではこの方は、がんはないねとか、精密検査は不要だねというような二重読影という委託を併せて実施しておりまして、それが中部地区医師会のほうで広がっている形があって、宜野湾市は、その検査をするということも加えて、健診の精度を上げるというのですか、そういっ

たものを重ねてやるということもあって見直しをしたというのも一つの要因であります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ごめんなさい。中部地区医師会に委託している委託料というのは幾ら発生しているのですか、これは。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、資料は持っていないのですが、そんなに大きな委託料ではなくて、今から増えていくというような形なのですよ。なので、11市では、取り組んでいるところは少ないのですが、中部地区医師会に加入している北谷町とか、中城村、北中城村とか、金武町、恩納村というところも、この二重読影のほうをやるということで、この間隔の見直しというのも併せて増えていっている状況があります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、この委託料は後で教えてください。あまり高くないと言っているのですが、本当に2年に1回するだけで減った分と逆にまた委託する分、どれぐらい差が出ているかというのを知りたいので、中部地区医師会に委託している料金を後で教えていただきたいなと思います。

先ほど胃カメラ、内視鏡カメラについては、要するに中を傷つけたりということを何回かおっしゃっているのですが、そういった事例は何件あったのですか。例えば令和元年から令和5年の間でもいいですよ。把握しているのですか。そうおっしゃるのであれば、そういった事例を把握して、皆さんはそういう説明をしているのか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 申し訳ありません。把握はしていません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 把握もしないで、そういう説明で下げたという、受診間隔を変更したというのは、ちょっとおかしくないですか。もうちょっと調べてからやるべきではないですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 実際事故があつてやったということではなくて、そういったリスクもあるということも含めて、指針があるということ、また県のほうからも指導があるということもありまして、また市民にとって安心な形で健診が受診できるように宜野湾市としては実施しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 どういう検査で、どういう手術でもリスクは当たり前、伴うのです。リスクのないものなんてないではないですか、普通。だから、なぜ宜野湾市は先駆けてやっているのですかというのが疑問なのです。だから、ほかの11市もやっていない。国の自治体の中でも30%、40%しか、このようにやっていない。逆に県外の自治体では、要するに財政的に裕福なところは、逆に国の指針に沿わず対象年齢を広げたり、あるいはバリウムではなく、胃カメラ、内視鏡カメラだけやりますという自治体もあるのですよ、今の流れの中で。だから、何で先駆けてやったのか。歳出削減だったら、どれだけ削減されているかを見たら、800万円ぐらいしか削減されていないのに、こんな慌ててやる必要があるかというのが、私の感覚なのです。

確かに国の指針は変わっていますよ。ただ、この指針に沿っていないということは、やはり皆さんいろいろ考えるところがあって、今のがんの状況とかも見ながらやっているのと、あともう一つ、加入者の方々の健診の費用は、宜野湾市が補っているという形でしたよね。国保加入者、後期高齢者、その方々の対象人数

で今委託料が出ている、その方々のものだというふうに、間違いないですよ。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 がん検診については、国保加入者、後期高齢者、また職場のほうで健診が受けられない方も対象とするということで、40歳以上の方を対象にしています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 何が言いたいかといいますと、だからなぜ先駆けてやる必要があったのか。しかも、これの対象になっているのは国保の方々が対象である。前にも聞きましたけれども、皆さんとか、大企業が抱えている健保とか、共済組合でしたっけ、皆さん公務員が入っている共済組合、共済組合の方々は、このような国の指針に合わせてやっていないではないですか。毎年度受けられるようになっているではないですか。ですよ。確認します。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 私たちのほうは福利厚生の一環でがん検診は受けているのかなと。隔年とかではなくて、毎年……

○平安座武志 委員 毎年受けられますね。

○健康増進課長 はい。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今、福利厚生と言いますけれども、すみません。福祉の概要を持っていないのですけれども、皆さん福祉の概要に何て書いてありますか。企業とか、会社で、福利厚生で受けられない方々がいますので、国保の方々にもがん検診を助成するというふうに書いてなかったですか。私、見たときには、そういうふうに書かれていたと思うのですけれども、福利厚生を受けられない方々のためにやると言っているのですよ、多分、そうですね。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 記入のほうが、事業者や職場などで受診する機会がない市民の方も入れるように。

○平安座武志 委員 ですから、福利厚生がない方々のためにも補助をやっているということですよ、結局は。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そうです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 であれば、皆さんは、私たちは福利厚生を受けているので、違います。別ではないではないですか。福利厚生で受けられない方々のために皆さんは国保の人たちにも補助をしているということでしょう。違いますか。私たちが受けているのは福利厚生だから、毎年度受けられるというのは、別ではないではないですか。福利厚生で受けられない方々のために補助をしていると、この福祉の概要に書いてあるではないですか。

であるのであれば、なぜ皆さん方は2年に1回ではなく毎年受けられるのを、だからほかの他市町村より先駆けて、宜野湾市の国保の方々は他市に先駆けて、皆さんよりも先駆けて2年に1度とか、どんどん受診間隔を狭めていく必要があるのというのが私の意見なのです。皆さんと国保、協会けんぽ、共済組合の方々と国保の方々、がんになりやすい、なりにくいというのはあるのですか。一緒ですよ。皆さんは2年に1

度ではなく毎年度受けられますと、がん検診は。何で宜野湾市は、ほかよりも先駆けて2年に1度の受診間隔に変更したりするのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 繰り返しになりますが、安全安心なところが、国の指針に基づいた健診というのが求められているところなのかなというところからも、取り組んでおります。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 同じ話なので、いいですけども、だったら、皆さん方のほうから変えるべきなのですよ、安全を考えて2年に1度にしていくというのであれば。皆さん方の健康診断から2年に1度にするべきなのですよ、先に国保の方々をやるのではなくて。他市より先駆けてやっているのです、11市の中でも。国の中でも、まだ40%に満たないぐらいしか、この2年に1度はやっていないのです。

それで、歳出削減、どれだけされたか、そんなにされていない。戻すべきではないですか、他市にもっと広がっていくまでには。それが皆さんの共済組合が、2年に1度と国が指針を出したので、2年に1度にしますとなった後に宜野湾市の国保の人たちもやるべきじゃない、では。何が違うのですか、皆さんと国保に入っている方々というのは。多分皆さん、歳出の削減をやっていくのであれば、下にも書かれているとおり、多分胃がん検診に関しては、国の指針は50歳以上となっているのです。

私、今40歳代ですけども、これに合わせていこうとしているのではないかなと私は思っているのですけれども、だからがん検診というのは、助成が受けられるからといって全員が受けるものではないではないですか。受ける、受けないは個人の判断でやるわけでしょう。受けられる体制を持っておいたほうがいいのではないですか、皆さんに合わせて。他市もそんなに進んでいないのだから。何をだから、これを先駆けて、800万円削減するためにやっているのですかという話なのです。検討もできないのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今日少し話をしたのですが、胃カメラ検査は精密検査というような部分もあって、胃カメラ検査を受けた場合は、翌年の助成はないのですけれども、バリウム検査は毎年受けることが可能でございます。

○平安座武志 委員 そこは分かっています。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 繰り返しの答弁になって大変申し訳ない、恐縮なのですが、委員おっしゃるとおり、健診を推進する立場からすると、今回の見直しというのは、それに沿った形にはなっていないかと思うのですが、先ほどから答弁しているとおり、国の指針としては、やはり毎年胃カメラの検査を受けることとのリスクはあるということで、国からも示されている部分はございますので、今実際被害というのがない状況ではあるのですけれども、万が一発生したということを考えたら、市としては、国の指針に違う形で進めることに對して、ちょっと問題があるのではないかということで、確かに他市町村に比べて先行している形にはなるのですけれども、この国の指針が変わったのが平成28年度でして、国の指針が変わったからすぐやったというわけではなく、その間、健康増進課の中でもいろいろこれに対して検討しながら先進的に令和4年度から見直しを図ったということで、今後またこの受診状況がどうなるかというのは注視しながら、対応は考えていきたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひ検討してくださいよ。宜野湾市の国保に加入している方々だけが、今近隣11市の中でも、そのような対応にしかになっていないと、国保の加入者ですよ。多分この中にいる、我々国保加入者という人が、その対象になっていて、皆さんはなっていないわけですよ。ですよ、皆さんはなっていないわけですから。おかしいでしょう。

今、要するに宜野湾市で、胃カメラの場合、何かあった場合、宜野湾市なんで国の指針でやっていなかったのかという話が出ましたけれども、まだ出ていないものに対してリスクを考えれば何もできないわけですよ。これは無理やり受けさせるものではないので、胃カメラというのは。ですよ。自分で行って、バリウムか胃カメラか選べてやれるわけですから、宜野湾市の責任になるということは、ちょっとおかしいのではないですか。

もう一つ、今物すごいスピードで、これは実際のところ、どうなのか分からないのですが、物すごいスピードで若い人たちのがんの進行が進むというのいろいろとニュース等で見たりすることがあるので。皆さんは、まだ起こってもいない、胃カメラでの何か起こり得るものと、2年に1回しかできないという、この1年の間に、例えば宜野湾市の2年に1度とこれを適用された人が、この1年の間にがんが進んだら、どっちのほうが大変だと思いますか。考えてください、だから。

宜野湾市の国保の人たちだけ、こういうふうになっているので、合わせたほうがいいのではないですかという話なのです。国の指針が正しいということで、ほかの他市町村、国の市町村も変わっていつているのであれば、あ、そうなのだね、それでいいのです。ただ、先駆けてやってしまっ、他市町村との差も出ている。同じ宜野湾市民の中でも大企業の方々、皆さん公務員と国保の人たちとは差が出ている。おかしいでしょう、これは。検討してくださいよ。800万円しか削減されていないのだから。これで何千万円という削減がされているのであれば、財政上、そうなのかなという思いはあるのですが、これは不満出ていますよ、市民からも。

○石川慶 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 見直しを行った理由としては、予算削減というところの視点ではないというのは、ちょっと御理解をいただきたいところなのですが、結果的に削減につながっているという結果からすると、そうなのなのですが、市民の健康というところは、予算に替えがたいところがありますので、そこは見直しを図った理由としては、先ほど申し上げた健康被害のリスクというところで、見直しを図ったというのは、ちょっと御理解いただきたいなと思っております。

ただ、委員おっしゃるとおり、変えたことで、今まで毎年受けていた人が2年に1回で発見が遅れてというところは、また別のリスクというところがありますので……

○平安座武志 委員 一番は不公平感ですよ。

○健康推進部次長 その辺りは、市として、こういった助成をしているというところで、確かに共済組合については、職員は構成員ではあるのですが、そこは市が主体というところではないので、それは持ち帰って、また福利厚生の部分との兼ね合いというところも、ちょっと考えていかなければいけないなと思っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 取りあえず検討してください。県内の11市を見ても、次年度からこれと一緒に合わせる

というところがありますか。進んでいますか、県内11市。

(何事かいう者あり)

○平安座武志 委員 確認していませんよね。合わせてくださいよ。だから、前にも言いましたよ。何を受けられないではなく、内視鏡カメラをやった後は、また同じ内視鏡カメラは受けられないでもいいですよ、もし皆さんが内視鏡カメラが危ないというのであれば。内視鏡カメラをやった次年度はバリウムには補助しますよとやれば、毎年度受けられるではないですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 すみません。先ほども申し上げて本当に申し訳ないのですが、内視鏡カメラが精密検査になるということなので、それを受けた翌年にバリウムを受けるというのは……

○平安座武志 委員 他市町村はやっているではないですか。

○健康増進課長 県のほうにそういった回答を受けました。

○石川慶 委員長 平安座委員、もう30分以上たっているの、また最終日にしましょうね。

○平安座武志 委員 いいです。また、一般質問でやらせていただきます。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。質疑のある方、伊波一男委員。

○伊波一男 委員 環境、ごみ問題の資料をいただきましてありがとうございます。まず、決算書219ページで、資料番号72、73、74、75。

まず、資料の72、73、74、75とありますが、資源ごみの収集事業について、予算には出ています。令和元年は5,100万円の資源ごみ収集事業費だったのですが、令和5年度の決算では8,000万円になっています。どんなふうになってきたのか。前年度とは100万円ぐらいであまり変わらないのですが、どんな形で、こういうふうな形になっているのか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 資料番号72、73、74、75の資料の中の表の左端、資源ごみ収集事業の事業費の推移の概略を説明させていただきます。

まず、令和元年度の5,158万8,005円の予算から令和2年度5,861万2,000円余りの部分の主な要因としましては、令和2年度に古紙の逆有償化というのがあったようです。それに伴って、ごみとして、それまでは古紙事業者とかに出されていた古紙が、資源ごみとして出されるということで、量が増えたというのが当初ありまして、その際に回収員のほうを増員する必要があるということで、当時その増に伴って一定の額が令和元年度から令和2年度に向かって増えております。

あと、令和2年度から令和3年度の増なのですが、当時の収集事業者さんのほうから、そういった情勢の変化等もありまして、どうしてもやはり車両を増やしたいとか、あとこれは資源ごみですが、収集員の班長さんを置きたいとか、そういう合理的な運用というものの提言等もありまして、協議した結果、車両の台数と、これは車両台数を6台から8台に増車しております。

次に、そういった作業に従事する作業員についても、当時令和2年度については18名であったものを令和3年度から24名ということで、増員しております。その要因で令和2年度から令和3年度の事業費というのは、5,800万円余りから8,000万円という額になっております。以降の増については、物価高騰等様々な理由による微増というふうになっています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

- 伊波一男 委員 資源ごみ回収車がありますけれども、あれはシルバー人材センターさんの持ち物ですか。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 シルバー人材センターさんの所有という形で、リースをしていただいています。そういった費用に関しての経費という形で、委託料としてお支払いしております。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 今使っている回収車はシルバー人材センターさんのものだということで考えていいということですね。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 リース車両ではあるのですが、シルバー人材センターさんが管理されている車両になります。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 市のもの、シルバー人材センターさんのものですか。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 市の所有ということではありません。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 シルバー人材センターさんのほうからリースで借りている、それを委託料の中に含めてやっているということですね。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 シルバー人材センターさんのほうでリース契約をしていただいた内容に対して、私たちのほうが委託料としてお支払いしております。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 シルバー人材センターさんの契約ということですね。皆さんとの契約ではないですね。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 車両に関しては、シルバー人材センターさんが直接契約しています。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 シルバー人材センターさんが契約して、宜野湾市の要望に応えるように、そういう車両を買っているという形ですか。
- それともう一つ、資源ごみ収集事業はシルバー人材センターさんだけですか。
- 石川慶 委員長 環境対策課長。
- 環境対策課長 御質疑にお答えします。資源ごみという位置づけとしましては、まず缶、瓶、紙、ペットボトルがございます。シルバー人材センターさんに委託しているものについては、ペットボトル以外の缶、瓶、紙類を収集していただいているところです。残りは、また別の事業者さんのほうが、ペットボトルになりますが、今現在回収しているという状況になります。
- 石川慶 委員長 伊波一男委員。
- 伊波一男 委員 ありがとうございます。理解をしました。
- あと、倉浜衛生施設組合処理負担金が6億2,200万円、その前の年は6億3,000万円、その前の年は6億5,000万円、徐々に下がってきています。いいことだなと思います。ごみの減量化が進んでいるのだなと、搬

入量が減っているのだなというふうなことで、理解をしたいと思いますが、これも御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。倉浜衛生施設組合さんへの市としての処理負担金の経緯ですが、倉浜衛生施設組合さんの運営自体を改善、効率的な運営に努めていただいたという部分もございます。特に令和3年から令和4年の減の主な理由ですが、倉浜衛生施設組合に搬入されるごみ、事業系の一般廃棄物の処理手数料というのを値上げしたというのもございます。ですので、倉浜衛生施設組合さん独自の歳入が、令和3年度の途中からは若干手数料の歳入が増えていったという背景もございまして、その結果、構成市町村に対しての負担金の額が若干減少傾向になっているという理由もございます。そのみではなくて、倉浜衛生施設組合さん自身の経営努力というのですか、そういったものも背景としてあると認識しています。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 1点なのですが、あちらの経営努力というところと、通常であれば物価高騰、エネルギー高騰で、電気料等上がっていくと、こういった経費も上がっていくように、通常だとそういう流れになるのですが、あそこは熱処理施設ということで、燃やしたエネルギーを編集して、それから電力を生み出して、それをまた売って、その電気料が高騰して、歳入としてかなり入ってきているという、こういった流れがありまして、経営のほうが回っていくという状況で、負担金のほうは少しずつ下がってきてという状況も1つあります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。では、その次、ごみ減量対策事業、これは一番気になるのです。ごみの減量化を市民に訴えていき、ごみの搬入量が増えれば、市からの持ち出しの負担金が増えますよということが、なかなか市民は分からない。ごみの袋30円、20円とか買いますよね。目いっぱい詰め込んで、分別の仕方も、中にはよくない場合もあるというふうに聞きます。

だから、そういうものもありまして、ごみ減量対策の次のページ、資料74のほうにちょっと書いてあります。それを見ますと、もっと細かくあったのですけれども、ごみ減量対策事業費という言葉はすごいのですけれども、中身のちょっと御説明してもらっていいですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 資料番号74の内容について少し私のほうから御説明させていただきます。予算書のほうは令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算書220ページの備考欄です。4款2項1目、ごみ減量対策事業費7,400万円余りの予算額に係る事業の内容になっています。

まず、ごみ減量対策事業の内容と成果ということで、まず事業内容です。ごみ減量対策事業の内容としては、各家庭から出されるごみの排出抑制であったり、再資源化の施策、また市指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の製造及び販売にかかる費用、その他のごみ減量化に取り組むための事業となっております。

この事務事業における主な成果としましては、ちょっとなじみがないのですが、段ボールコンポスト講習会というものを企画させていただいております。これによって生ごみの減量化の実践であったり、啓発というところを進めさせていただいております。令和2年度以降、コロナで開催を控えていた部分もありまして、昨年度から再度活性化をさせていただいているところですので、まだ大きな成果ということは得られておりません。

ポツの2つ目、ごみのポイ捨て公開パトロール等各種イベントでのごみ減量化、ポイ捨て防止等の啓発と

ということで、このような各種イベントにおいて、ちょっとした雑費にはなるのですが、手袋であったり、ゴミ袋であったり、あと今回生ごみの水を切るような物品を少し配布したりということで、企画させていただいております。

ボツの3つ目、これが市民の皆様にとっても一番大きな部分かなと思っておりますが、ゴミ処理有料化による分別の推進、再利用、再資源化、ごみの排出抑制ということで、具体的に言いますと、市の指定袋等の販売によるゴミ処理手数料の徴収ということになっております。

下のほうに関連する経費としましては、報償費は段ボールコンポスト講習会の講師謝礼金となっております。また、消耗品等も講習会であったり、各種イベントでの消耗品で、あと印刷製本費、指定袋等販売委託料、こちらについては、印刷製本費は市の指定ゴミ袋及び粗大ゴミ処理券の印刷製造に係る経費となっております。

また、委託料につきましては、ちょっと言葉が正確かどうかあれですけども、卸業の事業者さんがおりますので、その事業者さんが、ゴミ袋を小売店のほうに卸す際に販売手数料という形で、こちらから委託費の支払いさせていただいております。もろもろのこういった事務事業に係る経費として、ゴミ減量対策事業として費用を計上させていただいているところです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。決算書220ページを見ていただいて、ゴミ減量対策事業費7,400万円があります。この中でいろいろと出てきますけれども、確認だけさせてください。車両賃借料というのは何ですか。これは市の車ですか、それとも何かその都度ゴミを搬入するのに使っているのか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。車両賃借料ですが、こちらは環境対策課のほうで所有管理させていただいている荷台のついているトラックになります。これはどうしても収集漏れであったり、また急なパトロールとか、不法投棄への対応とか、そういったものが年にやはり一定程度見込まれますので、そこは職員のほうが出動して、ゴミ等を収集する際に、また指導等をする際に使っている車両になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ごみの取り残しがあったり、苦情が入ったら回っていかうというような、理解しました。

この車両賃借料というのがありますよね。毎日走っているのですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 車両の出動の細かいデータは持ち合わせておりませんが、ほぼ毎日、どこかしこの市内の場所のほうには出動している状況です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 週に2回ぐらいとか、3回ぐらいだったら、別の金額、やり方で、レンタルとか、その都度できるのではないかなと思っていたので、そうすると、この金額が半額以下に落ちる契約というのがあるのかなとか、またトラックだし、逆に新型の車でなくてもいいようですから、そういうのも私はどうかなと思うのです。

今回のごみ減量対策事業が、なかなか見えてこない。地域にも、ごみの減量化をやりますというのを地域からも聞いたことはない。前はよくあったのです。コンポストを使って、生ごみをしっかり肥料にしましよとか、段ボールとか、また補助金まで出して、結構出しましたよね。あれはどうなっているか分からない

ですけれども、うまく使っているのか、使っていないのかも分からない。今もアパートが多くて、肥料を捨てるところがないというのもありますし、いろいろな面で、ごみの減量化には一番搬入量、均等割、搬入量、何でしたか。

(何事かいう者あり)

○伊波一男 委員 人口割ね。これがやはり搬入量を抑えるということによって市の負担金が幾らかでも減ったら、ほかのほうに回せるのだろうなと思ったり、前、給食センターなんかは、あれは事業系ごみなの、ごみは。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 給食センターのほうは事業所扱いになりますので、事業系として収集……。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 本当に家庭でも生ごみが水分を含んで重たくて、いろいろな面で大変で、本当に皆さんのお仕事が逆にどのような減量対策をしているかをしっかり注視していくべきだろうなと思います。何で抑えていくかといったら、搬入量、人口は増えるかもしれないけれども、搬入量を抑えるということは、分別をしっかりとやるということが、また大事になるので、あれはもうやらないですか。空き缶回収、何かありましたよね。もしくは古紙回収の団体に対する報奨金制度、あれは相当生きていましたよ。分別の意識が高くなっていましたよ。

今、逆に地域に何かおじさんが来て、ぼんぼん担いで車に載せていきますけれども、それよりは、そういう団体育成、子供たちにも、児童生徒にも、分別したらお金になるのだぞというのをやるべき、もう時代が来ているぐらいの予算は、これで確保できるのではないかなと思うのです。各スポーツ少年団、各文化関係のいろいろな芸術の子供たちもたくさんいるわけですから、そのまた応援を明確にしたほうがいいですよ。スポーツ少年団に登録されている団体は、これは利用できますよとかやれば、年間4万円、3万円でも、逆に上げたほうがいいですよ。そういうのをぜひ考えていただきたい。これもごみ減量化対策だと思います。その点も含めて、これは検討に値するのではないかなと思うので、古紙回収のもの、さらには空き缶のプレス、前にやりましたよね。道に落ちている空き缶を拾ってきたら1個1円になりましたよね。あれは500個、少なくとももらえば500円の図書券と替えていましたよね。大変あれは子供たちも道に落ちている缶まで拾っていました。ああいう意識も大変大事なので、問題は、今は何かなあなあになってしまっているような、失礼だけれども、ごみ減量対策事業が見えないというのが、本当に残念だなというのがあるので、何か大きなものを、またもとの利用できるやつも検討してもらいたいなと思います。いかがでしょうか。検討の話合いはできるものだと思いますよ。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御意見、御提言ありがとうございます。私たちも一般廃棄物処理基本計画ということで、市の廃棄物処理に係る基本計画の行政計画があります。その中でも、やはりごみの減量であったり、再資源化、あるいは再利用というところは、取り組むべきものとして位置づけておりますので、今後また今御意見のあった内容についても計画と照らし合わせながら、いわゆるごみ減量再資源化に資する施策、検討に値するかと思いますので、今後また私たちの課のほうでも知恵出しというか、検討作業をやってみたいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひ検討、研究をしていただいて、リサイクルの大事さを教えてもらいたいなど。

最後にですけれども、家具とか、リサイクル家具というのか、搬入された粗大ごみは、よくいろいろな地域の環境対策課は、これをもらえませんかということで、ぼんぼんネットに上げていますよね。無料であげます。取りに来てくださいという、家具から机から。ああいうのは、宜野湾市ではないですか。逆に言えば倉浜衛生施設組合から年に2回ぐらい家具を持ってきて、ここで土、日あたりに家具とかを宜野湾市民に、向こうまで見に行くというのは、なかなかできない方も多いので、こちらでできたらいいのではないかなど。本当に欲しくなるような家具、机がたくさん、嘉手納町、北中城村、中城村とか、役所が出している、もらいに来てくださいと。そういうがあるので、宜野湾市も、これは発信されたらどうですか。リサイクルの意識は高くなりますよ。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。まず、まだ使用できそうな家具等の再利用を促したらどうかという御質疑かと認識しています。例年、倉浜衛生施設組合さんのほうで、夏休みを利用して、くらはまりユース市というのを毎年行っております。今年も8月に行っておりますが、市のほうでもホームページ等で案内はかけさせていただいております。

倉浜衛生施設組合まで多少遠いというところはあるので、ちょっと定期的ではないのですが、倉浜衛生施設組合さんの計画の中で、構成市町村、沖縄市さん、北谷町さん、本市、それぞれリユース市が何年に1回か回ってくるようなことも過去にはありましたので、それもまた倉浜衛生施設組合さんとも意見交換する場がありましたら、またそういった調査研究していきたいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最後に、さっき資源ごみ収集事業は、シルバー人材センターさんがやっていますと言っていましたよね。シルバー人材センターさんは、8,000万円を超えている金額ということですよ。それを確認させてください。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 委託費、今回資源ごみ収集事業は、委託費のみの事業内容になっておりますので、おっしゃるとおりです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 資料番号13をちょっと見てもらってもよろしいでしょうか。これにはシルバー人材センター、我如古委員が資料請求したものなのですが、シルバー人材センター事業の補助金と委託料の推移についてとあるのですが、これにはちょっとこの数字は入ってこないのですけれども、その理由があるのですか。探し切れないので、8,000万円という数字。資源ごみ収集事業みだいにいろいろな資源ごみ収集の業者が入っているものだから、分別ができなかったのかなと思ったのですけれども、ちょっと御説明願いたい。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 資料番号13番のシルバー人材センター事業補助金につきましては、役所がシルバー人材センターに対して委託している公共施設管理業務委託料ということで、清掃作業とかを委託している部分でございます。シルバー人材センター自体、また独自の会計がございますので、そこにはこの申し上げた、資源ごみの委託費として予算は計上されてございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 シルバー人材センターさんに宜野湾市は、そんなに仕事はあげていないのだなと一瞬見たものですから、それでちょっとさっき資源ごみ回収から入っていったのです。そういうのも併せて、これとまた別に、本当はシルバー人材センターさんに資源ごみ回収事業もお願いしてみたいにやっておけばいいのかなと。これは公共ですよ、公共施設等と書いてあるから。公共施設管理ということは、公共施設だけということかな。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 資料番号13番の作業内容につきましては、表の左側に担当課がありまして、場所、内容ということがありますので、公共施設に限られています。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 シルバー人材センターさんの車もほとんど公共の道を走っているの、これもどこかへ入れておけば、シルバー人材センターさんに対する、市もしっかり仕事を回していますよというのがあったら、シルバー人材センターさんも理解してくれるのではないかなと思いましたが、これはまた次の資料を出す場合の御検討にしてください。以上です。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。ほかに質疑のある方、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 火葬場はできるのかな。

○石川慶 委員長 大丈夫です。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきまして、ありがとうございます。資料番号83の火葬場建設等検討調査事業について、決算書は218ページですけれども、この辺についてお伺いします。

決算書には令和5年度は45万8,000円しか執行していないということなのですけれども、残りの1,028万5,000円は、繰越しをしたということで説明がありました。その執行について令和6年2月から2泊3日の視察研修を行ったということですが、その視察研修の結果、皆さんからこれまで4市町村で、これから取り組んでいくということを進めているわけですが、その辺参考になっているところがあるかどうか。例えば入間東部広域斎場しのめの里とかあるのですけれども、これは広域でやっているとか、そういった市町村と提携しながらやっていくというふうな、参考になったという形で考えていいのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。今回のまず特別旅費の執行につきましては、令和6年度に繰り越した火葬場建設等検討基礎調査・基本構想策定業務委託の一環でもございまして、業者さんと一緒にまず視察をしてきました。この業務委託の中にも視察場所の内容等を反映させておりますし、今これとは別に広域の話がございまして、広域の会議等でも、この視察した場所の事例等出して調整はしているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 特に視察研修したところを言いましたけれども、3番目の入間東部広域斎場ということで、そのほかにもいろいろ参考になった場所とかはあるのですか。特に皆さん方は6か所全部視察研修しているのですけれども。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。視察の視点で下のほうに書かせていただいているの

ですけれども、基本構想や基本計画等の全体計画の観点、墓地埋設法及び都市計画法等の関連法令の観点、補助の活用など事業費確保にかかる財政的観点、施設の運営方式や実際に施設を整備する際の技術的観点ということで、視点を設けてございました。ですので、この6か所とも大変参考になった施設でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 特に施設の運営方式、特に単独ではなくて4市町村でやるというふうな方向にいった点に関して、どの視察場所、どの考え方でそうなったのかというのをちょっとお聞きしたかったのですが、一日も早く建設してほしいというのは市民の声であり、議員の意見でもあるのですが、それについては、特に運営方式ということですから、それについては何かございませんか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。運営法式で広域とか、あとはPFIとか、そこら辺の運営方式を今調整している4市町村との広域の事業についても反映させていければなとは思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それは生かしていただきたいのですが、具体的にどういった運営方式、それは今の答弁でいいです。

次に、繰り越した1,028万円の予算ですが、これは本年度で進めていくというのですが、火葬場建設等検討基礎調査とか、基本構想策定業務委託なのですが、これは既に4市町村で合意しているのがあるわけですから、その4市町村で予算を出し合って調査とか、業務委託を行っていくという考え方でいいのでしょうか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。今回令和5年度から令和6年度へ繰り越した火葬場建設等検討基礎調査及び基本構想策定業務委託につきましては、宜野湾市内では、ちょっと土地が探せないであろうということで、北中城村さんと土地と一緒に今探して、共同というか、こちらから北中城村さんのほうにお願いして土地を含めさせてくるということで、業務委託を開始したものでございます。これはあくまで宜野湾市と北中城村が一緒にやるもので検討していました。途中で4市町村という話が、完了間際にこの4市町村の話が出てきたので、今両方事業が進んでいたというところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ということは、基礎調査等、あるいは基本構想をこれから策定していくということになるわけですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 お答えいたします。今御説明しました火葬場建設等検討基礎調査・基本構想策定業務委託につきましては、9月末で完了しています。ですので、これはあくまで宜野湾市と北中城村と一緒にやる。4市町村の話につきましては、今、沖縄市で基本設計は終わっていたのですが、あれはあくまで沖縄市単独で行う基本設計でございましたので、去る沖縄市の9月議会で補正をいただきまして、変更をする予定となっています。今、変更の契約手続が既に済んでいまして、業務を開始しているところなのですが、その業務の中で4市町村の枠組みで事業をするという計画を練り直すというところで、今、今年度業務を進めているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 1つだけですけれども、4市町村でやるとすると、事務局体制というのでしょうか、どこで、こういった場所で、4市町村がばらばらでやるわけにはいかないわけですから、その事務局体制の中心になるところは、もう決まっているのですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。この業務に関して中心となるのは沖縄市さんのほうになります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。早めに進めていくようにお願いします。

○石川慶 委員長 そのほかにございますか。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。同じところなのですけれども、決算書217ページの4款1項3目環境衛生費で、言葉の定義を確認させていただきたいのですけれども、環境保全事務運営費、こういった事務なのか、こういった事業なのかということを聞きたいのと、その中で葬祭業務委託料とその下に死体検案料及び死体検案書発行料となっているのですけれども、こちらが予算審議のときにはなかったのですけれども、こういったものか、説明していただいてもよろしいですか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 宮城政司委員御質疑にお答えいたします。決算書の217ページ、4款1項3目環境衛生費の環境保全事務運営費でございますが、ちょっといろいろな事務事業が混在している事業になるのですが、大きく言うと、まずは市民の生活環境を保全していくために、例えば騒音、振動、悪臭、水質等の各種規制等に関しての相談とか、苦情とかに対応するための事務事業となっております。

また、墓地埋葬法関連の、実は個人墓地の経営許可業務というものも、私たちに県のほうから移管されている業務もございます。こういった墓地の経営許可について、あと通常のいわゆる衛生害虫ですね、蜂とか、人に被害を及ぼすような害虫、ネズミであったり、ハブとか、そういったものの発生の相談、対応、あと全般ですね、空き地の適正管理の指導とか、いろいろ生活全般に絡むような市民からの相談等を受けている事務事業となっております。

戻りまして、217ページの備考欄の葬祭業務委託料と死体検案料及び死体検案書発行料の部分ですが、こちらはどうしても引き取り手がいらっしやらずに亡くなる方というのが年に何名かいらっしやいます。そういった場合に墓地埋葬法上は、自治体の長が火葬をしないといけないというルールがございまして、その際、私たちの課のほうで対応させていただくという事案が年間に数件ございます。そのときの葬祭業務費、あと死体検案料というのは、事件性がないかということで、お医者さんのほうが検案をして死体検案書を出しますので、それに対する補助ということで、年間、そんなに数はないのですが、発生ベースで執行する予算額になっています。以上になります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。具体的に決算なので、何件あったかと言うことと、この予算は、もともとの事業の予算の中で対応できたのか、どこからか持ってきたのか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 御質疑にお答えします。葬祭業務委託料及び死体検案料等は、見込めない額でありますので、発生した場合、流用という形で、内部で調整させていただいております。件数は、昨年度が2件対応さ

せていただきました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。こちらに関しては以上です。

その次のページで、218ページの4款1項3目の火葬場建設等検討調査事業、我如古委員が要求した資料からも含めてなのですけれども、ちょっと整理させていただきたいのが、現在4市町村で協定を結んで進められていると思うのですけれども、これきっかけが一般質問等で確認させていただいたら、令和6年6月議会での桑江市長の答弁がスタート、きっかけだったような感じで受けたのですけれども、その認識で合っていますか。それまでは北中城村と宜野湾市、先ほどの質疑でもあったのですけれども、北中城村と宜野湾市が一緒になって場所を探すということを進められていたという、この理解で合っていますか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。せんだっての一般質問、各議員から御質問がございました、その答弁のとおりでございまして、令和6年度沖縄市議会の6月定例会の桑江市長の御答弁からというところでスタートしているということでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。それまで北中城村には一緒に探そうというふうに持ちかけていたと思うのですけれども、沖縄市が、こういった広域でやろうとしているという話は全くなかったのですか。本当にそこがスタートだったのですか。実は、実はという言い方はあれなのですけれども、事前に相談とかはあって、内々では、そういった議論がされていたのですか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後5時04分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後5時05分）

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 要は令和6年6月の沖縄市長の答弁をきっかけにということだったので、令和5年度の事業に関しては、当初予定どおりのことを進められたと理解していいのか。決算なので、出張旅費が45万8,000円と繰越明許費なのですけれども、これの決算の結果というのは、沖縄市と一緒にやるという前の段階で、ちゃんと進んでいたか、伺いたいです。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。令和6年度に繰り越した業務委託については、先ほども答弁したとおり、あくまで宜野湾市と北中城村、1市1村でやっていく業務進めておりました。先ほど沖縄市の桑江市長の御答弁というところで、ある程度僕らも業務は進めておりましたので、9月末に完了しているのですが、進めておりましたので、これはこれとして終わらそうというところで、4市町村の広域については、またそれはそれで進めていく。要は両方で進めていくという形で今回進めさせていただいたところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。我如古盛英委員の質疑と少し重複するかもしれないのですけれども、その結果ってすごく大事だと思うのです。生かしてほしいのです、このレイアウトを。ただ、以前の一

般質問への答弁と基本設計は、沖縄市がやろうとしていた実施設計に対して、お互い3団体が相乗りする形になり、その設計を変えていくような形で進んできたのですけれども、それだと、令和5年度に出張にも行っていただいて、すごい意見交換されたと思うのです。場所だけでなく、内容に関しても、こういう項目、視点があって調査されたと思うので、それを何とか生かしてほしいなどあるのですけれども、そういう意味で、この令和5年度の結果はちゃんと出るのですか。

○石川慶 委員長 プロジェクト推進室長。

○プロジェクト推進室長 御質疑にお答えいたします。やはり我々が今回業務委託で集めた資料等は、沖縄市さんに提供しないといけない資料になりますので、もちろん活用させていただくということでもあります。ただ、覚書、あくまで運用していきましょうねという覚書の締結なので、言い方はちょっとあれなのですけれども、もしかしたら、どこかが抜ける可能性もございます。我々が抜ける可能性もゼロとは言えないところもありますので、それはもちろん、今回の業務委託は業務委託で、もしそうなった場合には歩を進めていくという形も取れるのかなとは思っております。ただ、やはりどう考えても、4市町村で事業をしたほうが我々市民にとっても負担軽減になりますので、そのまま事業は進めていくものだと考えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。令和5年度でやった結果をぜひ活用してくださいということを最後にお願いして終わります。以上です。

○石川慶 委員長 皆さん、予定の時間に1時間以上たっちはいるのですが、あくまで目安ではあるのですけれども、よければ4日目にまた皆さん質疑のほう、確認していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 すみませんけれども、そのようによろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時08分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時10分)

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後5時11分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年11月7日（木） 3日目

午前10時00分 開議

午後 5時32分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（37名）

総務部次長	多和田 眞満
財政課長	比嘉 隼也
産業政策課長	宮城 恵美
観光スポーツ課長	外間 理子
観光振興係長	喜納 正人
商工振興係長	内間 穂高
雇用企業担当主査	塩川 浩志
建設部次長	城間 勝也
建設指導課長	大城 秀規
道路整備課長	高江洲 強
市街地整備課長	嶺井 実克
消防次長	島袋 保
警防課長	伊佐 隆之
教育部次長	真鳥 かおり
生涯学習課長	佐久原 昇
市民図書館長	金城 広郁
指導部次長	津島 美智子
学校給食センター 所長	伊佐 英人
はごろも学習 センター所長	棚原 佳乃

企画部次長	伊佐 真
市民経済部次長	本永 貴也
企業誘致担当主幹	饒平名 文治
スポーツ振興係長	神山 秀一
農林水産係長	勝連 邦明
雇用企業係長	松田 学
都市計画担当技幹	新崎 雅也
建築課長	普天間 朝信
用地課長	比嘉 徹
施設管理課長	與那嶺 諭
予防課長	早川 淳
消防署長	喜瀬 慎寿
施設課長	我那覇 宗康
文化課長	浜里 吉彦
市立博物館長	平敷 兼哉
指導課長	新川 健次
指導担当主幹	比嘉 祐一
GIGAスクール 担当主幹	比嘉 広和

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第 1 号 令和 5 年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年11月7日（木）第3日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

昨日に引き続き、款ごとの審査になりますので、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。知念秀明委員。

○知念秀明 委員 すみません。資料をいただいたので、詳しくありがとうございます。資料番号59番なのですけれども、59番の令和元年から令和5年までの資料をいただきました。これは平成3年当初予算……

（「令和3年」という者あり）

○知念秀明 委員 ごめんなさい。令和3年当初予算が526万9,000円、令和元年が526万9,000円、決算も同額ですね。令和2年度も一緒なのです。同額526万9,000円、令和3年度も同額、当初予算が526万9,000円、決算もずっと一緒なのです。令和3年度も一緒に、令和4年度も100円だけ減になっています。今年度も100円だけ減。この予算というものの、使い方というのは、この値段で、こういうふうにしてほしいというのが、その地域キャリア教育支援事業なのかどうか。それをお聞きます。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。まず、令和元年度から令和3年度までが同額になっているということですけれども、このキャリア教育のほうは平成30年度に公募型プロポーザルを行いまして、1度契約をしました。その業者と令和3年度までは随意契約を毎年行っております。ということもありまして、平成30年度に行った金額が、そのまま設定額という形で当初予算を組んでおります。その結果、契約額としては実績の額ということになります。

また、令和4年度に再度公募型プロポーザル方式を取り入れましたので、その時点での金額に、また変更されているということになります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 令和4年度から少し額は上がっていると思うのですが、維持管理、要は、この敷地をこういうふうに草を刈っていただきたい、この値段でやっていきたいという、こういった事業と、今皆さんが行っている宜野湾市地域キャリア教育支援事業、これを同じように、その値段でやっていただきたいというのがありますけれども、そこには講師とか、講演とかというのがあのです。講師講演料はばらばらですよ。要は職員、委託している業者以外に、部外者といいますか、その方も来ていますよね。なのに、予算が、こういった一致するというのは、どう見ているのですか。予算が一致するのですよ。何で予算が一致

するのですか。その辺をもう一度お願いします。当初予算と100円違いとか、今年度も前年度もそうなのですか、予算が一致するということに違和感を覚えてしまうのです。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 公募する年度におきましては、その要綱の中で上限額ということで、金額を示します。これはほとんど当初予算の金額になりますので、そこを加味しながら、この事業の内容を私たちのほうで出しますので、業者のほうでは執行すべき内容と上限額を確認しながら提案書を出してまいります。ですので、2者、3者が、この公募には提案を出してきていただいていますけれども、ほぼその金額に近いもので提案されてまいりますので、実績額としては当初予算に近いものとなってまいります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 同額に近い、この530万円余りの予算を1年間で、これで事業をしてください。でも、これは沖縄振興予算と宜野湾市の予算を重ねてやっている事業だと思うのですが、この予算内でやってくださいというのは分かります。これは分かります。でも、全部100円違いというのは、どこかで、この報告書の中に何か調整しているのかなとしか思わないのです。兼任コーディネーターがありますよね、この資料番号59番に。この兼任コーディネーターというのは、その業者の、企業のスタッフなのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そうなります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、この兼任コーディネーターが本当に講演をしたのかどうかというのは、どこで見分かるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 兼任コーディネーターさんが講演を行っているということではなくて、学校を回って講演などしていただく方に対しては、事業運営費の中の報償金のほうでお支払いしています。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 では、この兼任コーディネーターというのは何ですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 各学校との調整や各事業所との調整役、また協議会の開催に当たって運営の支援の役割を担っています。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 兼任コーディネーター、(3)、(4)、(5)とあるのですが、これが43万2,000円、103万5,000円、150万5,000円、この内訳というのは把握しているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 内訳というのは、単価のことですか、それとも働いた内容。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 働いた内容というのは把握しているのかどうか、お聞きします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 事業報告書の中で日誌まで提出いただいております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 報告書は読みました。そのコーディネーターが、どの事業に対して、この事業は本当に素晴らしい、いい事業だと思っています。続けてほしいと思っているのですけれども、こういう報告書を見たら、令和元年度からびったり、当初予算と決算がびたりなっていくというのに、やはり兼任コーディネーターで調整できるのかなと、そう思ってしまう。何でびたりな予算になっていくのかなと。何でびたりな予算になっていくのですか。といっても答えにくいはずだけれども、この予算内でやっていただきたいというのは分かります。これはプロポーザルなのですか。では、プロポーザルだったら、この予算の範囲内でやってほしいというのですけれども、講演とか、講師とかというのは、値段が違ってきたり、決まっている予算とかもあると思うのです。にもかかわらず、100円違い、今年度もそう、前年度も100円違い、これが分かりづらいのです。何で100円違いなのと。

外部から、県外から講師を呼んで、530万円以上になりました。540万円になりました。550万円になりました。当初予算では530万円だけれども、540万円になりましたというのは分かるのです。これがびたりなのを、そのまま受け止めているというのは、ちょっと分かりづらくて、何で報告書の中に講師料、外部の講師料は1時間3,000円ですよとか、4,000円ですよというのがばらばらではないですか。でも、令和5年度からびたりなのですよ。100円違いはありますけれども、これは調整できるようなものでいいのかどうか、皆さんの考え方を、それをちょっとお聞かせいただきたいなど。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 毎年度契約を行っております。4年に1度程度の公募の中で選定した業者とその後3年間は随契でということで、中長期的な事業でございますので、そういった形で契約を結んでおります。その際は見積りも業者のほうから取りまして、私たちのほうで決めていくわけですが、その年度初めで決めます、契約額の範囲内で1年間、この内容で取り組んでいただきたいということで、契約内容としましては結びます。その契約の金額の範囲内で工夫をしていただきながら、業者のほうには取り組んでもらっているところです。

この中で見ていただきますように、やはり設計額と実績とは、人件費もそうですけれども、事務運営費、一般管理費まで含めた中での変更はございます。必ずしも当初の設計額のとおりには執行されているものではなくて、その年度、年度における学校での開催数も違いますので、そういったところでの工夫をしていただいて、やはりこの契約額の範囲内で求める執行内容を担ってもらっていると、そういうふうに私たちは理解しております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この期間、コロナもあって、事業をできなかった、開催できなかった時期もあります。でも、予算がびたり合っていくのですよ。これがやはり市税ですから、皆さんの税金を使っている事業ですから、何でそんな中でもびたりやっていくの。報告書の中でも、この中学校ではできなかったとか、この小学校ではできなかったという報告書もあったりするのに、でも最終的にびたりになっていくのですよ。その辺は、この内訳、どういった内訳が出ているのか。毎回こういう内訳で来ました。あ、そうですかって、これはやる事業なのですか。予算内でしっかりやっていただきたいなら分かります。それをやっていると思うのですけれども、いい事業をやっていると思うのですけれども、でも予算以内だったら、いいですよという感覚になっていないのかな。そうではないですよ、キャリア教育って。その辺をもう一回伺います。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 知念委員おっしゃっていますとおり、コロナの時期もございました。そのときには各学校を回って講座を開催するなどということは控えられましたけれども、その年度におきましては、じのーんあいあいマップなど、それからインタビューの動画編集など、そういったところに力を入れてまいりました。私たちといたしましても、毎月のように業者のほうとは打合せをしておりますので、学校開催での状況や、それ以外に取り組める内容、そういったもので、精いっぱい委託料の中で取り組んでもらったと、そういうふうと考えております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この予算以内でしっかり何か調整しているような感覚が見られるのですよ。兼任コーディネーターは何なのかとか、この予算で最終的に、この5年間の中で3年間はぴったり、令和4年度、令和5年度は100円マイナスとかという、そんな使い方でもいいのかなと。この事業は、本当にいい事業をやっているなど。いろいろな講師が来てやっているなど思うのですけれども、でも何でぴったりになっていくのかなと。100円違いでやっていくのかなと。では、ここの兼任コーディネーターさんの人件費を調整すれば、何かできるのかなと。そんなのではないですよ。維持管理とは、ちょっと違うと思うのです。対人間に対して、対人に対してやっていく事業だから、やはりもう少しばらつきがあってもいいのかなと。でも、ないから、そういうものなのですか。そういう考え方でいいのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今、知念委員がおっしゃっていますのは、当初予算額と契約額の差額というところをおっしゃっていますでしょうか。それとも実績額と契約額との差額ということなのでしょうか。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 自分が言っているのは、当初予算額と決算額です。最後に報告に上がってきた、この決算が令和元年、令和2年、令和3年はぴったり。令和4年、令和5年は100円違いの見方、それを言っているのです。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 年度当初に当初予算を上限額として、まず公募を行います。そのときには、上限額に近い額で皆様提案をしてまいります。そこで、私たちとしては、この金額比較ではなくて、やはりプロポーザルですので、実施内容について、そこを重視した形で業者を選定してまいります。ですので、契約した内容については、1年間かけて実施を求めていくわけです。それが当初の計画どおりにいかない場合におきましては、年度の途中で取組内容を変更しながら、しかしながら契約の内容に沿ったところの取組をしていただくということで、毎月進捗を確認しながら1年間の執行を確認しております。それが実績として、最後に契約額の請求額として決算として上がっていくわけですので、当初予算額と決算額に差がないということ自体は、その事業の執行、当初求めていた内容をしっかりと執行していただいたという結果であると考えております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 皆さんの考え方はどうか分からないのですけれども、令和元年から今までやってきて、事業内容もいい。でも、最後に、令和元年、令和2年、令和3年がぴったりで、人件費も兼任コーディネーター料も全部一緒に、維持費も運営費も、こういう数字、何円とかもある中で100円違い、令和5年度は100円違い、令和4年度も100円違い。令和3年度はぴったり、令和2年度もぴったり、令和元年度もぴったりとかというのは、いい事業、せっかくやっているのに、何でこんなことが起こるのかなと。外部講師の値段も違

う。燃料費もある中で、何でこんなぴったりの報告書を見て、あ、そうですねって感じるのかが、自分にしたら分からないのですよ。何でこんなぴったりになっていくのか。ぴったりはならないはずなのです。でも、なっている。そのことに対して皆さんは違和感がないのですか、それだけです。

私は違和感があります、これを見て。どこかで残念ながら調整しているのではないかなと思わずを得ないのです。何でなのかな。いい事業をやっているのに、何で100円違い、去年も100円違いになっていくのかなと。その辺は業者から、企業から、委託している業者から上がってきて、その上がっていた内訳を見て、予算内でやっていますねで終わる事業ではないと思うのです。たくさんの講師が、これを見てもすばらしい講師が来てやっているのに、講師料もばらばらなはずなのに、ある程度一定額はあると思うのですけれども、どこから来るか、どの地域から来るかという、県外から来るかもしれない。名護市から来るかもしれない。でも、一緒なのです、最終的な決算。これにやはり違和感を覚えてしまうので、業者からの報告は、こういった報告で、こういった内訳で来るのか。それとも、この講演に対して何時間スタッフが来ましたかという、こういったものも来るのか、それとも来ないのか。これを教えてください。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 実績報告の段階では、業者のほうからは内訳が参ります。報償金に関しては、講師の謝礼金に関しては、一律4,000円となっておりますので、その4,000円掛ける人数分は上がってまいります。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 ありがとうございます。最後になるのですけれども、やはり一律4,000円でも年間を通して人数は違ってきたりするのですよ。人数は違いますよね。年間を通して違うのに、これは令和元年度からずっと一緒というのは、やはり違和感を感じるのは、それも分かっていたきたいのと、本当にスタッフが出ていったのか、やったのかというのは、これは税金ですから、宜野湾市の大事な予算ですから、その辺もチェックしながら、これがぴったりになるように使われているのだったらいいのだけれども、そういう調整をしたとしか思えない資料ですから、その辺はしっかりやっているのですか、どうですかというのも、しっかり見ていただきたいなと思います。いい事業をやっているのに、この報告書を見たら、あって思う結果になっているので、どうしていくのかというのをもう少し見ていただきたいなと。どうやっているのかというのを見ていただきたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと関連しますので、お願いいたします。今の内容で、少し確認させてください。

公募期間は何年ですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 公募を行うときは単年度、1年度のみということで選定はしております。その後、随意契約で行っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 当初年度についての委託期間は1年、そして2年後には随意契約をしているということですね。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 そうです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 公募をかける際に、応募事業者が、その事業計画を仕様内容に沿って提案をしていく流れだと思うのだけれども、先ほどのやり取りの中で、予算額、予算の範囲内というのがあるのですよ。五百何十万、委託料については、この金額ですと、範囲内というのがあるのですよ。その辺り、その事業者は応募していると思うわけ。その予算額の、皆さん方の提示をする、その予算額の根拠、その根拠はどこからですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 当初予算を計上する際には、業者のほうから参考見積額をいただいておりますので、そこを提示しております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** これは参考見積額を出した事業者は、どちらですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 直近で申し上げますと、現在実施していただいている事業者さんになります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** その予算額というのは、決定権者はどなたですか。要するにその予算の範囲内、予算額を事前公表するわけよね、当然。それに応募事業者が応募していくような流れだと思うのだけれども、その予算額の根拠については、それは別に、その前に出してもらって、それを設定根拠にしているわけ。そして、事業者が応募して、その設定額を提案した事業者と契約となっていくわけ。

ところが、これは当局の皆さん方が、予算の範囲というのは、既に決定をしたものに対する見積り要求をしていないかなと思ったりしたわけ。ですから、先ほどのやり取りについては、そこだと思うわけよ。皆さん方が、その範囲内で上限を決めているのかもしれない。そこに問題があるわけ。これはちょっと精査してくださいよ。それは本当に必要なものについてあるにもかかわらず、予算の範囲内という、最初からそれが設定されているから、その範囲内でやりくりをしているような状況になっているわけ。

ですから、そうすると、先ほどの議論も整理ができていくわけよ。だから、今度から毎年随意契約する中で、見積額については、これはもっと詳細に上げて、その予算を超えるものについては、どうするかというところの精査をしないと、それは改善しませんよ。

最初から皆さん方が、この予算額の設定額については、その範囲内と頭から決めているわけよ。だから、その範囲内で、予算の流用ではないけれども、やりくりしているわけよ。それはぜひとも精査しながら、つまり予算の範囲内の根拠、これは見積りを取ったと言っているのだけれども、それをさらに詳細を上げてくれと、別に上がっても構わないのだよと、上がるものについては。精査する必要があると思うので、お願いしたいと思います。

それから、報告書の話、残念なことに報告書を見たことがないのです。見せていただけませんか、報告書。その報告書というのは、毎年出されているのですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 実施報告書という形で冊子が毎年度できております。こちらについては、冊数に限りがあるために全員にお配りにはできないのですけれども、数のある限りで確認しながら配布できるようにしたいと思います。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○上地安之 委員 毎年報告書は出されているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 毎年度出てございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと見させていただきたいなと。知念秀明委員に相談してね。

それから、地域キャリア教育というのは、まず企業、それと学校、地域社会、自治会もあるか分からないけれども、PTAとか、そういったものを網羅しながら進めていくような事業だと思うのだけれども、学校とどのような連携をされているのか。地域とどのような連携をされているのか。そして、子供たちの成長分野に対するキャリア教育というのが、今、社会でも非常に評価されているといえますか、それと子供たちがどう変わっていくものか。変わっていつているのかということが報告書の中で示されているのであれば説明いただけますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。成果報告書を参考に御覧いただきながら説明したいと思います。31ページになります。右側、地域キャリア教育支援事業（補助）というものがございます。その3番、事業の内容・実績になりますが、令和5年度におきましては、市内小中学校で職業人講話ということで、市内の事業所さんからお招きをしまして、各学校で仕事についての話をいただいております。それからまた、出前講座などということで、各コーディネーターのほうが各学校と連携して、学校が求める内容を実施しております。

令和5年度におきましては、小学校が6校、中学校が4校で、受講生が2,540名となっております。こちらについては、実施した後にアンケートを取っておりまして、児童生徒の就業意識に関する肯定感の変化ということで、こういった講話を聞く前に仕事に対する考え方と、この講話を受けた後に仕事についてどのようなイメージを持ったかということで、仕事に対する、職業観に対する前向きな回答であったり、働きたいと思っているような回答を得ることが、本実施によって児童生徒の考え方が向上できているかということの参考資料としております。

先ほどおっしゃっていましたが、産学官・地域連携ということに関しましては、みらいづくり連携協議会というものを開催しておりまして、年2回なのですが、そこで大学の教授も含めながら、各代表のPTAなども入れながら、このキャリア教育についての議論を交わしているところです。そういったところで、産学官連携ということで、携わっていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 説明ありがとうございます。小学校は全校実施されていないですね。これはたまたまこの年が小学校6校実施をされたということで、それは5年間の間においては、全小学校を回られているのか、実施をされているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。毎年度私たちの目標としましては、小学校も中学校も全校実施というのを目標に掲げておりますが、各学校によって年度の授業計画、スケジュールなどによって実施ができるところとできないところ、また積極的に年2回開催を希望される学校などなど違いがございます。

例えば令和元年度におきましては、小学校延べで13校実施したことはございますが、その後全校実施は、

まだできていないところがございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 子供たちに対する就業意識の向上に大きく寄与されていくのでしょうか。他市町村でも、その事業は実施されているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 県内でも何市町村かは実施しております。同様な取組を実施しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 子供たちの充実に向けての就労意識の向上についても学校現場の協力ももらいながら、ぜひとも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

先ほど報告書のお願いもしましたけれども、可能な限り資料をお願いしたいのですけれども、限られた製本冊数だと言っていたけれども。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 在庫がいまのところ20部程度しかございませんので、もしよろしければ会派で1冊とか、提案ですが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 お願いいたします。その報告書の中に毎年の実績報告なんかも記載されているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 過去の実績一覧もまとめまして、その年度の実績が、この報告書にはまとめられている形でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よろしく願いいたします。課長、またちょっと冒頭に戻るけれども、予算額については、それは頭打ち限定をするというところにちょっと視点を置いたほうがいいですよ。本当に必要なものであれば、流用、やりくりさせるのではなくて、もっと思い切ってさせたほうがいいですよ。それはちょっと精査していただければと思います。以上です、その件については。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予算の件も出ましたので、ちょっと私のほうから意見を述べさせていただきたいと思いますが、予算超過することがちょっとできないものなので、予算を上限にということで、プロポで決めさせていただいたものですが、その予算を立てるときの設計額については、いわゆるもう少し複数の選択肢、複数の企業からのサウンディング調査をし、ヒアリングをして、あらゆる材料を集めた上で設計額を適切に上げていくということで、こういったやりくりがあまり出ないように設計額を適切にやっていくことが大事なかなと思っています。

先ほど知念秀明委員から、この予算額と決算額が同額になっているところにちょっと疑念があるところについてでございますが、実は一括交付金を活用してございまして、私、以前一括交付金の総括を担当しておりましたので、精算のほうも見ていたところなのですが、精算については、人件費、あと下の事務運営費の物件費等、例えば誰が何時間働いたかという出勤も全部全て毎月チェックをして、消耗品を幾ら使った、何を買ったというのは、全て担当のほうでチェックをして精算が終了しているものなので、そこはきちんとやられてはいます。

恐らくなのですが、どうしても人件費、設計したときの人件費が、例えば人が替わって単価が変わってしまったとか、あとは時間が思っていたより長く働いているとかということで、人件費はやはり上がっている傾向が、この報告書から見ていただくと、設計額と実績額のほうで、人件費のほうが、どうしてもちょっと上がっているところが見えると思いますが、どうしてもそれが諸事情で、いろいろ時間がかかってしまったとか、人件費のほうが上がってしまったので、どうするかというと、一般管理費のほう、設計額のほうで一般管理費は取られているのですけれども、そこから回して、ゼロにして、精算しているというような形で、どうにか予算の範囲内で、この一般管理費のほうから人件費のほうに持って行って、精算して、どうにかぎりぎりやっていくという形で、ほぼ同額というような形になっているのではないかなと私のほうは受け止めて精算をしておりましたので、御理解のほどいただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 ぜひとも精査をした上で、これは企業の自助努力、企業努力で、どうにか対応されていると思うのだけれども、だから予定額の根拠についても、やはり精査をした上で、事業効果を、あるいはまたやはり適正というのがあるから、それはひとつ精査をしていただきたいと思います。委員長、あともう一点、よろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。土地安之委員。

○土地安之 委員 226ページ、森林環境譲与税の基金についてでありますけれども、まずちょっと整理をしていきたいと思いますけれども、それ当初は、スタートの段階では国から交付されておりましたよね。そして、基金も設置をして、特に基金に積立てをしてきた事業だと思うのです。ところが、時限立法で、それが廃止をされて、ところが廃止をされた後、市民から1人年額1,000円というような制度に変わったと思うのです。それは間違いないですか。確認させてください。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 土地委員の御質疑にお答えします。土地委員おっしゃるとおり、森林環境譲与税につきましては、令和6年度から市民税均等割に1,000円上乗せして課税しているところでございます。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 これは令和5年度の決算においては、それは国からの交付ですか。それとも市民からの徴収ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。令和5年度までは国からの譲与税で賄っております。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 では、令和6年度から市民が、10万宜野湾市民で1,000万円、概算でね。ということですよ。それを積み立てしていくこと、これは積立てをした後、支出はどうするのですか。支出については限定されていますよね。人材育成だとか、木工だとか、環境に係るような支出事業というのは限定されていると思うのだけれども、それは今まで支出行為はあるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。使途に関しましては限定されておまして、森林の整備に関する施策や森林の整備を担う人材の育成及び確保、また森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策というふうに列記がされております。本市におきましては、木材の利

用の普通啓発や利用の促進に努めているところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 だから、支出行為は、実際に実施されたのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 令和5年度におきましては、基金を活用いたしまして、産業まつりにおける木工体験コーナーの実施や樹木剪定業務委託で活用してございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 令和5年度に基金の取崩しをしたということですよ。その事業を実施したということですね。ちなみに市民1人当たり1,000円であったのだけれども、それは全額徴収されていくものなのですか。それとも徴収が不可の場合もあるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 こちらに関しましては、税金と同時に特別徴収の形で差し引かれておりますので、課税されるべき方からは徴収されていくものと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 未済額はないということですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 上地委員の御質疑なのですけれども、こちらのほうについては、税務課の所管になりますので、確認をして改めて答弁したいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 次に進めてよろしいですか。

○石川慶 委員長 上地委員、そろそろ交代、25分ぐらいやっていますので、ちょっとまとめてもらって、また後で。一旦替わりましょうね。

○上地安之 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、決算書の351ページ、そして資料番号は80番です。10款6項1目保健体育総務費、備考欄で5番です。フッ化物洗口推進事業です。これについての……。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。それでは、決算書の230ページ、成果説明書は35ページの左側です。7款1項2目商工振興費、備考欄8番です。宜野湾市ががんばる商店街活動支援事業となります。まず、平成28年からの継続事業となっていて、8年が過ぎていますが、実績としてはCOCOふていーま商店街といすのき通り会となっています。これ以外のところは、この2つの商店街、ここに出ているだけでしょうか。

○石川慶 委員長 すみません。マイクをお願いします。産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾市ががんばる商店街活動支援事業についてお答えいたします。令和5年度は、COCOふていーま商店街といすのき通り会ということで、2団体への交付でございましたが、平成28年度以降事業を続けておりまして、例えば平成28年度に開始しました、ぎのわんヒルズ通り会、旧でいご通りでございますが、こちらに関しましては平成28年度から令和4年度までの5か年間、この補助金を受けております。また、COCOふていーま商店街におきましては、令和元年度から行っておりまして、令和5年度で最終の事業期間になります。いすのき通り会に関しましては、令和2年度から受けておりまして、令和5年度は4年目に当たっております。もう一つ、Route58通り会というのが大山のほうの通り会がございますが、こちらに関しては令和3年度から開始しておりますが、令和4年度までの2か年で、令和5年度は未実施でございますので、今後申請がございましたら、補助を受けられるところになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本市の特徴である観光資源を大切にしたいというすばらしい事業だと思います。ただ、最近真栄原のおおしろストアが閉まったり、三角食堂まで閉まったりという、通り会の活性化……例えば大謝名で……頑張って……そういうところがあちらこちらにあると思うのですけれども、そういうところも支援の中に入っているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾市内、宜野湾市域におきましては、真栄原と普天間が商業地域ということで、都市計画に設定されてございます。私たちとしましては、普天間より当初支援しながら、商店街の活性化に寄与できる事業を行ってまいりました。真栄原におきましては、こちらの事業、今後になるかなと思っておりますが、真栄原交差点辺りから大謝名までの通り、こちらにも店舗が張りついておりますので、できましたら、そこが活性化できるような通り会を立ち上げを目指しておりまして、こういったところ、キーマンになる方が必要になってまいりますので、そういった方との調整といいますか、相談を含めながら、今後真栄原通り会になるのか、大謝名通り会になるのか、それとも1つにできるのか、そういったところを検討しながら、ぜひ真栄原方面の活性化もしていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 真栄原のおおしろストアも地域の人にとっても愛されていたと思いますけれども、今、だんだん閉まるお店が増えたときに、高齢者が使っているのも、多分いろいろなところにあるところも支援を継続してほしいです。以上です。

○石川慶 委員長 一旦休憩を入れてから、また始めましょうね。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時57分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前11時05分）

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び10款教育費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願いたします。決算書の225ページの6款1項3目農業振興費で、備考欄の6番、産業まつり支援事業の530万円についてお伺いします。この530万円、内訳をすみません。資料とかも

らえたらいただきたいのですけれども、内訳って出せますか。それともあくまで一括で支援金として実行委員会に出している感じですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。産業まつり支援事業530万円計上しております。こちらにつきましては、市からの実行委員会に対する負担金という形で出しております。その負担金につきましては、祭り実行委員会の中で受ける委託料に全て充てております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。委託料というのは、この実行委員会に委託しているという、それとも実行委員会がどこかに委託している金額を負担しているということですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 実行委員会のお祭りに関する予算の中で、実行委員会が委託をしている、例えば会場の設営だったり、会場内の電気工事、警備委託などございますので、そちらのほうに市からの負担金を充てているということでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。実行委員会に宜野湾市も入っていますよね。ほかにもそういう団体はあると思うのですけれども、出資比率というのですか、どれぐらい宜野湾市が負担しているか。あと、これも資料で欲しいのですけれども、実行委員会の収支報告みたいなものはありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 実行委員会の収支報告はございますので、資料として提供させていただきます。負担金に関しましては、令和5年度におきましては、市が530万円、市商工会のほうから130万円、J Aおきなわ宜野湾支店のほうから50万円となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。当初予算が400万円だったと思うのです。130万円増えていますよね。400万円だった根拠だったり、あとはそれを例規というのですか、条例とか、規定があるのか。130万円増やした、その根拠をお伺いしたいです。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 例年400万円の負担金となつてございますが、令和4年度におきましては、市制施行60周年を記念いたしまして、冠事業として100万円増額して、令和4年度は500万円予算化しておりました。令和5年度におきましては、以前に戻すということで、当初予算は400万円で組んでおりましたけれども、資材の高騰や人件費の高騰など物価高騰の影響を受けまして、委託料が増額となりましたので、補正のほうで130万円増額をさせていただきました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その金額の、市が幾らまで出せるかという根拠はあるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 負担金額の根拠というものではございませんが、こちらは一括交付金を活用しておりますので、その予算の範囲内でバランスを取りながら予算化しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。支援する団体、出店に関しては規約とかありますか。どういった団体ならオーケーとか、逆にこちらからお願いして出てもらった団体はあるのか、その辺り出店する側とか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 出店に関しては要綱がございますので、基本的には市内の事業者ということでなっております。商工業部門、農林水産業部門、それぞれ要綱がございますので、その要綱を基に出店を募りまして、申請があった事業者に出店していただいております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その要綱も後で資料としていただきたいのですが、ありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 資料のほうを提出してまいります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。産業まつりなので、そもそも宜野湾市内の産業、今おっしゃった商工部門だったり、農業部門、もしかしたら漁業とかもあるかもしれないのですが、そういうものが前提にあるというふうに理解していいですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちとしましては、やはり産業まつりは市内の農林水産事業者、商工業事業者、そういった皆様に周知を図りながら、広く内外に紹介をして市の産業発展につなげてまいりたいということで、開催しているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 先ほどの説明だと、それぞれの農業部門、商工部門とかを、出店希望者を募って、恐らく選定とか、多分限界はあると思う、場所的に。その中でどうしても順位づけみたいなのはあると思うのですけれども、それ以外にも出店する団体ってあるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 各部門、出店を募りまして、例えば私たちが当初想定していた事業所数よりも多い場合など、そのスペースの調整などありまして、可能な限り希望している事業者は入っていただけるようにはしているところでございます。基本的に市内の事業者ではありますが、JA関係などに関しましては、JAおきなわ宜野湾支店に取りまとめを行っていただきますので、市外のファーマーズのほうから出店していただくこともございます。

あとは、部門、部門以外の、私たちのほうで事業として行っている、木工体験コーナーなどにつきましては、その体験コーナーが実施できる事業所ですので、市外から出ていただいておりますし、ヒージャーオーラセー、畜産共進会もありますので、そういった部門、部門で開催要綱に合わせて実施しているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。令和5年度に関してでいいのですが、例えば応募が実はもっとたくさんあったけれども、スペース的な限界もあって、どうしてもお断りをしたようなこともありますか。そこまで把握されていますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 令和5年度に関しましては、体育館の改修工事の影響で、海浜公園内の駐車場をメイン会場としたことから、かなり広いスペースで行っております。ですので、そこを埋められる程度の事業者に出店していただきまして、漏れが出る場所はありませんでした。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 市としてというか、僕としての希望でもあるのですけれども、もっとにぎわってほしいという思いもあって、たくさん出てほしいなというのがあるのですけれども、そういったアピールとか、アピールではない、PRですかね、そこら辺も、この支援事業の中で入っていますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 昨年度につきましては、2日間で、延べ4.2万人の来場者があったということで、実行委員会事務局としては発表させていただいております。これに関しては過去一番の来場者数だったというふうに考えております。令和5年度は駐車場を活用しましたので、大きなスペースでございました。今年度は、令和4年度の場所にしまして、市立体育館前の広場を中心として祭りを開催する予定でございます。

ただ、その中でも工夫をしまして、駐車場の一部に働く乗り物コーナーということで、昨年度初めて取り組んだコーナーでございしますが、これを規模縮小しながらも今年度も開催したいと考えておりますし、何とか来場者も増やししながら、にぎわいを見せていくという取組は常に行っているところでございます。

また、産業まつりに関しては、来場者がたくさんいらしていただけるようにPR広報活動も行っておりまして、市内でのポスター掲示ほか、ホームページへの掲載はもちろんのこと、各種イベントに関する、県内、全国に向けて、今、イベント情報サイト、そこへも情報を掲載できるように今かけたりして、県内外の方へ産業まつりのPRを行って、多くの来場者を期待しているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、最後に1点、今回令和5年度は、もともと当初400万円だったけれども、いろいろ物価上昇等もあって130万円上乗せしたということなののですけれども、今後もっと活性化してほしいという思いもあって、ここは先ほどの答弁からいくと、もっと上乗せすることはできるという、予算の配分になってくると思うのですけれども、できそうですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 予算に関しては、もちろん多くあったほうがいいにこしたことはないと考えてはおりますが、昨年度から協賛金事業も、協賛金への取組も行っておりまして、市内の事業者の皆様に産業まつりへの支援をいただいて、御協力をいただいて、一緒に祭りを盛り上げていただいているという状況がうかがえまして、そういった取組も行っておりますので、財源の確保に努めながら実施してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。次は、別の質問をさせていただきます。決算書の233ページの7款1項3目観光費で、すみません。宮城克委員に資料要求していただいたので、少し借りながら、備考欄7番の琉球海炎祭支援事業の300万円の金額なののですけれども、これは毎年同じ額を支援してやっていると思うのですけれども、こちら補助金を出す根拠と、あとどういったふうに使われているかという内訳とかあれば教えていただきたいです。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。琉球海炎祭支援事業につきまして、毎年300万円、現在支出させていただいております。この事業300万円に関しましては花火代の一部として利用させていただくように計上させていただいております。昨年の事業が、ちょっとコロナの影響もありまして、7月開催になった影響等もございまして、また市制施行60周年記念事業ということもありまして、昨年度は増額をさせていただいておりますが、基本的には、その範囲内で、事業者さんのほうも協賛金を募って、実行委員会のほうでも協賛金を集めてございますので、その範囲内で実施させていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。こちらには多分主催者にはなっていない、宜野湾市はあくまで支援なのかなと思っているのですけれども、実行委員会に入っていますか。ちょっとその辺りが分からないので。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 琉球海炎祭実行委員会のほうに私たち共催で市のほうも入っておりまして、部長クラスが委員として参画しておりますし、担当課のほうもオブザーバーではございますが、実行委員会に参加させていただいております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほどの産業まつりと同じような質疑になるのですが、全体に対して、この300万円というのは、どのぐらいの出資率というか、全体から分かりますか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 例年変動はございますが、6,000万円から7,000万円程度の事業になっておりまして、宜野湾市からの負担金は300万円、花火も例年2,000万円から2,200万円程度の花火を打ち上げていたのですけれども、そちらのほうに活用していただくという形を取っております。それ以外に関しましては、入場料もしくは大口、小口いろいろ含めまして、協賛金で賄っているという状況でございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 タイトルにJALさんというメインの共催者というふうに理解しているのですけれども、恐らくそこがいろいろ多く出されているのかなというふうに思います。その収支報告はありますか。あれば、今すぐでなくてもいいのですけれども、資料として後ほど提供いただきたいのですが。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 令和5年度の決算書のほうを取り寄せてございますので、資料として提供いたします。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは最後の質疑なのですけれども、今後も続きそうですか。JALさんもずっと続けていく意向、その辺りって話をしたことはありますか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 特別協賛になります日本航空さんのほうとは、話をしたこと等はございませんが、4月の観光閑散期におきまして、いい事業ということでおっしゃっていただいておりますので、今後とも続いていく事業であるかなとは考えております。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。宮城克委員。

○宮城克 委員 ちょうど今出たので、もう少し掘り下げていきましょうね。改めて重複したらごめんなさい。もう一度、これは予算300万円の支出、改めて聞きます。300万円の根拠、支出根拠、なぜ300万円なのかな。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 こちらのほうは、実行委員会からの要求のほうも例年300万円ということですので、それ以外のものは協賛金、入場者の収入等で賄っていくことを前提としながらも、宜野湾市の共催事業でもございますので、実行委員会からの依頼に基づきまして300万円の予算を計上させていただいております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 だから、なぜ実行委員会は300万円、300万円の根拠、これは予算を出すわけだから、なぜ300万円必要というのが、答え切らないと駄目だと思うのですが、なぜ300万円なのか。要は言い値ですか。向こうが300万円必要だから、300万円ください。じゃ、300万円、共催します。ただ、そういうキャッチボールなのかなと。結構細かいではないですか、ほかの予算を支出するときは。だから、何でこの300万円、今の話を聞いていたら、ただ言い値で、300万円でもいいの。では、300万円だったら出そうねみたいに関係するのですが、300万円の根拠、ちゃんと答えてください。でなかったら、新年度から出しませんよ。

別にいじめているわけではなくて、僕ら皆さんが上げてくるものをしっかり審議して、何に使われていると。費用対効果も考えないといけない。その対価は何なのかと。300万円ですよ。たかがではなくて300万円。例えば派遣費とか、何か違う予算だと、1,000円、1万円出すにも、財源がありませんから、厳しいからという割には。要は、さっき宮城政司委員からありましたが、JALという看板があつて、何で宜野湾市が300万円出さないといけないのというのが本音なのですよ。それは何なのかなと。今質疑したら答え切れないでしょう、300万円の内容が。何だから300万円なのか。普通は、それがキャッチボールではないかなと思うわけ。実行委員会が、そう言っているから、例えばさっきも何に使っていますで、JALが全部出せばいいではないですか。僕、この花火、見たこともないのだけれども、何なのかなって、その300万円。その辺ですよ。

分からないのだったら、これは宿題にするので、明日もありますから、これはちゃんと調べてください。いいです。大丈夫ですか、それで。いじめているわけではないよ。僕は、周りから聞かれたら、答え切れない。今の内容だったら、何でこの300万円、宜野湾市が払っているけれども、全部これは宜野湾市のイベントなの。いや、JALだよって。でも、何で宜野湾市っていったら、300万円出している。では、300万円の内訳は何なのって、僕なんか税金を納めているもので、300万円出しているのだよね。何で答え切れないのに議会でオーケーしているのという話になるわけですよ。だから、襟を正さないといけないと、決算も新年度予算もというところなのです。ここは真剣にちゃんとやりましょう。委員長、いいですよ、これは宿題ということ。

○石川慶 委員長 では、答弁は後ほどやるということで。宮城克委員。

○宮城克 委員 はい。オーケーです。

○石川慶 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認をしたいのですが、決算書の218ページ、4款1項3目、備考欄3の西普天間住宅地区公営墓地整備事業について。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 今は5款、6款、7款、明日またお願いします。

○平安座武志 委員 ごめんなさい。では、パスします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくをお願いします。資料をいただきまして、ありがとうございます。資料番号76番、決算書230ページ、宜野湾市特産品等販路拡大支援事業の実施状況等についての資料をいただきました。また、さらに成果説明書では35ページの右側に載っています。これは5年分の資料をいただきましたが、これは予算というものは、上限が5万円なのですか。どんな予算の組み方なのですか。当初予算が、令和5年度の当初予算は40万円なのか。それを40万円使い切ったのか。この辺の説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。この補助額につきましては、出店料の3分の2の範囲内で上限5万円ということで、決められております。これについて令和5年度におきましては、資料番号76のとおり、出店が4か所ございまして、また市長賞というところで、20万円出しているところがございます。こちらは市長賞を受けた特産品の事業所に対して、さらなる商品の向上に資するということ、20万円を活用していただいております、当初予算の40万円を全額執行しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 特にまた市長賞を取った事業所に対し、個包装の袋のデザイン料等ということで、20万円支出している。これは上からずっと見ていきますと、この企業のいろいろな販路拡大としてやっていますけれども、特にこの中で出てくるのが、ニッポン全国物産展というのがありますよね。これに出るというのは、これは県外、それとも県内であるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 ニッポン全国物産展につきましては、東京にて開催されているものでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 宜野湾市の特産品を拡大していくというところで、東京とかに行く場合は、その事業所も支出を相当覚悟して行かれると思うので、県内と県外はしっかりと支援の仕方を工夫すべきではないかなと思います。逆に宜野湾市特産品という形で、どこどこのお菓子コーナーか、食べ物コーナーか分かりませんが、並ぶでしょう。沖縄県宜野湾市と入れるわけだから、看板を背負って行かれると思うので、このところを工夫されたらどうか。一律で出店料の3分の2ですよということだが、多分東京の出店料は相当高いと思うのです。沖縄県の人口の10倍ぐらいいますからね。そういうのも併せていくと、来客の方々が目を通す、買う、特に県外に行く場合の見直しというのは工夫されたほうがいいのか。そうすることによって事業者もしっかりPRしていこうと腹を決めていきますよね。それに宜野湾市が、ここまではしっかり支援してあげますよというのでやってもらいたいと思います。これは決算なので、この40万円の決算にどうのこうのではないのですよ。ちょっとお願いしたいなと。

あと、事業所が全部載っていますが、全部事業は成功されていますか。分からないですか。ちょっとネットで全部出してみようかなと思ったのですが、聞いたほうが早いかなと思って。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。まず、出店料の県内、県外の差を設けてはどうかというお話だったと

思いますので、確かに近年ブース代も上がってきていることもございますし、恐らく旅費を含め、資材、運搬費などなども高騰していると思いますので、商工会に加入されている事業所さんは、商工会からの補助も受けながらではいるのですが、商工会に加入されていない事業所の皆様もいらっしゃると思いますので、そこは私たちのほうとしましては補助の見直し、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

これまで、この補助金を使われた事業所の皆様は、どのような状況にあるかということですが、今この一覧にあるところは、頑張って事業を継続しているところでございまして、市長賞を取られたところもございまして、沖縄県の産業まつりなどにも積極的に出店される皆様ですので、頑張っている事業所というふうに考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。あとは、宜野湾市の特産品を販売している担当課として、これはこれとして、宜野湾市には結構ホテルが張りついていますよね、大型ホテルが。そこには宜野湾市の物産というふうなパンフレットはあるのですか。観光客がもらって、部屋からここに電話して注文するとか、そういうのを。今、観光客って相当来ますよね。特に満室かな、夏休みは今も。外に買物に行かすのではなくて、電話でも注文できるように、これは商工会さんとタイアップして販路拡大は外に行くことも大事だけれども、私どももやるではないですか。県外へ行ったときとか、旅行へ行ったときなんかは、ホテルの近くで、この近くの物産をネットで探すではないですか。それと一緒にパンフレットがあれば、そういうのを作ってあげる。そういうのをやはりこれだけ県外に行かれたり、県内で開催されているので、40万円という上限を上げなさい、県外に行く事業所には少しは工夫されてくださいというのと、宜野湾市内のホテルをしっかりと活用した、観光客にいかにかPRをしているか。今どんなふうにPRしているか、ラグナガーデンホテルさんとかも宜野湾市をよく活用されているではないですか。ああいうところに宜野湾市の特産品って、貼られているのか、コーナーがあるのか、分からないものですから、そういうふうな何か地域の市内のホテル、もしくは近隣の市町村のホテルに宜野湾市の特産品みたいなものを何かPRされているものはありますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 現在把握している範囲におきましては、ホテルなどにこういった特産品一覧などを展示していただいているとか、コーナーを設けていただいているということはございませんが、伊波一男委員御提言を今回いただきましたので、商工会とタイアップしながら、今後の販路拡大についての手法というものを、出店に限らず、ECサイトなども活用等ができると思いますので、ふるさと納税のページということで、宜野湾市をPRしていることもございますけれども、そういったものも含めまして、今後何ができるか検討してまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 せっかく相手があるから、来る者の活用、ここから行ってPRするのは体力を使う。逆に来てもらって、これが各ホテルの中にあれば、部屋から携帯で注文とか、また事業所を訪問したいですというのができると思うので、そういうのも販路拡大のひとつになる。これは全てあれですか。返礼品に入っている事業所ですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 恐らくですが、全てではないと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ぜひ事業所自体全部小さいので、本当にでかいというのがないので、那覇空港とか行ったら分かりますけれども、ちんすこうがたくさん並んでいますし、サーターアンダギーも並んでいますけれども、本当にたくさんものがあるから、これは宜野湾市産のものなかなか採り切れない、ジミーさんもありますけれども、そういうのも併せて、ぜひお願いしたいと思います。この件について、しっかり取組をしてあげることが、事業所が頑張るということになると思います。そのための予算であるのですが、その辺を取り入れてください。お願いします。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度の決算書の中から232ページ、7款1項3目横浜DeNAベイスターズ事業の広告料17万6,000円あるのですけれども、どのような広告活動を行っていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。これはキャンプについての沖縄タイムス、琉球新報及び日刊スポーツの3紙の新聞広告になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よく駐車場とか、庁舎前に横断幕、そういったものも含まれるのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。あくまでも広告料ですので、新聞掲載に関する費用であります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 横断幕とか、ああいうのは、どこの費用から支出しているのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 横断幕等は消耗品のほうで作成させていただいて、掲示しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 シーズンだけでなく、年中掲げられているものですから、どれぐらい費用がかかっているのかなと確認させてもらいました。ありがとうございます。

もう一点確認したいのですけれども、青少年健全育成交流事業補助金とあるのですけれども、50万円の内訳をお願いいたします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 青少年健全育成交流事業補助金の活用方法なのですけれども、こちらのほうはベイスターズ選手会様からの寄附金50万円を活用させていただいております、横浜DeNAベイスターズ杯というのがございまして、そちらで優勝したチームを5月に行われます、横浜市中区少年野球チームとの交流に行くチームへの派遣費として50万円、そのまま支出させていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは少年野球チームの関係者の方に答えたりするのですけれども、この50万円は渡航費とか、そういったもので活用しているということで理解してよろしいですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 5月に行く旅費等、そちらのほうに充てていただいております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 できれば御家族の方とか一緒に行けるように取り組んでいただきたいと思いますと思うのですけ

れども、例えば沖縄市は広島カープさんを迎え入れていますよね。浦添市はヤクルトスワローズさんを受け入れている状況なのです。同じような交流事業を持っていると思うのですけれども、他市の青少年健全育成交流事業の中で予算、宜野湾市は50万円支出している状況なのですけれども、他市の状況、分かるのであれば。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 他市の状況につきましては、ちょっと調べてございません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 令和5年度の決算書でありますので、他市がどのような交流をやっているのかについては、また今後調査研究していただきたいなと思います。この質疑は以上です。

○石川慶 委員長 どうぞ。

○上里広幸 委員 もう一点、233ページの宜野湾マリン支援センター管理運営事業の修繕費なのですけれども、予備費のほうから充用したと思うのですけれども、こういった工事を行ったのかということをお伺いいたします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 宜野湾マリン支援センター管理運営事業の修繕費につきましてでございますが、給水管及びプールのろ過ポンプの修繕ですとか、1階の室外機の修繕等を行っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この予算の仕組みを確認させていただきたいのですけれども、修繕箇所は毎年予備費のほうから充用して修繕を行っていると思いますが、令和4年度も充用しているのですけれども、これは当初予算の中で事業費として修繕費を見込んでいないのかということを確認させていただきたい。

(「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

(何事かという者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時40分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時40分)

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 決算として765万1,930円上がっているのですけれども、これは前年度に要望が上がってきたものが次の年度の予算に組むという理解でよろしいですか。要望があったと思うのですけれども、前年度に、いつまでにこういった改修の要望があれば提出してくださいというのはあるのですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 当初予算の計上につきましては、例えば令和5年であれば令和4年11月頃までに事業者様から修繕の要望があれば修繕費として計上にかかることは可能でございました。今回修繕を入れております、2か所につきましては、通常のメンテナンスをこちら入れていたのですけれども、そちらのほうで上がってこなかった内容のほうで急遽クーラーの不具合だったりとか、プールの内容の不具合が生じたので、予備費のほうで対応させていただいたという経緯がございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございます。実際、建物を見てみると、結構古くなっているような状況もあったので、できれば前もって計画を持って修繕等々取り組んでください。

もう一点、お願いします。233ページ、同じ7款1項3目のF I B Aワールドカップ2023開催地支援協議会運営事業があるのですけれども、この辺をちょっと教えていただきたいです。その中のシティドレッシング等委託事業とあるのですけれども、この内容について伺います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 成果説明書の37ページ、左側でございます。この中でF I B Aワールドカップ2023開催地支援協議会運営事業がありまして、3番目、事業の内容、実績の②、宜野湾市シティドレッシング等委託事業でございます。内容につきましては、宜野湾コンベンションシティに壁面広告、市内小中学校全児童生徒へ大会デザインのクリアファイル及び付箋、市内通り会等へ大会デザインのコースターを配布。パブリックビューイング会場のノベルティとして大会デザインの扇子・フェイスタオル・うちわを配布した事業であります。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。宜野湾市全体的に庁舎前とか、ああいったところにも全部広告されていたのですけれども、その費用等を含めて、この832万1,692円で収まっているのですか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 委員おっしゃられている庁舎前にありました懸垂幕等は、先ほどの主要施策の1番の開催支援協議会のほうで費用を負担してございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。この開催地支援協議会負担金930万円のほうから支出するということですね。分かりました。以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 では次、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしく申し上げます。資料番号が13番、決算書222ページの5款2項1目のシルバー人材センター事業の補助金と委託料の推移について資料をいただきまして、ありがとうございます。シルバー人材センターのほうからは、いろいろ事業の増加の市の支援とかで陳情等も出ているのですけれども、この中で今回見てみますと、委託料、市の補助金、それから公共施設管理業務委託料というのが、ほぼ令和5年まで同じということで、多分そういうこともあるのかなということで、今回事業の補助金、委託料の資料をいただいたのですけれども、それからもう一つ、昨日、伊波一男委員が質疑をした資源ごみの回収の事業も実質的にはシルバー人材センターが行っているということでありましたけれども、この中で1つまずお聞きしたいのは、補助金はいろいろな団体の補助金ですから、それは当局の考え方だと思うのですけれども、委託料についてなのでも、下に細かく令和5年度分が記載されているのですけれども、このシルバー人材センターに委託する事業というのが、各部署の各課にまたがっているのですけれども、それについては、年に何回かまとめて話し合いするということもあるのでしょうか。まず、それについて伺います。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。公共施設管理業務委託に関しましては、毎年度当初予算の計上に向けて要望調査を行っております。そこで挙がってきた箇所であったり、作業の内容であったりというところを

私たち担当課と話をしながら予算で見込んでいるという状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その上の段の公共施設管理業務委託料からすると、大体毎年同じような額になっているわけですので、その場所とか、内容とか、作業内容については、ほとんど毎年同じということで理解しているのでしょうか。

環境対策課の野嵩地内無縁墓というのが令和5年度はゼロになっているのですけれども、大体は同じような実績になっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 おおむね毎年度いろいろな箇所と同様な内容となっておりますが、要望調査を行う際に各課のほうで細かく、例えば月2回だったものを月1回でよくなったとか、逆に週2回だったものを週3回に増やしてほしいとかという要望がございますので、そこを相談しながら計上しているので、トータルとしましては、ほぼ一緒の状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。その件に関しては、皆さんでその箇所の作業内容を増やしてほしいとか、そういう話し合いはなさっているということですので、分かりました。

それで、昨今は本当に高齢化が進み、やはりシルバー人材センターに登録する方も多くなってくるとは思うのですけれども、その委託業務の作業内容には、やはりこれ以上増やせない状況なのか。あるいは私、この中に入っていないのですけれども、施設管理課ですか、建設部の中で、例えば市道の植栽ますの草刈りとかもできないのかなと思うのですけれども、そういったものについては、要望とか、そういうのはないのでしょうか。作業を増やすためにですね。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。担当課としましては、シルバー人材センターの会員の皆様が就業できる機会を多く増やしていきたいというふうに考えてはおります。今、市道に関しては、要望は今のところございませんけれども、シルバー人材センターに関しましては公共事業以外にも民間の事業も請け負っておりまして、シルバー人材センター自体としましては、民間の仕事も増やしていくような取組ということで、啓発活動を行ったりとか、そういったところで会員の皆様ができるだけ仕事に就いて、配分金という形ではありますが、仕事に関する対価をいただけるようにということで、頑張っているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですね。シルバー人材センターは独立した団体ですので、やはり自助努力で民間のいろいろな作業とかも、その事業所自体で求めているといけないと思いますけれども、しかし安定したシルバー人材センターの事業を運営していくためには、やはりもう少し公共的な、例えば市道とか、あるいは公園の一部とか、そういったものは、やはりできるものはシルバー人材センターのほうに任せたほうが管理上も手間もかからないし、小回りが利くというのが、シルバー人材センターの特徴でもあると思いますので、やっていただきたいと思いますが、そういった予定とかはないのでしょうか、公園の件。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 シルバー人材センターの会員の皆様につきましては、個々人の技術を活用して仕事に就いていただいたりとか、そういったこともございます。

公園に関しましては、現在のところ、指定管理事業者のほうに全体的に委託をしているところですので、そこにつきましては、まだ今後状況も見ながら、相談できる部分はあるのかなとは考えておりますけれども、現時点では公園についてシルバー人材センターのほうへ委託ということはございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 建設部の公園施設管理運営事業の委託の内容も午後聞くつもりですので、やはりそこがちょっとできないところとか、小さい、小さいといったら程度があるのですが、シルバー人材センターさんができるような公園管理があれば、そこにもやはり人数とか、人材はいっぱいいるわけですので、いい管理ができるのでしたら、そこにやってもいいのではないかなと思いますので、これについては、よろしくをお願いします。

あと、あと追加で。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 225ページの産業まつり支援事業に関しての件が宮城政司委員から質疑があったのですが、追加工でも、追加しても一つお聞きしたいことがあります。

出店の要綱があるということで、民間団体が中心になって、それはやるということなのですが、その当日、私たちがオープニングセレモニーでは、ちょっと知らなくて、その後皆さんの資料から見ると、自衛隊のほうで、何か展示しているのがあったのですが、それについては、要綱とかには、あるいは出店の依頼というのが当局からあったのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。昨年度、令和5年度の産業まつりにおきまして、自衛隊が出店されていたということについてのお話かと思いますが、昨年度におきましては、初めての取組でしたけれども、防災PRコーナーというコーナーを設けました。これに関しましては、ほかの物販のような商工部門や農林水産業部門とは分けて考えております。

防災PRコーナーということで、民間の事業者と自衛隊の皆さんの、そういった防災に関する広報をしていただきたいということで、事務局のほうからお声がけて出店していただいた状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 何かその後感じたのですが、産業まつりに関しては、少しその場が違うのではないかなというふうな感じ方で、どうして自衛隊の隊員の皆さんが迷彩服を着て、そこでやっているのかなというのが、私は自衛隊に関して決して否定するわけではないのですが、自衛隊の皆さんが参加するのは、やはり西海岸地域の防災訓練のときに、ぜひとも必要になるわけですから、そういうところに力を入れてもらいたい。今の答弁からすると、防災の関係で、民間業者と一緒に自衛隊も参加したということなのですが、やはりそれに関しては、少し違和感を感じている立場ですので、やはり防災とか、訓練のときにしっかりと自衛隊さんの力を借りないといけないわけですので、そのときに専属で警察とそれから消防と一緒に、それに力を入れてやったほうがいいのではないかな。そういった産業まつりに、わざわざ迷彩色をつけてアピールするということは、市民、いろいろの考え方を持っている人はいますから、違和感も出てくるのではないかなと思いますので、ぜひそれに関しては考慮していただきたい。

それから、今月の27日からまた産業まつりがあるのですが、同じような出店の要望があるのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今年度のお祭りにつきましては11月23日土曜日と24日日曜日の2日間となっております。今年度のお祭りの中におきましては、防災PRコーナーは設けてございますが、そこには今のところ、民間事業者1者を検討しているところでございます。

昨年度の自衛隊の参加につきましてですが、自衛隊につきましては、訓練などというとても重要な取組に活躍していただくことはもちろんのこと、やはり西海岸のエリア、津波が起きた場合には甚大な被害が起きるような地域でございますし、私たち産業まつりにおきましても、昨年度は2日間で4.2万人という、とても多くの来場者が来しました。

そういった中で、西海岸という低地のところにおいて、防災などの災害に関する啓発ができるということは、多くの方に知っていただくということはとても重要なことだと考えております。昨年度の来場者のお客様からも、津波が来たら、これだけたくさんいる、お客様が集まっているエリアでどうするのだというお声もいただきました。

そういったことは、常に役所の職員として、いろいろなイベント、事業の中で、災害に関する支援というのは持つべきかなというふうに考えておりますので、昨年度は取り組んだという状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本年度は、そういった状況はないということなのですか。昨年度と同様に今年度も民間の防災に関する展示と同時に自衛隊の皆さんも参加するということなのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今年度のお祭りの中では、防災PRコーナーにおいては1者、民間の事業者に入っていたと予定で、自衛隊に出店していただく予定はございません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。これに関しては、決して自衛隊を否定するわけではないわけです。ですが、県内には、そういった自衛隊に対する感情というのがいろいろありまして、その中で、今回産業まつりという市民の生活、あるいは民間の業者、あるいは市の産業を発展させるためのお祭りに関しては少し場違いかなと私は思います。

その代わり、やはり西海岸地域、伊佐、大山辺りの低地帯での、やはり防災の訓練等には、ぜひとも必要な隊ですので、そういったところに年1回の防災訓練があると思いますが、そのときにしっかりと取組をしていただければと思いますので、やはりこの場にはしないほうが、私はいいと思いますので、分かりました。参加しないということですね。ありがとうございます。以上で、これについて終わります。

○石川慶 委員長 お昼も過ぎていますので、一旦休憩しましょうね。もし質疑、ちょっと残っている方は、本日終了後に、明日何を質疑するか確認しますので、また明日対応していただけたら助かりますので、御協力よろしくお願いいたします。

では、午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時05分）

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号、8款土木費、9款消防費、2款総務費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「訂正」という者あり)

○石川慶 委員長 答弁訂正、建設部次長。

○建設部次長 委員の皆さん、こんにちは。去る11月5日の決算審査の中で、平安座委員より道路維持管理事業委託料の件で、内容を答弁したのですが、決算書でいうと240ページの備考欄真ん中辺りの道路維持管理事業委託料の概要の中で、私、市内3業者で業務委託を行っていると言ったのですが、正しくは2業者の間違いでした。おわびして訂正いたします。すみませんでした。

この件については、資料の要求がありましたので、資料番号67番を御覧ください。資料番号67番で、道路維持管理事業委託料、金額1億5,068万3,500円の内訳として、まず道路維持管理事業委託、先ほど申し上げたとおり2社です。AとB、2社で道路維持管理を行っております。それとは別で、また街路樹の管理業務を2社、A、Bで行っております。あと、道路照明は1社で行っておりまして、その合計が1億5,068万3,500円というふうになっております。

道路維持管理の主な内容としましては、舗装の沈下だとか、グレーチングの舗装だとか、あと草刈り、カーブミラーの復旧・再設置とか、こういうものを行っております。

街路樹植栽につきましては、街路樹の剪定、高木の剪定とか、伐採を行っております。

また、道路照明は、市内42路線にある道路照明の点検とか、修繕を行っている状況です。以上が、この道路維持管理事業委託料の内容でありました。

あと1つ、補償金についても答弁を保留していたものですから、補償金につきましては、宇地泊第二土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金の支払いということになるのですが、ちょっと詳しい内容については、道路整備課長のほうから説明いたします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今、次長から宇地泊第二土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金になります。場所としては宜野湾ベイサイド情報センター前のほうですね、あちらの交差点部分の平らなほうですね、そのほうに4筆あって、956.05平米に対しての清算金の支払いになっております。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、質疑のある方は挙手にてお願いします。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 せっかく今あったので、資料番号67について、ちょっと何点か確認をさせていただきます。

この道路維持管理事業委託料1億5,068万3,500円を道路維持管理事業委託として2社に今分けているという答弁がございましたけれども、この2社というのは、どちらになっているのか、お答えできますか。

(「業者名ということですか」という者あり)

○平安座武志 委員 そうです。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 業者名は、1社がアメリカンエンジニアリング、もう1社が大日土木だったかと思われます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 これはどのように決められているのですか、この2社を選ぶに当たって。来年度は替わっていくものか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 債務負担行為で、3月に入札を行って、4月1日から業務を行っておりまして、この金額の、Aランクの土木業を営んでいる業者、12社指名をして、両方で取り分け方式で設定をして、1回目にとった業者は、次の入札は抜けてもらって、また入札をしてA社、B社決定しております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。この道路維持管理事業の内容を見ますと、いろいろグレーチングの修理とか、道路の穴ぼこ、隆起、あとは草刈り、道路の清掃、あと里道の補修修繕とか、様々な道路の維持管理のものを委託しておりますが、スキームというのですか、流れをちょっと知りたいのですけれども、例えば道路維持管理業者A社には4,931万4,100円の決算という形で、B社にも4,392万800円、大体同じぐらいの、このスキームというのをちょっと確認したいと思います。

例えば道路のグレーチング音鳴りとか、道路の穴ぼことかというのは、いつ起こるか分からないので、起こったときに担当部署のほうでA業者、B業者に振り分けて修理を行っているのか。それとも剪定とか、道路の清掃等も入っているのか、それはある程度業者の予算枠を渡して、その予算内で年間区分を分けているということだったので、業者がある程度範囲を持ってやっていくのか。これはパトロール等も、この業者の事業内容として入っているのか、その辺の流れをちょっと教えていただきたい。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 基本的には2社を等分する形で、こちらのほうから指示して修繕のほうをしております。日々のパトロールであったり、市民からの通報によって、こちらのほうが業者のほうに指示をして、大体順番に指示をして、業者のほうの手が空かないのであれば、Bのほうに多めにしたり、そういった形で修繕のほうはしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、建設部のほうが、この業者に指示して振り分けていくということですね。その振り分けた金額が、このA業者、B業者に支払われる金額ということで理解していいのですよね。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりです。道路維持管理業務については、3期に分けて精算をしております。まず、8月、12月、3月の3期に分けて精算をしておいて、こちらが指示したものに対して、それに設計書ではじいて修繕のほうを出しています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この道路維持管理事業委託の件に関しては、決算総額が2億1,000万円余りで、当初予算で2億2,000万円ぐらいだったと思うのですけれども、この予算の範囲内で大体収まっているのですか。それともうまく調整しながら、この予算の範囲内で終わる事業の振り分けをしているのか。聞きたいのは、もっとたくさん場所はあると私は思っているのですけれども、この予算の範囲内で、皆さんが指示してA業者、B業者に振り分けていっているのか、ちょっと確認していいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、この予算の範囲内で振り分けて行っております。予算の量も限られておりますので、予算の範囲内ということになっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、改めてちょっと聞きたいですけれども、その優先順位はどのように皆さんは判断されていますか。皆さんが指示して直されていくということなので、優先順位はどのようにしてA業者、B業者に振り分けていっているのか、事業箇所の優先順位はどのようにつけられているのか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 まず、市民のほうから苦情が上がってきて、内部的に小さい補修の場合は職員の作業班がいますので、まずそこに指示します。その作業員ではできない場合は、維持管理業者のほうにお願いしているところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。主な事業内容としては、草刈りも入っている。台風前のパトロールとか、台風後の道路清掃も入っているのですけれども、これは本当にこの業者がやっているのですか。シルバー人材センターさんがやっているところをたまに見かけたりするのですけれども、剪定とかですね。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 指示をして、冠水が起こる箇所を把握しておりますので、台風前にそこら辺を回ってごみ拾いをしたり、シルバー人材センターのほうは、うちのほうでは扱っておりません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。この予算ですけれども、当初予算で2億2,000万円、大体この程度を年間毎年維持して、この道路維持管理事業というのは行っているのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 本来なら数か所は、もっとあるのかなと思っていますが、やはり財政面も厳しい面があるので、限られた予算で行っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 大体維持しているのですか、この金額、2億2,000万円。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市道の量も増えておりますので、若干は増えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。2業者に委託しているのですけれども、パトロール等もしっかりやっていただいて、いろいろ物損事故等も出るので、その辺も協力しながら道路維持管理に努めていただければなと思っています。

もう一点確認したいのですけれども、こちらでは市道だけではなく、里道200キロの維持管理も行っているというふうに書かれているのですけれども、里道の維持管理も、この予算の中で行っていくと考えていいのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市道と里道を含めて約200キロございます。県道でも私道でも里道がある箇所については、

穴ぼこがあったりすると、うちのほうで補修をしたりですね。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ちょっと疑問なのですけれども、里道というのは、基本的に公図にはあるのですけれども、地籍調査が行われていないという形の認識で、どこからどこが里道というのは図面上でしか分からないという。例えば今言ったように私道で図面上に公図、赤い文字で描かれていても、例えば里道はほんの一部で、私道、要するに地籍調査はやっていないですよ。どこからどこが民有地で、どこからどこが里道というのは、皆さん調査していないので、分からないはずなのですけれども、里道の補修整備を行う場合は、どのようにしてやっているのですか。どこが里道だと判断して里道の整備を行っているのか、ちょっとお伺いします。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、測量のほうはしていないので、地籍上の境界は把握をしております。また、うちのほうにもございますけれども、地籍と現況、写真の整合図があって、それで私道でも里道があるのであれば補修のほうをしております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。取りあえず里道もやっていただけるといのは本当に助かることなのですけれども、これもやはり市民から里道に穴とかが空いていますよという声とかあれば、皆さんは何らかの対応はしてくれる、市道と一緒にような対応はしていくという考えでよろしいのでしょうか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 はい。委員がおっしゃるとおり対応のほうはしていきます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 里道というのは、基本的に法定外公共物となっています。道路法が適用されないという形で私は思っているのですけれども、市道等では物損事故等が起こった場合は市のほうに責任があるということで、補償とか、いろいろあるではないですか。法定外公共物になっている里道に関しては、例えば穴ぼこが空いていたりというところの物損事故では、道路法が適用されないのですけれども、その場合の取扱いはどうなるのですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 道路法の適用はございませんけれども、年度初めに保険業者と契約をしまして、その際には市道が150キロ、約ですね。里道が50キロ、これを含めて事故があった場合は対応する、里道部分も保険のほうに入っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。では、里道で何かあった場合でも、ちゃんと保険対応がされるという認識ですね。分かりました。

里道に関しては、最後に言いたいのは、莫大な敷地、里道があると思います。現在道路として使われている里道もあれば、全然使われていない里道もある。例えば民有地、民間の人たちが勝手に里道を使っているのもあるという。今、地籍調査というのは、民間、購入される側に任せている現状がありますので、例えば少しずつでも、今現在使われている里道に関しては、さっき言ったように私道の中に里道が1本通っている場合もあるのですけれども、しっかり調査して、どこがどこというのは、やはりやっていただほうがいいので

はないかなという意見なので、検討していただきたい。

例えば保険適用といっても、では里道の上で起こった、地籍調査していないわけですから、里道の上の穴ぼこだけがしたのか、例えばけがした人がいた場合ですよ。里道ではなく、一緒にくっついていた私道の部分でけがしたのかという、それで多分責任の所在は変わってくると思うのですけれども、今、保険の適用にはなっているということなのですから、今、交通量の多い里道とかは地籍調査して、しっかりどこからどこまでが市の行政財産であるというのははっきりさせておくべきだと思いますけれども、いかがですか。膨大な時間とお金がかかると思いますけれども、やっていくべきだと思います。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 平成17年に国のほうから権限移譲されて、本来であれば、その段階で測量をして、正確にしたほうがいいのかなとは思っております。事故等の責任問題も、今後必要性もあるかどうか、予算面も含めて検討はしてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。ぜひお願いいたします。この道路に関しては、いろいろな議員が私道も含めて、いろいろな危険箇所があるということなので、市道は市が管理して、里道も市が維持管理しないといけないという部分ですので、委託業者も含めて、しっかり管理していただければなと思っております。

もう一点ですけれども、この決算書の部分で、市内一円道路補修資材費というのがあるのですけれども、これは多分私道とか、自治会等から依頼があったときに資材提供を皆さんやっている、その予算だと思うのですが、今回令和5年度は27万8,000円の決算額になっている。当初予算では100万円ぐらいついていたのですけれども、これはそれだけ資材を欲しがる業者がいなかったというか、自治会等がですね。提供してくださいという方々がいなかったのか。それとも皆さんが整理したものなのか。100万円という予算があった中で27万8,000円の決算額になっているので、ちょっとそこを確認したい。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 基本、予算の範囲内で、自治会からの要請があれば注文して出しております。要望がなかったものもありますし、市で補修をする際に、その予算を使って、またストックはしております。倉庫のほうに10袋ぐらいはストックしております。それがなくなったら補充という形になります。要請があれば、この予算の範囲内で行っていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 100万円の当初予算を組んでいて27万8,000円、何かセーブをしたのかなという思いもあったものですから、セーブはしていないと。これだけしか要望がなかったということで、理解をしますけれども、今は私道をやるのには、皆さん行政側は資材提供しきしないので、これを当てにして地域内の私道を地域の人たちを使って、どうにか安全にしようとやっている方々がいらっしゃいますので、予算はしっかり持っていて、出し渋りはないような形で資材提供はしていただければと。

私道の整備も行政側が関わっていくべきだというのは、私たちいろいろな議員が言っていますので、そこまで考えていただければと思っております。

最後にもう一点、これも前回どなたか覚えていないのですけれども、一般質問でもあったのですが、街路樹の植栽、剪定、伐採についてですけれども、これも今2業者で行われていることなのですが、一般質問で

あったのは、多分森川公園下の松の木が剪定によって何本も枯れているという記憶があったのですが、これの原因は何だったのですか。ちょっと議事録等を読んでいないので、どういう答弁したのか分からないのですが、これらは松の木とかに詳しい先輩方から、1人ではなくて何名からも言われたのですが、あれはどうなっているのだと、どういう剪定をしたのだというふうに言われているものがあるので、この剪定のために多分枯れたと私は思っているのですけれども、もう一度説明いただけますか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 その当時、木を剪定したのもございます。そういった中で、そこら辺一帯は同じように剪定のほうはしております。その中で何本か枯れている状況がございまして、答弁のほうでも理由については、ちょっと分からなかったのではありませんけれども、当時の気候、そこら辺の原因かなと。また、剪定する業者も通常の土木業者ではなくて、造園業者のほうに剪定のほうはさせておりますので、今後また剪定方法について業者と検討していきたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 多分詳しい方々が言うには、やはり剪定が悪いのだと、この現場も見て言っていました。今枯れているもの以外にも、もっと枯れていくよという声も出ています。

それで、確認したいのですけれども、松の木は高いではないですか。今回皆さん委託して、樹木の剪定をしていただいているのですけれども、原因は今わからないという話なのですが、これは責任の所在はどちらなのですか。剪定した方々において責任があるのか、ないのか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 指示をしたのは市のほうですので、業者のほうには責任はございません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 時間がありませんので、委託業者のほうにも、こういったことにも気をつけながら剪定の委託業者もしっかり決めていただいてやっていただきたい。結構松の木に関して苦情が出ているので、しっかり業者にも話をしてやっていただければなと感じがしております。よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。次に質疑のある方は。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 お願いします。決算書の255ページ、8款3項5目公園費の備考欄で7、ていーちが一公園整備事業のほうです。資料も出していただいて、資料番号は21となっております。このほうですが、工期が変更になって、4月28日は完了したということで、いいわけですね。そして、この決算書を見ると、まず工事なのですから、前に私が行ったときは、止まったりしていたのですけれども、今はちゃんと動いているかということと、それと委託料というのが、この決算書のほうに載っているのですが、委託料というのは日々の管理をしているのか、そここのところの説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。決算書255ページ、備考欄の7番、ていーちが一公園整備事業につきましては、工事請負費4,314万8,600円につきましては、令和4年度の繰越金で水質改善施設、完成しております。

あと、委託料につきましては、これは工事管理業務委託として発注しているものでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その委託をしている委託業者は、太名嘉組。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 委託の工事管理業務委託と、あと工事について株式会社太名嘉組となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この工事なのですけれども、これの中に管理費というか、それも入っているのですか。委託料の中に水質を測ったり、そういう日々検査をしたりとか、前、動かなくいたのですけれども、それをチェックしたりとか、それは全部太名嘉組がしているということで、よろしいですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。工事に係る管理業務というのは、あくまでも工事の監督というのですか、施工管理を行っているものであって、その後の管理は、1年間は太名嘉組の管理で、できた後も一応管理として。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 交代しましょうね。次に、我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、同じような質疑ですけれども、わかたけ公園水質改善事業の委託に関して、決算書の258ページです。予算書から見ると、当初予算より減って、今回時間外勤務手当、あるいは消耗品費、通信運搬費だけしか使われていないということですから、委託費があったと思うのですけれども、この中に理由として、委託業務はしていないということで、その施設管理の委託料の歳出は繰り越ししてあるというふうに事業の概要が説明されているのですが、これについてももう少し説明をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。説明資料としては78番です。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 わかたけ公園水質改善事業は、設計費を委託しまして、令和5年度繰越しとなっております。設計契約額が759万円ございました。それをそのまま繰越金という形になっています。現在は設計も終わって、工事契約のほうも終わりました、これから着手していくところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。設計も済んでいると。工事が、これから進んでいくということですから、もう業者等は決まっているわけでしょうか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 この水質改善の業者は、県内公募をしたのですけれども、1業者しかエントリーがなく、市内のアメリカンエンジニアリングさんが随意契約みたいな形でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 繰越したということは、では令和5年度の予算計上と同じような、その同様な工事が繰り越した、今年度に行われるということですか。中身については、何も変わらない。水質調査をした後、PFAS、人体に影響する物質が検出されているということですから、それを除去するための装置を同じように設置していくということに変わりはないということですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 設計については、去年から今年の4月か5月まで繰り越して終わって、それから工事準備をしまして、契約して、工期が11月1日から、工事が始まっている状況で、水質改善については、委員おっしゃっているとおり、ていーちが一公園と同じようなPFAS、PFOAを除去する施設を整備していきま

す。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、こちらに関しては、多分維持費が大分出るということで、前回から言われているのですけれども、このわかたけ公園のところの維持費というのは、どれぐらいかかるか、試算していますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これは以前にもお話ししたかと思うのですけれども、てい一ちが一公園の水質改善が年間300万円、わかたけ公園のほうが年間300万円ぐらいを見込んでいますところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一度お願いします。年間維持費ですよ。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 てい一ちが一公園もモニタリングが終わって、年間300万円ぐらいの維持管理費を使っています。わかたけ公園の水質改善についても来年3月末にできるのですけれども、その後の維持管理、令和7年度の維持管理は300万円を見込んでおります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 わかたけ公園もてい一ちが一公園も同じような維持管理費が出るということで、流されているということは、これまでも桃原委員がずっと言っていたのですけれども、流すのはやめて、地下水が流れないような方法がいいのではないかなということを言っていたのですけれども、今回設置業者は違うというのですけれども、その設置する機種というのは、機種に関しても既に設計が済んでいるわけですから、その機種も分かっているわけですね。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入札に当たって機種の指定はしてございませんけれども、契約していく中で、こういった機種を採用したいということで、4種類ぐらいございますので、てい一ちが一公園とはちょっと違うやつの方を採用したいなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その資料が詳しく出ていないものですから、機種が違うと言われても、その性能においては、ちょっと判断することはできないわけですが、その工事が済んで、ちゃんとした人体に影響する物質を除去して、このわかたけ公園は水を流して、その水を大分利用するような現場を見たのですけれども、そういった形に戻すということで理解していいのですか、元どおりに。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 わかたけ公園は、真志喜地区の区画整理事業の中で整備されたものです。整備された当時は、水車があって、あとは海側のほうにせせらぎみたいなものがありました。それが現在は全然ない状態なので、それを戻すような形になる予定でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そのとおりに水を流すということですか。人体に影響する物質を除去した水をそのとおり流すということですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 そうです。物質を除去した水を流す予定です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。これに関しては工事をやっていくということで、私たちはあまりにも維持費と、それから果たしてそれだけ影響する物質を本当に国が決めた濃度で出せるのかも分からない状況で、本当に憂慮する必要があるなということで思っておりますので、今説明を聞いて、まず予算執行がしていなかったものですから、そのとおり工事をやらないのかなと思ったら、こういう形で工事が実施されるということをお聞きしましたので、改めてこれについて、また考えていきたいと思っておりますので、これについては以上です。ありがとうございます。

では次に、もう一つ資料をいただいておりますので、決算書の253ページの公園施設管理運営事業の委託料について質疑をします。まず、この委託料の内容ということで、5番目まであるのですが、その委託業者は5番目まで、みんな同一の委託業者なのかどうか、答弁をお願いします。委託業者の名称もお願いします。

(「資料番号は」という者あり)

○我如古盛英 委員 資料番号14番です。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 委託業者は、今、指定管理をしている委託業者でございます。

○我如古盛英 委員 1から5まで。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 1から2までが委託管理、3のほうは公園台帳システムを構築しているのですが、公園ができたりして、3公園分追加したのが385万円で、またそれにかかる保守が18万7,000円、その他の業務が6件ございまして49万3,240円です。トータル2億8,138万1,142円となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、1の宜野湾海浜公園等の管理運営に関する基本協定で、名前は何でしたっけ、委託業者です。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 はごろもPMマネジメントです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 委託に関して、年間2億4,700万円で宜野湾市の公共施設、海浜公園とそれから市内の公園も含めて委託管理しているのですが、これは新しく協定を結んで委託して1年目のものですか、これは。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 すみません。先ほどは「はごろもPMパートナーズ」が正しいです。基本協定なのですが、令和5年から令和9年までの5年契約になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 でも、以前も同じはごろもPMパートナーズですか、ここがやったと思うのですが、1つだけ、中身に関しては、これだけでは分からないので、要望したのは、海浜公園等を管理運営する場合、海岸の運営等、いろいろやっていると思うのですよね。そういったものに関して海浜公園運営会社の年間の収支決算書を参考として提出していただきたいと要望したのですが、この資料しか出てきてい

ないのですけれども、これに関してはいかななものでしょうか。

例えば協定書の中に、はごろもPMパートナーズが海浜公園を運営している場合、利益が出た場合、ある一定の利益は市に返還してもいいというふうな協定書の中身になっていると思うのですけれども、それはそういう協定書になっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ビーチとか、売店の売上げ、あとそれと自主事業でいろいろイベントとか、そういったものも指定管理者はやったりして、その協定の中では今のところ、これは自主努力によって得たもので、これ以上上がったなら市に還付するというのは、なかったような気がします。

○我如古盛英 委員 ありませんか。

○施設管理課長 指定管理料として指定管理者にある程度の利益が生じてても経営努力による利益は、原則として指定管理者に帰することが、指定管理者の経営努力へのインセンティブになり、かつ指定管理制度の趣旨にも合致するため、基本的には市への返還の義務は生じないものとするという形で指定管理の運用指針の中にはございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ビーチとか、売店、あるいはいろいろな催し物をして収益を上げるというのは、ほかの公共施設も管理しながらですから、大変だと思うのですけれども、しかしそういった協定書の中に取決めがある以上、ある程度どういう形で指定管理者が指定管理をしながら収益を上げて、あるいは人件費等、どれぐらい必要経費があるのかどうかというのは、やはり市として知らなければいけないと思うのです。市が知らなければいけないということは、委員会の委員の皆さんも知らないといけないと思いますので、その収支の報告書は上がっているわけですね、市のほうには。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 毎年度決算報告書で受けております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その決算報告書を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 ちょっと具体的なものもあったりするので、指定管理者の。出せるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ぜひ相談していただいて、これまで出していただいたような気がするのですけれども、ぜひお願いします。そうしないことには、例えばこいの市民パーク、あるいは海浜公園の整備の状況とか、どういった人数で、どれぐらいかかって、どういったものに何がかかっているかというのが、ちょっと分からないものですから、やはり公園管理は市民が快く使えるように、やはり維持管理していただきたいというのがありますので、それに十分足りているのかどうか、今の予算が。それもまた知りたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今の指定管理者のお話なのですけれども、基本協定を結んで、毎年度協定で支払っている状況なのですけれども、最近の人件費等の高騰により、指定管理料を上げることはできないかと相談も出て

いますので、足りないのかなと思っているところがございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そういふこともあつて、ぜひともそういった資料があれば、なお判断がしやすいということですので、よろしくお願いします。これについては以上です。

○石川慶 委員長 替わりましょうか。

○我如古盛英 委員 もう一点、ついでにいいですか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 公共交通もできますか、2款になっているのだけれども。

○石川慶 委員長 大丈夫です。ちょっと20分過ぎているので、早めに。ほかの方もまだ質疑ありますので。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 資料をいただきましたので、宜野湾市地域公共交通推進事業の概要についてお願いします。決算書の115ページですけれども、これについては、本当に皆さん、火葬場と同じ程度に高齢者の皆さん、あるいは交通弱者の皆さんが待ちに待っているのですけれども、令和5年度の地域公共交通推進会議の資料として出ているのですけれども、その中で宜野湾市地域公共交通計画（案）についてということで、第4回は開かれているのですけれども、まずその経過について説明をいただければと思います。令和5年度の地域公共交通推進協議会の、ここに書かれているとおりですけれども、そのとおり令和6年3月7日まで順調に行われたかどうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。宜野湾市地域公共交通推進協議会におきましては、資料番号12に示しているとおり、令和5年度は第1回から第4回までやっております。その中で令和5年度に地域公共交通計画の取りまとめを主な目的として行っておりまして、第2回、地域公共交通計画骨子（案）の議論から始まって第3回、素案について、第4回、地域公共交通計画（案）を取りまとめております。その後、決裁等を経て令和5年度末に地域公共交通計画を策定しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和6年1月16日に素案についてということは、素案の概要ができたということでしょうか。素案ができたということで、令和6年3月7日には、その地域公共交通推進協議会において宜野湾市の地域公共交通計画（案）について協議したということですから、その交通計画も策定されたということでしょうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。宜野湾市地域公共交通計画につきましては、令和6年3月に策定しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 地域公共交通計画（案）については既に策定されていると。ということは、これから皆さんの計画では、令和8年に実証運行まで持っていくということで、あと今年度、来年、地域公共交通推進協議会の中で頑張ってもらってやらないといけないのですけれども、今現在のところは、ではこれにあるような感覚で、地域公共交通計画（案）について、その地域公共交通推進協議会で協議したということでしょうか捉えられないのですけれども、そういうことになるのですか、今現在ですね。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。地域公共交通計画（案）については、令和5年度までに協議会でまとめて、3月末に決裁を経て策定しております。令和6年度につきましては、まだ現在、協議会というのを開催しておりませんので、今後検討状況に応じて協議会を開催していく予定となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 令和6年においては、地域公共交通検討業務委託の実施に向けてという、皆さんからこれまでもらった資料からあるのですけれども、今後交通事業者というのですか、バス、タクシー事業者、いろいろ関係者と調整して、どういった形で公共交通計画を進めていくかということになると思うのですけれども、これからそういった形で令和6年度は進めていくということですか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。令和6年度につきましては、委員のおっしゃるとおり公共交通事業者、バス事業者とか、タクシー事業者と協議を進めていく予定でございますので、今月より協議を始めているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古委員、そろそろちょっとまとめてもらいましょうね。25分たっているのです。

○我如古盛英 委員 そういった協議を経ないと、具体的というのでしょうか、私たちがどういった形で、あるいはコミュニティバスを使うのか、いろいろな方法があると思いますけれども、それが決まってこないということになるのですか。それが決まるのは、いつ頃でしょうか。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。具体的な内容が決まるのは、まだ時間を要すると思いますが、やはり公共交通につきましては、バス事業者さん、タクシー事業者さん、市内の業者さんと合意形成、これが非常に重要になってきますので、今後も1回に限らず協議を重ねてまいりたいと考えております。そのため、今いつの時点で決まるかというのは現段階では、ちょっとお答えできないという状況でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、そういった業者の皆さんとしっかり協議をするということは、令和6年では、これは済ませていきたいということで、今聞いていいのかな。

○石川慶 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 御質疑にお答えいたします。交通事業者との協議につきましては、当然令和6年度はやっていくのですが、やはりいろいろな課題等も生じてくると思いますので、今年度に限らず継続して続けていくものだと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では最後に、できるだけ今年度で、そういったきちとした協議を済ませて、どういった方法で地域公共交通を推進していくか、コミュニティバスに限らず、いろいろな方法があると言われていきますので、早くそういったものを選定して、一日も早く交通空白地域を解消するための手法、方法を見出して、本当に令和8年からではなく、令和7年から末からでもいいし、実証運行ができるように進めて、とにかく早めに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上、終わります。

○石川慶 委員長 では、替わりましょうね。まだ質疑していない方から。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと細かいところを少しなのですが、我如古盛英委員

を受けて決算書253ページの8款3項5目公園費の備考欄2の公園施設管理運営事業なのですけれども、資料も14番でいただいているのですけれども、これって具体的に協定とかは海浜公園等と書いてあるのですけれども、何公園あるか。もし少なかったら、全部言っていたいただいてもいいですか。たくさんだったら、何園という数字だけでも構わないです。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 では、全部読み上げ……

○宮城政司 委員 すみません。

○石川慶 委員長 時間もあるから、もしあれだったら資料をもらったら。

○施設管理課長 件数40……。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 40、すみません。ありがとうございます。資料もよろしいです。後で確認したいと思います。やはり委託料、これだけ大きいので、委託料の根拠って何だろうかと、何を積み上げて、この金額になっているかというのを確認したくて、というのも、予算のときには300万円ぐらい減額されているのですよ、たしか。2億8,457万3,000円というのが予算書にあって、実際決算では2億8,100万円となっていて、ざっくり300万円ぐらい減額されているのですけれども、この金額は何で決まっているのかということと、この減額の理由を伺いたい。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 まず、5年間の基本協定があります。その中で5年分の各配分を決めていきます。令和5年でしたら2億4,700万円、令和6年も2億4,700万円、令和7年度が2億4,700万円、令和8年度が2億3,700万円、令和9年度も2億3,700万円ということで、基本協定で5年分を割っています。

あと、そのほか管理運営費、修繕に関する年度協定というものもあって、通常のトイレとか、水道の蛇口とか、ちょっと壊れた部分については、年間2億円の中で修繕して、大きい修繕、かなり費用がかかるようなやつについては、修繕等に関する年度協定というものを交わしておりまして、その中で修繕をしております。それが資料番号14の2,985万902円という形になっております。その辺の差で、修繕するものによって、ちょっとずつは足りなかったりとか、余ったりとかというのは出てくるものでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この協定で1期5年ですか。その中でもある程度目安というのはあって、それを中心に変動があるよということで理解したのですけれども、この請負した管理者は、今は3期目ですよね。たしか3期目で、同じ会社がずっとやっていて、何期目でしたか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 多分3期目だと思うのですけれども、今回やっているはごろもPMパートナーズさんと前回の指定管理者は違います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちゃんと覚えていないので、確認したいのですけれども、今1期目、2期目、3期目というふうに指定管理が始まっているところで、1期目が別だったとおっしゃっているのですけれども、1社ではなくて、複数JVというのですか、でやられていると思うのです。構成する会社で、同じ会社はな

いのですか。全く1期目と2期目は、2期目と3期目は一緒だろうということなのですからけれども、1期目と2期目というのは、全く別の会社でしたか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 1期目は市内の樹木を専門に扱っている緑花会に入っているメンバーでやっていた記憶でございます。その中に海邦造園が多分入っていたかなと思うのですけれども、2期目、3期目の中にも海邦造園さんは入っていて、あとピーエム・エージェンシーとか、西武造園とか、3JVで2期目、3期目はやられています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。それを聞いた理由は、毎年ある程度増減はあるとしても2億8,000万円近くの金額がかかっている状況で、3期目だと10年以上たっているわけではないのですか。経験された会社がずっといるのだったら、行財政改革ではないのですけれども、圧縮するような動きというのは協定の中でうたわれていないですか。そういった話というのは、先ほど逆に物価高騰で上げてほしいという話があったというのは、とてもよく分かる話なのですから、逆に経験を積むことで効率化することはできないのかなというところを伺いたいです。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 効率化するところは効率化しております。ただ、昨今の物価上昇とか、人件費の高騰によって、なかなか圧縮できない部分もございます。その辺、先ほど話したように人件費がちょっと足りないので、上げてほしいという話がありました。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと矛盾した質疑になるかもしれないのですが、比較的といいますか、私が相談を受ける中で、公園の管理者への苦情というのは、やはりたまにあるのです。何がいけないかなと。受け答えの内容があまりよろしくなくて、例えばちょっとこういうことをしてほしいよとか、そういうのは何とかならないのという、ちょっと前に聞いた話だと、我々に言わないでくれと。役所に言ってくれという回答をされることもあって、ちょっと愕然とするのです。そういったところは、ぜひ改善してもらわないと、これだけの金額をかけているものに対して市民サービスがとても悪くなっているように感じるのです。もし市役所の職員が指定管理でなくて働いているとしたら、そういうふうなことは絶対言えないはずなのです。そういった状況が、長く同じ会社が続いていくと、弊害として生まれていないかなという懸念があって、本当にこの金額でいいのと思ってしまうのです。なので、その辺り、もちろん以前も一般質問で取り上げさせていただいて、しっかりコミュニケーションを取るようにしているとか、そういった苦情とかもちゃんと共有しているよということは伺っているのですが、これ以上何ができるかというところはあるのですけれども、やはり2億8,000万円というのは物すごく大きな金額、もちろん40何か所対象があるということなので、安くなることは、なかなかないと思うのですけれども、ぜひそういった辺りも今後さらによりよくしてほしいと思うのですけれども、見解を伺ってよろしいですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今、指定管理も3期目ということで、指定管理者が入るようになって公園の管理が結構行き届いていると思います。今も草刈りやトイレの掃除など、役所でやっていたときよりは、ずっとよくなっているかなと思います。

ただ、委員おっしゃるように作業班が対市民への対応については、うちのほうに苦情があったりするので、その辺はちょっと残念だなと。せっかくきれいに頑張っているのに、優しい言葉で対応していただければなという思いは私も持っておりますので、その辺はもっと指定管理者のほうに、現場の作業班というくくりではなくて、そこで仕事をしている一職員として対応できるよう指導していきたいと思います。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ぜひよろしくお願いします。先ほど効率して費用圧縮とか、そういう話をしてしまっ、おかしくなるかもしれないのですが、そういう受け答えとか、あまりよくならない効率化だったら、あまりよろしくないと思うので、そこもしっかりバランスというか、見ていただいて、ぜひよりよい公園づくりをお願いします。以上です。

○石川慶 委員長 替わりましょうね。上地安之委員。

○上地安之 委員 委員長、この日程表を見ると、間もなく審議終了ですけれども、その時間まで。

○石川慶 委員長 多少は大丈夫です。

○上地安之 委員 細かいことは極力入りません。今回この決算を見たときに、何を感じられると思う。2款1項11目、12目、8款土木費、何が見えると思う、ここで。細かい事業には入りません。これは幾ら時間があっても足りないと思うから。皆さん方、当初予算を計上しますね。そして、年度途中で補正予算を計上しますね。それで、当初予算、補正も入っていますよ、全ての事業。

決算を見てみると、繰越明許費、不用額、当初予算額、補正も入れて執行率50%ですよ。これは個別の話ではないよ。実際そうになっていますよ。繰越明許費、それと不用額を入れると、そうした実態。毎年そんなですか。毎年、いつもそうしていたということですか。それを説明いただけますか。今回決算書を見たときに愕然とするわけ。これは2款の11目、12目、8款土木費、道路橋梁費、都市計画費、住宅費は、それは僅かです。それ以外の費用を見てください。何が見えますか、そこに。

そういった方針の下で予算を計上して、執行が50%内外であった。たしかに予算の性質上、翌年度繰り越しの手続きをしたらできます。しかし、原則単年度ですよ。それは個人的な主観ではなく、これは私の主観ではないですよ。これは法律上、地方自治法でも言われている。予算編成方針の皆さん方の上位計画でも、それは言われている。それに基づきました、それを見たわけ。50%ですよ、これは。それをどう見るかですよ。

予算は、全て事業費は高まる一方で、厳しいと言われている。その中でも予算をつけていくわけ。補正予算もついてくる、年度途中で。開けてみたら、決算では50%ないから、繰り越されている。それはおかしいと思いませんか。いや、自分がおかしいと思っているのか、それが当然だと思っているのか、それを説明ください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。繰越しという予算の執行については、単年度予算であることは間違いありません。基本的に単年度予算でございます。繰越しすることができるという規定もございますが、基本的には単年度でございます。繰越しについては、ただいま私のほうで把握しているのは、令和元年度から17億円、令和2年度16億円、令和3年度31億円、令和4年度は28億円となっておりますが、令和5年度は突出しております。54億円、全部の事業を含めて、54億円余りでございます。その中でも8款の繰越額は突出して多い状況となっております。

先ほど御説明した令和4年度と令和5年度の繰越しの額で25億円近く増額しております。この増額の要因として、喜友名23号道路整備事業が10億7,000万円余り、宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業が16億1,000万円余り繰越ししております。ここら辺の要因というのが大きな原因かなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 個別の事案の、それは予見しないことが、どんな事業でも、それは起きますよ。それは理解していますよ。実態そのものが、だって当初予算に計上していて、予算を協議して認めて、年度途中で補正してですよ。最終的に執行率は半分、では何のために補正しているのか。補正をしていながら、これが非常に今回そんなものかなと。そんなものではないはずですよ。

だって予算というのは、原則単年度ですよ。単年度でやりなさいと言われてますよ。それは私が言っているのではない。しかし、予見しないものについて、翌年度はおおむね議会の承認を得てということになるというけれども、単年度、そして経済活動も停滞するわけよ。経済活動も停滞する。しかも、皆さん方、全体的な予算からして、一般会計予算なんかロックかけるわけよ。これは鍵を締めるのですよ。別に回すことはできないわけよ、ロックするから。

さらに、屋外劇場もやはり心配するわけ。屋外劇場についても、これは繰越ししました。ところが、今年度、これは執行率、進捗に応じて何が発生してくるか、これも心配でしょうがないわけよ。そういったものが繰り返されているわけです、皆さん方、その予算から見ると。しかし、財政課長、もっと大きい意味で、なぜこうなっているかというのを、これは検討したほうがいいですよ。

これは繰り返し言いますけれども、予算増になっているわけ。事業本数も多くなっているわけ。だから、昨日からずっと言っているでしょう。職員の定数条例、直すべきだ、実数も上げなさいと。これを含めて、単なる事業が前に進まなかったなど、繰越ししましょうやとね。ただ、それで終わったら駄目ですよ。これは建設部門も含めて、定数条例の中で、12月、定数条例の見直しを上げるということは、昨日認めましたので、これはいいなと思った。そこで是正していかないと、そんなことがずっと起きてくるわけ。

本当に今回これを見たときに、中身に入っていけないわけよ。これ数字はうそをつかなくて、2分の1執行ですよ。2分の1は繰越しですよ。不用額ですよ。それはやはり是正してもらいたいなと思います。以上で質疑を終わりたいと思うのですけれども、最後に。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 屋外劇場だけは聞いておきたいなと思っているのです。事業の進捗については、それなりに進んでいるということは当然分かりますよ。令和5年度の決算というのは、それは本事業を確認したところで、令和6年度も進んでいるから、それは分かる。3月末日の年度内においても国庫補助金の事業完了が、それがどうなっているか。それが心配でしょうがない。どうですか。これは何ページだったかな、屋外劇場は。屋外劇場は公園でしたっけ。257ページ、その事業の中身は、もういいです。繰越し、繰越しをしてきた。年度内の、あと何か月しか残ってない。その進捗はどうなっているかというだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 屋外劇場については、16億円の繰越しを令和5年度から令和6年度にしております。6月より工事がスタートして、今、出来高が10%近くになっているのですけれども、その中で建築2工区、電気2工区、機械2工区で12億円ちょっとございます。それに3月までの出来高が30%以上上がりそうなので、その分を足して16億円分は執行できるのではないかなというふうに今現在見込んでいるところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これはやりくりもやってくださいよ。それは年度を越した補助金、先に執行していく。令和6年度も補助金を予算計上したのですよ。それを先にすると。令和5年度の繰越しというのが、当然これは執行できなくなるから、やりくりをしっかりとってください。以上で終わりますけれども、財政課長、これはどこに問題、課題があるのかというのは、予期せぬだけで収めると繰り返すよ、繰り返す。業務量の拡大、事業拡大も含めて、大きな意味で検討していただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「資料請求」という者あり)

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほど我如古委員が質疑した、わかたけ公園の新しい除去装置の資料をいただきたいのと、わかたけ公園のほうの装置でも、それから工事完了した、ていーちが一公園のPFASの結果とか、いろいろ出ていると思いますので、それも出していただけるのでしょうか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、除去装置は、これからのものになって、こっちの決算とはちょっと。参考に出せるかどうか。施設管理課長。

○施設管理課長 ていーちが一公園については令和6年度予算になってくるので、これは令和5年度決算でございますので、ていーちが一公園の部分については出せるかなと思いますけれども……

(「わかたけ公園」という者あり)

○施設管理課長 わかたけ公園については、令和6年度予算になっているので、まだ機種自体、どれかというの、まだ最終決定はしていない状況なので……

○石川慶 委員長 これは決算になっているので、後でもしあれだったら担当課と直接やってもらって、その辺で対応をお願いしましょうね。よろしくお願いします。

(「1つだけ質疑」という者あり)

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。成果説明書の53ページ、9款1項3目の消防本部庁舎増築・改修事業についてちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。ここで事業の効果のほうで、仮眠室の個室化、消毒室の整備、感染対策の不備を解消するためにとあるのですけれども、今の状況ってどういう状況なのですか。不備なまま進んでいるということですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。成果説明書53ページの右の部分、9款1項3目、消防本部庁舎増築・改修事業における現状ですよね。これにつきましては、今実際仮眠室においては、大部屋のくくりで救急隊員の一くくり、警備隊員の一くくり、大部屋くくりになっているので、そこを感染対策も含めて個室にするような予定で進めているところです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 これは本当に一刻も早く対策を取らないと、大部屋で眠れないですよ。しっかりと睡眠を取らないと、本当に命を守る消防隊員、本当に朝から晩まで今鳴っているので、救急車が、とても心配だなと思ったので、早めに臨時にでも整備したほうがいいのではないかと思います。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えします。現在大部屋というお話をしたのですが、ロールカーテンで少し区切るような仕切りも少し設けていまして、また出勤から帰署したときには当然ながら手洗い、うがい、そういったものも徹底して、こういう言い方は語弊があるかもしれないですが、菌を持ち込まないというか、そういう対策はしっかりしている中で、庁舎内における感染対策については努めているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当に大変な10万人の命を守っているのです、皆さんの健康をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(「委員長、ついでに関連で」という者あり)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 関連します。資料もいただきましたので、よろしくお願いします。ありがとうございました。改修事業の平面図というのでしょうか、いただきまして……

(「何番目、資料番号」という者あり)

○我如古盛英 委員 資料番号77番です。270ページです。これもいただいて、3月にも資料を、増改築についての事業概要等の説明資料をいただきましたので、それらも入れてやりますけれども、1階、2階と本当に大がかりな改修工事で、予算も大分かかるような形で、これからということなのですが、実施設計は令和6年に、これから始まるということで、その事業に取りかかっていると思うのですが、本当に市民の生命、財産を守る立場から、本当にいつきも休むことはできないと思うのですが、ちょっと早いかもしれませんが、工事が始まったときの、これは大規模工事ですね。資料の中にプレハブのところに消防を移動するということで説明があるのですが、そのプレハブの工事は、それはそれでいいのですが、その工事というのは、どの場所に、今の場所にプレハブは造れないわけですね。どちらを予定しているのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 我如古盛英委員の御質疑にお答えします。資料番号77ですが、こちらについては増築部分は図面の左側、1、2階、改修部分については右側で大掛かりな改修を行う。ただ、先ほども質疑があった仮設プレハブを造りまして、ここに一時期、約1年弱なのですが、移設して業務をする予定であります。その場所については、今、消防裏にあります、生涯学習課が管理する駐車場、こちらの一部に庁舎を建設しまして、そちらにおいて1年弱の業務をするような状況になってございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうなりますと、駐車場が足りなくなるのですが、その対応というのも考えていらっしゃるのでしょうか、先のことでございます。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 駐車場不足については、生涯学習課とも協議しながら、総務部総務課の管財係と協議しながら、市民が駐車場を多く使う土、日、休日、そういったところにおいて役所の駐車場が使用できるような、今、職員が止めております駐車場があるのですが、市民広場ですか、一部駐車場はあるのですが、そういったところも活用できるようなことで協議は進めているところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 大分先のことですから、あれこれ言うのも何ですけれども、やはり市民にとって一番重要なところで、1日たりとも休むわけにはいかないところだと思いますので、そういったことも大事ですけれども、また駐車場に関しても必要な場所ではありますので、しっかりとそういったところを計画して増築・改修工事をしていただきたいと思います。私は、これで以上終わります。

○石川慶 委員長 皆さん、ちょっと時間のほうもオーバーしていますので、次のところも待っていますから、これから職員入れ替えして、一旦休憩して、また不足の部分は後ほど聞きますので、明日質疑していただきたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時57分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時05分）

○石川慶 委員長 続きまして、10款教育費及び2款総務費の一部について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 歳入の14款1項6目教育使用料、行政財産目的外使用料についてお伺いいたします。資料番号24です。収支不足への対応ということで、令和5年度から学校施設における行政財産使用料の徴収を予定していて、資料をいただきました。根拠など拝見させていただいて、この規則を見て執行している状況です。内容を見てみると、令和5年度の徴収2,124万6,600円となっている状況でございます。その予算額から執行額が、実際執行していない額も多く見られるのですけれども、これは予算配分をして、予算を組んで、執行済み額が、その予算額に達していない額の理由をお伺いしたいのですけれども。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 上里委員の御質疑にお答えいたします。各学校、幼稚園10万円、小中学校25万円ということで、こちら使用料を取ることで、各学校へ自由ではないのですけれども、学校側がプラスになるように充てるということで、財政当局と調整して予算計上してございます。

こちら主に、例えばWi-Fiの設定だったり、そういった部分とか、学校で独自に子供たちとか、先生たちの教育環境の充実に努めるということの経費で計上しております。それから、要求があったときには、私たち確認をして執行のゴーサインを出しておりました。なので、ほぼ415万円に対して370万円余り執行されておりますので、細かい部分、本当にちょっと残額が出ているところ、細かいところについて、執行していない理由というのは確認しておりませんが、この執行率を見ると、大体学校の要望に応えた形で配分できているのではないかなというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは使途については、再度確認なのですけれども、学校管理者の方が自由に使えるということで理解してよろしいのですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 質疑にお答えいたします。資料24の根拠等の最後の3行目のほうにちょっと書かせていただいたのですけれども、各学校において維持管理費の増のほか、教育環境の充実、児童生徒への還元につながるような経費に充てることということを想定して配分しているので、そういったものに使われているという認識でございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。幼稚園、小学校等を見ているのですけれども、志真志小学校とか、志真志幼稚園が、ちょっと執行率が低い、何か新築したことも関係ありますか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 質疑にお答えします。今、上里委員おっしゃったように校舎が新しいということも確かにあるとは思いますが、ちょっと執行残について、私たちも細かい部分の確認はしておりませんので、今年度、また同じような額を計上していますので、執行残にならないように呼びかけたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは学校の子供たちのために利用する予算ですので、令和5年度からスタートしておりますので、現場と調整等されてください。この質疑は以上です。

資料番号27番をお願いします。これは令和5年度の決算書に上がってはいませんが、予算書のほうで10款6項3目学校給食費収納管理システム導入事業費があります。これは最終補正で1,400万円余りが減額されていると思うのですけれども、先送りになった経緯を改めて確認させてください。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 御質疑にお答えいたします。こちら資料番号27番ということで、作成させていただいたのですが、令和5年度にシステム導入費を予算に上げて予定をしていたところなのですけれども、国や県のほうで学校給食費の無償化に取り組むという話が出てまいりまして、1番目に書かせていただいていたのですが、その内容を確認する必要があったということ、2番目に書かせていただきましたが、令和5年度に入りまして、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが出るということになりまして、小中学校給食費の全額助成事業と学校給食の食材支援事業に取り組むこととなりまして、スキームづくりから業務が始まって、業務が増大したことを鑑みて、このシステムの導入事業については、令和5年度は見送るということで調整したところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 第4次の行政改革大綱の中で、皆さんの計画を拝見させてもらっているのですけれども、令和5年度、令和6年度で、本来はシステム導入予定でしたよね。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 令和5年度から令和6年度にかけてシステムを導入する予定でしたよね。これが何年度まで食い込んでいくのか。実施していくのか、いかないのかを再度検討しているということですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちらにつきましては、令和6年度にまた予算を上げさせていただいて、今年度システム導入に取り組んでおりまして、プロポーザルも終わっております。今年度導入事業を行いまして、次年度からこのシステムが走るように今進めているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 答弁ありがとうございます。補正の段階で、どうなっていくのか心配をしていたのですけれども、実際着手してプロポーザルも終わっていると。令和7年度から実施する予定という理解でよろしいのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。システム導入を今年度行いまして、次年度からは学校のほうとも調整しながら、次年度からはスタートさせていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 交代しましょうね。次に質疑のある方は。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料番号80、決算書は351ページで10款6項1目フッ化物洗口推進事業のほうで、これは今やっている大謝名小学校の資料をいただきました。ありがとうございます。

それで、実施状況や職員の体制など資料をいただいたのですが、この1校の予算が37万3,735円という予算になっていますけれども、これを市内に広げていく、これが1校当たり大体の金額で、2校になると2倍になっていくということですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 御質疑にお答えいたします。フッ化物洗口推進事業の決算額37万3,735円なのですが、大謝名小学校につきましては、令和5年11月から再開ということですので、年間分ということではなくて、11月からの分になりますので、大謝名小学校1校分なのですが、年間ということではないということです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 11月からスタートしての金額ということで、分かりました。夏休みに養護教諭の先生方と会ったのですが、やはり反対の声が大きいのですが、この実施に当たっては、養護教諭の先生方との話し合いをしたのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。大謝名小学校は平成29年にフッ化物洗口を開始してございます。令和2年度にコロナウイルスが流行したところで、令和2年から令和4年まで休止しております。令和5年度は再開ということで、もう一度、教員に対しての説明会、その後また保護者に対しての説明会を行って再開に至っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 大丈夫です。

○石川慶 委員長 以上ですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、交代しましょうね。質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 資料をいただいて、ありがとうございました。資料番号が70番、10款3項2目教育振興費、決算書311ページ、中学生語学研修派遣事業について。

確認なのですが、これは宜野湾市内に住所を有する子たちでやっているということで理解していいかどうか。いろいろな中学校があるものですから、市内にも。御答弁をお願いします。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 伊波一男委員の質疑にお答えいたします。委員の今おっしゃったとおり、対象となる生徒については、宜野湾市在住ということですので、住所がある方ということなので、沖縄尚学附属中学校とか、興南中学校とか、琉大附属中学校とか、市外の中学校も含まれているということで、御理解いただきたいと

思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 この予算書のほう、決算の予算概要を見ますと、成果説明書の58ページ、委託料とあるのですけれども、どのようなものでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 お答えいたします。この事業自体、プロポーザルで業者を選定して、委託して実施していただくということで、こちらの委託料になっております。ちなみに農協観光さんという委託業者でございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 財源の内訳で一般財源もありますし、県の補助が大きく入っているのかなと思って、その他とは何でしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 御質疑にお答えします。その他については、普天間未来基金への繰入金ということで、59万8,800円出てございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、派遣して研修を受けた生徒さんは無償という、自己負担は基本的にはないという理解していいですか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 御質疑にお答えします。自己負担については、食事代のみということで、御飯代ですね、こちらのほうが実費で負担となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回これは聞いたのは、今、沖縄国際人材事業、まちなか留学、去年から始まって、去年は2,000名、沖縄に120か国の方が住んでいるそうです。ベースの中ではなくて、ベースの外にある、民間の方々も利用した、まちなかホームステイ、留学という言葉を使っていて、小学生は日帰り、中高生は1泊2日、もしくは2泊3日で、これは沖縄に特化した国の補助事業があるのですけれども、金額も結構、今年は5,000名の子たちが、児童生徒が利用するということを聞いておりますので、去年は2,000名、今年は5,000名、将来的には1万人の方々が、基地の外にある外国人の、英語圏の方々のところへ。沖縄に特化した国の事業があるのですけれども、これも今後また使うというか、もっとPRして、近いので、小学生も利用できる、朝行って夕方帰ってくる、親も一緒に、ずっと英語で話をして、そういうものもあるので、これもまた勉強してみたらどうでしょうか。もしくは情報を持っているかもしれませんけれども、持っていたら説明をお願いします。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えします。現在、まちなか留学については、教育委員会でも把握しておりまして、各小中学校のほうに御案内を差し上げております。保護者のほうにスクリレを通して。今回語学研修については、県外のホームイングリッシュで、日本語がシャットアウトされた中で、限られた人数にはなりますけれども、そういう環境の中で子供たちに異文化理解とコミュニケーションの能力を図りたいということで実施しております。委員おっしゃっているまちなか留学等々については、今後も広く保護者の皆様にも御案内

していきたいと考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回は、市の職員も引率したということで、教育委員会から引率していかれたということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 引率としては、この子供たち以外に市内の小学校に勤務しているALTの方にもお願いいたしまして、引率していただいております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ということは、この派遣事業には生徒さんが10名、それとさっき言った引率の方がお一人、トータル11名が行かれたということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えします。令和4年と令和5年のほうは、委員おっしゃるように生徒さんが10名、引率者がお一人、令和6年に関しては機会を増やすということで、中学生ですね、生徒さんが12名、ALTがお一人という形で行っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 金額が高いか安いのかも分からないものですから、これが妥当な金額かというのが分からないのですよ。計算したら1人当たり20何万かかっていますから、これは高いのか安いのかも分からないのですけれども、これで得るものが、どのように出てくるのかという。これについて、これも発表会がありましたよね。これの資料として提出していただければありがたいのですけれども、目を通したいので。

○石川慶 委員長 指導課長。

○指導課長 参加した生徒さんのほうが感想等をまとめたものであったり、これは今後資料として印刷して冊子にまとめますので、その資料のほうを委員の皆さんにお届けしたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最後ですけれども、先ほど言いました、まちなか留学、これも補助、沖縄に特化した補助なので、それも活用して、できたら小学生かな、そういうまちなか留学、親子でホームステイを県内のところで日帰りなので、小学生は。どうしても1泊したいという子は宿泊しても構わないみたいですが、いろいろと申請してやっていくということで、大変好評ということで、ネットで調べても、結構声がいいのです。

こういう子たちが、また小学校、中学校と中身の濃い研修につながれば、宜野湾市から国際社会にたくさん子が出るのではないかなと思うので、ぜひこれも継続しながら、またさっき言ったまちなか留学も研究して、宜野湾市内で何名の人が受けたかをぜひ調査してもらいたいなど。5,000名、今年まちなか留学すると聞いているので、小中高、宜野湾市何名なのかすぐ調査できると思うので、そういう子たちが頑張っているところもあるので、よろしくお願いします。では、これは以上です。

このまま続けてよろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○伊波一男 委員 では、同じく資料番号71、学校敷地保全対策事業、宜野湾市内の多くの教育施設の周り、特に小学校、中学校周りのブロック塀の修繕、もしくは補強、もしくは建て直ししているのでしょうか。

も、これに対して今後の計画を御説明してもらっていいですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 学校敷地保全対策事業の、これまでの取組としまして、全体で整備延長3,135.12メートル中、これまでの整備済みの延長としまして1,886.69メートル整備してございます。そのうち通学路としまして945.52メートルで、民有地沿いとしまして941.17メートル整備してございます。

令和5年度の取組としましては、宜野湾小学校と真志喜中学校のブロック塀のほうを整備してございまして、整備延長、令和5年度の実績としまして190.72メートル、ブロック塀を撤去してございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 まず、この成果説明書の56ページの右上、右側です。このほうで見ますと、令和5年度実施状況、宜野湾小学校の周りが125メートル、真志喜中学校65メートルとあります。これは財源の内訳で一般財源が結構出ているのだな。国が全て出してくれていないかなと思っていて、ちょっと御説明してもらっていいですか。これは地方債と一般財源が出ているので、それと委託料等というのと、工事請負費というのがありますよね。この説明をもらえますか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 御質疑にお答えします。財源としましては、地方債のほうと一般財源のほうで賄っているところでございます。地方債に関しては、学校敷地保全対策事業債のほうを活用しております。歳出の説明なのですが、委託料につきましては、前年度は改修を行うブロック塀の改修設計のほう、この年度分は改修設計のほうを行ってございます。それと併せて積算の修正、これまでやってきたもの、過去に全体設計をやっている、そういった設計のほうの修正費用とかも含めて、改修設計という形で委託は実施しているところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回これは4,880万5,000円という大きな金額がかかっていますよね。190メートルということで、これは業者違うのですか。各学校周り、学校によって、入札していると思うのですが、全部違うということで、理解していいですか。同じところの業者がずっと取っているのか、それともいくつかの業者が取っているのか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらにつきましては、工事につきましては、各学校単位でも整備する量が少ない場合は複数の学校をまとめて発注したりとかという形で対応しておりまして、前年度は真志喜中学校分と宜野湾小学校分という形で2件に分けて工事はしてございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 多分工事するときに、この事業者 designs の説明とか、全部やって、安全対策をやると思うのですが、これは全部違いますよね、工事内容が。フェンスに切り替えるところ、ブロック塀を継ぎ足しするところもあるかもしれませんし、ないかもしれません。これは全部違うので、その都度業者も大変ではあると思うのですが、今後業者は宜野湾市の業者がメインでお仕事をされているのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 御質疑にお答えします。基本的には市内で行う工事業者、登録のある業者のほうを指名しておりまして、金額に応じてAランクだったり、Bランクだったり、Cランクだったりというランクがございま

すので、その金額に応じて、そのランクの市内業者……。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 市内業者をぜひとも活用していただくようお願いします。

あと、今後の計画が出ているのですけれども、この資料を見ながら、今後結構まだまだ続くのですね、この安全対策、これについても一つ御説明もらえますか。それとも民地側とか、通路側とか、全部いろいろなものがありますけれども、それも少し説明してもらっていいですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 御説明申し上げます。今後の予定につきましては、通学路沿いを基本的には優先的に進めていく形となっておりまして、現段階では、目標としましては、90%をめどに政策事業で進めているところでございます。

今年度につきましては、普天間第二小学校の、これは民有地沿いなのですが、112メートル整備、嘉数小学校の20メートル、普天間中学校の9メートル、合計しまして141メートルを今年度整備する予定となっております。

令和7年度につきましては、普天間小学校、大謝名小学校、嘉数小学校の整備を予定しておりまして、令和7年度の整備予定の計画としては586.3メートル、こちらについては、この年度だけ突出して整備があるかという、普天間小学校に関しては、ブロック塀の整備については、この事業で対応するのではなくて、今現在実施しております、普天間小学校の屋外環境整備事業のほうで、本年度はグラウンドと体育館の隣にございます駐車場、元プールの跡地があるのですけれども、そちらのほうの今整備をしてございまして、それと併せて次年度になりますが、令和7年度に正門前の環境整備を予定してございます。その際に併せてブロック塀の整備にかかっていく予定となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今後結構まだまだ予算もかかるということで、理解しないといけないのかな。結構距離もあるので、まだ。

それと、もう一つ、これは同じような形の財源の確保と支出になるのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 委員おっしゃるとおりでございまして、こちらの事業に関しては、もともと補助事業で整備できた、過去に整備した経緯がございますが、その際、整備の補助採択の採択要件のほうが、まず基準をクリアしたブロック塀でないと補助採択ができないということがございまして、その当時、文科省の補助を活用して整備できたというのが、この基準が守られたブロック塀の改修部分を先に整備をかけた経緯がございます。今残っている整備の部分に関しては、そもそも建築、建てられた当時の基準というのが曖昧な部分だったり、補助の採択要件に満たないものを基本的に整備した経緯がございますので、ただそういった部分のブロック塀のほうが、どちらかというと危険な状況にあるというのもあって、これまで通学路沿いは優先的に整備してきた経緯がございますが、今後も引き続き地方債のほうを活用しながらの事業展開という形になると思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 教育環境、周りの安全対策ですよね、これは防衛とかは補助とかはないのですか。そういう補助等があれば。できるのではないかなと、そういう動きはしたことはあるのですか。補助はなくても、

これでいいということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 御指摘の内容につきましては、今後も引き続き活用できる財源がないのかどうか、関連部局とも調整しながら進めさせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 では、令和5年度は事業終わっているのに、令和6年、令和7年もあるので。この資料を見ますと、一番後ろに未定延長（施工困難、要調整）と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 こちらほとんどが、工事するにしても、ちょっと支障物件があったり、かなり民地と接している部分等がございまして、地権者の方と調整に時間がかかるような部分となっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 そこが崩壊するとか、そういうのはないということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 お答えします。未定延長（施工困難、要調整）という形で表現させていただいていますが、こちらについては、直ちに危険な状況という部分ではございません。なので、少し時間をかけながら、地権者のほうと調整しながら進めていけたらと考えてございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。ここも本当はやらないといけないという箇所だから、児童生徒が通らない、人が通らないところということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 そのように理解していただければよろしいです。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 また、ぜひ早期に取り組んでいただいて、完成させて、児童生徒の安全安心、地域の方々の安全安心を守っていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後3時41分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時41分）

○石川慶 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は、議事の都合により、この際、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、質疑のほうをお願いします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくをお願いします。資料番号80、先ほどブリティ宮城ちえ委員が質疑した件なのですけれども、決算書は351ページです。

フッ化物洗口推進事業の実施状況と職員配置状況についてということで、資料をいただきましたので、これから少し質疑をしていきます。まず、大謝名小学校で現在行われているわけですが、これは平成29年

から休んだ期間もあるということで、令和5年度まで週1回行われているわけですが、これまで合計して何回行われたか、皆さんまとめてあるでしょうか。公休日とか、何かのときには休むという、その辺ちょっと捉えていないですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。このフッ化物洗口の実施については、柔軟にちょっと学校にも対応していただいているところがございます。行事など、また台風で休校になった場合など、柔軟に対応していただいて、実施しない週もあったりします。ですので、実際の実施回数というのは、ちょっと把握しておりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それも分かったほうが、ちょっとほかの面で、大謝名小学校で実施されているわけですから、ちょっと資料として比較できるのではないかと思ったのですが、柔軟な対応ということでは、効果が……。

それから、職員配置の状況ということで、この資料の中にある教諭36名、それから校長先生、教頭先生、養護教諭ということで、合計39名ということで大丈夫でしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この職員配置状況につきましては、令和5年5月1日現在の教員数です。大謝名小学校です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その中で、これまで実施されているわけですが、大謝名小学校では教職員の皆さんの同意というのは得られているということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほども説明しましたが、平成29年に開始されて、休止期間がありましたけれども、令和5年11月から再開しております。その際には、教職員に対しての説明会を行って、その後また保護者への説明を行っております。保護者に関しましては、同意書をいただいて、同意する児童に対して実施を行っているところでございます。

教員に関しましては、同意とか、そういうものは回収しておりませんので、アンケートの中では、多数の教職員の方は反対ということのアンケートの結果は出ているところでございますが、実施していただいていますので、納得されているかどうかは、実施をしていただいているという状況になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 本当に遅れまして、9月にその現場を視察させていただいたのですが、初めて私は見る現場で、フッ化物洗口の件に関しては、いろいろな請願とか、その問題で出てきてはいるなということで、いろいろ賛否あるなということで、知ってはいたのですが、私は低学年だけしか見なかったのですが、時間が短くて、やはりクラスによっては、水と決めて洗口している子と、それからフッ化ナトリウムを入れて洗口している子とがあるのですが、そばから見ては、やはりちょっと分かりません。

先生方は、ちゃんとその子に対して、しっかりと認識していらっしゃるから分かるかもしれない。やはり低学年のところを見ると、危なっかしいかなという形があって、それから水の子と、それからフッ化物洗口の子がいて、本当に統制というのでしょうか、うまくいっているのかなということもあって、それでい

てさっさと時間どおり終わってはいたのですけれども、心配なところがあるのが現状なのですけれども、そういうところで、大謝名小学校で行われているのですけれども、飲み干しの事故とか、あるいは何か先生方から、それについて、あるいは意見とか、何かは出ていないでしょうか。これまで間違えて飲んだとか、あるいはフッ化物洗口に関して問題点とかはなかったでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。平成29年度から開始している際は、粉のフッ化物のほうで洗口しておりましたので、水で薄めて使用しておりましたので、粉の場合は劇薬、劇物ということの捉え方で、学校歯科医と養護教諭のほうでしっかり管理ということで行っておりましたが、令和5年、再開の際には、既に薄められた液体の薬品を使って、誰でも取扱いができるものに変更いたしました。

その際、それまでも、薄めて使っていたときもそうなのですけれども、これまで大謝名小学校で実施している中で、誤飲とか、事故に至ったというケースは、報告は聞いておりません。先生方も心配されていることですので、学校歯科医の先生が常に見守ってくださって、何かあれば対応していただくという状況で実施しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。1度しか視察研修していなくて、こういうことを伺うのも酷ですけれども、何もなかったということで。

それから、担当なさっている歯科医師の先生から説明を受けて、やはりいろいろな説明書に載っているとおりの説明をしてもらったので、今答弁のように令和5年から希釈液で、もっと取扱いがやりやすいような方向でやっているということで、実際にそういう形で各クラスに担当の子たちが持っていくのも、ちゃんと見てやりましたけれども、2つ資料はあるのです。

1つは、同じく今日指導部のほうからいただいたのですけれども、大謝名小学校と、それからほかの小学校の虫歯の割合というのがあって、平成29年から令和4年まで、どういう形で改善しているのかということがあるのですけれども、大謝名小学校よりも、普通の歯ブラシの習慣で、虫歯の割合が少なくなっている学校もあるのです。

この資料からすると大山小学校、それから志真志小学校、55%ということで、あるいは普天間第二小学校も53%ということで、40%台から50%台に本当によくなっているのです。これはフッ化物洗口をやらなくても、こういった形で歯磨きの指導、あるいは家庭での保護者の指導とかもあったと思うのですけれども、それから見ると、皆さんがもう一つ出したのは、令和6年8月に出されている、教育委員会の点検・評価報告書にもあるのですけれども、令和5年度事業の。

25ページです。授業の課題と今後の対応ということで、指導課と学務課が出しているのですけれども、内部評価がBということで、その中に評価の理由として、今後学校と家庭、地域と一体となり、健康の保持増進を図り、より運動に親しみながら、将来を見通した体力向上を推進していく必要があるということで、そしてもう一つ、その後ろに、またフッ化物洗口の取組については、今後慎重に進めていく必要があるのではないか。内部評価としてBとしているということがあるのですけれども、やはりこういう形に内部評価があっても、これからまた進めていくという計画はあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、宜野湾市の小学生の虫歯のない子供たちの数字

のほうは、どんどん年々上がってきている状況となっておりますが、全国と比べて、やはり沖縄県は2.5倍、また新潟県が一番少ないのですけれども、新潟県と比べると8倍という、まだ差があつて、かなり今後も虫歯予防の実施は必要ではないかということを考えております。

また、点検・評価報告書のほうでBとした理由の一つとしては、やはり学校では教員の働き方改革ということで、教員の業務も改革していったというところの関連もありますので、やはりまず教員の理解を得ることが、ちょっと今厳しい状況となっております。今、大謝名小学校ではモデル校として実施しておりますけれども、今年度志真志小学校に調整を図って、どうにか今年度中に実施できないかということで、学校とも調整しているところでございます。今後につきましては、やはり学校で行うことの効果としては、やはり環境の状況にかかわらず、やはりみんなでやることの効果として、格差がなく効果が得られるというところもありますので、今後慎重に丁寧に学校にも説明を行いながら広げていきたいなということで、教育委員会としては考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 県全体としては、やはりまだ本土との差が、今本当にあるということで、これは本当に緊急に虫歯はなくしていかないといけないというのは、全くこれには反対も異議もないわけですが、やはりその方法、やはり教職員の皆さんも働き方改革で今本当に精神的な悩みとか、いろいろ抱えています。

それから、さらに中には、各学校での虫歯、齲歯が本当にひどい状況があるというのも資料で見分けておりますので、どうかして、やはり緊急な対策は必要だろうと思いますけれども、そういったものを加味して、やはり全体的に取り組んでいく必要があるのではないかなと思いますので、これに関しては、よろしく各方面の意見を十分聞いて進めていただきたいと思います。

これに関しては以上終わりますけれども、次にその中で、やはり働き方改革ということで、資料をいただきましたので、11番です。275ページの資料が11番、⑪になっています。病休等の取得状況や相談件数等ということで、資料をお願いしましたが、教育委員会では、ここに出ているとおり令和3年から令和5年までの方々が90日以上休職しているという。それから、産業医の面談、相談が下記の件数あったということで、令和5年には実数で34名ということですので、学務課のほうで、市のほうから対応している職員だ思うのですが、その人数の中の34人が面接を受けたという、この資料の結果からして理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 教育部のほうからお答えします。資料11番の労働安全衛生事業の病休などの取得状況につきましては、教育委員会の事務局の職員という形になります。その職員に対して令和3年度が、病休の1週間以上の休職をした方が10名、令和4年度が12名、令和5年度が8名ということで、こちらはインフルエンザとか、コロナを省いた人数となっております。

下のほうの相談につきましては、これは内科の相談になるのですけれども、この相談の内容につきましては、内科ですので、健康診断とか、人間ドックにおいて、健診のフォローが必要な方を主に対象としまして、保健師のほうから産業医のほうにつないでいるという状況になってございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 私は、宜野湾市の小学校、中学校の教職員の病休とか、いろいろな相談状況もお聞きしたかった、資料もいただけるかなと思ったら、やはり担当部署が違って、これは市のほうから派遣されてい

る職員ということで、理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 すみません。教育委員会の事務局の職員……

○我如古盛英 委員 事務局の全事務局……

○教育部次長 学校におきましては、市費事務です。図書館司書であったり、あと市費の事務であったりとか、そういう学校現場の先生以外になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その人数からすると、この割合というのは、すごく高いのではないかなと思うのですけれども、皆さん、この件はどのように捉えているのでしょうか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 相談につきましては、重症化する前に保健師さんのほうで産業医のほうに面談していただきまして、重症化しないような形の対策を取っている形になっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですか。本庁でも57名、これは資料をいただいているのですけれども、資料番号8と9ということであるのですけれども、令和5年度では57名、長期療養者が29名いるということで、その中で8名が病休者というのは多いのではないかなと思うのですけれども、それについて。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。令和5年度の8名につきましては、メンタル疾患が3名、残り5名は妊娠に係る傷病休暇であったり、風邪をこじらせて肺炎になったりとか、そういった方たちも含まれている形になります。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 すみません。では、資料の内容が、実際に病休というのでしょうか、メンタル面で治療のために休んでいる方は3名、残りはいろいろ産休とか、そういった育休とか、そうですか、内容が書いてないから分からないものですから。8名というのは、割合として、本当に多いのではないかというふうに感じました。理解いたしました。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 補足いたしますが、例えば妊娠のつわりであったり、切迫であったり、そういった方たちもいらっしゃいます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。では、先ほどのフッ化物洗口に関して、大謝名小学校36名ということで、数字が出ましたが、それが知りたかったのですけれども、その中で先生方の、実際に配置された36名のうちから休んでいる方がいるのかなということで、お聞きしたかったのですけれども、これはフッ化物洗口に関しては、ちゃんと質疑しましたので、よろしいです。これについても大丈夫ですので、しっかりとした働く環境が、さらによくなればいいなと思いますので、この辺については、また私のほうも研究しながら、これから取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

それから次に、いいですか、委員長。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 資料番号79です。決算書が285から325ページにかけてのタクシーチケット使用状況及び公用車の配置状況についてですけれども、よろしいでしょうか。

公用車の場合は、13校に1台ずつ配置されているということで、それがしっかりと利用されているのかなと思うのですけれども、これは先ほど上里委員が質疑した普通公共財産の、行政財産の件に関しても関わりがあるのですけれども、私は学校のほうでしっかりと、これ皆さんが計画したタクシーチケット、それから公用車の使用ができているのかなということで、資料をいただきましたけれども、タクシーチケット、先生方のいろいろな教育の仕事の中で、これだけしか予算額で使われていないことに対しては、どうしてかなという疑問を感じているのですけれども、これについてどういうふうに私たちは理解していいかわからない状況があるのですけれども、400万円の予算から20万円しか実際には執行されていないという、その現実ですね。先生方は、動いていないということになるかもしれないのですけれども、そういうふうに見ていいのでしょうか。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 我如古委員の御質疑にお答えします。タクシーチケットの利用状況が低いということの要因ですが、私たち教育委員会としては、まずタクシーチケットの制度、令和5年6月から実施しているのですけれども、やはり最初の年度ということで、長年自家用車を利用してきた教職員においては、なかなかタクシーチケットの利用が根づいていないような形が1つ目です。

2つ目が、まずタクシーチケットの利用の前に、原則、各校1校、公用車のほうを配置しておりますので、まず公用車のほうの利用を原則として、それからタクシーチケットの利用のほうをお願いしますということと呼びかけましたので、公用車利用のほうで業務が十分賄われているような状況かなと。

あと1つ考えられるのが、世間的にもタクシーが不足している、拾いたくても拾えないというのが、教職員の皆様も、やはり煩わしいというのですか、そういうことだったら自家用車のほうで行くというような形があるのかなという部分が大きいのかなというふうに教育委員会としては思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これからすると、公用車が1台配置されているということで、それを十二分に活用されているということですが、しかし1台ですから。それから最近タクシーとか、宜野湾市のほうにおいてもバスの利便性が悪いとか、バス停留所の問題とか、いろいろあって、公共交通が本当に利用しにくいという面は全く同感でございます。

そういったこともあるかもしれませんが、しかし中学校とか、小学校高学年になると、やはり生徒指導の面から必要が生じる場合があると思うのですけれども、これだけのタクシーチケットの使用料、これについて利用が少ないということは、いまだかつて先生方個人の自家用車を使用しているという例があるのかどうか、伺います。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 我如古委員の御質疑にお答えします。タクシーチケットの利用の代わりというか、そういった形で御指摘があったように教職員の多くが自家用車を利用しているというふうに思っております。やはり先ほどのちょっと繰り返しになるのですけれども、まだタクシーより自家用車で行ったほうが良いというような思いの強い部分がありますし、例えば午後とか、よく研修に行ったときに出張先から直帰するとかという会議等が多いので、この場合、やはりタクシーで行った場合、一遍戻るのが煩わしい部分があるのかな

というのがあって、その場合、皆さん自家用車で行って、そのまま直帰するとか、そういった利用がやはり多いのかなというふうに思っております。

○石川慶 委員長 我如古委員、25分以上たっていますので、配慮しながら。

○我如古盛英 委員 では、あと1回だけ。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 これについては最後です。そうすると、皆さんは学校での普通財産の使用ということで、駐車料金も支払いしている。にもかかわらずタクシーチケットの利用状況が悪いということは、先生方の個人の自家用車を使用しているということは、それこそ二重負担になっているのではないですか、では。駐車料金も支払う、あるいは先生個人の車も使うわけですから、その燃料費とかもいろいろかかるわけですので、そういった見方にも取れるのですけれども、そういったものになってしまっているということで、理解していいのかな。これは大事な件だと思いますけれども。

○石川慶 委員長 指導課指導担当主幹。

○指導担当主幹 我如古委員の質疑にお答えします。この公用車の配置とか、使用料の徴収に伴って駐車料金を徴収するというのが、令和5年6月から始めているのですけれども、この制度なのですけれども、宜野湾市は4月、5月、さらにそれ以外に家庭とかで自家用車を使うということを想定して、4月、5月は半額の措置をしております。2か月分を半額にすることで、自家用車を使う想定も加味して制度をつくっております。これは他市ではなく、宜野湾市のみという認識ですので、その辺りで職員の皆様に御理解をいただいていると思っております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。その件もあるので、やはり負担は来ているということで、分かりました。以上で終わります。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 替わります。質疑のある方。まだやっていない方は大丈夫ですか。では、プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 成果説明書の61ページの10款5項3目西普天間住宅地区埋蔵文化財緊急発掘調査事業についてお尋ねします。緊急発掘調査が実施されたということで、とても大切な事業だと思いますが、これは広く市民に伝えていくという事業効果が書かれていますが、どのように伝えていこうということで、取り組んでいるかということが1点。

61ページの隣の10款5項3目の、やはりその重要文化財とか、大切なものをまちづくりに、観光資源になることが期待されているということで、どのように活用されたのか、事業の実績として、効果として出ているのでしょうか。

○石川慶 委員長 文化課長。

○文化課長 最初の緊急発掘調査の件でございますけれども、取りあえず平成27年から調査を開始して、昨年令和5年度で調査事業は終えております。その後、その調査をしたものに対しての報告書の発刊業務が残っておりまして、それを今進めているところでございます。

まちづくりにどう生かしていくかということで、次の10款5項3目の西普天間住宅地区跡地利用推進事業の件でございますけれども、昨年度こういった冊子を作らせていただいて、その中に過年度までに終えた事業成果、それを取りまとめた利活用の実態とその把握、またそれから可能性を調査検討し、利活用方針並び

に利活用計画を作成するために作っております。ですから、今後、今出てきた文化財の中で重要なものを指定なり、その辺を検討して進める中で、この利活用をしていきたいと考えています。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 ありがとうございます。では、その発掘調査をまとめて発行して市民に知らせていく。大切だと思いますので、頑張ってください。

それと、続いて同じところの62ページになります。10款5項6目の企画展開催事業、博物館のほうになりますが、毎回毎回すばらしい企画展を行っています。この実績として市内の何校、何名の生徒たちが、およそでいいのですが、活用したのでしょうか。

あと、県外からの修学旅行生なども訪れているのでしょうか。その辺の実績をお願いいたします。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 1つ目が。

○石川慶 委員長 もう一回質疑をお願いしましょうね。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 令和5年度に、来館1,030名の方が来たというふうにあるのですが、市内の小学校、中学校とか、高校とか、児童生徒たちが訪れたかどうかということです、市内の。

もう一つは、修学旅行生も訪れて活用されているのかという、実績についてのお尋ねです。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 プリティ宮城ちえ委員の質疑にお答えいたします。10款5項6目の企画展開催事業の中での来館者の内訳なのですが、数字のほうは出していますが、具体的な数字としては手元にはないのですが、実際には修学旅行であったり、小学校の団体見学は来ております。宜野湾市の教育のほうで、令和5年度の団体見学の数が105ページのところにございます。また、企画展が開催中でしたら御案内しております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、市内の生徒とか、たくさん来ているということで、あと修学旅行生も訪れているのでしょうか。

○石川慶 委員長 市立博物館長。

○市立博物館長 修学旅行生につきましては、最近の修学旅行の在り方が、団体ではなくて、少人数で結構来ていたりしますので、その辺の把握まではしていません。ただ、明らかに県外から来て、タクシーとか、大型のもので数名、もしくは10名単位ぐらいで来ていただいているのを見受けますので、常設展示だけではなくて、博物館の事業の中では、そういった県外の修学旅行生の利用はあるのかなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当にすばらしい企画展があるので、県内、市内、もっともっとたくさん見てほしいと思います。ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1点だけ確認します。主要施策の成果説明書の63ページのスクールソーシャルワーカー活用事業について確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 平安座武志委員、どうぞ。

○平安座武志 委員 この成果説明書を見ますと、皆さん、事業内容のところでは、いろいろ関わった人数とかがございますが、こちらは我々もスクールソーシャルワーカーの必要性を十分理解しておりまして、何度も改善等を求めて、ずっとやっている事業だと思うのですけれども、要するに言いたいのは、平成20年、これは先駆的に宜野湾市が始めている事業なのです。全校配置型でスタートしたというのも全国的にも珍しい事業で、先駆的に始めた。予算もこれだけかけている事業なのですけれども、スクールソーシャルワーカーの必要性は十分理解しています。

ただ、これだけの事業費をかけて平成20年からやっている事業であれば、事業成果について、これは決算なので、全国と比べて物すごい予算をかけて、全国と比べてもこれだけすごい、全校配置型でスタートした事業ですよ。効果というものが、どの程度出ているのかというのが、一番本当は皆さん調べるべきだと私は思っているのです。

報道でも、全国的にも不登校児童生徒の増加、あとは非行少年の増加、低年齢化等もいろいろ出てきますよね。このスクールソーシャルワーカー事業のスタートというのが、福祉の観点からの児童生徒、あとは家庭環境に対するアプローチをしていくという事業になっていますので、その辺の、だから成果というのは、皆さんは調査しているのですか。

例えばですよ、我々長崎県でしたか、スクールソーシャルワーカーの成果を出しているところに政務活動で何年か前に行かせていただいたときに、そこは県の不登校児童生徒の割合と自分たち市の割合は悪かったらしいのですけれども、スクールソーシャルワーカーを活用して、どれだけ成果が上がっていったのかというのをパーセンテージとか出して、しっかり見ていって、成果を出しているところがあったのです。だから、宜野湾市は、そういった成果のチェックはしているのかなと。これだけ大事な事業をやっているのですけれども、チェックはしているのかどうなのかを確認したいのですけれども、まず。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 御質疑にお答えいたします。議員おっしゃるようにスクールソーシャルワーカーの必要性においては、やはり宜野湾市における非常に重要なポジションにあるなと私も考えております。

その成果についてなのですが、成果説明資料の事業の内容、実績のところ令和5年度は支援児童生徒実数が439名、支援活動延べ件数が1万1,638件となります。

その中身についてなのですが、委員の皆様方にもお配りされております、点検・評価事業の中の教育相談支援体制の推進のところS S Wの活動した内容で、このような結果になりましたというところがございます。

この資料の29ページになるのですけれども、不登校に関する課題を抱える児童生徒、ここにあります149名に対しまして、様々な支援を行い、小学校が74名、中学校が25名に学級復帰だったり、学校復帰、未然防止の含む様々な改善が図られているというふうの実績としては捉えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 私、これは前にもらったときに見てはいるのですけれども、ですから他市よりも、これだけの予算をかけて、これだけの人数を全校に配置してやっているというのであれば、他市はソーシャルワーカー2名しかいないところもあれば、3名しかいない市町村もあります。そこよりは、だから成果が出ているのかどうなのか。チェックしていますかというのを、言っている意味は分かりますか。やはり費用対

効果なので、スクールソーシャルワーカーの必要性は分かりますよ。

ただ、全国的にも珍しい全校配置をしていて、だからその成果、他市と比べても成果が上がっていないといけないではないですか、これだけの人数を全校配置しているのであれば。もしそれで、全校配置していても他市と変わらないような成果しか上がっていないのであれば、全校配置、これだけの予算をかけなくても他市と変わらないのであれば、費用対効果としては現れていないということになるわけですよ。だから、そういうチェックはしているのかなと。確認です。何名に関わっていて何名復帰させましたというのは、これはですから他市でもやっているのです。

では、聞きますけれども、宜野湾市の不登校児童生徒というのは他市と比べて少ないのですか、割合というのは。復帰児童というのは多くなっているのですか。費用対効果があるのであれば、多くなければいけないですよ、他市よりも。子供のことなので、難しい話でありますけれども、だから、宜野湾市だけの実績を見るのではなくて、これだけ全国に先駆けて全校配置して費用をかけている事業であれば、他市よりは効果が出ているのかどうなのか、やはりチェックしていくべきだと思います。これは平成20年から始めている事業なのです。そういった費用対効果のチェックを1回もされていないのであれば、ぜひしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石川慶 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 不登校児童に係る様々な支援に関しましては、宜野湾市の場合、もちろんSSWも関わりますし、様々な機関が関わって不登校児童生徒への支援は取組を進めているところです。

今回御説明したのは、SSWに係る部分だけの説明で私のほうはしておりますけれども、委員おっしゃるように、この事業自体の成果であったり、不登校児童生徒への支援として、宜野湾市として、どう取り組んでいくかというところが、それは総合的にきちんと考えていくべきものではありますし、その成果としては、皆様方に御説明できるような内容につくり上げていかないといけないかなとは考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひよろしくお願いします。必要な事業だとは分かっているのです。ただ、さっきも言ったようにかけている予算が全国的より多いですし、やっている年数も長いですし、多分先進地として政務調査等も何回も多分来ているのではないかなと、来たことがあるのではないかなと思うのです、全校配置という、結果が出ているかどうかという。

そうであれば、全校配置にして、どれだけの成果が出ているか。子供のことなので、簡単に成果を現すことは難しいかもしれませんが、県の不登校児童生徒の割合、他市の不登校児童生徒数、人口の中の割合等でもいいですよ。そういったものを比べてみながら、本当に適切に全校配置が必要なのか。そういうのもやはりチェックしていくべきだろうなと私は思っております。

それで、もしチェックして、全校配置しているのに5名しかいない、2名しかいない市町村と同じような割合であれば、では何がいけないのか改善をしていかないという話になっていきますので、前にも言いましたけれども、スクールソーシャルワーカーというのは、やはり資格等が必要な方たちですよ、本来であれば、国の定義からしたら。ですけれども、本市では資格を持っていない方々が結構いらっしゃる、学校配置のスクールソーシャルワーカーの中には。

だから、もし成果が出ているのであれば、それでもいいのですけれども、調べて成果が出ていないのであれば、やはり有資格者を入れていかないといけないのかなとか、そういったことも改善していけるではない

ですか。長年の事業なので、必要性がある事業なので、しっかり全校配置にした成果を見せられるような形でやっていただきたいなという思いがあるもので、よろしく願いしたいなと思っております。調べてみてくださいね。

○石川慶 委員長 以上ですか。

○平安座武志 委員 以上です。

○石川慶 委員長 教育委員会、ほかにも質疑ある方はいますか。

(「はい。もう一つ」という者あり)

○石川慶 委員長 一旦休憩を入れようかなと思って、1時間半ぐらいやっていますので。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 すぐ終わりますか。我如古委員。

○我如古盛英 委員 給食センターの件だから、そんなに時間はかからないけれども。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 進めましょうか。その後、すみません。午前中ちょっといなかったのですが、午前中の分、またその後に回しているものもあるので、職員入替えがありますので、ではそのときに休憩を入れましょうね。では、再開いたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。資料番号81番、決算書355ページの宜野湾学校給食センター調理業務等民間委託事業とはごろも学校給食センター調理業務等民間委託事業についてなのですが、金額的なものではなくて、その委託業務が、主に行う業務ということであるわけですが、よろしいですか。

この業務をするために宜野湾学校給食センターの調理業務等民間委託事業7,198万円、それからはごろも学校給食センター調理業務等民間委託事業が1億6,000万円かかっているということで理解していいのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 委員おっしゃったように宜野湾学校給食センターの委託料が7,198万700円、はごろも学校給食センター調理業務等民間委託事業が1億6,126万円となっております、成果説明書の66ページのほうにはごろも学校給食センター調理業務等民間委託事業を記載させていただいておりますが、内容としては、資料の81番に書かせていただいたとおり、給食の食材の調達とか、メニューの作成等は市で、あと施設の管理等は市で行っておりますが、この81番の委託業者が行う主な業務として、主に調理作業に係るもの、その内容を業者のほうで行って、そちらの委託料ということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この業務を行って、宜野湾学校給食センター、あるいははごろも学校給食センターから各小中学校に給食が運ばれるわけですが、その食数とかも資料ございますか。一応質疑のときに食数まではお願いしますということで、言ってあったのですが、

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 先ほどの成果説明書の66ページのほうのはごろも学校給食センター調理業務等民間委託事業、はごろも学校給食センターのほうは、こちら3番のほうに記載しておりますが、6,915食となっております。宜野湾学校給食センターのほうは3,251食でございます。こちらは令和5年5月1日現在の食数

でございますが、はごろも学校給食センターは6,915食、宜野湾学校給食センターは3,251食となっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 ありがとうございます。それから、この1億6,126万円が業務委託料ということですが、その両センターの食材費の件はどこに記入されているのでしょうか。それから、どのぐらいかかるのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。食材費につきましては、学校給食法のほうで基本的には保護者負担ということがございまして、こちらの委託料のほうには入っておりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 入っていないですけれども、決算書の中のどこに入っているか、分かりますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちら食材費に関しましては、宜野湾市私会計のほうで管理しておりまして、こちらのほうには出てまいりません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 宜野湾学校給食センターが3,251食、それからはごろも学校給食センターが6,915食分の食材の費用というのは出てこないということですか。どこにあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちら公会計では、一般会計等には出てきませんで、私会計のほうで管理をしておりまして、宜野湾学校給食センターの運営委員会というのがございまして、そちらのほうで監査等もしていただいて管理しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それでは、その運営委員会で年間の食材の購入する資料等があればいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 もう一回、これは何の資料ですか。

○我如古盛英 委員 私会計の運営委員会でもって食材の購入の費用は、そこで会計としてやっているということですから、年間の食材費がどれぐらいかかるか、どれぐらい購入しているかというのをちょっと知りたいものですから、その資料としていただけるかどうか、お願いしたいのですが。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員、これは一般会計中ではないので、今日は一般会計の決算ですからね。直接聞けばできると思うのですが。

○我如古盛英 委員 一体ではないですか。6,915食というのがあるわけだから、それに対する食材費がどれぐらい購入しているかというのは、やはり知らないといけないのではないですか。

○石川慶 委員長 宜野湾市が出しているものではないですよ。説明できますか。

○我如古盛英 委員 それを補助しているわけですから。その補助金で買っているということになるわけですよ。給食費を子供たちは出すわけですよ。給食費を補助しているわけですから。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ちょっとお答えになるかどうか分からないのですが、決算書の355ページで、令和

5年度は全額助成を行いましたので、355ページの上から2段目のところに宜野湾市立小学校給食費補助金、こちら小学校への半額助成の額です。下から2番目のほう、宜野湾市立小中学校給食費全額助成補助金、こちらは全額補助の補助金、その下の学校給食食材支援事業補助金、こちらは食材高騰があって、1食29円、保護者の負担を上げずに給食費に補助するということで行わせていただきましたもので、令和5年度のものにつきましては、この3つございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その補助金で食材を購入して、調理業者に調理してもらって、各学校に給食として出しているということですので、食材費は、さっき答弁なされた、その3つでいいということですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 こちらは教職員とかの分は含まれていないのですけれども、児童生徒の分は、基本的には、こちらに含まれていると考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。よろしくお願いします。それでは次に、給食費の、やはりどうしてもおいしく出していただきたいと。せっかく専門のプロの調理師の皆さんが作るわけですから、本来でしたら、食べ残しの件も毎年チェックすべきだと思うのですけれども、今回は令和5年分だけ残量を資料として出させていただきましたけれども、宜野湾学校給食センターの範囲内での82番ですね、資料番号。決算書354ページなのでも、宜野湾学校給食センターで5万828キロ、それからよろも学校給食センターで9万3,187キロということで、合計も載っていて、その処理費用というのも載っているのですけれども、これについて業者が各小中学校から回収から処理するまでの料金も入っているということだと思うのですけれども、そうなのでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。こちらは皆さん、小中学校、食べた後は給食センターへ全部返ってきますので、給食センターのほうに回収に来るということです。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その両方の合計が14万4,015キログラムですか、1年間でそれぐらいになるのですけれども、それを残したのに処理費用として712万円もかかるのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 資料82番のほうですけれども、決算書の354ページの上から5番目の生ゴミ回収処理委託料のほうで対応しておりまして、こちらは環境対策課のほうとも調整して、こちらは飼料化を行う、SDGsということで、リサイクル業者さんがいらっしやいまして、そちらのほうに委託をして、また改めて豚の飼料であったりということで、再生できる業者さんに委託をして回収してもらっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 比較する資料がないものですから、多いか少ないか、ちょっとこれからだと思いますけれども、資料を出していただいて、ありがとうございました。これで委員長、終わります。

○石川慶 委員長 皆さん、10款についてはよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、そのまま進めて、また次、午前中できなかった部分、この後やりますので、職員の

皆様の入替えを行いたいと思います。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後4時42分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後4時50分)

○石川慶 委員長 続きまして、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費について審査を行ってまいります。

質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。資料をいただいて、26番の資料です。予備費の充用一覧を出していただいたのですが、まず基本的なことを教えてもらいたいのですが、予備費というのは、どういったときに充用するのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上里委員の御質疑にお答えします。年度途中における予算について不測の事態が生じた場合には、基本的には議会への予算の補正の上程であったり、もしくは専決処分による補正というのを基本として考えておりますが、ただし年度途中で様々な事情の変更があります。物価変動等もあります。

そういったときに予算が不足することが多々ありますので、そういったときに、この予算に対して、全ての事案に対して補正予算を組んでいくことが行政運営上、非常に困難であるために、そういったときのために緊急性等を考慮して予備費を充用して歳出予算をつくっていくというような形になります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 説明ありがとうございます。毎年6,000万円、予算を立てているのですが、見てみると、先ほどもあったのですが、その前に事業化して、しっかりと予算を立てて行うべきだと思うのですが、資料を見てみると、4月1日の段階で予備費が充用されているわけです。その辺について、先ほどの説明では緊急性があった際ということだったのですが、その辺御説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、御質疑にお答えいたします。4月1日から立て続けに4本、こういった形で予備費の充用しておりますが、一番上のほうは、どうしても議会のほうで予算の計上漏れがあったものなのですが、請求が来るので、ここはどうしても補正しないといけないということだったので、ここはやむを得ずという形でさせていただいております。確かにここは計上漏れでございます。

次に、国のマイナポイントの申込み期限の延長に伴いということで、立て続けにございます。こういったところ、国の制度が、国のマイナポイントの申込み期限の延長があるのか、ないのかということで、当初予算のところでも注視しておりましたが、決まったのが3月になって、当初予算の審査が終わったときに、延長するので、4月から事務をずっと行わないといけないので、どうしても事業費が必要でということで、ここも緊急性を鑑みて充当させていただいているという形になってございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。充用事業名でいろいろ事業名が書かれているのですが、最後に3月25日、喜友名23号道路整備事業に対して予備費を充用しておりますけれども、担当課はいないのですが、財政のほうで支出しておりますので、その辺なぜ3月25日に充用していくのかなということを確

認です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。こちらの件については、まず喜友名23号道路整備事業のほうを繰り越すという形で繰り越しておりますが、その際に繰り越すということになると、現場の施工が長くなるので、それに伴って現場技術業務委託ということで、こういった委託料の、延長に伴って増額、本来であれば増額するべきものです。これは3月補正で増額補正すべきでありました。

ただ、この3月補正のときに工事費のほうも増額補正を行って、その算定の際に間違っ、ここも増額するべきだったのですけれども、見込み違いということで、計上漏れというか、算定が間違えて、増額補正の額を間違ってしまったと。結局足りなかったと。ここも本来は増額すべきであった。繰越しするので、増額になるのが、もう分かっているはずなのですけれども、増額して繰越しすべきだったのですけれども、この計上誤りがあったということが発覚しまして、これは本当に3月末頃に、こういった形で相談が来まして、ここはどうしても増額して繰り越さないといけないのでということで、相談があったのですが、そこはどうしてもやらないといけないので、いよいよ充用させてくださいということで相談がありましたので、予備費以外対応策がないのかなと、この年度末に。ということで、予備費の充用をやむを得ず認めたところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 本来であれば議会の承認が必要ですよ。要は手続上のミスということで、理解してよろしいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この内容を見てみると、喜友名23号道路整備事業だけではなくて、ほかのものも手続上のミスというのが結構目立つのです。なので、この予備費から繰越しのために充用していく。そのチェック機関というのは、担当がチェックされるのですか。3月25日に、皆さん充用していつているわけですが、担当課だけでは、チェック機関というのはどうなっているのですか。繰越しの手続ですよ、喜友名23号道路整備事業、内容は把握しているのですけれども、繰越しの手続が3月まで気づかなかったというのは、ちょっと事務的なミスであったということなのですから、そのチェック体制というのはどうなっていますか。財政もチェックすべきではないですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。この点については、3月補正で工事費等を増額するといったときに、政策事業ですので、企画政策課と財政課のほうでヒアリングをして、補正額のほうを決定していくというような流れでチェックはしてございますが、そのとき出された金額、資料等を我々が見た中で、担当課がつくってきた金額等の説明を受けたのですが、これで足りると、この金額でということでありましたので、何度も確認はしたのですが、この金額で足りるといったことだったので、結局蓋を開けると計上ミスがあったということでしたので、チェックはしておりましたが、この辺についても大変申し訳なく思っておりますが、私たちのほうで把握ができなかったというか、そういうふうな形になっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この予備費充用は、毎年6,000万円、何かあったときに利用するという目的、先ほどありましたように、このチェック体制をしっかりとやっていただきたい。こういった交付金、そういった事業というのは制限つきですので、こういう充用をせざるを得ないという状況にならないように各担当が調整を強めていっていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらについて財政は、さらに細かく見て、漏れがないようにという形で努めていきたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 蓋を開けたら、こうなっていたということは、全庁的に……しっかりと……。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進行の声がありましたが、皆さん、どうですか。

(「異議なし」「1点だけ」という者あり)

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 地方債について、ちょっと確認したいのですが、皆さんの資料を見ますと、実質公債費比率が6.4というのは適正ということで、理解していいのかなのか確認をしたいのと、地方債を発行するときに国の許可が必要なのかどうか。実質公債費比率に関わってくるものなのか。ちょっと調べたら、実質公債費比率が何%を超えたら国の許可、県の許可が必要というふうに書いてあるところもあったのですが、ちょっと地方債について教えてほしいのです。この6.4%であれば、国、県の許可なしでも地方債は発行していけるものなのかどうか、ちょっと教えていただけないかなと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。まず、令和5年度の決算のほうにて実質公債費比率は6.4%となっておりまして、こちらについては国の健全化基準というものと財政再生基準というものがございまして、早期健全化基準については25%を超えると財政健全化計画をつくって報告を行う必要があるところですので、

35%を超えていくと、こちら財政再生基準ということになりますので、こちらを超えた場合には災害復旧事業を除き、地方債の起債は総務大臣の同意を得ないといけないという形になっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この6.4%は、許可は必要ないということなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 6.4%の場合は、通常県と協議をして総務大臣の同意を得るということで、許可ではなくて……

○平安座武志 委員 許可ではなくて同意を得る……

○財政課長 県と協議して同意を得るという同意制になっております。それが先ほどの財政再生基準を超えると許可が必要になってくると。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ちょっとこれから話は飛ぶかもしれませんが、この地方債の使い方について、この地方債というのは、ある意味借金なのかどうか、いろいろな考え方が多分あると思うのですがけれど

も、通常予算は、年度の収入によって事業に充てていくというのが基本ですよね、地方債を使うというのは別として、収入によって充てていく。

ですから、地方債が使われるというのは、ある意味、今年度いただいた収入というのは、基本的には、今暮らしている住民世帯への福利厚生に使っていくという考えが成立するわけですよね。地方債を発行することは、今の年代だけが使えることであって、後世に使っていく、だから後世の方々にも一部負担をしていただくという考えの下、地方債で公共事業、建設事業を行っていくものと私は習ったのですけれども、ですから地方債の使い方として、また話はずっと飛びますよ。ですから、一部の地縁団体への地方債の発行が本当に適当だったかどうかというのは、要するに今の考え方からすればですよ、宜野湾市が地方債を発行していくのであれば、やはり宜野湾市民の将来世代へもしっかりと使えるという担保がないといけませんよねという、だからその考えからのことなのですから、先ほど認可保育園等に地方債をほかで使ったことが、補助事業として使ったことがあるとあったのですけれども、あちらはなぜ使えたかと、今私なりに考えたら、これは国の法律がしっかりありますよね、これは児童福祉法でしたか、児童福祉法に基づいて認可園を設置していくということで、国のしっかりとした法律、決まりで、その認可園は市が認めていて、しっかりと規則、管理もしっかりとしているから、認可園であっても地方債が使えたという私は認識なのです。

さっき資料をいただきましたけれども、であるのであれば、ですから今回上位法もないですよ、学供、公民館を造るのに地方債を充ていく。という考えからすれば、しっかりと管理基準、要するに将来世代まで宜野湾市民の地方債を使うわけですから、将来世代までしっかりと使えるという確約は、やはりしっかりと取ってから充てていくべきではないか。

その辺が公民館の場合、学供との絡みがあって、皆さん、うやむやな感じでやれたというのは、やはりちょっといけないことなのかなと私は思っています。いろいろと昔からの流れでやっていると思うのですけれども、ただ地方債の考え方というのは、私は、そういう考え方を持っているので、これから今後使っていくのかどうか分かりません。認可保育園以外では使ったことが多分ないような、今調べたらない。今回初めて支援型学供、待機児童を解消するということ、認可外は国の補助あつての地方債の発行だったと思うのですよ、もらった資料によると。今回のものは、ではないではないですか。

だから、地方債を使うのであれば、今回やっていますけれども、その考えに基づいて、将来世代まで宜野湾市民が使えるという、しっかりと決まり等をもって地方債を使うのはいいのですよ、助けるために。だけれども、そこはしっかり持っておかないと、ちょっとあやふやなままではいけないのかなと私は考えがあるので、ちょっと見解をお伺いしたいなと思います。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。先日より御指摘の件については、あくまでも違法でないかどうかというところの根拠の部分を解説させていただいて、違法ではないと、根拠はありますということで、お答えはさせていただいたところですが、ただ平安座委員がおっしゃっている、費用対効果の件については、そこは求められていくことだと思いますので、あそこに対しての補助、地方債を入れたことについては、その費用対効果を説明できるようにしていかなければいけないというのは、この御指摘から十分感じているところですので、こちらは担当課も含めて、そういった説明ができるような形にしていけることは絶対必要であると考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。誰かに聞かれたときに、なぜ地方債を使ったのと聞かれたときに答えられるべき……。ある意味では、宜野湾市民の借金という形で使って地域のをやるということであれば、あまりよろしくないことになるわけですね。一地域のものではないですよ。これは宜野湾市民の将来にどんどん活用できるという担保もしっかりあるという、やりましたよと説明できるような、一地域のために地方債を起こしましたでは多分通じないですよ。ですよ、この地方債の考え方からしたら。だから、その辺をしっかり理論というか、整理してやっていっていただければなと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の公債費の件で、今、市債の累計額は幾らですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。令和5年度の決算時点で、一般会計地方債残高が272億7,600万円余りとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 市民1人の借金は幾らですか、32～33万円。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 27万円程度となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今日生まれてくる子供、出産と同時に27万円の借金を抱えているということですね。昨今においては、昨今の予算の計上については、これはまとも。何がまともかという、これは公債費が市債を下回っていた年がある。ずっと続いてきたわけよ。ですから、それは基本的には、それは当然、その姿にならないといけないと思っているのだけれども、それからこれも考えたほうがいいですよ。臨時財政対策債を含めて政府資金、政府資金はかなりあるじゃない。あれ利息は意外と高いのだ。利息は大きいわけさ。国は門戸を開いて、どうぞ貸しますよといって、それを借りるのだけれども、利息は高いわけさ。そこら辺も配慮したほうがいいですよ、配慮して。あるいはまた、基金の運用も含めてね。

そうすると、公債費も抑えられてくるわけよ。だから、財政の運用についても、それはちょっといろいろと研究して、公債費というのは借金返済だから、これは。そんな言っても、ちょっとあれかな。ほかの部署なんか、そういったのは、やはり飛びつきやすい、起債するきらいがあるわけ。その起債についても交付税措置されるのかなというのもチェックしないといけないですよ。そうすると、公債費の軽減にもつながっていくわけ。以上で終わります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 少し関連するので、確認したいのですけれども、358ページ、一時借入金の利息が7万2,805円あるのですけれども、令和5年度は一時借入金を行っていないという理解でよろしいですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。こちら358ページの一時借入金の利子7万2,805円でございますが、令和4年度末に一時借入れをしまして……

(「30億円」という者あり)

○財政課長 30億円、一時借入れをしまして、その返済が4月上旬、頭になってしまったということで、この分が7万2,805円発生してしまったという形になりますが、借入れ年度としては令和4年度に借り入れて、

令和5年度に借入れはしていないのですが、利子を返したのが、ちょっと4月に入ってしまったということで、4月に支払いしたということで……

○上里広幸 委員 30億円のもの。

○財政課長 30億円のもので。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。あと、1人当たりの市債というのは27万円とおっしゃっていましたが、皆さんは33万円で公表していますよ。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 こちらに関しては、ちょっと年度等の差があるかもしれないので、ちょっとここは確認させてください、いつの年度を公表したのかということも含めて。今、地方債残高が減ってきておりますので、その当時300億円を超えていた時期もありますので、今は二百何十億まで減ってきているというところもありますので、この時期関係もちょうと含めて確認させてください。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 進めましょうね。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時17分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時18分)

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後5時18分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後5時32分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦勞さまでありました。

(散会時刻 午後5時32分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年11月8日（金） 4日目

午前10時01分 開議

午後 3時50分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	宮城 政司
委員	プリティ宮城ちえ
委員	上里 広幸

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上地 安之

○欠席委員（0名）

○説明員（25名）

総務部次長	多和田 眞満
納税課長	金城 美千代
企画部次長	伊佐 真
財政課長	比嘉 隼也
産業政策課長	宮城 恵
農林水産係長	勝連 邦明
スポーツ振興係長	神山 秀一
建設部次長	城間 勝也
用地課用	比嘉 徹
施設管理課長	與那嶺 諭
基地政策部次長	津波古良幸
教育部次長	真鳥 かおり
学校給食センター 所 長	伊佐 英人

税務課長	大道 優
契約検査課長	伊禮 理子
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
市民経済部次長	本永 貴也
商工振興係長	内間 穂高
観光スポーツ課長	外間 理子
観光振興係長	喜納 正人
建築指導課長	大城 秀規
道路整備課長	高江洲 強
工事係長	東江 信治
基地跡地推進課長	仲泊 嗣典
指導部次長	津島 美智子

○議会事務局職員出席者 伊佐 直樹

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

認定第 1 号 令和 5 年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年11月8日（金）第4日目

○石川慶 委員長 ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 継続審査となっております認定第1号 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。質疑の前に、答弁保留がありましたので、当局より御説明をお願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 よろしく申し上げます。先日、上地委員から御質疑がありました決算書の226ページ、6款2項1目の備考にある森林環境譲与税基金積立事業に関し、森林環境税、年1,000円徴収されてきているのですが、その影響についてということで、質疑がありましたので、その答弁をしたいと思います。

森林環境譲与税は、本年度から、令和6年度から賦課されて徴収を行っていくものでございまして、年1,000円という形であります。こちらについては市民税に包含されておりますので、市県民税に合わせて森林環境税も一緒に徴収という形になります。賦課徴収については、市のほうで行っております。

流れですけれども、それを今度は県に県税と森林環境税分は、まず沖縄県のほうに案分しまして、その後また国、県に行くという流れになっていますので、国は、それを例えば森林面積とか、人口とかによって案分で森林環境譲与税として市に交付しております。

ただ、森林環境譲与税自体は、令和元年度から行っておりますので、上地委員から質疑がありました、今年度から課税されている森林環境税の徴収による影響とかというのは、令和5年度決算においては、それはないということで、御理解いただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですね。

（「はい」という者あり）

○石川慶 委員長 次に、市民経済部次長。

○市民経済部次長 おはようございます。私のほうからも11月5日火曜日の総務常任委員会、一般会計歳入歳出決算審議におきまして、平安座武志委員より御質疑のありました、決算書83ページにございます、野嵩3区公民館建設補助事業、提出資料は63番でございます。地方債を充当できる根拠等について、当該自治会が区域外の住民の利用が認められるかどうかにつきまして、担当課を通じて野嵩3区自治会に確認いたしました。

その結果といたしましては、当該公民館の備品管理規程及び自治会長への聞き取りにおきましても、区域外の住民の利用も可能であると回答はいただいたところでございますが、平安座委員がおっしゃるとおり、市債を使うということと、多額の税金を投入しているところを踏まえすと、しっかり明確な基準も今のところ定まってはございませんので、自治会長に対しましては、早急に作成していただくように依頼をして

おります。その際には、担当課もサポートして明確な基準をつくってまいりたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、この後スケジュールどおり進めていきましょうね。

まず初めに、2款1項1目市民生活事務運営費について質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 資料、ありがとうございます。資料番号23番となります。2款1項1目市民生活事務運営費、決算書では79ページとなっています。その中で市民生活事務運営費の特別旅費等について質疑させていただきます。

まず、最初の①のところです。10月14日から16日の岩国市と宜野湾市の姉妹都市提携に向けてなのですが、そこでちょっと確認していいですか。費用等のところで、特別旅費と費用弁償に分かれているのは、なぜですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。予算書上、行政の職員が8名行く場合は特別旅費になっています。あとは、この中で12名のうち民間が4名います。その方々には費用弁償というもので支出をしているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ただ、費用合計は、この2つを足して116万820円が出たと。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 質疑の2番目です。②のところですか。②でスポーツ、文化交流事業の可能性調査(スポーツイベント参加、視察)ということで、調査が行われたというふうにあるのですが、これをちょっと詳しく話していただけますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えいたします。この2番目の令和5年12月2日から4日にかけての出張につきましては、書かれておりますとおり、スポーツ、文化交流事業の可能性調査ということで、岩国市で開催されております、日米親善リレーマラソンというものがございまして、そこに宜野湾市としても参加したところでございます。

参加理由としましては、スポーツ振興を目的とした交流を実施するに当たりまして、イベントの視察に加え、実際にこのイベントに参加することで、大会の雰囲気とか、運営方法とかの手法を学ぶものとして参加しているところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 この日米親善リレーマラソンの主催者は誰でしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 主催者は岩国市でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 共催はどこでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。ちょっと詳細資料を持ち合わせてございませんので、後ほどまたお答えいたしたいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私が調べたところ、米軍との共催、あと自衛隊もフレンドリーシップマラソンということで、米軍と共催みたいな形の内容になっていて、それは、こういう米軍は、たくさんイベントを沖縄で、嘉手納、普天間もですけれども、いっぱいやっていて、それで行く必要はあるのかなというふうに私は疑問を感じております。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。あくまでもこの出張は、岩国市と姉妹都市提携に向けて、交流に向けての出張でございますので、その中で岩国市が主催したイベントに我々も参加して、こういった雰囲気とか、どういった大会が行われているのかも参考にした次第でございますので、米軍の方たちと交流を図りに行ったわけではございません。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 米軍との交流というふうには言っていないのですが、そういうイベントというのは沖縄にもたくさんあって、それは116万円もの高いお金を支出する必要があるか。

(何事かいう者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 もう一つだけ言わせてください。あと、12月ということで、10月からちょうどアメリカ軍とイスラエル軍の虐殺も始まって、そこで、そういう状況の中で、世界情勢の中で、そういうところで米軍と市の共催のような形のものに行く必要があったかなというふうに感じました。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えいたします。すみません。繰り返しの答弁でございますけれども、岩国市で行われているイベントに我々もスポーツ振興の観点から参加した次第でございますので、プリティ宮城ちえ委員のおっしゃる、紛争とかというところとは、ちょっとまた違うというか、我々はあくまでスポーツ振興の立場で参加した次第でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 もう一つ、可能性調査をしたということなので、多分報告書が出ていると思いますので、それを見せていただけたらと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。会議録等ございますので、できる範囲で提供したいと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 そして、商工、観光、スポーツ、平和、教育、環境等様々な分野での意見交換もあったと書かれていますので、その報告をお願いしたいと思います。

それと、これは10月と12月で230万円が使われていますが、継続で今年も来年もという形で、こういう形になるのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 令和6年度につきましては、当初予算でも、補正予算でも説明をしておりますが、宜野湾市国際交流推進委員会という附属機関を立ち上げまして、その中で岩国市との姉妹都市提携の可能性に向けて調査をしている段階でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにありますか、この件。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。同じ項目、2款1項1目一般管理費の備考欄20番、市民生活事務運営費で、同じ特別旅費なのですけれども、こちら予算のときにない特別旅費だったと思うのですけれども、この特別旅費の根拠、捻出できる根拠、どういった根拠で、重複するかもしれないのですが、スポーツ振興ということでおっしゃっていましたが、それが根拠というか、事業というか、なぜこの費用を使っているのかという根拠。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。当然山口県岩国市ということなので、視察ということで、県外に行くことになりますので、その際には旅費を予算に組んで行くことになります。それが公務として、こういった視察でPRも含めて、打合せも含めて予算を組んでおります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 例えばほかの市町村であっても、そういう視察に行く場合は、こういう特別旅費という形で視察の予算を組むということだと思うのですけれども、今は山口県岩国市との姉妹都市提携を見据えて、こういう特別旅費を取って視察に行ったということで合っていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 議会でもいろいろ答弁があったと思うのですけれども、岩国市との姉妹都市を提携する、進めようとしているきっかけって何ですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。山口県岩国市との姉妹都市提携を進めるきっかけというのは、御存じのとおり経緯としましては、米軍普天間飛行場から米軍岩国飛行場へ空中給油機KC-130が15機、全機移駐したことから始まっております。

その後、平成26年1月には、岩国市議会議員団が宜野湾市役所を訪れたり、意見交換を行ったというところから交流が始まったというふうに認識しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。宜野湾市としては、このKC-130を引き取ってもらったというか、移駐したことをきっかけとして、ちゃんと捉えているということではないのですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 岩国市でも市議会のほうで議決、姉妹都市をやりましょうというふうに議決をされたと思

うのですけれども、その内容は把握されていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。沖縄県宜野湾市との姉妹都市縁組を求める決議ということで、平成28年3月22日に岩国市議会が決議されている内容がございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。内容は把握されていますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。把握しております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 私も読ませていただいたのですけれども、なぜ宜野湾市なのかというのが、全く書かれているとは、私は思えないのですけれども、その辺りの見解を伺っていいですか。沖縄県のどこの市町村でも当てはまることが書いてあって、突然宜野湾市と書いてあるのですが、その決議を受けて宜野湾市が応えるというのはいいのかなという懸念があって、その辺りはどう思いますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。先ほども御答弁いたしました、この契機としては、やはり米軍普天間飛行場から岩国飛行場へ空中給油機を15機移駐したということがきっかけですので、そこは岩国市と宜野湾市との関わりというふうに捉えております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その決議をなさって、こういう姉妹都市って、僕も別に岩国市に反対しているのではなくて、どこの市町村とでも僕はいいと思っています。いい関係が築けて、将来的にもいい関係が続けていけたら、すごくいいなと思うので、どこの市町村でもいいと思っているのですけれども、決議のときの賛否の数字はわかりますか、何対何、全会一致でしたか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。手元に資料がないので、お答えできません。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 僕が調べたら19対12なのです。40%近くが反対しているのです。すごく残念な気持ちになって、本当に今、そのまま進めていいのかなと感じていることがあって、この予算って本当にいいのかなというふうな思いで今、ちょっと離れているかもしれないのですけれども、決算、この特別旅費を使ったことに関しては、本当にいいのかなという観点でいろいろ聞かせていただいたのですけれども、分かりました。そこは把握されていないということですね。分かりました。以上です。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認しますよ。姉妹都市提携、これは別にイデオロギーがどうのこうのでやる話ではなくて、文化交流、スポーツ交流、いろいろなものでやっていくという話でありました。先ほどから話を聞いていますと、何かイデオロギー、要するに基地とどうのこうのという話になっていますが、まずそこではないというのが、しっかり言っていったほうがいいですよ。

もう一つ、なぜ関わってきたかというKC-130の空中給油機が移駐した問題、これは本来であれば、普天間返還の8つの条件の中の1つの条件になっていまして、本来であれば移設先の工事が終わった後に空中給

油機が移駐する予定だったのです、もともとは。ただ、沖縄の諸事情を考えて、遅れている現状、けれども、普天間、宜野湾は危険だよねと。ちょっとでも基地を負担軽減させてあげましょうねということで、先行的に8つの条件の中の1つを受け入れてくれたのが山口県岩国市なのです。

そういったことも鑑みて、沖縄県のことも考えながら宜野湾市のことも考えている。先行的に受け入れてくれているということを考えればですよ。現在も11月に開かれますけれども、沖縄の基地負担軽減を考える議員有志の会というもの、岩国市議会の議長が中心となって、今回第3回目を開く、全国の基地を抱えている皆様方に、沖縄の基地の負担をどうにか軽減していきましょうねという会をやっているということも鑑みれば、これはイデオロギーではなくて、やはり宜野湾市のことを考えている、沖縄県のことを考えている、そこと市議会も含め、市長も含め交流をして、何も悪いことではないと私は思っているのですけれども、いかがですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 平安座委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり、我々も、その内容につきましては、きっかけはそうであったとしても、交流も含めて姉妹都市、スポーツ、文化、経済、観光、いろいろな交流ができるものと考えておりますので、そこは進めてまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。私はイデオロギーの問題を持ち出しているわけではなくて、私たち宜野湾市というのは、1985年に反核、軍縮、平和都市宣言を出して、世界平和を希求すると発信しているというのは、私は本当に誇りに思っているところで、10月から市民とか、子供が殺されているところの……

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員、岩国市との予算の……

(何事かいう者あり)

○プリティ宮城ちえ 委員 そこに私たちの税金を払って、それに参加して、米軍と一緒に……

○平安座武志 委員 米軍と姉妹都市を求めるわけではないでしょう、委員長。

○プリティ宮城ちえ 委員 岩国市が提携を、米軍と……

○平安座武志 委員 それがイデオロギーだよ。

○プリティ宮城ちえ 委員 イデオロギーではなくて、人間性の問題……

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時24分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時25分)

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 私たちのほうがずっと言っているのは、先ほど宮城政司委員が質疑した件に関して、岩国市議会の、その当時の決議の内容について、当局がしっかり熟知していないというのが今分かりました。

それから、言っているのは、本当にどっちでも、どこでもいいということではなくして、宜野湾市のことを理解してもらって、そして宜野湾市とこれまで縁があったところがいいのではないのかなということで、もう一つ言っているのは、今回横浜DeNAベイスターズがプロ野球の日本一になりましたから、横浜市とも、そういった関係を調査するべきではないのかなということを言っているのですよ。どことやるというこ

とではなくして、これに関しては、私は、先ほど政治的なイデオロギーとか、そういったものではなくして、それも含めて全体的に、やはり宜野湾市と姉妹提携を求めてくるところ、あるいは宜野湾市が、またそれと同時に姉妹都市提携を結んでも、宜野湾市の発展のために大人から子供まで本当に賛成していけるところのほうがいいのではないかとということを私たちは言っているつもりなのですけれども、1つに凝り固まってやるといけないと。

それで、今、その報告書も提出してもらおうということですので、せっかく特別旅費を使用して視察に行ったわけですから、それなりの視察の報告書というのはあると思いますので、私のほうからも、ぜひ出していきたいと思います。よろしくお願いします。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。これは出張して視察してきた内容ですので、調査報告書というよりは、議事録の形で提出してまいります。

○我如古盛英 委員 よろしくお願いいたします。以上です。

○石川慶 委員長 基本的に質問と質疑はちょっと違うので、質疑は思いを述べるのではなくて、中身を確認していくところですので、そこをちょっと理解して質疑していただけるように御協力をお願いします。

進めますよ。次いいいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 次に、6款1項3目農業次世代人材投資事業についてであります。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお願いいたします。決算書の225ページとなります。6款1項3目農業振興費、備考欄で5となります。農業次世代人材投資事業となります。

質疑します。まず、これはいつから始まっているのでしょうか。そして、その実績についてお願いいたします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。農業次世代人材投資事業につきましては、この補助メニューの名称を国のほうが掲げながらやってきている事業でございまして、一番最初の事業に関しては平成26年度だったかと記憶しております。本市におきましては、直近の人数でしか、ちょっと手元にございませんが、直近の人数でお答えさせていただきますと、過去5年で5名の方を採択して実施してまいっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 過去5年で5名ということは、大体1年に1人ということでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 採択に関しましては、平成30年度にお一人、令和2年度に4名の採択となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 とても大切なことだと思うのですが、人材育成のものだと思うのですが、そして5名の今やってきている方は、うまくいっているのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 この事業に関しましては、採択後、毎年就労の状況などの確認もして、その上で補助金の支出をしておりますので、継続して頑張っている状況でございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、この5名の方は頑張っているということで、とてもうれしいと思います。これからも継続してほしいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 この件に関しては、ほかにありますか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めましょうね。

では続いて、6款3項2目漁業再生支援事業について質疑のある方は挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 では、決算書の227ページです。6款3項2目水産振興費となります。備考の2で漁業再生支援事業になります。成果説明書は33ページの左側となります。令和2年からの継続事業となっています。4年目の成果についての質疑となります。目的は、キンメダイ、ウニ、ソデイカの販売促進活動を行って、効果として、そのキンメダイやソデイカのブランド化と漁業者所得向上が期待できると書かれているのですが、具体的に数字として1番目に、漁業者の所得向上はあったかどうか。2つ目、ブランド化ができていますのか。あるいはどのような過程で進んでいて、今どの地点にあるのか、説明お願いいたします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。漁業再生支援事業、これまで毎年5年間行ってまいりました。この間、パヤオの設置など行って、また陸上養殖を行ってシラヒゲウニの試験養殖なども取り組んでまいりました。

このことによって漁業者の所得向上を目的としておりますので、このことについては、近年は向上されている状況ではございます。大変申し訳ございません。手元に詳細な数字がございませんので、お答えできませんが、これも漁業者の所得については、その年度、年度における漁獲量とか、そういったところにも影響しまして、金額の変動はございます。今年度においては、前年度に比較して向上があったということだけ報告をさせていただきます。

また、ブランド化ということがございますが、シラヒゲウニにつきましては、現在まだ試験段階でございますが、陸上で行っている試験養殖につきましては、かなりいい状況まで来ておりまして、いい状態まで来ておりまして、県内でも注目を浴びている状況でございます。今のところは、養殖の生産量が、まだまだ少ないこともありまして、特定の市販ルートでしか回っておりませんが、今後こちらのほうが安定した養殖試験が確立されてまいりますと、市場にも、もっと出回っていきけるのではないかと考えておりまして、市のほうも補助については継続して支援してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 産業まつりで、私はシラヒゲウニ、とてもすばらしい状況でうれしいです。ソデイカも、かまぼこみたいなものを食べて、すごくおいしかったので、絶対にこれは売れると思ったのだけでも、このほうのブランド化というのはどうですか。見込みとか、進んでいるのでしょうか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 御質疑にお答えいたします。ソデイカにつきましては、これまで未利用、使われていなかった部分についての加工をして、イカだんごという形で、かまぼこといいますか、そういった加工製品までこぎ着けております。そこも簡易加工で行っておりまして、特定のイベントの際や給食への提供とか、そういったところで、話し合いの上で、生産ができる範囲内の中で、今現在のところは加工品を使っている。例えば産業まつりでの周知というところで行っている段階ではありますが、まだまだ生産量を多くして市場、ス

ーパーへ出回る段階までは来ていないところでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 給食にも出しているというのは、とてもうれしいです。どんどん販売促進をしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、進めていきましょうね。

続いて、7款1項2目空き店舗対策事業について質疑のある方は挙手にてお願いします。宮城克委員。

○宮城克 委員 せっかくなので、資料をいただいて、ほとんど把握はできているのですが、ちょっとしたものから、資料番号54番、空き店舗対策事業実績とあるのですが、これは市内、市外、どちらが先。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 失礼しました。資料の中で消えているところがございます。移転（市内）、次に移転（市外）でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 せっかくなので、記憶がたしかであれば、この事業の受付窓口は商工会に移行されているということだったと思うのですが、今でもそれは変わらないのか。例えば変わらないとなったときに、変わらないとして、例えば商工会にお任せする、今までやってきた分析があると思うのですが、その辺のメリットというか、そのまま、それがよきものとして、今後も商工会に継続して窓口になってもらう的なお考えなのか、確認させてください。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。商工会へ今、事務の委託を行っております。こちらにつきましては、平成28年度から商工会へ委託を行っております。商工会に事務を委託したメリットとしましては、やはり経営指導員の方に携わっていただけることで、経営に関するアドバイスを行っていたり、商工会に未加入だった方が加入につながるということで、安定した経営を指導し、携わっていただいているものと考えております。

また、私たち市職員が行っていた際には、オープンまでの経営過程ですね、オープンまでの過程についてアドバイスなどできなかったのですが、そこら辺も専門家の指導員に携わっていただくことで、順調に補助事業の申請の要件に該当する範囲内でオープンまでこぎ着けられている店舗というものもございました。そういうところがメリットだと感じております。

今後も同じような形態で、続けてやっていくのかという御質疑でありましたけれども、この空き店舗対策事業につきましては、にぎわい創出という目的で、これまで飲食店やサービス業などを対象にやってきた事業でございますが、この形のものは今年度で終了したいと考えております。

来年度につきましては、次年度以降につきましては、空き店舗対策、似たようなものではございますが、空き物件を対象としたものとして、市内で企業を起こす方、または市外から移転してくる方ということで、企業立地促進の面から、こういった事業を行っていこうと考えておりますので、その際には、そのまま商工会に委託となるかどうかというのは、今後の検討事項となっております。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 分かりました。説明をいただき、大体の内容は把握できました。今の説明の中で、また次年

度以降は空き店舗ではなくて、空き物件という形で事業をやっていくということでしたので、差し支えなければですけども、次年度、新しい形でということなので、例えばこれは新年度の予算の中で、これは出てくるのかなと。であれば、別に今ではなくても、また少し窓口で聞きながら、そのときでもいいのかなと思うのですけれども、質疑はですね。そこはまた次年度というのは、予算をつけて、いわゆる予算要求があって、事業化として新しくやっていくということで、理解していいですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 御質疑にお答えいたします。次年度につきましては、企業立地支援事業ということで、空き物件を活用した事業を検討しているところでございます。目的につきましては、市内の空き店舗を活用し、企業を創業する事業者、市外からの移転も含んでおりまして、そちらの事業者に対して事務所等の家賃及び改修費の一部を支援し、企業の進出を図ることを考えております。こちらに関しましては、現在のところ、検討している段階ではございますが、家賃補助につきましては、月30万円を上限として6月、3件程度を見込んでおります。家賃の2分の1補助ということで、上限月30万円、その半年分です。

リフォームにつきましては、こちらも2分の1補助としまして、上限100万円を見込んでおりまして、2件程度、年間見込んでおります。このことに関しましては、現時点では商工会への委託を検討しておりますが、制度設計、詳細なものについては、年度内に詰めてまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 オーケーです。分かりました。いいものだと思いますので、ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 引き続き、7款1項3目、琉球海炎祭支援事業について質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 昨日、答弁保留となっておりましたので、こちらのほうからお答えさせていただきたいと思います。決算書233ページ、7款1項3目、琉球海炎祭支援事業の琉球海炎祭実行委員会への補助金の根拠につきましてお答えいたします。

琉球海炎祭は、日本一早い花火の大会として2004年の第1回から本市トロピカルビーチにおいて開催されておりまして、県内外をはじめ海外でも有名なイベントとなっております。また、本市トロピカルビーチ特有の出島を活用して、本祭りのキャッチフレーズもあります、1万発の花火と音楽とのコラボレーションを間近で見ることができる、宜野湾市のPRにもつながるイベントと考えております。

本補助金の根拠といたしましては、毎年予算認定時に琉球海炎祭実行委員会委員長名で開催に向けた補助金の依頼がございます。その内容といたしましては、来場者全員に配布しておりますが、琉球海炎祭パンフレットへ本市の観光情報の掲載ですとか、イベント会場内でテント1張スペースを御提供いただいたり、ふるさと納税のPRですとか、特産品の即売会の販売などを行うブースを提供していただいたり、入場チケットの提供もございまして、こちらのほうは独り親世帯等の無料配布等を行っておりまして、大変好評をいただいている事業となっておりますが、これが300万円の根拠となっております。

経済効果につきましては、効果をはかることは行っておりませんが、市内にある4つの大型ホテルにおき

ましても、海炎祭当日はほぼ満室であるということを伺っておりますし、また令和6年はコロナ禍前の平成29年と同程度まで海炎祭の客数も盛り返しております。来場者1万8,000名のうち県外からも6,200名の観光客の方が訪れておりまして、観光施策の充実を図ることができたほか、また海外ですね、特に台湾の方が多いのですけれども、4,800名がツアーとして訪れておりまして、県内におけるインバウンド事業といたしましては最大規模となっております。4月の観光閑散期にこれだけの大型イベントの実施がされることは、沖縄県にとりましても、宜野湾市にとりましても、効果があることと考えておりますので、今後とも支援してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 ありがとうございます。より詳しい今説明がありましたので、それで1万8,000名、約2万人ですね。であれば、300万円出して、支出して、それだけの経済効果、いろいろとまた周りからも情報をいただきましたし、うちの委員長からも大山を確認したら、結構周辺の人たちにも、もっともっとやって頂戴というのも確認して、要望があったという確認が取れております。

それで、やはり経済効果が出ているということ、いわゆる費用対効果に対しては、しっかりとペイできているのかなと。となれば、財政課長、もし500万円出したら、もっと経済効果は見込めるのかなと思うのですけれども、もし要望があるのだったら検討する余地はあると思いますので、ホテルも満室になると。

要は、何が一番興味を持ったかというのは、それだけ、2万人近くの方が来る。その人たちが宜野湾市というネームバリューを持ち帰って全世界に発信していくというのが、すごいいいなと思ったのです。これは確かに予算をかける価値はあるなというふうに理解できますので、これだけの資料と、また説明いただけたら、すごく納得ですので、これで収めたいと思います。

○石川慶 委員長 では、進めていきます。

続いて、7款1項3目ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業について質疑のある方、挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 決算書の233ページ、7款1項3目観光費、備考で10、ぎのわん美ら海クリーン活動支援事業、成果説明書では36ページの右側となります。こちらも令和2年からの継続事業となっております。経過を質疑したいです。

事業の目的に、宜野湾市の海は本島周辺地域でも有数のサンゴ礁がきれいな海であると。しかし、その認知度が低いことからということで、活動していくということで書かれておりますが、一部の人には本当に知られているのですけれども、すごいサンゴがあるという認知度というのは、まだ高まっていないように感じています。どのようにして高めてきたのでしょうか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 御質疑にお答えします。この認知度の向上につきましては、令和3年5月に設立しています、ぎのわんマリン協会を中心として、この区域内の清掃をはじめサンゴの植樹、市内在住のマリンアクセンビリティを目的とした観光客の受皿を中心につくっております。こちらの資料にもございますとおりダイビング客数ですが、令和3年から令和4年、令和5年と事業内容も、4行目ぐらいにあります。年々増えてきている状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 マリン支援センターを中心に、とても頑張っていることは分かりますが、認知度

を高める方法というのは、もっとやっていかないといけないのではないかと感じるのと、あともう一つ、植樹したサンゴの苗について白化現象の報告もなく、順調に育っているとあるのですけれども、その植樹したものだけでなく、もともとそこにすんでいるサンゴのほうはどうでしょうか。白化現象が県内あちこちで報告があるので、お願いします。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 白化現象についてですが、主要施策の成果説明書は令和5年の実績でありまして、令和6年の現在、記録的な暑さとなっている今年、海水の温度がちょっと高い状況が続いておりまして、県内各地の海でサンゴの白化現象が確認されており、本市西海岸におきましても白化現象の確認をしているとの報告は受けております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 その報告は見られるのでしょうか。

○石川慶 委員長 観光スポーツ課長。

○観光スポーツ課長 口頭での報告になりまして、確認もトロピカルビーチの方から既にちょっと白くなっている状況が見えるということの報告も受けております。適した水温が25度から28度ということで言われておりまして、気温が回復すれば健全な状況に戻るといことのお話もありますので、ぎのわんマリン協会と情報を共有しながら、引き続きサンゴの植樹や保全活動を行いながら、白化現象についても見守っていききたいなと思っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 本当に宜野湾市の資源として、かけがえのないものだと思うので、定期的に調査等、そして認知度向上、保全をしながらやっていくという、今の報告があった、努力していることを続けてほしいと思います。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 はい。

○石川慶 委員長 では、続けていきます。

では、続いて10款6項1目スポーツ少年団派遣補助事業について質疑のある方、挙手にてお願いいたします。宮城克委員。

○宮城克 委員 委員長、資料をいただいております。内容も資料を見る限り、より疑問に思っていたものが解決しましたので、資料、ありがとうございました。

○石川慶 委員長 分かりました。では、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 すみません。今ちょっと開始して50分たっているのですが、時間のスピードも早くて、今進行のほう。ちょっとこの後の調整もしたいので、一旦10分休憩して、10分後再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

○石川慶 委員長 休憩前に引き続き、認定第1号について審査を行ってまいります。

続きまして、8款4項1目住宅リフォーム支援事業について質疑を許します。宮城克委員。

○宮城克 委員 資料もいただいているので、確認させてください。まず、資料をもらって目についたものからいきましょうね。令和3年の受付予定件数十件の予算が200万円、令和4年が4万円で20件、令和5年が300万円20件ということで、100万円ダウンしているけれども、この理由は何ですか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの質疑にお答えいたします。令和4年度から令和5年度の削減理由の主な理由としましては、住宅リフォーム支援の補助の内訳といたしまして、国、県、市の共同補助となっておりまして、そのうち県の補助率を削減したことに伴う事業費補助の縮減となっております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明、補助率が下がったというところで、致し方ないのかなというふうに思います。であれば、参考までに、次年度も一緒という考え方でいいですか。今現在、それから翌年度も、そんな感じになりますか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。県の補助に関しましては、令和3年度から令和7年度までの時限的な補助となっておりまして、令和7年度、次年度については、さらに補助率も減になる予定でございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 厳しいですね。いい事業として、これだけの応募件数があるということは、よきものというふうに理解をするところでもありますから、下がれば、それだけ予算設定が下がっていく。そうすると、受付件数が増えていても対応できるのが減になっていくということだと思います。

では、少し振り出しに戻って幾つか質疑をします。よろしく願います。まず、この事業、受付の期間、新年度に入って、いつ頃から、どのぐらいの間の期間の受付で事業を進めて、事業の告知、周知をどのようにしているか、御説明ください。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの質疑にお答えいたします。まず、1つ目の募集の期間につきましては、例年8月から12月までを受付期間として設定しております。

次に、周知方法につきましては、募集開始、8月の1か月前の7月の市報及びホームページ等で周知のほうをかけさせていただいております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明で、8月から12月ということですから、期間がありますけれども、これはもし不適切だったら指摘してください。これはいわゆる利用したいという方々からの声だったものですから、ちゃんと確認は、細かい確認はとれていないのですけれども、例えば8月から12月までの間の募集期間となっています。だけれども、聞いたところによると、募集期間内ではあるけれども、予算枠に達したので、締め切りますというようなことを言われたという人がいたのですけれども、そこはどうですか。

これ募集期間は期間で受付はして、その中身を確認して、それで支出していくのか。それとも言い方は悪いのですけれども、早い者勝ちなのか、これは皆さんどのように対応していますか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。募集期間につきましては、先ほど申し上げましたとおり、8月から12月、申請期間を設けております。受付に関しては、これまで先着順で受付のほうをしておりまして、平成30年から当該事業をスタートしておりまして、昨年度まで、8月の募集から1か月から2か月は先着順で申請の打ち切りという形になってございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 これは要は先着順にした理由は何ですか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの質疑にお答えいたします。先着順にした理由というのは把握しておりません。申し訳ございません。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では改めて、この事業の、いわゆる簡潔でいいです。定義は何ですか、事業の存在意義。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。住宅リフォーム支援事業の目的のほうにも記載されておりますが、決算の主要施策の成果説明書の51ページの左側に当該事業がございます。事業の目的に関しましては、市民が自己の居住する住宅のバリアフリー、省エネ、テレワークの推進、子育て支援、空き家対策及び耐久性・耐震を対象とした住宅改修・リフォーム工事の一部を補助し、既存住宅のリフォームにより安心安全で潤いのある居住環境の向上を目的としております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 今の説明で考えたときに果たして先着順でいいのかな。首をかしげるのですよ。ここも確認させてください。これは施主、家主、もしくは例えばリフォーム業者でも受付ができるのか。そうではなくて、その家の家主、もしくは例えばその家族、その辺の制限はどうなっていますか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの御質疑にお答えします。住宅リフォーム支援事業についての補助金交付要綱におきましては、原則住宅の所有者が申請することになってございます。ただ、住宅リフォームを実際に行う事業者への申請につきましては、建物所有者の委任状により受付することも行っております。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 委任状ということは、業者でも委任を受ければ申込みができるという理解でいいのですか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、もし説明ができるのであれば確認したいのですけれども、例えば住宅リフォーム支援事業はすごく評価されています。ただ、予算が少ないところと、それをちゃんと分かっていて、申込みがいつぐらいからだよねというのをつかまえて、いい意味で。これが申込みがされましたといったら、すぐに窓口なり、電話なりで確認と取って、皆さんは受け付けすると思うのですけれども、皆さんの中で、過去の件数、過去に何十件と実績があるではないですか。

例えばリフォームを必要としている人たちというのは、例えば障がいを抱えた家族がいるとか、先輩方、

僕でいえば、うちのおやじ、おふくろたち、ありがたく健康でバリアフリーは必要ないのですけれども、そのような感じで、例えば世代的なものとか、事情というのは様々だと思うのですけれども、その辺というのは、どう把握されていますか。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいまの御質疑にお答えします。今、委員のおっしゃっているニーズに関しましては、申請内容の確認の中で行っている状況です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 やはり本員のところにも地域の人たち、そのような問合せが来る人たちって、結構バリアフリー、また公民館、ミニデイとか、そういったところに来たときに地域のおじい、おばあとか、その家族から、いい事業があるのに、毎回毎回電話しても終わりましたと。いつやるのかねと。みんな終わった頃に連絡が来て、次に思い出した頃に、また終わっているパターンが結構多くて、自分も頭の中には置いても、今はもう携帯のカレンダーに入れているのですけど、これは決算ですから、どのように使われたのかと確認しました。

あとの細かいのは、一般質問、もしくは新年度予算の中でやっていきたいと思えますけれども、今やはり届いている声からすると、先着順というのは平等性に欠けるのではないかなと。分かっている、電話が駆使できて、インターネットとか、携帯でぱっぱぱつと見られる人たちはいいのですけれども、市報だって、みんな同時に同じ日に届くわけではない、同じタイミングで開くわけでもない。でも、それしかない。それが届いたときは、電話しても、もう受付は終わりましたとなると、これは果たして平等性に欠けるのではないかなと思うので、これはあくまでも参考までに持ち帰っていただきたいと思えますので、委員長、以上です。

○石川慶 委員長 建築指導課長。

○建築指導課長 ただいま委員の御提言に関しまして、今、建築指導課のほうでは平成30年から既に6年経過し、7年目に入っておりまして、おっしゃるように募集期間は4か月あるのに半分の2か月で、やはり先着順ということで、埋まってしまうということは把握しておりまして、それで県内で12市町村、既に住宅リフォームを実施しておりまして、そちらのほうの状況を把握しましたところ、ある一定期間受付期間を設けて、その中から抽せんという手法を取っている自治体もございますので、そうした自治体を参考にしながら、今後検討していきたいと考えています。

○宮城克 委員 了解です。

○石川慶 委員長 では、進めてよろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 続いて、8款3項5目、宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業についてですが、質疑のある方、挙手にてお願いいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひいたします。成果説明書の49ページ、8款3項5目、宜野湾市西海岸地域音楽活性化等推進事業についてお願ひします。

事業内容、実績のほうで拝見させていただきますと、令和5年度事業についてですが、94万8,559円となっているのですけれども、これは当初の予算額を確認させてください。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 令和5年度の当初予算は16億1,221万5,000円となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この内容のほうは、議会のほうで確認させていただいており、入札不調で終わったことが原因だったということは理解しております。

そこで、確認したいのですけれども、4回目の入札、令和5年12月18日から令和6年1月9日で4回目のキールアーチを除外して、見積り活用方式をして、皆さん、入札に臨んでいると思うのですけれども、設計額というのはいかがですか。令和4年度の7号補正のほうで上げていると思うのですけれども、設計額について。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 予定価格、設計価格が29億2,189万7,000円となっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これも議会の議決を経て契約をしていると思いますけれども、令和5年度において、この設計を変更していますよね。変更する際の費用が今回の決算額に上がって、令和5年度の委託料というのは、その設計額の変更が含まれているのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入っておりません。その委託料については令和6年度の繰越し分です。45万円の支出だけ、ちょっとした……。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 すみません。この令和5年度の成果説明書に上がっている決算額の94万8,559円の中に、この設計の変更料まで含まれているということによろしいですか。設計の変更というのは無料でできるのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 決算書256ページの11の項目の94万8,559円の内訳としましては、若干の修正があった、全体的な修正ではないのですけれども、委託料45万1,000円と担当職員の時間外と入札に伴う通信運搬費で、トータルで94万8,559円になっています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと確認したいのですけれども、29億円の設計料で、議会の議決を経て契約して、設計変更する際に議会への説明はありましたか。

○施設管理課長 設計変更の。

○上里広幸 委員 設計変更して、皆さん、第4回目の入札に臨んでいると思うのですけれども、そうですね。

○施設管理課長 はい。

○上里広幸 委員 設計変更をする際には、議会への説明等ありましたか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 設計自体は変わらなかったのですけれども、キールアーチを抜いたような形で発注したということなのでも、それは議会のほうへ説明はちょっと……。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 私、これは非常に重要な案件だと思うのです。設計料というのは、意匠設計等も含めて、

3社JVして、行っていますよね。

○施設管理課長　そうです。

○上里広幸 委員　この意匠料というのは非常に重要な項目だと思うのですが、設計料も踏まえ、そこで29億円で契約はしましたが、議会を通りましたら、事業の内容については、これは独自に皆さん担当課だけで決定していくものなのですか。そこら辺ちょっと確認したい。

○石川慶 委員長　施設管理課長。

○施設管理課長　29億円で、今契約はしていますけれども、これが全部100の設計分を工事費に入れているかという点と抜いている部分もございます。その辺で設計自体はキールアーチを抜いて、中身の内容については、そんなに変わっていないということの認識です。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　認識の差なのですけれども、キールアーチを抜いたことによって構造的なものではないから、いいという認識なのですか。私の認識としては、意匠も含めて、キールアーチを抜いたことも含めて我々は市民に説明しなくてはならない。それが入札不調に終わって、入札を執行していくためには契約をしていくために意匠、シンボルであったものを抜かざるを得なかった。しかし29億円で契約した案件の意匠を抜く部分に対して、これは椅子を1つ抜くとかではないです。意匠が大きく変わるではないですか。その辺の説明があってもよかったのではないかなと思っているのですけれども、その辺の認識について。

○石川慶 委員長　施設管理課長。

○施設管理課長　こういうパースで、キールアーチを抜いた形でパースの説明をさせてもらったかなと思うのですけれども。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　この説明のときには、補正予算に上げる段階ですか。今もう実際事業は走ってしまっているのですけれども、丁寧な説明を、令和6年度事業も進んでいますので、変更とかあれば前段に説明等が必要かと思います。なぜかという、私たちも議会で承認していますので、説明責任を求められているわけです。実際成果が上がってきたものが、意匠と違うではないかと。その段階で説明がありました。補正の段階で、前段で丁寧な説明が必要だと思うのですけれども、その辺の認識をちょっと確認させてください。

○石川慶 委員長　施設管理課長。

○施設管理課長　委員のおっしゃるとおり、説明が足りなかった、至らなかったという点については反省しております。我々も入札不調が4回も続いていたもので、契約のほうを重点にしてしまって、そういう説明が足りなかった部分は反省していきたいと思っております。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員　すみません。度々議会の中でも内容は分かるのですけれども、我々は市民に説明しないといけませんので、丁寧な対応をお願いします。最後に今回の決算額に設計の変更料とかも含まれるということで、再度認識でよろしいですか。

○石川慶 委員長　施設管理課長。

○施設管理課長　全体的にキールアーチ抜いた分の設計費が入っていないくて、ちょっとした建て替えとか、そういったものの委託分の45万円が入っているという形で認識してもらえれば。

○石川慶 委員長　上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もう一つ確認をしたいのですけれども、今、随意契約、令和6年から上がってきているのですけれども、そもそも入札自体が、とにかく終わっているのです、随意契約にフォーカスをしてやっていると思うのですけれども、当初の予定価格と上振れ分があったのですけれども、これは金額的にどれぐらいの上振れがあったのですか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 当初からの上振れ、4 J V ございますけれども、一番近いところで8,000万円、高いものだと2億円とかございました。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 4回目の見積り活用方式、市場価格との乖離というのは、これから数億近く入札額の乖離が、上振れがあったと思うのですけれども、その金額というのは幾らになりますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 約6億円ぐらいになります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これも補正のほうで、議会のほうで説明を受けているのですけれども、入札予定価格、4回入札を行った、なかなか民間業者も取れない、その皆さんが予定価格を設定していますが、上振れが出てきている、市場価格と乖離している、それも皆さん振り返って、令和5年度で評価していると思うのですけれども、チェックしていると思うのですけれども、その中で改めて原因、皆さんが今後取っていく対策、その辺少しお伺いしたい。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 入札第1回、第2回、第3回、第4回やって、1回、2回、3回、入札した業者にヒアリング等も行いまして、結果的には市場単価と設計単価の乖離が大きい、あと材料発注の手配が難しい、一番は市場単価の乖離が大きいということがございました。

今後の対策としましては、4回目は見積りの採用業者に見積り活用方式を使ってやっておりますので、それ……ありますので、こういう大型案件については、県……とか、そういったものを使わなくて、市場価格の調査をして、それを反映してやっていかないと落札できないのかなというふうには思っております。それは我々施設管理課だけでは決められないことなので、建設部、総務部、上下水道局とか、教育委員会、その辺で状況を見ながら、そういった方向性に持っていければいいなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 この調査をしたと思うのですけれども、令和5年度、時期的にも非常に厳しい時期だったとは思うのですけれども、類似団体、他市もこういったことが起きていますか。その辺は皆さん、調査なさっていますか。

令和5年度については、コロナ禍も明けて、世界情勢の混沌というのですか、している中で、この入札がなかなかうまくいかなかったということが本市で起きているのですけれども、これは類似団体、例えば浦添市さんとか、沖縄市さんとか、同じような状況でやっていると思うのですけれども、他市の状況とかも調査はなさっていますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 新聞で確認したのですけれども、糸満市の高嶺小学校だったのですか、あれが不調になって、

入札がなかなかだめで、再度もう一回設計を見直して入札に臨むということで、あれも3、4年ぐらいかかって、今現在契約しているかどうかは確認していないのですけれども、そういった事例はございました。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 1つの事例を今紹介いただいたのですけれども、改めてしっかり調査をして、今回は随意契約ではあるのですけれども、随意契約まではいかない、入札でしっかりと契約できるように取り組んでいただきたい。令和6年度、令和7年度、ずっと走っていく事業ですので、またこういった案件等に備えていくためにも、令和5年度の振り返りというのは非常に大事になると思います。入札の状況を見ても、これは議会のなかでは決算でしか見えてこない。振り返りに関しても、皆さんは入札が不調に終わる、これも担当課に持ち込み、担当課の中で随意契約を決定していきます、ですね。そうなってくると、決算書だけではなかなか見えてこない、事情が。そういったことにならないように取り組む必要があると思うのですけれども、その辺少し説明いただけますか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 契約に関しては、入札が大前提というふうに思っています。どうしても随意契約になってくると、予定価格に近い、同額とか、そういうふうに予算的な面にも、ちょっと影響してくるので、委員のおっしゃるように、なるべくは入札で落札してもらうような設計書でいきたいなと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。契約検査課の方も見えているので、令和5年度に関しては、10件の入札の不調があったと思うのですけれども、その契約できないときに随契していきますよね。この辺は契約検査課の方が、そこのチェックとかまではしますか。なぜ不調に終わったのか。予定価格が超過しています。そこまでは契約検査課の範囲ではないですか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 上里委員の御質疑にお答えいたします。不調については、実際は入札段階で、事前に辞退届とか、当日また金額を明示した工事費内訳書があるのですけれども、そちらを準備して入札に応じていただくという形になるのですが、工事費の、例えばいくら金額が入ってなど、そういう内訳的な明細を確認は、契約検査課では行っておりません。今現状そういう技術者等の配置はないですし、実際入札が適正に行われたかとかということで事務は終わっています。入札結果については担当部署に速やかにお返しいたしますので、そこでまた再度、適正な工期の再設計の必要があるのか判断していただいて、また再度入札であれば単価の見直しとか判断していただくことになりますし、業者さんへの聞き取りというのは担当課によって随時なされているものと考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これは契約、大型案件については、今までやっていることはおっしゃるとおりだと思うのですけれども、今回の入札を見てみても、令和5年度だけではない、令和4年度も起きているのに、これは担当課だけではなく、全庁的にチェック体制とか、その仕組みを構築していく必要があるのではないかなと決算を見て思うのですけれども、これは令和5年度決算後に調整とか、そういったことが必要か、そういった調整はされていくのか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 関連する工事に関しては、中原地区学習等供用施設のときに不調になりまして、その後に

屋外劇場の件もあったことも踏まえまして、本体工事に係る入札から先に執行するという事で、その旨、全庁的にも周知されているかなと思います。それから、指名の審査をする第1指名審査会といいます。そちらの時期をずらして、一旦本体工事の入札の執行が確認を取ってから、次の付随する工事である電気工事などについては発注するというような確認を審査会でされておりますので、その辺はまたこれまでの事例を踏まえて、そういったできるだけ随契にならないような対策というのは、一定程度なされているかなと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。令和5年度の決算を受けて、チェック体制を行っている。

ところで、財政さんがいますので、ちょっと確認というか、他自治体を見てみると、この契約に関しては、今、総務部の皆さんでやっていると思うのですが、予算編成をしてやって、担当課が責任を持って設計をしているところもあるのです。企画部財政課のほうで、入札案件については、やはり財政で支出していくので、最後まで内容等も、財政もしっかりチェックする必要があると思うのですが、見解があれば伺いたい。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今の御質疑にお答えいたします。すみません。ちょっと他市の事例のほうは把握していなくて、財政課のほうで、そういったことを行っているというのは、ちょっと聞いたことはなかったのですが、今の件に関しましては、もちろん執行管理については、確かに財政課のほうが無関係とは言えませんので、そこは執行方針の説明会もしております。こういうふうに行うようにということで、注意事項も投げかけておりますので、その後の企画政策課、財政課のほうも執行の状況については、途中、途中確認がある時期もあるのですが、例えば年末ですね、それをまたもう少し早く確認していくとか、回数、頻度のほうも見直しとか、検討していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 チェック体制をもっと強めていって、もちろん毎日緊張感をもってされているかと思いますが、全庁的にチェック機能を強めていただきたい。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいでしょうか。

(「関連していいですか」という者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 屋外劇場の件で、関連して。4点だけね。その内容については、繰越し手続をして、年度末迫る中で、大慌てで今取り組んで、事故繰越しのないように全て終わらせております。それは本当に一生懸命、前に進められていると思うのだけれども、1点だけ。先ほどのキールアーチの件だけれども、これは設計変更しましたよね。それはそれで問題ないと思うわけ。法的に抵触するようなものではないと。設計変更そのものとか、ただ非常に危惧をされているのが、それは1工区との関連ですよ。躯体ですよ。それは明らかに抵触しているわけよ。それが気が気でならないわけ。つまり、1工区においては、躯体、記憶で126本だと思ったのだけれども、間違いないですか、それは。何本でしたか。

○石川慶 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 161本です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 分かりました。訂正します。161本。それと関連ですが、とても気になるところなのです。しかも、それ整理ができていればいいのだけれども、整理ができていなければ、それは場合によっては事故繰越しと同時に、これは会計検査が入ると、これは抵触ですよ。それを前から契約ができて、設計変更がされて、修正をされて、前に進むことはできたけれども、2つ事故繰越しに陥らないか、国庫返納金が発生しないか、それと1工区との関連、つまり過剰ですよということになるわけよ。それは、ちゃんと対応できていればいいのだけれども、その対応はできていますか。

○**石川慶 委員長** 施設管理課長。

○**施設管理課長** 今、上地委員がおっしゃったように資料では図面にくい工事の図面がございます。スタンド席のくいについては、代わりにアーチを造るので、その分については、そのくいを使いますので、大丈夫です。グラウンド側にある、ちょっと地面から黄色の9本の2か所で18本が、委員がおっしゃるように過剰になっている箇所になっております。これについても前にもお話しさせてもらったかと思うのですが、本体工事等で、こういった基礎を使って利用できるものがないかとか、そういったものも今ちょっと考えているところで、まだ補助元とは、くいの使い道については、まだ話は進んでいないところでございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 契約段階のときから、それは1工区と2工区との関連については指摘してきたはずですよ。しかも、年度末の局面に来る中で、方針がまだ決まっていないということになると、これが非常に心配でしようがないわけ。これは時間がいつまでもというわけではないですよ。それは予算の都合上、会計年度というのがあるから、これは経過にしても、そのタイミングというのがあるから、これはクリアするように早急に皆さん協議してください。そのまま放置をすると、せっかく進んでいるのに、しかも前の前から、そういう指摘をして、ところがまだ方針が示されていないということは、本当に危惧をするところですから、それは建設部長を含めて方針を出してください。その対応をしないと、非常にこれはまずい方向に進みますよ。その程度に収めますけれども、早めに指針をつくり上げてください。以上です。

○**石川慶 委員長** では、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○**石川慶 委員長** 進めていきましょうね。続いて、8款2項2目、真栄原11号道路整備事業費についてであります。質疑のある方は挙手にてお願いします。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 成果説明書の41ページ、決算書の45ページ、成果説明書のほうから確認したいのですけれども、令和5年度の事業実績のほう物件調査再算定業務、用地購入費、物件購入費というのがあるのですけれども、令和5年度当初の計画では、どのようになっておりましたか。

○**石川慶 委員長** 道路整備課長。

○**道路整備課長** 当初の予定では9,800万円あまり予算がついていたのですが、県からの交付決定がたいぶ減って、3,000万円余りの交付決定がございますので、用地交渉の業者の方と調整を図りながら……しております。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 執行状況は分かるのですけれども、当初は事業の内容、例えば物件調査業務を何件する予定だったのか、その辺の当初予算で何件予定したけれども、結果どうなのか、何件でしたという。予算編成するときには何件、ここの業務でやりたいですよといった確認をしたい。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 資料のほう……。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、資料から……上がってきて、決算書の45ページを見ると、16款2項7目沖縄振興公共投資交付金事業費のほうで、その財源内訳の中で1,323万4,400円支出している状況ですけれども、資料で要求したほうにも同事業が収入で入ってきているのですね。決算書の57ページの過年度収入、どうして過年度があるのか。過年度収入ということは、前年のものが過年度収入として入ってくる。なぜ過年度収入に入ってきているのか、これは事業費の中に入ってくるべきだと思うのです。事業の制限がされている予算ございますので、その辺ちょっと資料番号25番をもとに説明していただけますか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 お答えします。上里委員御指摘の過年度収入の理由でございますが、過年度収入として4,094万4,800円が入ってきております。この理由としましては、令和4年度に物件補償、用地取得を1件予定しております。この交渉を進める中で、当初県のほうに補助金を発注しておりますので、県のほうに繰越しの手続きを取っておりました。

ただ、交渉していく中で、地権者の努力もありまして、建物を取り壊して更地にできたものですから、それで所有権移転も終えた形になったものですから、どうしても早めに支払わなくてはいけないということで、支払いについては令和4年度内に支払ったほうがいい。ただ、市の予算として繰越し手続きを取っておりませんでしたので、補助金、県の方で繰越しはしていますけれども、入ってくるのは、やはり令和5年度しか入ってこないということで、財布がないということです。本来は、沖縄振興特別推進市町村交付金の歳入が入ってくるはずなのですが、市の予算としては繰り越しの手続きを行っていないために、過年度収入として歳入として入ってきたということになっています。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 過年度収入で入っていますよね。この使途はどこにありますか、歳出。前年度、令和4年度以降出していますよね。その分を補填しているという形でという認識でいいのですか。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 事業自体は令和4年度で完了しています。ただ、補助金の歳入については、先ほど申し上げたとおり繰越し手続きを市の予算で取っておりませんでしたので、翌年度、令和5年度に入ってくる分については過年度収入で入ってきます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今、次長のほうから説明があったとおり、少し手続の不具合があったということも確認しております。手続に関しても、8款2項2目だけではなくて、手続の調整ミスは、少し目立つ部分がありますので、制限がかかっている交付金、やりくりの中で、抵触しないということは分かりますけれども、安定した財政の運営等は、なかなかずれている部分がありますので、手続等に対してのチェック体制とか、どう見直して令和6年度取り組んでいったのか、その辺の手続のところを確認させてもらいたいのですけれども、要は令和5年度において繰越しの手続は取られていなかったこともあります。その辺の皆さんのチェック体制、どのようになっているのか、その辺改めて確認させてください。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の手続の不備については、本来であれば、県に対して補助金の繰越し手続を取っている間に、当然市の方でも手続きを取るべきでしたが、取っていなかったというのもありましたので、これは決裁の段階ではもちろんですけれども、事業管理とか、その他決裁の過程でチェックをするような取組はしております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 改めて強化していただきたい。

もう一点、ちょっと確認したいのですけれども、年度内に完了が厳しいという見込みがあって、繰越しの手続をした。その後に建物を取り壊して所有権移転まで行ったという説明があつたのですけれども、時限的に教えてもらいたいのですけれども、令和4年度から事業を進めていますよね。どの段階で、この事業は厳しいと判断されるのか。繰越し手続、補助金について、繰越し手続をしますよね。そのためにある程度の事業を、繰越し手続を取るまでの期間、どれぐらい要するのか。建物を取り壊して所有権を移転する、結構時間を要すると思うのですけれども、繰越し手続がどの時期に……。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 繰越しの手続としましては、市のほうは1月頃に繰越額は決定いたします。今回の件に関しては、3月ぎりぎりまで完成するかしないかというものがあって、本来であれば、完成すると分かるのであれば、県のほうも確約書というのがあります。取っているのですけれども、年度内で完了しますという確約書を課長名で出していれば、補助金は年度内に入ってくる予定でしたので、その辺の見極め方も今後はちょっと注意しながら判断していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 確約書というのは、多分工事は必ず執行される予定である、地権者の同意、その辺も含まれて、それが根拠によって確約書の手続を取ると思うのです。皆様が地権者の皆様と協議とか、そういった連携とかがうまくできていなくて、このような手続になったのかなと本員は考えるのですけれども、その辺の調整について。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 御指摘のとおり、今回年度末ぎりぎりだったものですから、今後は地権者と相談しながら、少し待ってでも予算上不備がないように手続をしていきたい。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 相手方がいるので今年度急いでやっついこうというような、相手方の努力もあって……あると思うのですけれども、こういった手続にならないように……。ちょっと繰り返しになるのですけれども、手続においては、交付金とかも絡んでいるので、皆さん内部のチェック体制……考えていますけれども、最後にもう一度、チェック体制について。

○石川慶 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この手続に関してのチェック体制はもちろん強化して、年度末ぎりぎり執行については、地権者と十分調整しながら、繰越し手続きを考慮して少し待ってよとか、そういうのも相談していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。しっかりと取り組んでいただけたらと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにもございますか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 11号について、よろしく願いいたします。先ほど上里委員の質疑に対して当初予算9,800万円と言っていますが、1億3,000万円余りの当初予算ですよ。多分9,800万円と言ったのは、多分補助金ベースの金額ではないかなと思いますので、まずはそこを確認しますが、

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 平安座委員がおっしゃるとおり補助金ベースの……

○平安座武志 委員 1億3,000万円ですよ。

○道路整備課長 すみません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。当初予算、確かに1億3,000万円余りについて、用地購入に10筆、物件補償に9件を皆さん当初予算で組んでいたはずなのです。終わって決算を見ますと、繰越しもありますけれども、用地購入1筆、物件1件という形になっているので、この理由は最後に説明いただきたいのですが、まずはそこを踏まえた上で、今回の決算書244ページにありますけれども、この決算額2,200万円のうちに様々なものに使われていて、まずは不動産鑑定手数料というのが2件、再算定業務というのが2件出ていますが、これは真栄原公民館の土地と、あと1筆はどちらになっているのか、ちょっと確認させていただいていいですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今の平安座委員の質疑にお答えしたいと思います。この不動産鑑定手数料、11号の土地購入する予定の形になっています。公民館の鑑定料は、特に今年度、令和5年繰越しの予算という形で、令和6年度で評価額の決定をやっているところでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。再算定をする理由というのは、どのような理由があるのですか。例えば年度、年度、路線価が変わっていくとか、そのような内容で再算定をしていくという考えなのか。それとも金額の交渉の段階で、なかなか交渉の金額が合わないという流れの中で再算定をしていくのか。要するに再算定というのは、なぜやっていくのか、ちょっと確認したいです。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 土地評価の期間というのがございまして、1回に評価を出して用地買収、取得ができればいいのですが、これが令和2年評価額はあるのだけれども、実際令和5年にやるために3か年前のものというのは単価を利用できるものとできないものがございます。実際用地交渉する段階において、その土地の評価ということで、積算をするために予算上は再積算という文言を使った形での予算要求という形になっています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確かに金額というのは変わっていきますね、最終にやった金額とは。やはりこれは結局事業が延びれば、結局もっとかかっていくわけですよ。あまり何回も算定されるような事業延ばしはしないような形で進めていただきたいなと思いますけれども、もう一つ、この決算書の内訳の業務委託料で、この決算額の2,200万円のうちの半分、約1,038万1,000円の業務委託料という形が出ていますが、そちらの説明をちょっといただきたいなと思います。業務委託料って何ですかという意味です。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の1,038万1,800円の内容でございますが、公共嘱託登記、実際に用地買収して、用地を買って、行政のほうで名義を替えるという、内容等ですね、所有者から宜野湾市のほうに替えるという内容が2件ございました。あと、不動産鑑定が2件、物件測量が1件、物件調査が3件、アスベスト調査が2件となっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 用地を取得した後に、要するに市に所有権を変更する手数料と考えていいのですか。そういうふうに、ちょっとよく分からなかったのですけれども。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 用地取得をする際には、全筆を丸替えるときと、分筆作業が出る箇所がございます。そういったために、また専門測量の委託等を含めて、統計に関しては、嘱託登記として用地課のほうで登記は行っておりますが、その登記するに当たる資料収集とか、そういったものの業務が出てきます。そういった形での業務委託料等を含めた物件調査等予算に今1,000万円余りの予算がかかっているということです。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 よく分からないのですけれども、適正な値段ですか。この調査とかというのをやるので、1,000万円の委託料って発生するのですか。今2件の何かこれをやるための、この金額がかかったと言っているのですけれども、そんなにかかるものなのですか。その事務上の委託料。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この1,000万円の内訳でございますが、公共嘱託登記、あとは不動産鑑定と現地測量で物件調査とアスベスト調査、それを含めての1,038万1,800円になっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。アスベスト調査というのは、これは皆さん物件補償とかするとき、物件補償費に加わっているという、昨日、おとといの誰かの説明があったのですけれども、そうではなくて、市がアスベスト調査まで全部やっているのですか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 実際建物調査を行います。その中でアスベストにかかわる可能性のある建物が事前に分かれば、そこに委託料としてアスベスト調査費用として積算いたします。その後、今回は再積算の趣旨から再度委託を行って、単価入替え等々を含めた形での積算業務という形になっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 要するに皆さんが建物主に、この物件補償として支払われた金額で賄うのではなくて、皆さんが、要するに行政の事業に対して建物を壊す方々の物件の調査をして、アスベストがあるかどうかの調査費用というのは、この主が出すのではなくて、皆さんが出すということ、行政側で出すということによるのでしょうか。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 この調査委託というのは、アスベスト調査を行って、そこに解体等のときに費用がかかるための積算の委託になります。そういった積算をもって権利者全体への補償を行う。その補償を行った中で、処理の段階では、もちろん補償費のなかから評価していくという形の内容になっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。要するに処理の段階で解体する、建物補償の中に皆さん調べたので、そこも含まれて、あとは主の方が解体をしていく、要するにアスベストのあれも業者にお願いしてやっていくということなのですね。分かりました。これが1,038万円。

そこで、聞きたいのですけれども、やはり業務委託料というのが出てくるというのは理解いたしますが、要するに公共投資交付金が、今回資料もいただきましたけれども、全体で3割ぐらいしかやられていないで、真栄原11号に対しては、マイナス68.1%の補助金ベースで金額が下げられている中で、年々と事業が伸びている現状が今あるのですけれども、今回も決算ベースでは1件しか、要するに建物補償も物件補償もしていないと。

そういった中で、この待っている方々より先にやる、できるものなのですかね、要するに業務委託料というのは。どうしてもやらないといけないものなのですか。要するに当初10件、当初予算では10件の物件補償で用地買収9件というのをやっていて、1件しかできないのですけれども、1件しかやっていないのですけれども、2,000万円しか決算ベースでついていないので。ほかの人たちは遅れているわけではないですか、要するに待っている人たちの物件補償や用地補償。

だから、それよりも前に1,000万円というのは使わないといけないものなのですかというのが、ちょっと疑問なのです。意味は分かりますか、この委託料です、業務委託料です。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 実際この委託料は、建物調査を再積算する際には、この方と契約する前提での積算を基に交渉に入っていきます。そのためには建物が、この建物を優先的にやるという段階の下で一旦業者さん、権利者さんと事前に調整した中で本来の契約に向けての積算業務の発注を行って、それで契約締結に持っていくという形の動きとなっています。

事前に約束はあるのだけれども、実質積算を行った場合には、また契約が流れると、次年度、また新たな単価入替えという時期が来ますと、また単価入替えという形で積算の委託料が出ていくという形になるので、それは見極めた段階で、一応委託を実際契約できるだろうという見極めの下で委託費を組んで、その実施をやっている状況でございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 いいです。必要なものだとは思っているのですけれども、ただこれだけ遅れている中で、この決算書を見ると、ですから土地購入費の270万円の1件しか使われていないような、当初予算から考えると、用地取得10件、物件補償9件というふうな当初予算、皆さんやってきた流れの中で、この決算を見ると、やはりちょっと何なの、この半分も使われている業務委託料って、皆さん地主の人と関わる方々からしたら、何なの、これっていう、遅れているにもかかわらずという見受けられる部分があるので、ちょっと質問させていただきましたがけれども、皆さん、令和5年度に2,900万円余りの繰越し手続を取っていたと思うのですが、それは順調に進んでいますか。件数等も今分かれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○石川慶 委員長 用地課長。

○用地課長 真栄原11号に関する予算の繰越しに関しては執行している状況でございます。残り令和6年度の予算が約1,500万円ほどは、まだ残っている状況になっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。取りあえずこれも伸びていても事業日数が長くなっていると。また、再算定という作業まで入ってきていると。ですから、計画の段階でつくったのより伸びているのです。資料をいただきました、公共投資交付金を活用している事業だから、これだけ伸びているということもあるので、入替え等も、やはり考えていくべきではないかなと。皆さんは、やろうと思えば、期間内に終わらす、いろいろな努力しているのですか。例えば喜友名23号から見ても、やろうと思えば、いろいろな方法を使って、この事業を終わらすあれがあるのです。だから、もらえないと分かっている公共投資交付金を活用してやる事業というのは、優先順位が低いのかなと思ってしまうところがあるわけで、言っている意味、分かりますよね。やろうと思えば、皆さん、物すごい計画で進めるではないですか。ですよ。

ですけども、同じように考えていただいてやっていただきたい。公共投資交付金が入ってこないというのは、もう分かっているのですけれども、もっと皆さん知恵を絞って、遅れが出ないように進めていただきたいというのが私の考えです。いかがですか。

○石川慶 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員が言っていることは把握しています。うちのほうとしても地権者、権利者のほうに残が出ないように、多く補助が入るように県のほうとも調整している中で、やはり……少ない状況でございます。今おっしゃった防衛補助も、防衛補助でも年数もあるのかなとは思いますが、そこら辺も含めて、外部的にも……はしていきたいなとは思っております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。ぜひいろいろなものを探してください。多分今年度まででしたかね、国土強靱化の予算が使えるという話が出ていたではないですか。そういったものもエントリーしていると思っているのですけれども、そういったものもいろいろ探していただいて、公共投資交付金活用事業も物すごく遅れているので、頑張っていただきたいなと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですね。進めていきましょうね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時16分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、認定第1号について審査を行ってまいります。

質疑を許します。まず、10款1項2目、教育委員会労働安全衛生事業についてであります。挙手にてお願いします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。決算書275ページの10款1項2目事務局費の備考欄の8番と9番について質問させていただきます。8番と9番は、それぞれ違うかもしれないのですけれども、それぞれこの事業で対象の症例、先日の我如古盛英委員への答弁にもあったと思うのですけれども、産業医面談をする前の健康診断とかがあって、その結果を基にいろいろ指導している産業医さんがいらっしやったのですけれ

ども、8番と9番をそれぞれ再度説明していただいてもよろしいですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。10款1項2目事務局費の備考欄8番、教育委員会労働安全衛生事業につきましては、こちらの事業は宜野湾市の教育委員会の事務局職員、会計年度任用職員の労働安全衛生、職員の健康チェックとかやっている事業になるのですけれども、9番のものについては学校現場の先生の同じような事業になります。そして、今回予算で掲げております産業医につきましては、内科医の先生になるのですけれども、通常健康診断の中で会計年度任用職員の皆さん、人間ドックとか健康診断をしているのですけれども、その中でフォローが必要な方、引っかかった職員をフォローしていく、配慮していく業務になっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。それぞれ対象も人数、8番の方が何名、9番だったら何名かというところを伺ってもよろしいですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 お答えいたします。8番の事業の対象人数は約400名でございます。

○宮城政司 委員 別々で言ったほうがいいですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今日は8番のみだと私認識しておりまして、9番の学校職員の部分のものが、ちょっと今資料がなくて、ちょっと対象人数、すぐにはお答えがちょっとできない状況です。

○宮城政司 委員 ちょっと休憩いいですか。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後1時33分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後1時33分）

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。後で人数は資料などで教えていただくとして、9番に関しては、では伺いたいのは、学校職員という表記の内容を把握したかった。これは学校で事務事業されている教員以外の人たちという意味なのか。教員も含めた人数なのか。数字は要らないです。定義を確認させてください。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。9番の学校職員という括弧書きの事業につきましては教職員になります。先ほど事務とか、市費とか、市で雇っている部分については、8番のものになります。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということは、9番の学校職員というのは、ほぼ教員が対象ということで合っていますか。

○指導部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最初のほうで確認したのですけれども、健康診断とか、人間ドックとかを受けて要チェック、引っかかった場合に産業医の面談等があると思うのですけれども、ストレスチ

チェックとか、メンタルヘルスのなところも、ここの事業の対象範囲になっているのですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 メンタルの部分につきましては、こちらの予算ではなく、8番につきましては人事課の予算の中でメンタルの相談はやっていることになります。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 9番につきましては、ストレスチェック委託料も、この事業の中で行っております。教員に関しましては、この事業の中で精神の部分と内科的なものにも併せて産業医と臨床心理士で対応しています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。臨床心理士というところの違いが出ているのは、今おっしゃったとおり教育委員会の職員に関しては市のほうでということで、学校の先生方に関しては、こちらでストレスチェックとか、メンタルケアといいますか、をされていることですね。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 何名が令和5年度で、この臨床心理士に相談というか、カウンセリングの実績を伺いたいです。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。令和5年度の臨床心理士への相談件数ですけれども、面談件数となります。18件となっております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 報道等でも、よく御存じだと思うのですが、県内の教員の方のメンタルヘルスといえますか精神的なもので、長期休養されている方が全国1位どころか、全国平均と比べても、かなり多いという結果があったので、今の18人は母数がお答えできないということだったので、どうなのかというのはあるのですが、すみません。これまでの毎年の予算は、ちょっと覚えていないのですが、決算も。費用ってどうやって決まっているのか、伺いたいです。恐らく僕は、人数が何人いたら、それに対して産業医とか、臨床心理士、何名というのが法律的に決まっていて、その配置をされているのかなと思うのですが、人数が何名かということと、その根拠を伺っていいですか。ごめんなさい。9番の話だけでいいです。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。今、この決算の中では、内科と精神科の産業医に委託しておりまして、月額委託料と、報酬ですね、それと内科と精神科、お二人の12か月を計上しております。その根拠としましては、私のほう、ちょっと資料の手持ちがなくて、何名に対して何名必要というのが、ちょっと今、手元になくて申し訳ないのですが、決算額の計上の仕方については、月額幾らという形で内科と精神科で計上されているところでございます。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この産業医が内科、精神科ということだったので、人数が増えれば、より受けやすくなるかというのは、ちょっと分からないところがあるのですが、受け

やすい環境だったり、もしくは強制的に面談を受けなくてはいけない仕組みづくりというものが必要だと思っているのですけれども、そういった環境づくりとか、この事業で取り組まれていますか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和6年度になりますけれども、令和5年度は産業医2人ということになりますけれども、令和6年に関しましては、5名の産業医を専任として契約して、委託契約をしております、それぞれ2か月に1回は産業医が各学校を回って、5名で巡回して相談を受けている状況と伺っております。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、令和6年度は、今より、よりよくしようということで、そういう動きだったと思うのですけれども、令和5年度に関しては、そういった動きはできていなかったというか、それまでどおり対応、2名で対応されたのか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 令和5年度につきましては、2名で巡回して相談を受けていたということになっています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 多分全員それぞれ事情が違ってくるものだと思うのですけれども、やはり傾向と対策というのは、教育委員会が把握すべきかなと思っているのですけれども、そういった情報共有はできるものですか。もしかしたら個人情報でできないのか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。指導課のほうに保健師の会計年度任用職員が1人配置されておりますので、この保健師がいろいろな学校から上がってくる相談事とかを伺って、それを産業医とか、心理士につなげるという流れになっています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、メンタル的な疾患で休まれる方々の傾向というのは情報収集できているということですか。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 先ほど心理士の相談件数、年内件数は18件ということでお答えしましたけれども、その中には既にお休みされている方とか、あと復職後のケアとか、あとは休職中の方とか、あとは通院されている方、またほかの突発的な相談とかのケースも含まれている形になります。

あと、産業医のほうも精神科のほうは20件の面談件数ということで、これも復職後のケアですね。あとは、時間外が長い職員に関して、ちょっと相談を受けるという内容になっています。

○石川慶 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今日は答弁いただけなかったのですけれども、恐らく制度的なものがあって、この人数、この予算は決まってくるのかなと思うのですけれども、産業医でしたり、臨床心理士の皆さん、プロだと思うので、そちらに頼るのは、すごく大事だと思うのですけれども、教育委員会の中で教員の皆さん、8番でいうと教育委員会の職員の皆さんもそうなのだけれども、やはりその思いとかを、しっかりと受け止めて、コミュニケーションを取っていただくというのをやっていただきたいと思うのです。そうすることで、今、医師を増やしているというのは、すごく大事だと思うのですけれども、何が原因かというのを突き止めないと、医者が増えたところで、対応にしかなくて、そもそもの根本の原因

改善につながらないかなと思って、この辺りの事業で、ぜひそういった取組もしていただきたいと思います。
多分令和5年度は、今の答弁だと、やっている分はあるかもしれないけれども、まだ足りない部分はあるかなと思うので、今後につなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 では、進めてもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では進めましょうね。

続いて、10款6項3目、給食センター維持管理費についてです。質疑のある方は挙手にてお願いします。
伊波一男委員。

○伊波一男 委員 資料を5年分いただきました。追加資料について少し説明をもらいたいなど。この残量は相当な量だなというのが、市民が見てもびっくりするのではないかな。9,000名、1万人近くの児童生徒の食事で残量が出ていると思います。特に令和元年と比べても27トン増えている。そのときの金額が令和元年度117トンで188万円の処理費、それが結構相当な金額まで膨れ上がっているのですけれども、まずこれもありますが、なぜこんなにたくさん生ごみが出るのですか。どういうふうな分析をされていますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。まず、令和元年度のコストについてなのですが、こちらちょっと大分低くなっているのですけれども、こちらはちょっと回収の方法が年度途中で、令和2年1月から今の業者さんに替わりまして、令和元年4月から12月までは、現在は、昨日も説明申し上げましたけれども、リサイクル業者さんが回収しているのですけれども、令和元年12月までは一般の養豚を営まれている方のほうに引き取りしてもらっていたということで、単価のほうは全然違う形になっております。

そのときちょっと養豚業者さんの引取りが、ちょっと豚コレラ等の被害もあって、ちょっとできないというふうになってしまって、そのときに環境対策課と調整をして、このリサイクルの業者さんがいらっしゃるということで、令和2年1月から現在の業者さんが回収をしております。

残量につきましては、実際のところ、検証等ははしてございません。今、委員おっしゃるように1万人程度の給食を提供させていただいているのですけれども、令和元年度から令和4年度ぐらいまでは、コロナ等もございまして、なかなか食育指導等も難しいところだったのですけれども、令和5年度と令和6年度、コロナも終わって、食育の授業をしたり、保護者に対しても食品ロスがないような形で取り組みましょうという形で周知はしているところなのですけれども、検証としては、特にしておりません。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 残念だなと思います。144トンといたら、1トン車が144台ですよ。大変なことになっていますよ。144トン年間捨てられているというのをもっと意識したほうがいい。これは給食費値上げとかという話をしたら、もっと多くなりますよ。144トン捨てている。令和7年度170トン捨てている。これはちょっとどうなのですか。これ検証は必要ではないですか。当たり前と思わないほうがいい。これは市民が聞いたらびっくりしますよ。

特に教育現場の先生方ももっと意識してもらいたいというのものもあるし、これは何か配送の仕方がおかしいのですか。大量に送り込んでいるのですか、人数分より多めに。各小学校、中学校に配送しているのか。だから、食べ切れなくて余るのか。どんなのですか。ちょっとこれはなかなか市民に説明できない。144トン捨て

ているのですよ。これは言えますか。なぜですかといったら、いや、検証していませんって通りませんよ。ちょっと説明してくれますか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ありがとうございます。給食につきましては、これは昨日申し上げた食数で、在籍数で毎日作っております。欠席等の場合は残量になると思うのですが、こちらにつきましては、学校現場のほうで、やはり協力も必要かと思っておりますので、食事が多様化する中、なかなか前みたいに完食しなさいというような指導はなかなか難しいというふうに聞いておりますが、給食センターとしては、県の栄養士がおりまして、県の栄養士のほうで、コロナが終わったら、後から学校に行って、児童生徒に食の大事さというのを教えていっていますし、PTAの皆さんであったり、試食会等行いながら、給食の大切さというのを周知はしてきているところなのですけれども、なかなか今のような状況になっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 こういうお話を今聞いて、納得しましたでは通らないと思いませんか。家でこんなに残したら怒るでしょう。食べ物がこんなに捨てられるのに給食費を値上げするとか、そういうお話もできないでしょう、これは。144トン捨てて、あなたたちは何しているのかと。去年170トンも捨てていて、大変なことになりますよ。170トンですよ、去年は。

(「17トンではなくて170トン、数字間違っていない」という者あり)

○伊波一男 委員 17トンではないですよね。間違っていますか。これは14トンですか。これは1,000 kilogramsが1トンでしょう。

(何事かという者あり)

○石川慶 委員長 今、質疑中ですので。

○伊波一男 委員 キログラム自体も合っているわけだから、144トンでしょう、処分したのが。ということ捨てているのですよと、生ごみとして処理しているのですよということを、これは議員は追求しなかったの、指摘しなかったのということで、今回呼んだのです、もう一度。これは指摘をしておかないと、これはちょっと恥ずかしいなど。何か見ただけなのとなるとまずいので、今日また聞かせていただきましたけれども、何かできないのですか。目の前に市民がいて、保護者がいて、これだけ捨てています。もしくは一般の方々がいて、年間144トン捨てています。今年はもっと増える予定です。それに向けて減量するための食育の取組をもっと意識していくように今から検討を始めたいとか、そういうことが大事ではないの。これちょっと答弁もらいたい。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 御意見ありがとうございます。給食センターとしては、この学校給食のほうで学校給食の栄養基準というのがございまして、そちらに基づいて人数分の食数を掛けて児童生徒に出している形になりますので、なかなか減らすということは難しいと思います。学校現場のほうで、やはり指導等も含めながら、児童生徒に御理解をしていただきながら、御家庭の状況等もあると思いますので、御家庭でも周知というか、食品ロスは少なくしていきましょうみたいなことの周知に努めていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 食事を減らしなさいとは言っていない。しっかり食べてもらうための食育をもっとやるべきではないのということを言っています。食事を減らしたら怒られますよ。食べる、食べないは、小学生、

中学生の児童生徒のほうが考えることなのだけれども、食べ物の大事さがちゃんと伝わっていないというのがあるのかなと思ったから、今指摘しているのですよ。

これについて、やはり委員会での話し合いはないのですか、これだけ残量が出ているのですよという。どうぞ、あれば。ないならいい。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。委員御指摘については、本当に教育委員会としても問題視しているところでございます。昨今、物価高騰によって、やはり食材、栄養価を満たす献立をつくらないといけないということで、県の栄養士も毎日苦労されているところでございます。物価高騰によって食材もなかなか調達できにくい、いろいろ工夫してやっているところでございますけれども、味は落とさず、質も落とさず取り組んでいるところでございます。その中で残量がずっとあるというところが、私どもちょっと子供に対して食の大切さ、食べることの喜びというか、楽しみというか、もうちょっと視覚も通してやっていかないとけないなというのは感じているところでございます。

取組はしていないかというところでは、そうではなくて、やはり栄養指導ですね、学校に出向いて、見た目で、こういうのを食べたら、こんなどろどろの血になるよとか、血液の状態、血管の状態、目に見えるような感じで、講義というか、講習というか、授業も行ってございます。そういうところでも、地道にやはり子供たちの食の大切さを教えていくことは大事だと考えております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 味つけしてやらないと確かに食べません。そういうことを聞いているのではないのです。食べるための、もっとレベルを上げるべきではないのと。味つけしなさい、量を減らしなさいということを行っているのではなくて、いかに食べてもらって、しっかり成長してもらいたい、そのための栄養士を置くのですよ。栄養のための、ちゃんと栄養士さんがついて作っているのだから、食育をしっかりやってもらいたいというのと、もう一つ思うのだけれども、本当に毎年600万円、700万円の処理費を出しますよね。これは、いつまでもこれでいいの。逆にはごろも学校給食センターとか、敷地は大きいではないですか。宜野湾学校給食センターは、ちょっと小さいかもしれませんが、向こうが大きかったら、生ごみ処理機に入れて、直にやって、これをまた肥料にして、各学校に配ったほうがいいのではないの。

簡単に言うけれども、昔、伊波洋一市長のときに志真志小学校に入れたではないですか。でも、半年ももたなかったですよ、200万円かけてやったのに。でも、やろうと思えばできると思うのです。だから、問題は、食べ物をこんなに残す、また処理するのに何百万もかかっています。これは20年、もっと続くかもしれませんと言われたら、設備をしっかり造って、宜野湾市でしっかり各小学校の花壇の全部肥料まで作れるぐらいやればいいのではないのと。それでできるのではないのと。144トンというのが、ちょっと指摘しておかないと、後で市民から聞かれて、議員は何もやっていないのかと言われても、これは苦言になりますけれども、これは今後このままずっといく予定ですか。それとも行政として、もっと費用対効果をつくるための何か工夫すべきではないの。生ごみ処理機を入れて自分でやる。そして、1,000万円だとしても、2か年ぐらいで元は取れるでしょう。そんな感じで考えていったほうがいいのではないの、真剣に。このリサイクル業者が潰れたら業者探さないといけない。また高値になる。大変なことになるのではないかなと思うのですけれども、これも検討の必要があると思いますよ。まずは、生ごみ処理機を入れなさいというよりは、しっかりと食育を徹底してやっていき、今年度はまだ分かりませんが、次年度は今年度よりさらに減らすという

目標を立てるぐらい頑張っていたきたいかなと思います。その点もう一度お聞きします。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ありがとうございます。この回収処理方法については、ちょっと調査研究等もしていきたいと思っております。なかなか残量の目標というのも立てることはなかなか難しい状況だとは思いますが、私たちとしては、しっかり安心安全な給食を毎日提供しまして、給食センターによる栄養士と学校にいる先生たちと協力しながら、今、次長もおっしゃっていましたが、地道な努力をされていて、ちょっと結果が出ていくのかなと思っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 最後に、今、給食の時間は短いですね。これに対して、早く放り込めと、学校の先生方も早く食べて、次の授業よということで、残っているのを止めさせても、食育という大事な食事の時間、子供たちが一緒に触れ合いながら食べている時間を相当日本の国は短いのですよ。これは見直しが本当に必要で、あと10分あれば、もっと完食しますよ。これはちょっと話合いしたほうがいいよ。144トン指摘されたよと。これはちょっと教育長も、現場を見ている先生方から、誰が見ても時間が短い。準備して食べるまでに20分以内に終わらないといけない。これは短過ぎる。

だから、本当は、これも市民が見たら怒りますよ、誰が見ても。準備してから、子供たちの食べるスピードは全部違う。早い子は放り込む、遅い子はゆっくりかむ。食べない子は選びながら食べる。しかしながら、時間があれば完食できるというふうに私は思っているのです。

これも併せて、しっかり時間というのは、あれは各学校で変えていいの、教育委員会で。各教育委員会で食事の時間というのを今より長くしたりしたら文科省から怒られるの。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。今ちょっとはっきりした資料、手持ちにないのですけれども、市ごとに、これだけは授業しなさいという時間については……

○伊波一男 委員 ありますよね。

○指導部次長 はい。その中でやっていくというか、時間の配分になってございます。この辺はまた教育委員会として、考えていきたいと思えます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これも本当に食事の時間、食育の教育、さらにはいかに生ごみを減らす、残量、これを市民に見せてごらん、怒りますよ。学校現場は144トン捨てているのですよと。さらに、捨てるのに700万円もかかっているのですよと。これは常識的には、今までもっと聞けばよかったなど。ぜひとも今言った苦言もたくさんありますから、見直しもしてもらいながらお願いしたいと思えます。どうぞほかの方、続けてください。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 関連するのですけれども、私の認識不足、学校現場での感覚が、確認したいのですけれども、先ほど児童生徒に完食を促すのは、なかなか難しいというふうに御答弁なさっていたのですけれども、私の認識では、私も学校をよく訪問するのですけれども、学校の先生方は、給食を完食するために指導している方は多いのです。今の答弁の中で、完食を促すことは、なかなか難しいということは、どういうことなのか。教育することが難しいということなのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。私が申し上げたのは、ちょっと聞いた話で、正確な話ではなかったかもしれません。その辺は申し訳ありません。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 無理やり全部食べなさいということは駄目だと思うのです。私ある学校の先生の実組で、1年間、このクラスは完食しましたよと。私、これは学校呼ばれて、クラスを表彰して、頑張ったねと、この子供たちも、みんなで頑張ろう、頑張ろうといって、フードロスの取組について、この先生がフードロスについて、地域の皆様も含めて説明している節があったのです。なので、これは学校単位の管理者の皆様方で取組が違うのか。それとも教育委員会全体としてフードロスに取り組んでいる中で、各学校の管理者によってばらばらな状況があるのかどうかだけ確認させてください。

○石川慶 委員長 指導部次長。

○指導部次長 お答えいたします。委員おっしゃるように年間完食したと、クラスごとに表彰とか、学校でも表彰しているというのは、私も聞いたところなのですが、先ほど所長が言ったことに関しましては、県外で、無理やり食べさせたことによってアレルギーの子供が発疹とか、そういう部分の事故があったと、ちょっと記憶に残っているところでして、アレルギー対応の給食は行っているところですが、全部が全部対応できているところまではいっていないところがありまして、やはりできれば本当にフードロスに力を入れていきたいところではあるのですが、そこまで強制的にということ、今はちょっと厳しいというニュアンスの所長の答弁だったと思います。クラスによっては、やはり学校で担任とかの実組の差は出てきているかなというのは、ちょっと認識しております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 統一的な見解があるのであれば、また改めて、取り組まれると処理委託料を減らせるのかなと思います。

もう一点、よろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上里広幸 委員 学校給食法の話はなされたのですが、約1万人の方、これ先生方も含めてですね。対象で学校給食を提供なさっていますよね。1万人に対してどれぐらいの給食を作るということも学校給食法でうたわれているのですか。作る量です、作る量。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校給食の栄養の基準がございまして、量というのは、たんぱく質が何グラムであるとか、エネルギーが何キロカロリーぐらいが基準ですよ。ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、ビタミン、食物繊維等が、これぐらいが基準ですよというのが示されております。示されてはいるのですが、各地域の状況等で、ここら辺は取り組んでくださいということで、そういうところがございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 作る量とかが、限られているということで、制限がしっかりあって、今おっしゃった、たんぱく質とか、栄養価を含めると、この量が増えていくということでもよろしいですか。例えば1万人給食を作ります。提供していきます。1万人分作って、1万1,000人分とか作るのか。これも学校給食法で定められていますか。それとも各自治体でばらばらですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 基本的には、在籍する児童生徒には学校給食の提供に努めなければならないということで、学校給食法には定められております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは分量を減らすのは、量をどうしていくのか、作る量ですね。もちろん、1万人に提供しなければいけない。けれどもこれだけの残量が出ている。もちろん、職員にも必要です。これは作る側の分量とか、そういったところをトータル的に見て、この数字というのは、なかなか解決されていかないと思うのです。その辺の検討について、再度見解を聞いてよろしいでしょうか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ありがとうございます。すみません。給食センターでは、栄養士が日々給食費と栄養価を、給食費は幾らと決まっていますので、給食費から考えて、栄養をどういうふうに組み合わせたら一番いいだろうというのは、毎日、日々考えてメニューをつくっているところです。

給食センターとしては、完食するという前提で食数を作っていますので、なかなか量を減らすというのは難しいかとは思いますが、栄養士等も調整を図りながら、なかなか難しいところではあると考えております、減らすのは。しっかりと児童生徒の1回当たりの学校給食の栄養摂取の基準というのはあるので、それを満たす形で提供はしていくという形になっております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ちょっと認識がずれているという感じがして。私は量を減らしたほうがいいとは思っていないのです。作る側です。例えば100人分の給食を作ります。100人分のお弁当を作ります。学校を休む子たちもいます。それも加味して、もちろん100人分は準備しますよね。これを120人分とか、130人分の予備ストックの分とかを踏まえて提供する側は、この子たちに必ず提供できるような量を作っていると思うのです。私が言っているのは、この量なのです。子供たちが食べる量を減らせと言っているわけではないのです。この辺ちょっと認識が、答弁を聞いてずれていると感じたのですが、ストック分とかを踏まえて、改めてどの分が学校給食法に触れない程度に作る分量なのかということを検討なさったほうがいいのではないかなと。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 ありがとうございます。その辺りは給食費を預かっている立場でもありますので、日々栄養士を中心にしっかりと質を保つように、量もたくさん作り過ぎないようにという努力は、調整はしているつもりではありますけれども、また改めて委員のほうから今日お話もありましたので、また改めて確認したいと思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

(「ちょっと関連して」という者あり)

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 牛乳もありますよね。牛乳も1万人分毎回用意しているのですか。

○石川慶 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 アレルギーの方は除いて、基本的には全員分提供しております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

- 知念秀明 委員 余った牛乳はどうしているのですか。
- 石川慶 委員長 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長 余った牛乳につきましては、各学校において処分なりされていると認識しております。
- 石川慶 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 余った牛乳は、前みたいに持ち帰りというのは許されていないのかどうか、お聞きます。
- 石川慶 委員長 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長 学校給食センター法からは、衛生的な問題もあるので、しないでくださいという指導はしております。
- 石川慶 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 今分かればいいのですけれども、どれぐらい牛乳って余っているのですか。1日平均って大体あると思うのですけれども、それが分かれば教えてください。
- 石川慶 委員長 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長 こちらは現在の運用として、各学校のほうで管理等されていますので、給食センターでは、今データは持っておりません。
- 石川慶 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 教育委員会もどれぐらい学校で余っているかというのは把握されていないのか。
- 石川慶 委員長 教育部次長。
- 教育部次長 教育委員会でも把握しておりません。
- 石川慶 委員長 知念秀明委員。
- 知念秀明 委員 これは把握したほうがいいと思いますよ。年間どれぐらいの牛乳が破棄されているのか。なぜそうなるのかというのも1度調べておいて、今度また資料としていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 石川慶 委員長 教育部次長。
- 教育部次長 牛乳でよろしいですか。
- 知念秀明 委員 いいですよ。
- 石川慶 委員長 教育部次長。
- 教育部次長 学校に問い合わせで資料を提供します。
- 知念秀明 委員 お願いします。
- 石川慶 委員長 ほかは大丈夫ですか。進めていきましょうね。よろしいですね。

(「はい」という者あり)

- 石川慶 委員長 では、進めていきます。

では、続きまして、18款1項2目、ふるさと応援寄附、企業版ふるさと納税、普天間未来寄附金、クラウドファンディング、ふるさと納税返礼品についてであります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。すみません。担当職員が入ってくるそうですので、ちょっとお待ちください。

-
- 石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時15分)

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時17分）

○石川慶 委員長 引き続き、18款1項2目について質疑を許します。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 決算書の99ページから105ページにかけてのふるさと納税について質疑をさせてください。まず、ふるさと応援基金、企業版ふるさと応援基金、普天間未来基金、この3つの基金がありますよね。そこに加えてクラウドファンディングによる寄付の募りがありますね。そのことについて少し確認の意味で質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、その3つの基金があるのだけれども、寄附を募り、あるいはまたそれらの業務をされて、委託費というのがありますね。その委託事業者というのは、3基金を1者で管理をされているのか。それともふるさと応援基金、企業版ふるさと応援基金、普天間未来基金寄附、それぞれに委託費というのがある、委託事業者がそれを運営管理をしているのか。それからまず確認させてください。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。ただいまの御質疑、ふるさと応援寄附、企業版ふるさと応援寄附、普天間未来基金寄附について、それぞれの寄附の事務に関する委託の状況でございます。

まず、委託をして事務を行っているのはふるさと応援の事務でございます。企業版ふるさと応援寄附、それから普天間未来基金寄附については、担当課のほうで直接事務を行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よく分かりました。それでは、ふるさと応援寄附に対する、それは委託事業者が存在して委託契約をして運用してもらっていると思いますが、その事業者というのは、委託がスタートして、毎年委託事業者というのは、継続をされているのか、委託料について確認をさせてください。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 現在のふるさと応援寄附の委託事業者について御説明いたします。これまでふるさと応援寄附の推進事業に係る業務委託につきましては、令和5年度までは同一の事業者にて委託を続けておりました。

○上地安之 委員 令和4年度と令和5年度ね。

○企画政策担当主幹 これまでずっとです。スタートしたのが平成29年度からの委託だったと思いますが、これまでずっと同じ事業者のほうに委託を続けておりました。ただ、令和5年10月になるのですが、総務省のほうの返礼品の基準が厳格化をされました。その中で寄附の募集に係る経費を寄附額の50%以内に収めなければならないというふうに要件が非常に厳格化をされております。

それを受けまして、私たちのほうとしまして、この要件を生かした上で、このふるさと応援寄附の業務を行っていかなければならないということで、令和5年度にプロポーザルのほうを実施いたしております。その際は、昨年度の12月補正予算において3年間の債務負担行為を設定しまして、プロポーザルを実施したところ、3者の応募がございまして、それで審査した結果、現在新たな中間事業者、名称は株式会社アストラカンという会社でございまして、こちらを選定させていただきまして、現在この中間事業者のほうにふるさと応援寄附の推進事業の業務を行っていただいているところでございます。

○上地安之 委員 委託料は。

○企画政策担当主幹 委託料につきましては、この寄附額に応じた委託料というふうになります。今年度は寄附額6,500万円を目標額としておりますので、そのおよそ半分の額を委託料として歳出を組んでおりますが、基本的には寄附額に応じた委託料を支払うという内容になっております。

もう少し詳細に申し上げますと、この委託の内訳としまして、基本料委託手数料としては、寄附の受入額の10.15%を基本委託料としてお支払いをしております。そのほかにも、この委託業務の中には返礼品の調達、それから返礼品の送付まで全て含めておりますので、返礼品の調達費、また送料、それから寄附金の受領証明書の発送費用なども含めて委託をしておりますので、そういったもろもろの費用という形になっております。いわゆる単価契約に近いような、寄附額に応じた委託料の支払いという内容になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これもよく分かりました。これまでスタート段階においては、もちろん委託事業者は存在していたわけでしょう。それはどのような契約をされているのですか。それもプロポーザルでやったのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 私のほうでお話を聞いていますのは、当初スタート時、プロポーザルにおいて実施をして、JTB沖縄さんのほうが受託をして、それを平成29年度から令和5年度までは継続して委託して行っていたというふうに伺っております。委託内容としては、先ほど申し上げたとおり、返礼品の調達、送付、それから寄附金受領証明書の発送など、今の業務内容とあまり変わらないという状況でございますが、令和5年度にプロポーザルを行って、今年度から新しい事業者のほうに変更になったという状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみにその事業者の所在は、どちらですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 株式会社アストラカンは大阪のほうに会社がございます。ただ、沖縄のほうにも協力事業者という形で事業者の方がいらっしやいまして、その協力事業者と連携をして、またアストラカン様も月に1度は沖縄のほうにいらっしやいていただいておりますので、そこで毎月の進捗状況、それから問題点の洗い出しなど、調整はさせていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 委託契約までの経緯については、大体理解をいたしました。

また、後ほどその件も質疑をやりますけれども、もう一方、直営されている、委託ではなくて、これは基地政策部でやられているのだろうね、恐らく。企業版ふるさと応援、普天間未来基金寄附ね。それはある意味、委託はされていませんよね。それはどこの部署で担当されているのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 御質疑にお答えいたします。普天間未来基金寄附金につきましては、基地政策部のほうで事務を行っております、自前で事務を行っております。委託は行っておりません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちなみに企業版ふるさと応援寄附は、どちらですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 企業版ふるさと応援寄附の事業については企画部企画政策課で行っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これは包含するというわけにはいかないのですか。要するに今聞いたら、3つの寄附基金がある中で、1つについては外部委託をされています。運営そのものの、返礼品から全て担ってもらっている。ところが、企業版ふるさと応援寄附、普天間未来基金寄附については、企画部であり、基地政策部で業務を進めているわけ。これは、それぞれ基地政策部であり、企画部で進めていかななくてはならない、委託をするというのが不都合であるのか、それをちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 私のほうから企業版ふるさと応援寄附について御説明いたします。ふるさと応援寄附と大きな一番の違いといいますのは、ふるさと応援寄附は個人の寄附であるのに対し、企業版ふるさと応援寄附は企業、法人を対象とした寄附でございます。確かにこの企業版ふるさと応援寄附については、国が認定をした地方公共団体の地方創生、いわゆる地域再生計画、私たちのほうでは総合戦略という形で策定しておりますが、この総合戦略に基づいた施策に対する寄附を受け付けるというものになっております。そのため、担当部署としては、地域再生計画、総合戦略を担っている企画政策課で担うべき業務だと考えております。

また、その業務が委託になじむかどうかというところでございますが、まず個人版のふるさと応援寄附につきましても、やはり返礼品の分量、年間を通しますと、相当な数となります。寄附の件数も何千件という非常に膨大な数になりますので、やはりこれは委託をして実施することが、より効果的であるというふうに考えております。また、その返礼品の開発、商品開発のノウハウという面からも、やはり個人版のふるさと応援寄附については、委託をするほうが効果的だと考えております。

これに対して企業版ふるさと応援寄附につきましても、先ほど申し上げました、私たちのほうで作成をした、総合戦略の各基本目標、施策に、寄附をしていただいたものにたいして、またその寄附を活用していくところでございますので、事業者に委託をするという形ではなく、直接私たちのほうで、しっかり企業の皆様に内容を御説明した上で寄附を募っていくのが一番効果的な方法ではないかというふうに考えております。

また、普天間未来基金につきましても、条例のほうでも目的が定められておりますので、条例のほうには、本市の駐留軍用地の返還後の跡地利用に向けて、将来の財政需要に供えるとともに、返還後の跡地利用を見据えた取組と本市の未来を担う人材の育成、これの財源とするために基金が設置されておりますので、その趣旨を理解していただくためには、直接職員のほうで説明をし、事務を行っていくことから、適切ではないかなと。基地政策部の関係ではございますが、条例上の定義からすると、そうではないかなというふうに考えています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基地政策部からまとめて答弁いただきました。ありがとうございます。基地政策部、企画部で担当している寄附については、同様に返礼品は存在するのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 私のほうで御説明いたします。まず、企業版ふるさと応援寄附について返礼品はございません。普天間未来基金につきましても、これは2つ受け方がございまして、まず1つは普天間未来寄附金として直接基地政策部のほうで受けていただく方法でございます。これは予算書上は普天間未来寄附金と

して直接受けるような形でございますが、もう一つの受け方は、ふるさと応援寄附として寄附者の方に、これは条例にございます、ふるさと応援寄附条例第2条第1項第5号にある基地跡地利用の推進に関する事業、また第6号、市長が必要と認める事業の中に駐留軍用地利用の推進に向けた、宜野湾市の未来を担う人材育成に関する事業、この2つの目的がございまして、そこに寄附をしていただいた場合は、その分を普天間未来基金のほうに積み立てる。ふるさと応援基金ではなくて普天間未来基金のほうに積立てを行って、また基地政策部のほうから該当する事業に基金を繰り入れるという形で事業を行っておりますので、2つの受け方がございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それぞれの寄附の役割、目的というのは、大体今の内容で説明をいただきました。

そこで、返礼品なのだけでも、今回の決算で返礼品の上位10位の資料の提出をいただきました。その返礼品の登録事業者というのは、何社、何企業あるのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 この返礼品の登録事業者数でございますが、まず令和5年度末の時点では42事業者、返礼品185商品ございました。現在なのですが、4月から新しい事業者に替わったことによりまして、また一からのスタートと。事業者の登録及び返礼品の登録も一からのスタートということで、現在、今目下、事業者の登録と返礼品の開発に取り組んでいただいているところでありますが、現在の今時点の数字が、ちょっと正確なものはないのですが、品数としては約120から130品ぐらいだと思います。事業者数だと、ちょっとすみません。手元に事業者数の資料がなくて、およそ30社ぐらい、30事業者ぐらいあったかと思います。まだ昨年度末の事業者というのは、まだ届いておりませんので、そこはしっかり中間事業者のほうと連携して、今後も登録事業者数を増やしていきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 クラウドファンディングについて質疑をさせていただきます。ある意味、目的がありますよね、それは。普天間飛行場周辺まちづくり事業と大きく関係していますね。最終的には、そのまちづくり事業の一環として、そこに目的とする施設を完備していく。

そのクラウドファンディングの寄附の状況というのは、確かに推移というのは見させてもらっています。ところが、これは修繕費用というのは、幾ら見込んでいるか分かりますよね、修繕費用は。その計画から見て、あまりにも乖離があり過ぎるわけ。これは一向に進みませんよ。修繕費用に何億かかると言われているわけよ。ところが、クラウドファンディングで沖縄平和祈念像原型復活事業、全然計画と乖離があり過ぎるわけ。刻々とまちづくり事業は進んでいるのですよ。そのケースからすると、まちづくり事業は済んだ。箱はできた。中身に入ってくるのが、数年後にしかない。事業関連性も非常に乏しいということを目に見えるわけ。言っていることは分かりますか。

それがまちづくり事業と別の事業であれば、それは時間も余裕的なものがあって、刻々と進めながら、それは完成を待つということが出来るかもしれないけれども、まちづくり事業と連携をする中で、寄附を募っているにもかかわらず300万円、年間200万円だとか、100万円だとかというペースなのですよ。それは原型復活はできないわけ。それも気になってしょうがなかった。それはどうなのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 御質疑にお答えいたします。資料37—1、そこを見ていただければと思います。資料

37—1のほうにG C F（沖縄平和祈念像原型復活事業）の年度ごとの寄附金が出ております。確かに上地委員のおっしゃるとおり、G C Fとして受けている自体は、年間200万円から100万円というような状況でございます。

ただしでございますが、ふるさと応援寄附のその他市長が認めるの中に市長にお任せというメニューがございます、そこに沖縄平和祈念像原型復活事業がメニューとしてございます。ふるさと応援寄附としましては、こちらのほうも寄附者の方に選んで寄附をしていただくことができるという状況になっておりまして、こちらのほうも合わせますと、今手元に資料がないので、大変恐縮ですが、数千万円程度の残高、積立てがございます。沖縄平和祈念像原型復活事業につきましては、委員御指摘のとおり、かなり財源が必要であります、先ほど申し上げたとおりふるさと応援寄附として受けた寄附額も数千万円程度積立てがありますので、本年度の令和6年度当初予算のほうでは、この原型像の復活事業のために、こちら基金のほうから1,100万円の繰入れを行っております。今後も復活事業に一定程度の財源は必要になってまいりますので、年次的に基金の残高を見ながら、この寄附の活用、基金の繰入れのほうも行っていきたいというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 市長が認めるものについて、確かにその財源に回すことはできる。そして、何千万円という説明があったけれども、その原型を復活させるためのお金が、どれぐらいかかるか、今分かりますか。それは皆さん方、取組をされていますよ。クラウドファンディングで200万円、100万円、少ないではないかと、分かりますよ。ふるさと応援寄附の中で、市長が特に認めるものについては、幾らでもそこから財源移譲ができる。1,100万円積み立てしてよと。それも十分理解しています。

ところが、その金では全く間に合わないわけよ。何億かかると言われていますか。それは出口は持っていたほうがいいですよ、出口は。何億と言われているわけ。しかも、まちづくり事業の市の普天満宮の周辺に對する、そのまちづくり事業と一体とした事業からすると、かなり遅れてくるよということを指摘せざるを得ないわけ。原型復活事業に伴う内金というのは5億円だとも言われているわけよ。そういうふうに言われているのですよ。見てくださいよ、実績はそういった実績で、来年、再来年にはまちづくり事業、ここまでかなり事業は進んでいきますよ。ですから、それは念頭に置いた上で、せっかく目的、寄附を、クラウドファンディングを立ち上げてやるぐらいであれば、その事業が達成できるように進めてもらいたいと思います。

それから、返礼品のお話をしましょうね。返礼品については、事業については資料をいただきました。それは寄附をする方が返礼品を希望するものについては、それはそれでいいかもしれません。しかし、登録されている事業者というのは、登録された事業者というのは、返礼品として返礼の実績というのは状況どうなのですか。返礼品の登録された事業者というのは、返礼品として、実績として、その事業者、あるいはまたその品々というのは、返礼品として、全て対応されていますか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えをいたします。ちょっと詳細な今データが手元になくて、お答えはちょっと難しいのですが、登録していただいた事業者の方には、基本的には何らかの返礼品のほうは登録をしているものというふうに思います。ただ、もしかすると、まだ返礼品のほう登録が、まだ開発ができていないというものもある可能性もございますが、そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 要するに登録された事業者が、返礼品として実績を上げられるように満遍なくしてもらいたいという話ですよ。それは寄附者そのものというのは限定されているわけ。ところが、返礼品の品にこだわりませんよというものについては、委託事業者、あるいは皆さん方が、その返礼品については選定しているわけ。しているのですよ。ですから、これは満遍なく市内の事業者、あるいはまた返礼品として登録されたものについては配慮してください、ということであります。

○**石川慶 委員長** 企画政策担当主幹。

○**企画政策担当主幹** 御提言ありがとうございます。今登録されている事業者の方々の返礼品につきましては、いわゆるポータルサイトといいまして、このふるさと応援寄附の返礼品を扱うポータルサイト、ホームページのほうで掲載されております。全ての事業者の方の返礼品が満遍なく出るようにという御提言でございますので、こちらのほうは今委託している中間事業者のほうとも相談、調整いたしまして、特集を組むなり、広告を打つなりといった方法を工夫しまして、なるべく多くの返礼品が寄附者の方に選ばれるように取り組んでまいりたいと考えています。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** ぜひともそれも配慮してあげたほうがいいですよ。登録をされたにもかかわらず、なかなか声のかからない、あるいはまた返礼品を特別希望しないものについては、それは配慮して、登録事業者が満遍なく循環できるようなシステムを構築してもらいたいということでもあります。少しそれも確認したら、声がかかっていないところも存在するわけ。では、何のために登録事業者を登録させているかということでもありますから、そこら辺しっかり配慮した上で寄附行為と、それとまた返礼品の方々の実績が、満遍なく対応していただきたいなということでもあります。その件については以上です。ありがとうございます。

○**石川慶 委員長** 以上ですね。

○**上地安之 委員** もうちょっといいですか。

○**石川慶 委員長** 大丈夫ですよ。

○**上地安之 委員** その件は終わりです。今回、私、決算審査を見る上で、毎年行っている予算編成方針、あるいはまた財政収支見通し計画、あるいはまた予算の執行状況を見る中で一番感じたのがあるのです。それは昨日も申し上げましたとおり、収入未済額が断然に多い。それは当初予算に550億円余り、540億円余り予算を計上して補正予算を、年度途中の補正予算を入れて決算は600億円ある。そして、収入済額が出てきて、収入済額以外の未済額が、これは54億円、54億円ですよ、未済額が。

これは、その時点で、あるいはまた繰越明許費、翌年度に繰り越す、収入未済額42億円なのだな、42億円か。翌年度繰越し54億円、前年度28億円、倍ですよ、倍。そうすると、もう明らかにはっきりしているのは、市民サービスが停滞する。予算が執行できなかったということは、市民サービスの提供が、これは停滞したということですよ。まずは市民サービスを停滞させないために、しっかりした予算の確保をして事業を執行していく、こういう姿が一番なのですよ、一番。

それからすると、基本的な考え方からすると、対前年度と比較してもあまりにも突出をした決算だなという思いをしました。いろいろな理由があるかもしれない。例えば生活保護費の扶助費を見ても、それも国庫返納額がこんなに返納しないといけないのというのも目についてくるし、ですからそれを改善するための一つの提起として、これは申し上げますけれども、まずは適正な職員の配置、それをやるべきだと思います。これは生活保護費においてもケースワーカーの近年にわたる採用、それが功を奏しているのですよ。もう悲

鳴を上げていたはずですよ。これはケースワーカーというのは公務員でないと実施できないわけ。会計年度任用職員ではできない。委託もできないのですよ、それは。ケアマネジャーと違って委託もできない、法律上。公務員が直接やらないといけない。だから、職員の配置をしっかり対応しないといけない。それは配置状況についても、それは数値を見てみますと、内訳を見てみますと、この近年、かなり急速に対応されていますよ。ようやくスタートラインに立ったような感じですよ。ですから、そういった状況をやはり大切にもraitたいなど。この決算というのは、出てきたのは、まさにこれが目についてしようがなかった。ぜひとも対応していただきたいと思います。

そこで、それでは財政状況はどうなっているかということですよ。10市と比較して財政状況はどうなっているかですよ。財政状況についても、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、ラスパイレス指数、どれを見ても、財政課長、どれを見ても11市の中で悪いというような数字ではないわけ。それをちょっと説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。財政状況の説明でございます。まず、実質公債費比率、要は財政健全化、その中で挙げられる実質公債費比率については、近年、標準財政規模、我々における一般的な市税であったり、普通交付税を加えた額と規模が大きくなってきておりますので、そこに対する元利償還金の額の割合というのが年々下がってきている状況でございます。ということは、こういった元利償還金、我々の財力に対する金額の割合が減ってきているということになるので、こちらは適正な範囲内ということで、市内11市で見ても上から5番目ということで、御指摘のとおりでございます。

また、財政力指数、こちらも基準財政需要額に対して基準財政収入額が、どれぐらい離れているかというところに対しても0.65で、11市の中で上から3番目ということで、こちらもかなり財政力指数としてはいい数字が出ている状況でございます。

また、ラスパイレス指数における95.1ということで、下から2番目ということで、かなり低い金額で頑張っていたいただいているなと思います。

経常収支比率が令和5年度は少し上がってしましまして、こちらは国保特会のほうが、県に対する納付金の増などがございましたので、大幅な増がございましたので、令和5年度は少し悪化しております、全体で8番目という形になってございますが、全体的に見ると、確かに御指摘のとおり悪い数字ではなくて、ある程度11市の中でもいいほうの数字になっているかなというのが令和5年度の決算状況でございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ですから、裏づけと根拠となり得る財政状況、本市の。10市と比較しても全然悪くないわけ。財政規模から見ると、どうしても職員の適正配置であるだろうかというのを言わざるを得ないわけ。ぜひともそれを配慮した上で、まずは収入未済額を出さない、不用額を出さない、翌年度繰越額を抑えていく、もう倍増ですよ。それは職員はある意味、悲鳴を上げているのではないかなと。だから、時間外も経常事業も目標値の10%を掲げているにもかかわらず4%増えている。こんな話、ないではないですか。そこに目をつけないことには市民サービス、未済額も縮減できませんよ。繰り越しにも大きく影響は出ているはずですよ。そこら辺を総合的に配慮した上で、ぜひとも全ての事業というのは市民サービスですよ。市民サービスを執行できなかったということですよ、それは。予算は足りなくなった。事業は執行できなかったとい

う数字が出ているわけ。ぜひともそれを対応して未済額を減らしていく、滞納繰越額を減らしていく、そのように頑張っていたきたいなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では、本日、皆様のほうから質疑のほうも、最後の財政状況まで、全て滞りなく終了いたしました。一旦休憩いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時55分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後2時57分）

○石川慶 委員長 お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午後2時57分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午後3時15分）

○石川慶 委員長 続いて、本件に対する討論を行います。まず、反対の討論を許します。我如古盛英員。

○我如古盛英 委員 委員長、座っていいですかね。

○石川慶 委員長 はい。

○我如古盛英 委員 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず、8款3項5目、わかたけ公園水質改善事業の委託料についてなのですが、それと10款6項1目のフッ化物洗口推進事業について、当初予算で申し上げましたとおり、これについては、なお研究、あるいは考慮が必要ということで、予算組替えをした経緯がございますので、その後私たちもそれについて研究調査をしたのですが、今回の決算書の審査の過程で、まだなお納得いかない点がありますので、主にこれについて原因で反対の討論といたします。以上です。

○石川慶 委員長 次に、賛成の討論を許します。宮城克委員。

○宮城克 委員 令和5年度宜野湾市一般会計歳入歳出の決算、4日間みっちりといろいろと質疑、そして応答ということで終えております。

（何事かいう者あり）

○宮城克 委員 4日間ですね。この決算書、特別会計も併せてのページ総数521ページ、今回は各委員から約101項目ですね、101ページの資料も請求して、当局のほうもしっかりと提出のほうがなされております。具体的なもの、特に何とはありませんが、相互の理解があった上で質疑応答がなされた有意義な4日間だったというふうに感じております。

また、いろいろと細かい資料の請求のほうも各委員の手元に出ていますし、認めるべきところは認め、是正するところは当局もしっかりと是正をしていくとの答弁もなされておりますし、様々な分野ですばらしい成果を上げているものだというふうに理解をしたところでありますので、今回の令和5年度宜野湾市一般会

計歳入歳出決算の認定に関しては、認定すべきものだというふうなことで討論させていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 では次に、反対の討論を許します。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 では次に、賛成の討論を許します。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。

(「委員長」という者あり)

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時18分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時49分)

○石川慶 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより認定第1号を挙手により採決いたします。本件については認定すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○石川慶 委員長 賛成多数であります。よって、本件は認定されました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時50分)

○石川慶 委員長 以上をもちまして案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後3時50分)